証券コード：6697

Techpoint

テックポイント・インク
臨時株主総会
招集通知及び
株主総会参考書類

臨時株主総会

2025年５月２日

目次

ＪＤＲの議決権行使等指図に関するお知らせ ……１
当社株主の皆様へ ……３
臨時株主総会招集通知 ……７
株主総会参考書類　目次 ……12
質問と回答……27
第１号議案：合併契約の承認……48
第２号議案：報酬に関する件……96
第３号議案：延会議案……97

2025年４月９日

ＪＤＲ受益者各位

受託者　三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社

テックポイント・インク　ＪＤＲの議決権行使等指図に関するお知らせ

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
　さて、テックポイント・インク　ＪＤＲ（以下「本ＪＤＲ」といいます。）の受託有価証券となるテックポイント・インクの普通株式に係る株主総会が、2025年５月２日（現地時間）に、アメリカ合衆国カリフォルニア州サンノゼにおいて開催されます。
　本ＪＤＲにかかる上場外国株信託受益権　受益証券発行信託契約および発行会社に係る契約書（以下「信託契約」といいます。）第19条第１項および第43条第４項に基づき、2025年３月13日現在の受益者である皆様は、受託者である三菱ＵＦＪ信託銀行に対し、上記株主総会に係る議決権行使等の指図を行うことができます。受託者である三菱ＵＦＪ信託銀行は、信託契約で別段の定めがなされている場合を除き、当該指図に基づき議決権等を行使します。
　つきましては、本書３頁以下の臨時株主総会招集通知等をご検討いただきまして、同封の議決権行使等指図書に議案に対する賛否等を表示して、2025年４月24日午後５時までに到着するよう末尾記載の返送先までご返送くださいますようお願い申し上げます。

　各議題に関する決議方法および議決権行使等指図方法は以下の通りです。

議題１　テックポイント・インクと、台湾法人であるASMedia Technology Inc.およびデラウェア州法人であるApex Merger Sub Inc.の間で締結された、2025年１月15日付の合併に関する契約（Agreement and Plan of Merger、以下「本合併契約」といいます。）、ならびに本合併を含む本合併契約により企図される取引を承認するための議案（以下「本合併契約議案」といいます。）（議案の内容は、本書48頁をご参照ください）
①決議方法
　議決権の過半数の賛成票を得られた場合に可決されます。
②議決権行使等指図方法
　賛成する場合は「賛」に、反対する場合は「否」に、棄権の場合は「棄権」に〇を付してください。なお、議決権行使等指図書において「棄権」を選択する場合は、テックポイント・インクの行使集計において、賛否の集計には含まれません。

議題２　本合併契約および本合併契約によって企図される取引に基づく、または関連する、テックポイント・インクの指名執行役員に支払われる可能性のある「ゴールデン・パラシュート」報酬について、拘束力のない推奨ベースで承認する議案（議案の内容は、本書96頁をご参照ください）
①決議方法
　得票総数（賛成票、反対票および棄権票の合計）のうち賛成票が多い場合に可決されます。

②議決権行使等指図方法
賛成する場合は「賛」に、反対する場合は「否」に、棄権の場合は「棄権」に〇を付してください。なお、議決権行使等指図書において「棄権」を選択する場合は、テックポイント・インクの行使集計において、賛否の集計には含まれません。

議題３　臨時株主総会の開催時に本合併契約議案を承認するための議決権数が不足している場合において、追加的な委任状勧誘を行うことが必要または適切であるときに、臨時株主総会を延会または延期する議案（議案の内容は、本書97頁をご参照ください）

①決議方法
得票総数（賛成票、反対票および棄権票の合計）のうち賛成票が多い場合に可決されます。

②議決権行使等指図方法
選任に賛成する場合は「賛」に、反対する場合は「否」に、棄権の場合は「棄権」に〇を付してください。なお、議決権行使等指図書において「棄権」を選択する場合は、テックポイント・インクの行使集計において、賛否の集計には含まれません。

※白票について
信託契約第43条第８項に基づき、議決権行使等指図書において議案に対する指図が指定されていないとき、または明確な指図を欠くときは、受託者である三菱ＵＦＪ信託銀行はこれを白票とみなして取り扱います。
テックポイント・インクの行使集計においては、白票は定足数には算入されますが、「賛」「否」等のいずれにも不算入と取り扱われますので、**賛否等を明確に表示**くださいますよう重ねてお願い申し上げます。

なお、テックポイント・インクの有価証券報告書はEDINET（https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/）で入手可能です。
また、株主総会の招集通知を含む本件の関連書類は、受託者である三菱ＵＦＪ信託銀行の本店に備置されます。
（関連書類の備置場所）
〒100-8212　東京都千代田区丸の内１－４－５
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社　証券代行部

敬具

【議決権行使等指図書の返送先】
〒137-8683　（受取人）新東京郵便局私書箱第29号
テックポイント・インク　ＪＤＲ
受託者　三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社行
※2025年４月24日午後５時必着

【議決権行使等指図に関するお問い合わせ先】
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社　証券代行部テレホンセンター
電話番号　0120－232－711　（受付時間：　土・日・祝日等を除く　平日９：00～17：00）

以上

３頁から101頁までは英語による「Proxy Statement」の翻訳文です。なお、27頁の「質問と回答」のうちJDR受益者の皆様に特に関係するものについては、質問部分を**太字**にしております。

［翻訳文］

テックポイント・インク

アメリカ合衆国、95131カリフォルニア州、サンノゼ市、ノースファーストストリート2550、スイート550

+1(408)324-0588

当社株主の皆様へ

デラウェア州法人テックポイント・インク（以下「当社」といいます。）の株主の皆様は、（延会となり又は延期されない限り）2025年５月２日午前９時（太平洋標準時）より当社本社（2550 N. First Street #550, San Jose, California 95131, U.S.A.）にて開催される当社の臨時株主総会（延会又は延期をした場合を含み、以下「本臨時株主総会」といいます。）にご出席いただきますようお願い申し上げます。

既にお知らせしたとおり、2025年１月15日、当社は台湾法人であるASMedia Technology Inc.（以下「親会社」といいます。）及びデラウェア州法人であるApex Merger Sub Inc.（以下「Merger Sub」といいます。）との間で、本合併及びその計画に関する契約（以下「本合併契約」といいます。）を締結しました。本合併契約では、本合併契約に定める条件に従い、Merger Subは当社に吸収合併（以下「本合併」といいます。）され、当社は本合併後に存続し（以下「存続会社」といいます。）、親会社の完全子会社となることが規定されています。

本合併契約に基づき、本合併の効力発生時（以下「効力発生時」といいます。）において、

- 効力発生時の直前における当社の１株当たり額面0.0001米ドルの発行済普通株式（以下「当社普通株式」といいます。）は、（本合併契約に定める一定の例外を除き）１株当たり20.00米ドル（源泉徴収税が課されることがあります。）を無利息で現金により受領する権利（以下「本合併対価」といいます。）に転換されます。
- 効力発生時の直前において当社が自社株式として保有していた各当社普通株式、又は親会社若しくはMerger Sub（又は当社、親会社若しくはMerger Subの直接の若しくは間接の完全子会社）が直接保有していた各当社普通株式は、いずれの場合も効力発生時の直前に自動的に消却され消滅するものとし、当該当社普通株式と引き換えに又は当該当社普通株式に関していかなる対価の交付又は支払いも行われません。
- 効力発生時の直前において保有されていたMerger Subの発行済株式はすべて、まとめて新規にかつ有効に発行された全額払込済みで追加払込義務のない存続会社の（合計して）普通株式１株に転換され、これは効力発生時の直後における存続会社の唯一の発行済株式となります。

効力発生時の直前に有効となるものとして、

- 効力発生時の直前において権利が確定していた発行済みの株式（もしあれば）を購入する各オプション（以下それぞれを「当社オプション」といいます。）は自動的に消却され、(x) 当社オプションの対象となる当社普通株式の総数に、(y) 本合併対価が当該当社オプションの１株当たりの行使価格を超過する金額（もしあれば）を乗じた金額に相当する金額（適用税額の源泉徴収分控除後）を、現金一括払いで（無利息で）受領する権利に転換されます。但し、その対象となる当社オプションの１株当たりの行使価格が本合併対価以上である場合、当社オプションは、効力発生時に無償で消却されます。

- 効力発生時の直前において権利が未確定であり発行済みの株式（もしあれば）を購入する各オプションは、効力発生時をもって自動的に無償で消却されます。
- 効力発生時の直前において当社持株制度（本合併契約で定義されます。）に基づき発行されている、時間ベースの権利確定制限の対象となる各制限付株式ユニット報奨（確定済か未確定かを問いません。）（以下、個々に「当社RSU」といいます。）は、自動的に現金を受領することができる権利に転換されます。その保有者は、権利が確定した場合に、当該当社RSUに適用されるものと同じ条件（権利確定スケジュールを含みます。）により、(x) 当該当社RSUが表章する当社普通株式の総数に、(y) 本合併対価を乗じた金額に相当する現金（適用税額の源泉徴収分控除後）を受領することができます。

効力発生時後、当社、みずほ証券株式会社、三菱UFJ信託銀行株式会社及び日本マスタートラスト信託銀行株式会社（三菱UFJ信託銀行と併せて、以下「信託受託者」といいます。）間で締結した2017年８月31日付の「上場外国株信託受益権受益証券発行信託契約」及び「発行会社にかかる契約書」（当社の日本型預託証券（以下「JDR」といいます。）の保有者の権利を規定するもので、以下「JDR信託契約」といいます。）に基づいて設定された信託の清算をもって、当社のJDRの各保有者は、JDR信託契約に従い信託受託者から分配金を受領します。

効力発生時をもって当社持株制度は終了し、以後同制度に基づく当社の新たな当社普通株式、当社オプション、当社RSU、その他の株式持分（本合併契約で定義します。）、又は当社普通株式に関するその他の権利は一切付与されません。効力発生時の後は、効力発生時の直前に未行使であった当社オプション、当社RSU、株式持分、又はその他の権利は未行使のまま残ることはなく、かかる当社オプション、当社RSU、株式持分、又はその他の権利の元保有者はそれぞれ、前述の対価を受領する権利を除き、これに関する一切の権利を喪失します。

本合併契約に関し、当社、親会社、及び本合併契約に署名した株主（以下、総称して又は個々に「署名株主」といいます。）（小里文宏氏、Feng Kuo博士及びFun-Kai Liu氏を含みます。）は、議決権行使契約を締結しました。当該契約には特に、各署名株主が、自らが所有するか又は今後取得する当社の全株式について、(i) 本合併及び最終の本合併契約、本合併を含む本合併契約により企図される取引、並びにその他の取引文書の承認にして賛成票を、また、(ii) 本合併の完了を妨げ、妨害し、これに干渉し、これを遅延させ、又は重要な点でこれに悪影響を及ぼすことが合理的に予想される行為、提案、取引又は合意に対して反対票を、自ら又は代理人により投じることに対する同意が含まれています。2025年２月28日現在、署名株主は、合計で当社の発行済普通株式総数の約43.3%を実質的に所有しており、そのうち合計約33.8%は、小里文宏氏、Feng Kuo博士及びFun-Kai Liu氏によって実質的に所有されています。当該議決権行使契約に基づき、署名株主が保有する当社普通株式の一部、すなわち2025年２月28日現在の当社の発行済普通株式（JDRを裏付ける当社普通株式を適宜含みます。）の合計約32.1%（うち合計22.5%は、小里文宏氏、Feng Kuo博士及びFun-Kai Liu氏が保有）に相当する部分が議決権行使契約の対象となります。

本臨時株主総会では、(a) 本合併契約及び本合併を含む本合併契約により企図される取引を承認する議案（以下「本合併契約議案」といいます。）、(b) 本合併契約及び本合併契約により企図される取引に基づく、又はその他の形で関連する、当社の指名執行役員に支払われる可能性のある「ゴールデン・パラシュート」報酬（以下「本報酬議案」といいます。）を拘束力のない推奨ベースで承認する議案、並びに、(c) 臨時株主総会の開催時に本合併契約議案を承認するための議決権数が不足している場合、追加的な委任状勧誘を行うことが必要又は適切であるときに、臨時株主総会を延会する議案（以下「本延会議案」といいます。）、について株主の皆様にご検討いただき賛否を投票いただきます。本合併契約議案の承認には、定足数が満たされた本臨時株主総会における、当社の発行済普通株式の過半数の賛成票が必要です。本報酬議案及び本延会議案の承認には、定足数が満たされた本臨時株主総会で、直接出席又は委任状に基づき本臨時株主総会の議決権を有する代理人によって、当社普通株式の議決権の過半数の賛成票が投じられることが必要です。*［翻訳注：すなわち、本報酬議案及び本延会議案については、投票総数（賛成する議決権数、*

反対する議決権数及び棄権する投票数の合計をいいます。）の単純多数の賛成をもって可決されます。白票の議決権の数は、投票総数には算入されませんが、定足数の計算に際しては出席した議決権の数として算入されます。］

当社の取締役会（以下「当社取締役会」といいます。）は、同封の株主総会参考書類に記載された内容を十分に検討した結果、全会一致で、(a) 本合併契約及び本合併を含む本合併契約により企図される取引、並びにその他の取引文書が、当社及び当社株主にとって望ましく、公正であり、最善の利益となると判断し、(b) 本合併契約及びその他の取引文書の締結、交付及び履行、並びに本合併契約により企図される取引を承認し、(c) 当社株主に対して本合併契約を承認することを推奨し、(d) 本合併契約の及び本合併を含む本合併契約により企図される取引の採択を、本臨時株主総会において当社株主の審議に付議することを指図しました。当社取締役会は、皆様に対して(1) 本合併契約議案に「**賛成**」票を、(2) 本報酬議案に「**賛成**」票を、また、(3) 本延会議案に「**賛成**」票を投じることを全会一致で推奨します。

同封の株主総会参考書類には、本臨時株主総会、本合併契約及び本合併に関する詳細情報が記載されています。本合併契約の写しは委任状の付属書類Aとして添付されています。*［翻訳注：付属書類をご覧になりたい場合には、www.sec.gov（英文）又はhttps://www.techpoint.co.jp/ir/（日本語訳）より入手してください。］*また、委任状には、本合併契約及び、本合併を含む本合併契約により企図される取引の評価に関連する、当社取締役会の行動及び決定についても記載されています。同封の株主総会参考書類及び本合併契約などの付属書類には、特に本合併及び本合併が株主の皆様に与える影響について重要な情報が含まれているため、株主の皆様は全体を注意深くお読みいただき、ご検討ください。また、当社が随時、米国証券取引委員会（以下「SEC」といいます。）に提出している文書からも、当社に関する詳細情報を入手できます。

本臨時株主総会にご出席されるか否かにかかわらず、同封の委任状カードに署名、日付をご記入の上、速やかに同封の返信用封筒にてご返送いただくか、インターネットによる電磁的な方法をもって委任手続を完了いただきますようお願い申し上げます（本株主総会参考書類の「本臨時株主総会―委任状による投票又は本臨時株主総会出席での投票」の項に記載された方法に従ってください）。本臨時株主総会にご出席いただき、議決権を行使された場合、その議決権行使により、以前にご提出いただいた委任状は無効となります。

あなたの株式をご自身の名義で直接登録している場合は、あなたがその株式の株主名簿上の株主であると判断されます。あなたの株式がブローカーの口座又は銀行、信託、その他の名義人によって保有されている場合、そのブローカー、銀行、信託、その他の名義人が、かかる株式の株主名簿上の株主であると判断されます。しかし、株主はかかる株式の実質保有者であると判断され、「ストリートネーム」で保有されていると言われます。ストリートネームで株式を保有する株主は、通常、委任状の提出や、株式の議決権を直接行使することはできず、代わりに、ブローカー、銀行、信託、又はその他の名義人に、上記で説明した方法によって株式の議決権をどのように行使するかを指図しなければなりません。本議案は「非定型的な事項」であるため、株主のブローカー、銀行、信託、又はその他の名義人は、議案に対する議決権行使について裁量権を持ちません。株式をストリートネームで保有している場合、かかるブローカー、銀行、信託、又はその他の名義人が、本株主総会参考書類に議決権行使指図書を同封しています。株式をストリートネームで保有し、１つの議案に関してブローカー、銀行、信託、又はその他の名義人に議決権行使の指図を行ったが、他の議案に関して何の指図も行わなかった場合、かかる株式は臨時株主総会の定足数のために算入されて臨時株主総会に出席したものとみなされ、指図が行われた議案に関しては指図どおりに議決権が行使され、その他の議案に関しては議決権が行使されません。**当社では、同封の議決権行使指図書に記載された指図に従って、インターネットにより、又は郵送された議決権行使指図書に記入し、署名、日付を入れ、所定の返信用封筒にてご返送いただくことにより、かかるブローカー、銀行、信託、又はその他の名義人に、すべての議案について「賛成」の議決権を委任されることを推奨します。電子投票による議決権行使を奨励いたします。**当社JDRを保有している場合、当

該JDRの裏付けとなる当社普通株式に係る議決権行使を信託受託者に指図を行う必要があります。「Q&A－日本型預託証券（JDR）を保有している場合、どのように議決権を行使すればよいですか？」をご参照ください。株主名簿上の株主が、本臨時株主総会において、インターネットによる電子的な委任状の付与、署名入りの委任状の提出、又は投票用紙による投票を行わなかった場合、本合併契約議案に対して「**反対**」票を投じたのと同じ効果があり、本報酬議案には影響せず、本臨時株主総会の議題の審議で定足数に達しているか否かの決定においては算入されません。棄権票は、本合併契約議案及び本報酬議案に対して「**反対**」票としてカウントされます。当社株主に提示される議案はすべて非定型的な議案であると判断されるため、本臨時株主総会ではブローカー不投票は予想していません。ブローカー不投票は、定足数の算出において出席とはみなされず、本臨時株主総会での投票にカウントされず、その他特定の議案の結果に影響を与えません。

本臨時株主総会は、2025年５月２日午前９時（太平洋標準時）より、2550 N. First Street #550, San Jose, California 95131, U.S.A.にて開催されます。

所有株式数にかかわらず、皆様の投票は非常に重要です。本合併契約議案が、定足数が満たされた本臨時株主総会において、当社の発行済普通株式の株主の過半数の賛成票によって承認されない限り、当社は本合併を実行することができません。ご質問や議決権行使のサポートが必要な場合は、当社（2550 N. First Street #550, San Jose, California 95131, U.S.A.）のインベスター・リレーションズ宛てに郵送でお問い合わせいただくか、+1(408)324-0588までお電話ください。

当社は本合併によってもたらされる機会を非常に楽しみにしており、皆様のご検討と変わらぬご支援に感謝いたします。

敬具

署名/小里文宏

小里文宏
社長兼最高経営責任者
テックポイント・インク
2025年３月17日

米国証券取引委員会（SEC）又はいかなる州の証券監督機関も、本合併を含む本書に記載された取引を承認又は不承認しておらず、本合併のメリット又は公正性について判断しておらず、本書の開示の適切性又は正確性について判断していません。これに反するいかなる表明も犯罪行為です。

添付の株主総会参考書類は2025年３月17日付で、同封の委任状カードとともに2025年３月17日頃に当社株主に初めて郵送されます。

テックポイント・インク
アメリカ合衆国、95131カリフォルニア州、サンノゼ市、ノースファーストストリート2550、スイート550
+1(408)324-0588

臨時株主総会招集通知
開催日時：2025年５月２日,午前９：00（太平洋標準時）

当社株主の皆様へ

デラウェア州法人テックポイント・インク（以下「当社」といいます。）は、2025年５月２日午前９時（太平洋標準時）より、当社本社（2550 N. First Street ＃550, San Jose, California 95131, U.S.A.）にて当社の臨時株主総会（延会又は延期をした場合を含み、以下「本臨時株主総会」といいます。）を開催いたしますのでここにご案内申し上げます。本臨時株主総会の開催の目的は以下のとおりです。

１．当社と、台湾法人であるASMedia Technology Inc.（以下「親会社」といいます。）、及びデラウェア州法人であるApex Merger Sub Inc.（以下「Merger Sub」といいます。）の間で締結された、2025年１月15日付の合併に関する契約（Agreement and Plan of Merger、以下「本合併契約」といいます。）、並びに本合併（以下で定義されます。）を含む本合併契約により企図される取引を承認するための議案（以下「本合併契約議案」といいます。）を検討し、決議を求めます。
２．本合併契約及び本合併契約によって企図される取引に基づく、又は関連する、当社の指名執行役員に支払われる可能性のある「ゴールデン・パラシュート」報酬について、拘束力のない推奨ベースで承認する議案を検討し、決議を求めます（以下「本報酬議案」といいます。）。
３．本臨時株主総会の開催時に本合併契約議案を承認するための議決権数が不足している場合において、追加的な委任状勧誘を行うことが必要又は適切であるときに、本臨時株主総会を延会又は延期する議案を検討し、決議を求めます（以下「本延会議案」といいます。）。

既にお知らせしたとおり、2025年１月15日、当社は親会社及びMerger Subとの間で本合併契約を締結しました。本合併契約では、本合併契約に定める条件に従い、Merger Subは当社に吸収合併され（以下「本合併」といいます。）、当社は本合併後に存続し（以下「存続会社」といいます。）、親会社の完全子会社となることが規定されています。

本合併契約に基づき、本合併の効力発生時（以下「効力発生時」といいます。）において、

・ 効力発生時の直前における当社の１株当たり額面0.0001米ドルの各発行済普通株式（以下「当社普通株式」といいます。）は、（本合併契約に定める一定の例外を除き）１株当たり20.00米ドル（源泉徴収税が課されることがあります。）を無利息で現金により受領する権利（以下「本合併対価」といいます。）に転換されます。
・ 効力発生時の直前において当社が自社株式として保有していた各当社普通株式、又は親会社若しくはMerger Sub（又は当社、親会社若しくはMerger Subの直接の若しくは間接の完全子会社）が直接保有していた各当社普通株式は、いずれの場合も効力発生時の直前に自動的に消却され消滅するものとし、当該当社普通株式と引き換えに又は当該当社普通株式に関していかなる対価の交付又は支払いも行われません。

- 効力発生時の直前において保有されていたMerger Subの発行済み株式はすべて、まとめて新規にかつ有効に発行された全額払込済みで追加払込義務のない存続会社の（合計して）普通株式１株に転換され、これは効力発生時の直後における存続会社の唯一の発行済株式となります。

効力発生時の直前に有効となるものとして、

- 効力発生時の直前において権利が確定していた発行済みの株式（もしあれば）を購入する各オプション（以下それぞれを「当社オプション」といいます。）は自動的に消却され、(x) 当社オプションの対象となる株式の総数に、(y) 本合併対価が当該当社オプションの１株当たりの行使価格を超過する金額（もしあれば）を乗じた金額に相当する金額（適用税額の源泉徴収分控除後）を、現金一括払いで（無利息で）受領する権利に転換されます。但し、その対象となる当社オプションの１株当たりの行使価格が本合併対価以上である場合、当社オプションは、効力発生時に無償で消却されます。
- 効力発生時の直前において権利が未確定であり発行済みの株式（もしあれば）を購入する各オプションは、効力発生時をもって自動的に無償で消却されます。
- 効力発生時の直前において当社持株制度（本合併契約で定義します。）に基づき発行されている、時間ベースの権利確定制限の対象となる各制限付株式ユニット報奨（確定済か未確定かを問いません。）（以下、個々に「当社RSU」といいます。）は、自動的に現金を受領することができる権利に転換されます。その保有者は、権利が確定した場合に、当該当社RSUに適用されるものと同じ条件（権利確定スケジュールを含みます。）により、その保有者が、(x) 当該当社RSUが表章する当社普通株式の総数に、(y) 本合併対価を乗じた金額に相当する現金（適用税額の源泉徴収分控除後）を受領することができます。

効力発生時後、当社、みずほ証券株式会社、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社及び日本マスタートラスト信託銀行株式会社（三菱ＵＦＪ信託銀行と併せて、以下「信託受託者」といいます。）間で締結した2017年８月31日付の「上場外国株信託受益権受益証券発行信託契約及び発行会社にかかる契約書」（当社の日本型預託証券（以下「JDR」といいます。）の保有者の権利を規定するもので、以下「JDR信託契約」といいます。）に基づいて設定された信託の清算をもって、当社のJDRの各保有者は、JDR信託契約に従い信託受託者から分配金を受領します。

効力発生時をもって当社持株制度は終了し、以後同制度に基づく当社の新たな当社普通株式、当社オプション、当社RSU、その他の株式持分（本合併契約で定義されます。）、又は当社普通株式に関するその他の権利は一切付与されません。効力発生時の後は、効力発生時の直前に未行使であった当社オプション、当社RSU、株式持分、又はその他の権利は未行使のまま残ることはなく、かかる当社オプション、当社RSU、株式持分、又はその他の権利の元保有者はそれぞれ、前述の対価を受領する権利を除き、これに関する一切の権利を喪失します。

本合併契約に関し、当社、親会社、及び本合併契約に署名した株主（以下、総称して又は個々に「署名株主」といいます。）（小里文宏氏、Feng Kuo博士及びFun-Kai Liu氏を含みます。）は、議決権行使契約を締結しました。当該契約には特に、各署名株主が、自らが所有するか又は今後取得する当社の全株式について、(i) 本合併及び最終の本合併契約、本合併を含む本合併契約により企図される取引、並びにその他の取引文書の承認に対して賛成票を、また、(ii) 本合併の完了を妨げ、妨害し、これに干渉し、これを遅延させ、又は重要な点でこれに悪影響を及ぼすことが合理的に予想される行為、提案、取引又は合意に対して反対票を、自ら又は代理人により投じることに対する同意が含まれています。2025年２月28日現在、署名株主は、合計で当社の発行済普通株式総数の約43.3%を実質的に所有しており、そのうち合計約33.8%は、小里文宏氏、Feng Kuo博士及びFun-Kai Liu氏によって実質的に所有されていま

す。当該議決権行使契約に基づき、署名株主が保有する当社普通株式の一部、すなわち2025年２月28日現在の当社の発行済普通株式（JDRの裏付けとなる当社普通株式を適宜含みます。）の合計約32.1％（うち合計22.5％は、小里文宏氏、Feng Kuo博士及びFun-Kai Liu氏が保有）に相当する部分が議決権行使契約の対象となります。

当社の取締役会（以下「当社取締役会」といいます。）は、本臨時株主総会の基準日（以下「基準日」といいます。）を2025年３月13日の営業終了時に定めました。基準日の営業終了時における当社株主名簿上の株主のみが、本臨時株主総会の通知を受領し、本臨時株主総会又はその延会、延期において投票する権利を有します。

(1) 当社取締役会は、(1) 本合併契約議案に「**賛成**」票を、(2) 本報酬議案に「**賛成**」票を、また、(3) 本延会議案に「**賛成**」票を投じることを全会一致で推奨します。

本臨時株主総会に直接出席されるご予定の有無にかかわらず、本臨時株主総会での株主代表権を確保するため、同封の議決権行使の権限を委託する委任状カードに署名して日付をご記入の上、(a) 委任状に記載されているウェブサイト（www.voteproxy.com）にアクセスする、又は、(b) 必要事項を記入して署名した委任状若しくは議決権行使指図書を、所定の返信用封筒（切手を貼付したもの）を使用して郵送する、のいずれかの方法で、できるだけ速やかにご返送いただきますようお願い致します。本臨時株主総会にご出席いただき、議決権を行使された場合、その議決権行使により、従前にご提出いただいた委任状は無効となります。投票方法を示さずに委任状を記入して署名と日付を入れ、郵送した場合、かかる委任状は本合併契約議案に「**賛成**」票を、本報酬議案に「**賛成**」票を、及び本延会議案に「**賛成**」票を投じたものとしてカウントされます。

あなたの株式をご自身の名義で直接登録している場合は、あなたがその株式の株主名簿上の株主であると判断されます。あなたの株式がブローカーの口座又は銀行、信託、その他の名義人によって保有されている場合、そのブローカー、銀行、信託、その他の名義人が、かかる株式の株主名簿上の株主であると判断されます。しかし、株主はかかる株式の実質保有者であると判断され、「ストリートネーム」で保有されていると言われます。ストリートネームで株式を保有する株主は、通常、委任状の提出や、株式の議決権を直接行使することはできず、代わりに、ブローカー、銀行、信託、又はその他の名義人に、上記で説明した方法によって株式の議決権をどのように行使するかを指図しなければなりません。本議案は「非定型的な事項」であるため、株主のブローカー、銀行、信託、又はその他の名義人は、議案に対する議決権行使について裁量権を持ちません。株式をストリートネームで保有している場合、かかるブローカー、銀行、信託、又はその他の名義人が、本株主総会参考書類に議決権行使指図書を同封しています。株式をストリートネームで保有し、１つの議案に関してブローカー、銀行、信託、又はその他の名義人に議決権行使の指図を行ったが、他の議案に関して何の指図も行わなかった場合、かかる株式は臨時株主総会の定足数のために算入されて臨時株主総会に出席したものとみなされ、指図が行われた議案に関しては指図どおりに議決権が行使され、その他の議案に関しては議決権が行使されません。**当社では、同封の議決権行使指図書に記載された指図に従って、インターネット、電話、又は郵送された議決権行使指図書を記入し、署名、日付を入れ、所定の返信用封筒にてご返送いただくことにより、かかるブローカー、銀行、信託、又はその他の名義人に、すべての議案について「賛成」の議決権を委任されることを推奨します。当社は電子投票による議決権行使を奨励いたします。**当社JDRを保有している場合、当該JDRの裏付けとなる当社普通株式に係る議決権行使を信託受託者に指図を行う必要があります。「Q&A－日本型預託証券（JDR）を保有している場合、どのように議決権を行使すればよいですか？」をご参照ください。株主名簿上の株主が、本臨時株主総会において、インターネットや電話による電子的な委任状の付与、署名入りの委任状の提出、又は投票用紙による投票を行わなかった場合、本合併契約議案に対して「**反対**」票を投じたのと同じ効果があり、本報酬議案には影響せず、本臨時株主総会の議題の審議で定足数に達しているか否かの決定においては算入され

ません。棄権票は、本合併契約議案及び本報酬議案に対して「**反対**」票としてカウントされます。当社株主に提示される議案はすべて非定型的な議案であると判断されるため、本臨時株主総会ではブローカー不投票は予想されません。ブローカー不投票は、定足数で算入される出席とはみなされず、本臨時株主総会での投票にカウントされず、その他特定の議案の結果に影響を与えません。

本合併契約の承認議案に賛成票を投じなかった当社株主及び実質保有者は、本合併契約の承認議案の採決が行われる前に当社に対して書面による株式買取請求を行い、それ以外にもデラウェア州法の適用規定に従い、さらにデラウェア州法の適用規定に基づいて株式買取請求の有効な撤回を行わず、その他株式買取請求権を喪失しない場合は、かかる株式の公正価値の評価を求める権利を有します。これについては、本通知に添付された本株主総会参考書類の「第１号議案―本合併契約の承認―株式買取請求権」のセクションに概要が記載されています。適用されるデラウェア州の公正価値評価法の詳細が記載されたデラウェア州一般会社法第262条の写しは、以下の一般に公開されているウェブサイトから購読料や費用を支払うことなくアクセスすることができます：https://delcode.delaware.gov/title8/c001/sc09/index.html#262。

株主総会に直接出席される場合は、政府発行の写真付き身分証明書と、基準日における当社普通株式の所有者であることを証明する書類をご持参ください。当社株主は、本臨時株主総会で議決権を行使する前に、添付の株主総会参考書類に記載されている方法で委任状を無効にすることができます。

当社の臨時株主総会招集通知、株主総会参考書類及び委任状カードは、www.astproxyportal.com/ast/21723から入手できます。

当社取締役会の命令により
テックポイント・インク

署名/小里文宏
小里文宏
社長兼最高経営責任者
2025年３月17日

あなたの一票がとても大切です

参加方法や所有株式数にかかわらず、本臨時株主総会で株主の株式が表章されることは重要です。本合併契約議案が、定足数が満たされた本臨時株主総会において、当社の発行済普通株式の株主の過半数の賛成票によって承認されない限り、当社は本合併を実行することができません。本合併契約議案の承認には当社株主の承認が不可欠であり、本合併契約により企図される取引を完了させるために必要です。当社は、本臨時株主総会又はその延会又は延期に適切に付議される可能性のある議事を除き、本臨時株主総会において上記の議案以外の議案を処理することはありません。

本臨時株主総会にご出席されるか否かにかかわらず、(1) インターネットにより、又は(2) 同封の委任状カードに署名と日付をご記入の上、返信用封筒での返信により、できるだけ速やかに委任状を提出して頂きますようお願いいたします。当社JDRを保有している場合、当該JDRの裏付けとなる当社普通株式に係る議決権行使を信託受託者に指図する必要があります。「Q&A－日本型預託証券（JDR）を保有している場合、どのように議決権を行使すればよいですか？」をご参照ください。あなたは、同封の株主総会参考書類に記載されている方法で、臨時株主総会の前に委任状を撤回したり、議決権を変更することができます。

株主名簿に登録されている株主が、臨時株主総会において、インターネットによる電子的な委任状の付与、署名入りの委任状の提出、又は投票用紙による投票を行わなかった場合、本合併契約議案には「**反対**」票を投じたのと同じ効果があり、本報酬議案には影響せず、臨時株主総会の議題の審議で定足数に達しているか否かの決定においては算入されません。棄権票は、本合併契約議案及び本報酬議案に対しては「**反対**」票としてカウントされます。当社株主に提示される議案はすべて非定型的な議案と判断されるため、臨時株主総会ではブローカー不投票は予想されません。ブローカー不投票は、定足数の算定上出席したとはみなされず、臨時株主総会での議決権行使としてカウントされず、その他特定の議案の結果に影響を与えません。

本合併契約を含む添付の株主総会参考書類及びその付属書類全体と、株主総会参考書類に添付されたすべての参照書類には、特に本合併及びそれが株主に与える影響について重要な情報が含まれているため、注意深くお読みいただき、ご検討ください。*［翻訳注：付属書類をご覧になりたい場合には、www.sec.gov（英文）又はhttps://www.techpoint.co.jp/ir/（日本語訳）より入手してください。］*本合併契約、本合併、本臨時株主総会、又は添付の株主総会参考書類に関してご質問がある場合、添付の株主総会参考書類の追加コピーをご希望される場合、又は当社普通株式の議決権行使についてサポートが必要な場合は、テックポイント・インク（Techpoint, Inc., 2550 N. First Street #550, San Jose, California 95131, U.S.A.）のインベスター・リレーションズ宛てに郵送でお問い合わせいただくか、電話 +1（408）324-0588までお電話ください。

当社株主は、本臨時株主総会のために、本通知の日付から10営業日後から本臨時株主総会の開催日まで、当社本社（2550 N. First Street #550, San Jose, California 95131, U.S.A.）にて、通常の営業時間内はいつでも、本臨時株主総会に関連するあらゆる目的のために、当社の全株主名簿を閲覧できます。当社の適格株主名簿は、本臨時株主総会でも提供され、出席する当社株主は閲覧することができます。

当社は、本臨時株主総会のインターネット又は音声による提供を行っていません。本臨時株主総会に出席するには、基準日の時点で当社の株主名簿上の株主である必要があります。また、株主の株式がブローカー、銀行、信託、又はその他の名義人を通じて保有されている場合は、当該名義人から法的委任状を取得し、添付の株主総会参考書類に記載されている指図に従う必要があります。**2025年５月２日に開催される当社の臨時株主総会及びその延会又は延期に先立ち、本株主総会参考書類を適時に受け取るためには、2025年４月22日までに情報請求する必要があります。**

株主総会参考書類　目次

頁

概要 …… 13
質問と回答 …… 27
将来予想に関する記述についての注意事項 …… 40
臨時株主総会 …… 41
第１号議案：本合併契約の承認 …… 48
概要 …… 48
本合併の当事者に関する情報 …… 49
本合併による一定の影響 …… 50
本合併が完了しなかった場合の当社への影響 …… 50
本合併対価 …… 50
本合併の背景 …… 51
当社取締役会の推奨及び本合併の理由 …… 56
Greenhillの意見 …… 59
一定の財務予測情報 …… 65
本合併における当社の取締役及び執行役員の利害関係 …… 67
補償 …… 69
本合併の資金調達 …… 70
クロージングと効力発生時 …… 70
会計処理 …… 70
株式買取請求権 …… 70
本合併による米国連邦所得税の重要な影響 …… 75
規制当局の承認 …… 77
必要な投票 …… 79
取引文書 …… 80
本合併契約 …… 80
議決権行使契約 …… 95
第２号議案：報酬に関する件 …… 96
第３号議案：本延会議案 …… 97
特定の実質保有者及び経営陣による有価証券の保有 …… 98
今後の株主提案 ……100
詳細情報の入手先：参照情報の組込み ……100
その他 ……101

付録*［翻訳注：付属書類をご覧になりたい場合には、www.sec.gov（英文）又はhttps://www.techpoint.co.jp/ir/（日本語訳）より入手してください。］*

付属書類A ― 当社と、台湾法人であるASMedia Technology Inc.及びデラウェア州法人であるApex Merger Sub Inc.による、2025年１月15日付の合併契約及び合併計画
付属書類B ― 当社と、ASMedia Technology Inc.及び署名者間で締結された2025年１月15日付の議決権行使に関する契約
付属書類C ― Greenhill & Co, LLCの意見書

本要約は、本株主総会参考書類に記載された本合併（以下で定義されます。）に関連する情報を抜粋したものであり、株主にとって重要な情報がすべて含まれているわけではありません。本合併をより十分に理解し、本合併の法的条件の詳細を知るためには、特に本合併及び本合併が株主に与える影響について重要な情報が記載されている本合併契約（以下で定義されます。）を含む、本株主総会参考書類の全文及び本株主総会参考書類の付属書類、並びに本株主総会参考書類において当社が言及するすべての文書を注意深く読み、検討する必要があります。本合併契約の写しは本株主総会参考書類の付属書類Aとして添付されています。本株主総会参考書類に参考として組み入れられている情報は、「詳細情報の入手先：参照による組込み」に記載された指図に従って無料で入手できます。本合併を規定する法的文書である本合併契約全体を注意深くお読みいただき、ご検討ください。［翻訳注：付属書類をご覧になりたい場合には、www.sec.gov（英文）又はhttps://www.techpoint.co.jp/ir/（日本語訳）より入手してください。］

本株主総会参考書類で特に明記されている場合を除き、テックポイント・インクを「当社」及びこれらに類似する言葉で呼びます。本株主総会参考書類では、ASMedia Technology Inc.を「親会社」、Apex Merger Sub Inc.を「Merger Sub」、そして当社、親会社、Merger Subをそれぞれ「当事者」といい、またこれらを総称して「当事者ら」といいます。また、本株主総会参考書類では、当社、親会社、及びMerger Subの間で締結された2025年１月15日付の本合併に関する契約（Agreement and Plan of Merger、随時修正される可能性があります。）を「本合併契約」と呼び、１株当たり0.0001米ドル額面の当社の普通株式を「当社普通株式」、当社普通株式の保有者を「当社株主」といいます。また、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社及び日本マスタートラスト信託銀行株式会社を「信託受託者」といい、日本型預託証券を「JDR」といいます。別段の指図がない限り、ここで使われているが別段定義されていない用語は、本合併契約に記載されたかかる用語と同様の意味を有します。

臨時株主総会（「本臨時株主総会」をご参照ください。）

本臨時株主総会の開催日時及び開催場所

当社の本臨時株主総会は、2025年５月２日午前９時（太平洋標準時）より、当社本社（2550 N. First Street #550, San Jose, California 95131, U.S.A.）で開催されます（本臨時株主総会の延会又は延期を含みます。）。

当社は、本臨時株主総会のインターネット又は音声による提供を行っていません。本臨時株主総会に出席するには、基準日の時点で当社の株主名簿上の株主である必要があります。また、株主の株式がブローカー、銀行、信託、又はその他の名義人を通じて保有されている場合は、当該名義人から法的委任状を取得し、添付の株主総会参考書類に記載されている指図に従う必要があります。

議案

臨時株主総会の議案は次のとおりです。

- *本合併契約議案*―本合併契約及び本合併を含む本合併契約により企図される取引の承認について検討し、決議を求めます（以下「本合併契約議案」といいます。）。
- *本報酬議案*―本合併契約及び本合併契約によって企図される取引に基づく、又は関連する、当社の指名執行役員に支払われる可能性のある「ゴールデン・パラシュート」報酬について、拘束力のない推奨ベースで承認する案を検討し、決議を求めます（以下「本報酬議案」といいます。）。
- *本延会議案*―本臨時株主総会の開催時に本合併契約議案を承認するための議決権数が不足している場合に、追加的な委任状勧誘を行うために本臨時株主総会を延会する案を検討し、決議を求めます（以下「本延会議案」といいます。）。

本合併契約議案の承認は当社株主の承認が不可欠であり、本合併契約により企図される取引を完了させるために必要です。

基準日及び発行済株式総数

当社の取締役会（以下「当社取締役会」といいます。）は、本臨時株主総会の基準日（以下「基準日」といいます。）を2025年３月13日の営業終了時に定めました。基準日の営業終了時における当社株主名簿上の株主のみが、本臨時株主総会の通知を受領し、本臨時株主総会、又はその延会、延期において投票する権利を有します。当社普通株式１株当たり、本臨時株主総会で審議される

各議案について１票を投じる権利が与えられます。

基準日の営業終了時において、本臨時株主総会で議決権を行使することができる、当社普通株式は約18,720,571株発行されています。

基準日における当社普通株式の株主名簿上の株主は、臨時株主総会に直接出席するか、後述の「委任状による投票又は本臨時株主総会出席での投票」のとおり代理人によって議決権を行使することができます。JDRを保有している場合、当該JDRの裏付けとなる当社普通株式に係る議決権行使を信託受託者に指図する必要があります。「Q&A－日本型預託証券（JDR）を保有している場合、どのように議決権を行使すればよいですか？」をご参照ください。

必要な投票（「本臨時株主総会―必要な投票：棄権及びブローカー不投票―必要な投票」をご参照ください。）

- *合併契約議案*―本合併契約議案の承認するためには、定足数が満たされた本臨時株主総会における、当社普通株式の過半数の賛成票が必要です。基準日の時点では、当社普通株式9,360,286株の賛成票をもって、当社の発行済普通株式の過半数の賛成票となります。本合併は、本合併契約議案が承認されない限り行われません。
- *本報酬議案*―本報酬議案を拘束力のない推奨ベースで承認するためには、定足数が満たされた本臨時株主総会において、直接出席又は委任状による出席による、議決権が付された当社普通株式の議決権の過半数の賛成票が必要です。
- *本延会議案*―本延会議案を承認するには、定足数が満たされた本臨時株主総会において、直接出席又は委任状による出席による、議決権が付された当社普通株式の議決権の過半数の賛成票が必要です。*［翻訳注：すなわち、本報酬議案及び本延会議案については、投票総数（賛成する議決権数、反対する議決権数及び棄権する投票数の合計をいいます。）の単純多数の賛成をもって可決されます。白票の議決権の数は、投票総数には算入されませんが、定足数の計算に際しては出席した議決権の数として算入されます。］*

各議案の承認は、他の議案の承認を条件とするものではありません。さらに、本合併が完了した場合、当社株主が本報酬議案を承認しない場合でも、本報酬議案に記載された報酬は、それぞれの報酬契約及び契約条項に従って支払われる範囲で、当社の指名執行役員に支払われる可能性があります。

定足数

本臨時株主総会で定足数を満たすには、本臨時株主総会で議決権が付された当社の発行済普通株式の過半数の議決権が、直接出席するか代理人によって出席されていることが必要です。本臨時株主総会において定足数が満たされていない場合は、本臨時株主総会を延会にして追加的な委任状勧誘を行うことが予想されます。

委任状による投票又は本臨時株主総会出席での投票

委任状を与えるとは、当社株主が、同封の委任状カードに記載された者に対し、当該株主が指図する方法で、本臨時株主総会において保有株式の議決権を行使する権限を与えることを意味します。当社株主は、本臨時株主総会の前に委任状を交付することによって、又は本臨時株主総会に出席して議決権を行使することによって、保有株式の議決権を行使することができます。本臨時株主総会に直接出席する予定であっても、同封の委任状カードに記載された指図に従って、本臨時株主総会で審議される事項について速やかに投票するようお願い申し上げます。

当社株主は、以下の方法で議決権を行使することができます。

1．***インターネット―***同封の委任状カードに記載されているウェブサイト（www.voteproxy.com）にアクセスし、委任状カードの表紙に記載されている情報を使用して、保護されたウェブサイト上で指図に従ってください。インターネットを利用して議決権を行使される場合は、委任状の郵送は不要です。
2．***委任状カード―***委任状カードに必要事項を記入し、署名、日付を入れて、同封の返信用封筒で返送してください。
3．***本臨時株主総会への出席―***株主名簿上の株主、又は実質保有者で株主名簿上の株主から法的委任状を得ている場合は、本臨時株主総会に直接出席して投票できます。

インターネットによる委任状の提出は、株主が委任状を郵送で返送する場合と同様の株式の議決権行使が与えられます。

本臨時株主総会の前に受領し、本臨時株主総会において行使される前に撤回されていない、適切に署名された各委任状は、委任状に記載された指図に従って本臨時株主総会において投票されます。また、**適切に署名された委任状に指図がない場合には、当該委任状により表章された株式は、本合併契約議案に「賛成」票を、本報酬議案に「賛成」票を、また必要又は適切な場合には、本延会議案に「賛成」票を投じることになります。**

当社株主の皆様におかれましては、添付の委任状カードに必要事項、日付及び署名を記入し、同封の返信用封筒にて当社にご返送いただくか、又はインターネットにてできるだけ早く委任状をご提出くださいますようお願い申し上げます。

当社株主の株式がブローカー、銀行、信託、又はその他の名義人によって「ストリートネーム」で保有されている場合、当該株主は、当該株式を保有する名義人から議決権行使指図書を入手し、その名義人から与えられる議決権行使の指図に従わなければなりません。

当社JDRの保有者は、当該JDRの裏付けとなる当社普通株式に係る議決権行使を信託受託者に指図を行う必要があります。「Q&A－日本型預託証券（JDR）を保有している場合、どのように議決権を行使すればよいですか？」をご参照ください。

当社株主は、希望する場合、出席を予定している本臨時株主総会で投票することができます。当社株主の株式をストリートネームで（ブローカー、銀行、信託、又はその他の名義人を介して）保有している場合、当該株主は、本臨時株主総会に出席して当該株式の議決権を行使するために、ブローカー、銀行、信託、又はその他の名義人から法的委任状を取得する必要があります。当社株主が本臨時株主総会に直接出席する予定があるかどうかにかかわらず、当社は、各当社株主が、同封の委任状カードに必要事項、署名及び日付を記入し、同封の返信用封筒で返送するか、本株主総会参考書類に添付されている指図書に記載されているとおり、できるだけ早くインターネットで委任状を提出するようお願い申し上げます。これにより、当社株主は、本臨時株主総会に出席して議決権行使を行使することが妨げられるものでありませんが、本臨時株主総会に直接出席できない場合でも、当該株主の議決権がカウントされることが保証されます。

当社の取締役及び執行役員による議決権行使（「本臨時株主総会―当社普通株式の一部の保有状況」をご参照ください。）

基準日現在、当社の取締役及び執行役員は、当社普通株式を6,617,242株保有しており、これは当該日現在の発行済株式総数の約34.9%に相当します。当社は現在、各取締役及び執行役員が、保有する当社普通株式の議決権を、全議案に対して賛成に投票することを期待していますが、議決権行使契約（以下で定義されます。）の当事者である小里文宏氏、Feng Kuo博士、Fun-Kai Liu氏以外の各取締役及び執行役員は、議決権行使契約を締結していません。

議決権行使契約（「取引文書―議決権行使契約」をご参照ください。）

本合併契約に関し、当社、親会社、及び本合併契約に署名した株主（以下、個別に又は総称して「署名株主」といいます。）（小里文宏氏、Feng Kuo博士及びFun-Kai Liu氏を含みます。）は、議決権行使契約（以下「本議決権行使契約」といいます。）を締結しました。当該契約には、各署名株主が、自らが所有するか又は今後取得する当社のすべての株式（以下「議決権行使契約対象株式」といいます。）について、(i) 本合併及び最終の本合併契約、本合併を含む本合併契約により企図される取引、並びにその他の取引文書の承認に対して賛成票を、また、(ii) 本合併の完了を妨げ、妨害し、これに干渉し、これを遅延させ、又は重要な点でこれに悪影響を及ぼすことが合理的に予想される行為、提案、取引又は合意に対して反対票を、自ら又は代理人により投じさせることに対する同意が含まれています。また、署名株主は、一定の例外を除き、議決権行使契約対象株式について、売却、移転、譲渡、担保設定、贈与、公開買付け若しくは交換買付けの申込み、又はこれらと同様の処分を行わないことに同意しています。本議決権行使契約は、効力発生時、本合併契約の有効な終了、会社不利推奨事項の変更（「取引文書―本合併契約―特定の状況下で支払われるターミネーション・フィー」で定義されます。）、及び本合併契約が変更された日又は本合併契約に基づく当社の権利が放棄された日のうち最も早い時点で、いずれの場合も署名株主の事前の書面による同意なしに自動的に終了し、その場合、(i) 当社株主が受領する本合併対価が減少するか、又は(ii) 当社株主に対する本合併対価の支払方法が変更されます。2025年２月28日現在、署名株主は、合計で当社の発行済普通株式総数の約43.3%を実質的に所有しており、そのうち合計約33.8%は、小里文宏氏、Feng Kuo博士及びFun-Kai Liu氏によって実質的に所有されています。本議決権行使契約に基づき、署名株主が保有する当社普通株式の一部、すなわち2025年２月28日現在の当社の発行済普通株式（JDRの裏付けとなる当社普通株式を適宜含みます。）の合計約32.1%（うち合計22.5%は、小里文宏氏、Feng Kuo博士及びFun-Kai Liu氏が保有）に相当する部分が議決権行使契約の対象となります。

合併当事者に関する情報

テックポイント・インク（以下「当社」といいます。）

Techpoint, Inc.
2550 N. First Street, #550
San Jose, California 95131, U.S.A.
+1 (408) 324-0588

当社は、自動車市場及びセキュリティ監視市場における複数のビデオ・アプリケーション用のミックスドシグナル集積回路の設計、マーケティング及び販売を行うファブレス半導体企業です。当社集積回路により、自動車市場及びセキュリティ監視市場において、標準画質（SD）ビデオから高精細（HD）ビデオへの移行が可能となります。当社ソリューションは、カメラからHDビデオ信号を取り込み、信頼性の高い長距離伝送用にアナログ信号に変換し、HDアナログ信号をビデオ処理と表示に適したフォーマットに変換します。当社HDアナログ技術は、デジタルHDと同じ1080pのHD解像度で動作しますが、HDアナログ形式でビデオを処理し、この同じアナログ形式でビデオを伝送するため、圧縮や解凍の必要がありません。当社集積回路は、当社独自のアーキテクチャとミックスドシグナル技術に基づいており、高いビデオ品質を提供し、高集積を可能にし、コスト効率に優れていると確信しています。当社収益は、自動車市場及びセキュリティ監視市場向けのミックスドシグナル集積回路の販売によるものです。当社は、当社製品の第三者からの注文を受ける販売代理店に製品を販売しています。また、当社は、OEMやODMにも直接販売しています。

当社はファブレス製造戦略を採用しており、ウェハー製造、組立、テスト、パッケージングを含む製造プロセスの全行程において、市場をリードするサプライヤーを利用しています。この戦略により、自社の製造施設に必要な資本投資を大幅に削減することができます。

当社JDRは東京証券取引所（以下「東証」といいます。）に上場しており、証券コードは「6697」です。

ASMedia Technology Inc.（以下「親会社」といいます。）

ASMedia Technology Inc.
6F, No. 115, Minquan Road
Xindian District, New Taipei City 231
Taiwan
(886) 2-2219-6088

親会社は2004年に台湾で設立され、高速伝送インターフェースIC設計に特化したファブレス半導体のリーディングカンパニーです。親会社は、USBコントローラチップ、PCIeブリッジコントローラチップ、SATAコントローラチップ、高速スイッチコントローラチップ、特定用途向け集積回路など、高速物理層の強力な研究開発能力を有します。

親会社は2012年に台湾証券取引所に上場し、証券コードは5269です。

Apex Merger Sub Inc.（以下「Merger Sub」といいます。）

Apex Merger Sub Inc.
c/o ASMedia Technology Inc.
6F, No. 115, Minquan Road
Xindian District, New Taipei City 231
Taiwan
(886) 2-2219-6088

Merger Subはデラウェア州法人であり、本合併契約を締結し、その条件に従い、本合併契約により企図される取引を完了することのみを目的として、親会社の完全子会社として2024年12月13日に設立されました。Merger Subは、本合併契約及び関連契約により企図される取引に関連するもの以外の事業活動を一切行っておりません。

本合併（「第１号議案：本合併契約の承認―概要」をご参照ください。）

当社は、2025年１月15日、親会社及びMerger Subとの間で本合併契約を締結しました。本合併契約では、本合併契約に定める条件に従い、Merger Subは当社に吸収合併（以下「本合併」といいます。）され、当社は本合併後に存続し（以下「存続会社」といいます。）、親会社の完全子会社となることが規定されています。

本合併契約の詳細については、「取引文書―本合併契約」をご参照ください。

本合併／本合併対価（「第１号議案：本合併契約の承認―本合併対価」及び「取引文書―本合併契約本合併対価」をご参照ください。）

本合併契約に基づき、本合併の効力発生時（以下「効力発生時」といいます。）において、

- 効力発生時の直前における当社の１株当たり額面0.0001米ドルの発行済普通株式（以下「当社普通株式」といいます。）は、（本合併契約に定める一定の例外を除き）１株当たり現金20.00米ドル（源泉徴収税が課されることがあります。）を無利息で受領する権利（以下「本合併対価」といいます。）に転換されます。
- 効力発生時の直前において当社が自社株式として保有する各当社普通株式、又は親会社若しくはMerger Sub（又は当社、親会社若しくはMerger Subの直接若しくは間接の完全子会社）が直接保有する各当社普通株式は、いずれの場合も自動的に消却され消滅するものとし、当該当社普通株式と引き換えに又は当該当社普通株式に関していかなる対価の交付又は支払いも行われません。
- 効力発生時の直前において保有されていたMerger Subの発行済株式はすべて、新規にかつ有効に発行され、全額払込済みで追加払込義務のない存続会社の（合計して）普通株式１株に転換され、効力発生時の直後における存続会社の唯一の発行済株式となります。

効力発生時の直前に有効となるものとして、

- 効力発生時の直前において権利が確定していた未行使の各株式購入オプション（もしあれば）（以下、それぞれを「当社オプション」といいます。）は自動的に消却され、(x) 当社オプションの対象となる当社普通株式の総数に、(y) 本合併対価が当該当社オプションの１株当たりの行使価格を超過する金額（もしあれば）を乗じた金額に相当する金額（適用税額の源泉徴収分控除後）を、現金一括払いで（無利息で）受領する権利に転換されます。但し、その対象となる１株当たりの行使価格が本合併対価以上である場合、当社オプションは、効力発生時に無償で消却されます。
- 効力発生時の直前において権利が未確定であり未行使である各株式購入オプション（もしあれば）は、効力発生時をもって自動的に無償で消却されます。
- 効力発生時の直前において当社持株制度（本合併契約で定義されます。）に基づき発行されている、時間ベースの権利確定制限の対象となる各制限付株式ユニット報奨（確定済か未確定かを問いません。）（以下、個々に「当社RSU」といいます。）は、自動的に現金報奨に転換されます。その保有者は、権利が確定した場合に、当該当社RSUに適用されるものと同じ条件（権利確定スケジュールを含みます。）により、(x) 当該当社RSUが表章する当社普通株式の総数に、(y) 本合併対価を乗じた金額に相当する現金（適用税額の源泉徴収分控除後）を受領することができます。

効力発生時後、当社、みずほ証券株式会社、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社及び日本マスタートラスト信託銀行株式会社（三菱ＵＦＪ信託銀行と併せて、以下「信託受託者」といいます。）間で締結した2017年８月31日付の「上場外国株信託受益権受益証券発行信託契約及び発行会社にかかる契約書」（当社の日本型預託証券（以下「JDR」といいます。）の保有者の権利を規定するもので、以下「JDR信託契約」といいます。）に基づいて設定された信託の清算をもって、当社のJDRの各保有者は、JDR信託契約に従い信託受託者から分配金を受領します。

効力発生時をもって当社持株制度は終了し、以後同制度に基づく当社の新たな当社普通株式、当社オプション、当社RSU、その他の株式持分（本合併契約で定義されます。）、又は当社普通株式に関するその他の権利は一切付与されません。効力発生時の後は、効力発生時の直前に未行使であった当社オプション、当社RSU、株式持分、又はその他の権利は未行使のまま残ることはなく、かかる当社オプション、当社RSU、株式持分、又はその他の権利の元保有者はそれぞれ、前述の対価を受領する権利を除き、これに関する一切の権利を喪失します。上記の各取引は、デラウェア州一般会社法（以下「DGCL」といいます。）の下、DGCL第262条に基づく

株式買取請求権を適切かつ有効に行使し、撤回しない反対株式（以下「反対株式」といいます。）に関するものを含め、本合併契約に定める条件に従い、DGCLに従って行われるものです。また、株式分割又は持分分割、株式の区分又は細分化、株式配当、株式併合、株式統合、再分類、資本再編、又はその他類似の取引については、当該措置の前に本合併契約によって意図されたのと同様の経済効果を提供するために適切な範囲内で調整され、無利息であり、源泉徴収税が課されることがあります。

本合併の完了後、効力発生時の直前に発行済の当社普通株式は１株当たり合併対価（源泉徴収税が課される可能性があります。）を受領する権利を有しますが（本合併契約に定める一部の例外を除きます。）、当社株主としての権利は消滅します（但し、公正価値の評価請求を適切かつ有効に行い、撤回しなかった株主は、DGCL第262条に基づき、株式買取請求権を取得することができます。）。「第１号議案：本合併契約の承認―株式買取請求権」をご参照ください。

本合併の条件（「取引文書―本合併契約―本合併の条件」をご参照ください。）

本株主総会参考書類で詳細が記載されているように、クロージングを実行するための各当事者らの義務は、以下に記載されている項目を含む複数の条件の充足又は放棄を前提としています。

共通の条件

本合併を実行する当社、親会社及びMerger Subの義務は、以下を含む各条件の充足又は放棄を前提とします。

- 本合併契約議案を当社株主が承認すること
- (a) 適用される独占禁止法（本合併契約で定義されます。）に基づく必要なすべての届出（もしあれば）を行っており、かつ必要なすべての認可（もしあれば）を取得している（又は待機期間が満了若しくは終了している）こと（以下「独占禁止法の届出」と総称します。）、(b) 対米外国投資委員会（以下「CFIUS」といいます。）から認可（以下「CFIUS認可」といいます。）を取得していること、及び、(c) 台湾経済部投資審議司（以下「台湾DIR」といいます。）から認可（以下「台湾DIR認可」といいます。）を取得していること（以下、これらの届出等及び認可を「必要な規制当局の認可」と総称します。）
- 本合併契約の当事者に対する管轄を有する政府機関による、本合併又は本合併契約により企図される取引の実行を違法とし、差し止め、又は禁止する、不服申立不能の最終的な法律又は命令が発生しておらず、またこれらが適用されないこと

当社の条件

本合併を実行する当社の義務は、以下の追加の各条件の充足又は放棄を前提とします。

- 本合併契約で定める親会社及びMerger Subの表明保証が真実かつ正確であること。基本的に、本合併契約日時点及びクロージング日時点の両時点において表明され、いずれの場合においても、一定の重要性の基準が適用される。
- 親会社及びMerger Subが、本合併契約上、クロージング時又はそれ以前に履行又は遵守することが要求されているすべての義務、合意及び誓約を、すべての重要な点において、履行又は遵守すること。
- 親会社の役員が署名した、前２項に定める事項を証明する証明書を当社が受領すること。

親会社及びMerger Subの条件

本合併を実行する親会社及びMerger Subの義務は、以下の追加の各条件の充足又は放棄を前提とします。

- 本合併契約に記載された当社の表明保証が真実かつ正確であること（特定条件の除外項目が一部あります。）。基本的に、本合併契約日時点及びクロージング日時点の両時点において表明され、それぞれ特定の重要性の基準が適用される
- クロージング日に又はクロージング日までに、当社によって履行又は遵守されることが予定されている、本合併契約で定められたすべての義務、契約、及び誓約事項の、当社によるすべての重要な点における履行及び遵守
- 本合併契約に定められているとおり、当社に継続的に生じている重大な悪影響が存在しないこと
- 当社の最高経営責任者（CEO）又は最高財務責任者（CFO）が署名した、前３項に定める事項を証明する証明書を親会社が受領すること
- 本合併契約及び本合併契約により企図される取引に関連する、必要な規制当局の認可又は政府の認可の条件として、又は本

合併契約の当事者に対する管轄を有する政府機関による法律又は命令の結果として、過度の負担条件（「取引文書―本合併契約―本合併の条件」で定義されます。）が存在しないこと

規制当局の承認（「第１号議案：本合併契約の承認―規制当局の承認」をご参照ください。）

各当事者は、（本合併契約の条件に従い）本合併に関するすべての通知、報告書、提出物、及びその他の書類を政府当局に提出し、政府当局による追加情報の要求に対して合理的に実行可能な限り速やかに対応し、本合併を合理的に実行可能な限り速やかに完了するために、合理的な最善の努力を払い、クロージングの条件を満たし、また、「第１号議案：本合併契約の承認―規制当局の承認」に記載されているとおり、政府機関から必要なすべての同意、承認、認可、ライセンス、許可、命令、資格、承諾、登録、免除、及び待機期間の満了又は終了を含むすべての政府承認を、合理的に実行可能な限り速やかに取得することに合意しました。これらの承認には、1976年ハート・スコット・ロディノ反トラスト改正法（その後の改正を含み、以下「HSR法」といいます。）に基づくクリアランス、CFIUS及び台湾DIRによる特定のその他の届出及び関連承認が含まれます。

本合併の資金調達（「第１号議案：本合併契約の承認―本合併の資金調達」及び「取引文書―本合併契約―資金調達」をご参照ください。

本合併の完了は、親会社が資金調達を受けることを条件とするものではありません。親会社は現在、合併対価の支払いに、手元資金を用いる予定です。親会社が合併対価の支払資金を調達できない場合、本合併は完了しません。

勧誘禁止条項（「取引文書―本合併契約―勧誘禁止条項」及び「第１号議案：本合併契約の承認―当社取締役会の推奨及び本合併の理由」をご参照ください。）

本合併契約には、効力発生時又は本合併契約の有効な終了時のいずれか早い時点まで、当社が代替取引を求める能力を制限する条項が含まれています。これらの条項の下、当社は、自らが以下の行為を行わないこと、並びに当社若しくはその子会社を代表して、又は当社若しくはその子会社の指図により行動するそれぞれの各代表者に以下の行為を行わないように指図することに同意しました。

- 対抗買収提案（「取引文書―本合併契約―勧誘禁止条項」で定義されます。）の提出を促進又は奨励するような行為を、直接又は間接に、勧誘、開始又は故意に実行すること
- (a) 対抗買収提案、(b) 対抗買収提案につながると合理的に予想される問い合わせや提案に関連して、第三者（又は第三者の資金提供者になる可能性がある者）に対する、協議又は交渉の継続、実施又は開始、又は重要な非公開情報の開示、あるいは当社若しくはその子会社の事業、財産、資産、帳簿若しくは記録へのアクセスの許可、又はいかなる取り組みに対する意図的な支援、参加、促進、参加
- 対抗買収提案に関連する意向表明書、タームシート、買収契約、合併契約、オプション契約、ジョイント・ベンチャー契約、パートナーシップ契約その他の契約（特定の除外項目があり、許容されている秘密保持契約を除きます。）（以下、それぞれを「企業買収契約」といいます。）の締結、又は対抗買収提案若しくは企業買収契約の承認、株主承認への提出又は推奨
- 親会社に適用されるあらゆるスタンドスティル契約又は同様の契約の権利放棄又は解除を認め、当社又はその子会社の資本持分に関して、スタンドスティル契約又は類似の契約に基づく権利放棄又は解除を故意に実施しない、又は付与しないこと。但し、当社取締役会が、(A) フィナンシャルアドバイザー及び社外リーガルアドバイザーと協議の上、これを行わないと当社取締役会の受託者責任と矛盾することが合理的に予想されると誠実に判断し、(B) かかる判断と実質的に同時である場合を除きます。
- DGCL第203条に基づく取引、又は第三者が「利害関係株主」になることを承認すること。但し、本合併契約に従い、会社不利推奨事項の変更に関連して必要とされる場合を除く。
- 上記のいずれかを行うことを承認、認可、同意又はその意思を公に発表すること

さらに、本合併契約は、一定の例外を除いて、当社取締役会又はその委員会が、会社不利推奨事項の変更（「取引文書―本合併契約―勧誘禁止条項」で定義されます。）を行うこと、子会社が会社買収契約を締結し、締結することを許容しないことを定めています。

当社株主が本合併契約議案を採択する前に、当社取締役会は以下を行うことができます。

- (a) 優位提案に関する会社不利推奨事項の変更を行うこと、又は(b) 当該優位提案について会社買収契約を締結するため、本合併契約を解除すること（いずれの場合も、本合併契約の勧誘禁止条項の重大な違反に直接的又は間接的に起因していないものとします。）。但し、以下の条件に従う場合に限ります。(i) 当社は、本項(a)又は(b)に記載された行動をとる前に、当該優位提案に関してかかる行動をとる意向を、少なくとも４営業日前（以下「優位提案の通知期間」といいます。）までに、親会社に書面で速やかに通知すること。この通知には、当社が、当社取締役会が優位提案を宣言する意向のある対抗買収提案を受領したこと、及び当社取締役会が本項(a)又は(b)に記載された行動をとる意向であることが明示的に記載されるものとします。(ii) 当社が、当該通知において、優位提案を行った当事者の身元及びその重要な条件を特定し、修正されていない対抗買収提案の写しを添付し、当該通知に、当該優位提案に関連して関連当事者から提供された範囲内で、当該優位提案、及び融資関連文書（融資関連文書には、慣例的な修正が含まれる場合があります。）など関連する文書に関する、契約案（変更があれば速やかに更新されます。）の最新版を含む関連文書を添付すること。(iii) 当社とその代表者が、優位提案の通知期間中に、親会社の裁量により、当該対抗買収提案が優位提案に該当しなくなるように本合併契約の諸条件を調整するよう提案がなされた場合には、調整を行うべく、親会社と誠実に交渉すること（優位提案の通知開始期間後に、買収価格の変更など、優先提案の条件に重大な変更があった場合、優位提案の通知期間は、当社が親会社に当該重大な変更を通知した時点から少なくとも２営業日の事前通知を行えるよう延長されることが認められます。）。(iv) 当社取締役会が、フィナンシャルアドバイザー及び社外リーガルアドバイザーと協議の上、当該対抗買収提案が引き続き優位提案に該当し（優位提案の通知期間中に親会社が行った本合併の諸条件の調整を考慮した上で）、かつ、当該措置を講じないことが、適用法令に基づく取締役の受託者責任に抵触することが合理的に予想されると、誠実に判断したこと。
- 想定外の事由（「取引文書―本合併契約―勧誘禁止条項」で定義します。）に関して、以下の場合に限り、会社不利推奨事項の変更を行うこと。(a) 当社が、当該想定外の事由に関して会社不利推奨事項の変更を行う意向であることを、会社不利推奨事項の変更を実施する少なくとも４営業日前までに（以下「想定外の事由の通知期間」といいます。）、親会社に対して、速やかに書面で（本合併契約の通知規定に従い、親会社及び親会社の外部弁護士宛ての電子メールも含みます。）通知を行う場合。この通知では、当該想定外の事由が生じる原因となった根本的な事実と状況（及び当該行動を取る合理的な詳細な説明）を合理的に詳細に説明し、当社取締役会が会社不利推奨事項の変更を行う予定でありことを含め、想定外の事由について親会社に通知するものとします。(b) 想定外の事由の通知期間中に、当社とその代表者が、当社取締役会が当社に会社不利推奨事項の変更を実施する必要がなくなるよう、合併契約の条件の調整を行うため、誠実に交渉する場合。(c) 当社取締役会が、フィナンシャルアドバイザー及び社外リーガルアドバイザーと協議した上で、想定外の事由が発生し、会社不利推奨事項の変更を実施しなければ、適用される法律に基づく当社取締役会の受託者責任と矛盾することが合理的に予想されると誠実に判断した場合。当社取締役会は、本合併又は本合併契約により企図される取引に関連する政府認可を取得するために必要な時間や、それに関連する要求又は提案される可能性のある条件、約束又はコミットメントに関連する事実又は状況に基づいて、会社不利推奨事項の変更を行うことはできません。

また、本合併契約では、当社取締役会又はその委員会が、対抗買収提案に関して取引所法に基づき公布された規則14d-9及び規則14e-2(a)に従い想定される立場を、当社株主に開示することができる旨が規定されていますが、フィナンシャルアドバイザー及び社外リーガルアドバイザーと協議した上で、このような立場を開示しないことが、適用される法律に基づく当社取締役会の受託者責任と矛盾することが合理的に予想されると当社が判断した場合、このような立場を開示することはできません。但し、対抗買収提案に関する当社、当社取締役会、又はその委員会による決定、見解、又はその他の措置に関連する、当社、当社取締役会、又はその委員会による開示（取引所法の規則14d-9(f) に基づいて行われる「ストップ、ルック アンド リスニング」声明を除きます。）は、当該開示において、当社取締役会が当社株主に対して、本合併契約及び本合併を含む本合併契約により企図される取引を採択及び承認することを明示的かつ公的に再確認しない限り（以下「当社取締役会の推奨」）、会社不利推奨事項の変更とみなされるものとします。本合併契約において、当社、当社取締役会、又はその委員会が、事実に基づいて、(a) 当社による対抗買収提案の受領を説明し、(b) 当該対抗買収提案を行う者、企業、グループを特定し、(c) 当該対抗買収提案の重要な条件を示し、又は(d) 本合併契約の運用を説明する、事実につき正確な公式声明をだすことを禁じる条項はありません。かかる声明はいかなる場合においても、(i) 当該対抗買収提案に関する採択、承認、又は推奨、又は(ii) 会社不利推奨事項の変更とはみなされません。

契約解除（「取引文書―本合併契約―契約解除」をご参照ください。）

本合併契約は、当事者らの相互の書面による合意により、クロージング前であればいつでも終了させることができます。また、以下の場合、当社又は親会社のいずれかが本合併契約を終了させることができます。

- 本合併が、本合併契約の締結から９ヶ月が経過する日（本合併契約に従って延長される場合があり、以下「最終期日」とい

います。）までに完了しなかった場合。但し、必要な規制当局の認可が得られなかった結果、当該日以前にクロージングが行われなかった場合、最終期日は、親会社又は当社のいずれか一方が、最終期日の10営業日前までに相手方に書面で通知することにより、１度に限り３ヶ月間延長することができます。但し、本合併契約を終了させるこの権利は、本合併契約に規定された表明保証、誓約、又は合意に対する重大な違反により、本合併が最終期日までに完了できない結果をもたらした、又はその主な原因となった当事者には適用されません。

- 管轄権を有する政府機関が、本合併の完了又は本合併契約により企図されたその他の取引を、違法、永久に禁止、又はその他の方法で永久に禁止する法律又は命令を制定、発行、公布、施行、又は制定し、かかる法律又は命令が確定し不服申立不能となった場合。但し、本合併契約を終了させるこの権利は、本合併契約に規定された表明保証、誓約、又は合意に対する重大な違反を行い、かかる法律又は命令が発行、公布、施行、又は制定される主要な原因となった又はそのような結果をもたらした当事者には適用されません。
- 本合併契約が本臨時株主総会で採択されるよう当社株主に提出され、当該総会で本合併契約議案に対する当社株主の承認が得られない場合（当該株主総会が延会又は延期された場合を除き、延会又は延期された場合は、最終的な延会又は延期での採択で）、又は
- (a) 親会社及び当社がCFIUS認可を取得するために、CFIUSと交渉するべく合理的な最善の努力を尽くした後、CFIUSが、本合併又は本合併契約により企図されるその他の取引に関して、国家安全保障上の懸念事項があり、アメリカ合衆国大統領に本合併又は本合併契約により企図されるその他の取引を回付すること又は回付したことを、親会社及び当社に書面で通知した場合、又は(b) 両当事者がCFIUSにより要求若しくは許可された期間内にCFIUS再提出を行わない場合（以下「CFIUSターンダウン」といいます。）。

また、親会社は、以下の場合には本合併契約を解除することができます。

- 会社不利推奨事項の変更が発生した場合、又は当社が他の会社買収契約を承認若しくは採択した場合、又は承認若しくは採択することを推奨した場合
- 本合併のクロージング条件（後述の「本合併の条件」で記載されています。）が満たされないような、本合併契約に規定された当社側の表明保証、誓約、又は合意の違反があり、かつ当該違反が最終期日までに是正されない場合、又は、最終期日までに是正できる能力があるが、(a) 親会社又はMerger Subによる書面の通知から30日以内、又は(b) 最終期日までに是正できなかった場合。但し、親会社又はMerger Subが、本合併契約に基づく表明保証、誓約又は義務に重大な違反があり、かかる重大な違反により本合併のクロージング条件が満たされない場合、親会社は本合併契約を解除する権利を有しません。
- 管轄権を有する政府機関が、過度の負担条件となる法律又は命令を制定、公布、施行、又は制定し、かかる法律又は命令が最終的かつ不服申立不能となった場合。但し、親会社又はMerger Subによる本合併契約に定める表明保証、誓約又は義務に対する重大な違反が、かかる法律又は命令の発行、公布、施行又は適用の主な原因となっている場合、又は主たる結果である場合は、親会社は本合併契約を解除する権利を有しません。
- 最終期日まで（但し、当社が書面によりより短い期間を合意する場合はこの限りではありません。）親会社が関連する政府機関と誠実に交渉するために合理的な最大限の努力を行った後、管轄権を有する適用される政府機関が、親会社が受諾を希望しない、又は講じることを希望しない過度の負担条件を必要な規制当局の認可の条件とする旨を通知した場合。

さらに、当社は、以下の場合に本合併契約を解除することができます。

- 臨時株主総会において本合併契約議案に対する当社株主の承認を得る前に、当社取締役会が、本合併契約の勧誘禁止条項を厳格に遵守することを条件として、当社に優位提案に関して会社買収契約を締結する権限を付与する場合。但し、かかる解除の前に、又は解除と同時に、当社は、下記の「特定の状況下で支払われるターミネーション・フィー」に記載されているターミネーション・フィーの支払いを完了しているものとします。
- 本合併契約に定める親会社又はMerger Sub側の表明保証、誓約又は合意のいずれかに違反があり、かかる当社のクロージング条件（上記の「本合併の条件」に記載されているとおり）が充足されない場合、いずれの場合も、かかる違反を最終期日までに是正する能力がない場合、又は、最終期日までに是正する能力があるが、(a) 当社による親会社に対する書面の通知から30日以内、又は(b) 最終期日までに是正できなかった場合。但し、当社が、本合併契約に基づく表明保証、誓約又は義務に重大な違反があり、かかる重大な違反により本合併のクロージング条件が満たされない場合、当社は本合併契約を解除する権利を有しません。
- (a) 親会社とMerger Subの共通のクロージング条件及び親会社及びMerger Subのクロージング条件（上記の「本合併の条件」に記載されたとおり）が（その性質上、クロージング時に充足されるべき条件で、かかる時点でクロージングが発生した場

合、解除になる時点で充足されることが可能である条件を除きます。）、本合併契約に従って充足又は放棄された場合、(b) 当社が親会社に対して、本合併を完了する用意とその意思があり、実行可能であることを書面で示した場合、(c) 親会社及びMerger Subが、本合併契約のクロージング条項に従ってクロージングが行われる予定であった日の翌日から４営業日以内（４営業日以内に最終期日が到来する場合は、最終期日まで）に、本合併を完了させることができない場合、(d) 上記(c)記載の４営業日の期間（当該４営業日以内に最終日が到来する場合は、本合併契約のクロージング条項に従ってクロージングが行われる予定であった日から最終期日までの期間）、当社が本合併及び本合併契約により企図されるその他の取引を完了させる用意と意思、及び能力がある場合。

本合併契約が、解除条項に従って適切かつ正当に解除される場合、本合併契約は効力を失って無効となり、本合併契約の当事者（又は、株主、取締役、役員、従業員、エージェント又は係る当事者の代表）は本合併契約に対する責任を一切負いません。但し、(a) 下記「特定の状況下で支払われるターミネーション・フィー」に記載される手数料を含む特定の条項、特定の秘密保持契約、及びその他の一般条項（及び当該条項に含まれる関連する定義）で、完全に効力を維持する場合と、(b) 本合併契約の当事者による責務又は損害は、当該責務又は損害が他の当事者による本合併契約に定める表明保証、誓約、又はその他の合意の故意の違反又は詐欺に起因する場合については、この限りではありません。

特定の状況下で支払われるターミネーション・フィー（「取引文書―本合併契約―特定の状況下で支払われるターミネーション・フィー」をご参照ください。）

本合併契約では、以下の状況下でクロージング前に本合併契約が解除された場合、当社又は親会社は、他方の当事者にターミネーション・フィーを支払う義務を負うことが定められています。

以下により、本合併契約が解除された場合、当社は親会社に対して総額752万米ドルのターミネーション・フィーを支払う義務を負います。

- 会社不利推奨事項の変更（以下で定義されます。）が発生した場合、又は当社が会社買収契約の承認又は採択、若しくは承認又は採択を推奨し、親会社によって解除された場合
- 本臨時株主総会において当社株主により本合併契約議案が採択される前に、当社取締役会が、本合併契約の勧誘禁止条項を重要な点において遵守することを条件として、当社に優位提案に関する会社買収契約を締結する権限を付与し、当社によって解除された場合
- 当社が本合併契約に定める表明保証、誓約、合意のいずれかに違反し、親会社及びMerger Subのクロージング条件（上記の「本合併の条件」に記載されたとおり）が充足されず、かかる違反が当該最終期日までに是正されない場合、又は、最終期日までに是正可能な場合であっても、(a) 親会社から当社に書面による通知を行ってから30日後、又は、(b) 最終期日のいずれか早い日までに是正されず、かつ、(1) 解除される前に、対抗買収提案を公開するか、又はその他の方法で当社又は当社取締役会に対して開示し、若しくは伝達された場合、また、(2) 当該終了日から12ヶ月以内に、当社が、(x) (1)項の対抗買収提案、又は本合併対価の総額を上回る対価を伴う対抗買収提案について、正式契約を締結した場合、又は、(y) (1)項の対抗買収提案、又は合併対価の総額を上回る対価を伴う対抗買収提案を完了し、親会社によって解除される場合
- 当社株主による本合併契約議案の承認前に、本合併が終了日までに完了せず、かつ、(1) 当該終了日より前に、当社又は当社取締役会に対して対抗買収提案が公に開示、又はその他の方法で当社又は当社取締役会に通知された場合、(2) 当該終了日から12ヶ月以内に、当社が、(x) (1)項の対抗買収提案又は合併対価総額を上回る対価の対抗買収提案に関して最終契約を締結した場合、又は(y) (1)項の対抗買収提案又は合併対価総額を上回る対価の対抗買収提案を完了し、当社又は親会社によって解除される場合
- 本合併契約が本臨時株主総会で採択するため当社株主に提出され、当該総会で本合併契約の承認が当社株主から得られず、かつ、(1) 当該解除日前に、対抗買収提案が公に開示され、(2) 当該終了日から12ヶ月以内に、当社が、(x) (1)項の対抗買収提案又は合併対価総額を上回る対価の対抗買収提案に関して最終契約を締結した場合、又は(y) (1)項の対抗買収提案又は合併対価総額を上回る対価の対抗買収提案を完了し、当社又は親会社によって解除される場合

本合併契約では、「会社不利推奨事項の変更」とは、当社取締役会が、(a) 親会社に対して不利な方法で、当社取締役会の推奨の保留、撤回、修正、変更、又は重大な資格取得を行わないこと、(b) 株主総会参考書類に「当社取締役会の推奨」を含めないこと、(c) 対抗買収提案を採択、承認、推奨、支持、又はその他の方法で推奨を宣言すること、(d) 当社普通株式の20%以上の公開買付け又は交換買付のオファーが開始されて10営業日以内に、当該買付オファーに応じないよう推奨しないこと、(e) 当社又は当該対

抗買収提案を行った個人又は組織が対抗買収提案（又はその重要な変更）を初めて公表した日以降に、親会社から書面による再確認の要請を受けてから10営業日以内に、当社取締役会の推奨を再確認しない（親会社から要請があった場合、公的に再確認しない）こと（但し、親会社は、かかる要請を、いかなる対抗買収提案に関しても、また、いかなる対抗買収提案の重要な修正に関しても、１回に限り行うことができます。）、又は、(f) 前述した行動を決定又は合意することを意味します。

以下に従い、本合併契約が解除された場合、親会社は当社に対し総額12,000,000ドルのターミネーション・フィーを支払う必要があります。

- 本合併が最終期日及び解除日までに完了せず、かつ、共通のクロージング条件及び本合併を完了する親会社及びMerger Subの義務に関する条件を満たしているか、満たすことが可能である状況（但し、(X) 独占禁止法の届出、CFIUS認可、台湾DIR認可、及び政府反トラスト当局（本合併契約で定義されます。）、台湾経済部、CFIUS（それぞれ「特定政府機関」といいます。）の行政上の禁止事項に関する条件、(Y) その性質上、クロージング時に充足されるもの、及び(Z) 親会社又はその関連会社（本合併契約で定義されます。）の作為（又は不作為）により、その全部又は一部が充足されない条件を除きます。）で、当社又は親会社によって解除される場合
- 特定政府機関による行政の禁止により、当社又は親会社によって解除される場合
- CFIUSターンダウンによって当社又は親会社によって解除される場合
- 本合併契約の当事者に対して適用される管轄権を有する政府機関が、過度の負担条件をもたらす最終的かつ不服申立不能な法律又は命令を制定、公布、施行、又は決定した状況により、親会社によって解除される場合
- 本合併契約の当事者に対して適用される管轄権を有する政府機関によって、必要な規制当局の認可が、親会社が当該政府機関と誠実に交渉するための合理的な最大限の努力を尽くした末に、親会社が受け入れ又は引き受けを望まない過度の負担条件を課すことを条件とする旨を親会社に通告を行った状況により、親会社に解除される場合
- (a) 共通のクロージング条件及び本合併を完了する親会社及びMerger Subの義務に関する条件が満たされる、又は満たすことが可能であり（その性質上、クロージング時に充足される条件を除きます。）、(b) 当社が本合併を完了する用意があり、その意思と能力があることを、親会社に書面で示し、(c) 親会社とMerger Subが、本合併契約に従って本合併のクロージング日の翌日から４営業日以内（最終期日が当該４営業日以内である場合は、終了日まで）に本合併を完了せず、及び(d) 当該４営業日以内（又は、当該４営業日以内に最終期日が到来する場合は、本合併契約のクロージング条項に従ってクロージングが行われる予定である日から最終期日までの期間）に、当社が本合併及び本合併契約により企図されるその他の取引を完了する用意と意思があり、かつ実行可能である状況で、当社によって解除される場合。

当社取締役会の推奨（「第１号議案：本合併契約の承認―当社取締役会の推奨及び本合併の理由」をご参照ください。）

当社取締役会は、全会一致で、(a) 本合併契約を締結することが、当社及び当社株主にとって最善であると判断し、そのことが望ましいと宣言し、(b) 本合併契約の締結、交付及び履行並びに本合併を含む本合併契約により企図される取引の実行を承認し、(c) 当社株主に本合併契約の承認を推奨し、(d) 本合併契約及び本合併を含む本合併契約により企図される取引の承認を臨時株主総会において当社株主による審議に付すよう指図しました。

当社取締役会は、(1) 本合併契約議案に「**賛成**」票を、(2) 本報酬議案に「**賛成**」票を、また、(3) 本延会議案に「**賛成**」票を投じることを全会一致で推奨します。

本合併の理由（「第１号議案：本合併契約の承認―当社取締役会の推奨及び本合併の理由」をご参照ください。）

本合併契約及び本合併（及び本合併に伴うJDRの東証における上場廃止）を含む本合併契約で企図される取引並びにその他の取引文書を承認する決定、並びに本合併契約を承認するよう当社株主に推奨する決定を下すにあたり、当社取締役会は特に、本合併において当社株主に提示された本合併対価の金額、当社の業績及び見通し、本合併に伴うリスク及び不確実性、並びに当社単独での事業継続を含む本合併以外の選択肢について検討しました。

当社取締役会は、その決定に至る過程で、当社のフィナンシャルアドバイザー及びリーガルアドバイザーと協議し、その決定を全般的に裏付ける要因として、特に以下を含むさまざまな要因を考慮しました。

- 本合併対価が、(i) 当社取締役会が本合併を承認した当社取締役会の開催日の前営業日である2025年１月14日（日本標準時）

におけるJDRの終値である7.38米ドルに対して171％のプレミアム、（ii）2025年１月14日（日本標準時）までの90暦日のJDRの売買高加重平均価格に対して161％のプレミアムに相当すること
- 本合併が、当社の単独の成長見通しと株主価値の最大化の機会について当社取締役会が徹底的に検討した結果であること
- 株主に支払われる１株当たり20.00米ドルの本合併対価が現金で支払われ、当社株主に早期の価値と流動性をもたらすことにより、当社の事業に内在する事業リスクと取引実行リスクを排除しながら当社株主の当社に対する持分価値を実現できること
- JDR保有者の権利について定めたJDR信託契約に基づき、JDRの各保有者は、JDR信託契約に従って信託受託者から残余財産給付金を受領すること、並びに、当該給付金の価値は、JDR信託契約に基づく為替レート、源泉徴収税及び手数料に従うことを条件に、当社株主に提供される１株当たりの価値と同じであること
- 特に、株主に支払われる１株当たり20.00米ドルの本合併対価が現金で支払われ、当社株主に早期の価値と流動性をもたらすことにより、当社の事業に内在する事業リスクと取引実行リスクを排除しながら当社株主の当社に対する持分価値を実現できることを理由として、本合併により当社株主（及びJDR信託契約の結果としてJDRの保有者）に提供される価値が、当社が合理的に利用可能な他の選択肢（引き続き独立した上場会社として存続し、東証においてJDRの上場を継続することを含みます。）から得られる潜在的な価値よりも、当社株主（及びJDR信託契約の結果としてJDRの保有者）にとってより有利であると当社取締役会が考えていること
- 本合併対価が独立当事者間取引条件による交渉の結果であること、及び、親会社の代表者が当社の代表者に対し、本合併対価は親会社が支払う意思を有する最大限の価格であることを伝えたこと
- 当社は、本合併契約上、慣習的な制限に従うことを条件に、第三者からの代替的買収提案が優位提案であると判断された場合又は優位提案につながると合理的に予想される場合において、当該提案に対応し、交渉することができること
- 本合併の規模や類似取引におけるターミネーション・フィーのレンジを考慮すると、現況下では、当社が負う7.52百万米ドルのターミネーション・フィーは妥当であり、潜在的な優位提案を排除したりこれを実質的に妨げたりすることはないと当社取締役会が考えていること
- 当社取締役会は、本合併契約上、本合併契約の条件（親会社が一定の状況下で本合併契約を解除することを選択した場合に、当社が7.52百万米ドルのターミネーション・フィーを支払うことを含みます。）に従うことを前提に、一定の状況下で、当社株主が本合併契約を採択する投票を行うことの推奨を行わず、あるいは、撤回、限定、修正又は変更する権利を有すること
- 独立当事者間の交渉により、当社が、2024年９月18日の親会社の最初の提案である１株当たり約16.00米ドル～18.00米ドルの提案価格を、かかる最初の提案を当社が拒絶した後に、2024年10月28日の親会社の修正提案である約19.00米ドル～20.00米ドルに引き上げることに成功し、さらにその後交渉を重ねた結果、最終的には20.00米ドルに引き上げることができたこと
- Mizuho Americas, LLCの関連会社であるGreenhill & Co., LLC（以下「Greenhill」といいます。）とその見解について協議を行った結果、当社取締役会が本合併契約及び同契約により企図される取引の承認を拒否した場合には、当社株主（及びJDR信託契約の結果としてJDRの保有者）が近い将来、同等の取引確実性を有するより良い又は同等の価格のオファーを受ける機会を再び得られる可能性は低いと当社取締役会が考えていること
- 親会社の事業上の評判及び能力
- 親会社は本合併を完了するために必要なリソースを入手できると当社取締役会が考えていること、並びに、本合併が、とりわけ、資金調達条件がない等条件が限定的であることを踏まえると実行される可能性が高いこと、及び、親会社による違反が生じた場合には本合併契約に基づいて当社に特定履行や損害賠償等の救済が与えられること
- Greenhillから当社取締役会に提出された財務分析、及び、本合併契約に基づき本合併において当社株主（(i) 本合併契約に基づき消却又は転換される株式の株主、及び(ii) 当社の関連会社を除きます。）が受領する本合併対価は財務的見地から当該株主にとって妥当であるとの、2025年１月14日付けで当社取締役会に対し述べられたGreenhillの口頭意見（同意見については、2025年１月14日にGreenhillから当社取締役会宛てに交付された意見書により書面で確認されております。）（詳細は「第１号議案：本合併契約の承認―Greenhillの意見」に記載しています。）
- 当社経営陣が本合併を推奨していること

Greenhillの意見（「第１号議案：本合併契約の承認―Greenhillの意見」をご参照ください。）

当社取締役会による本合併契約の承認に関連して、Greenhillは、当社取締役会に対し、本合併において当社株主（(i) 本合併契約に定めるとおり消却又は転換される株式の保有者及び(ii) 当社の関連会社を除きます。）に支払われる普通株式１株当たり20.00米ドルの現金対価が、意見書の作成日において、財務的見地から当社株主にとって公平であるか否かについて述べた意見書を提出しました。2025年１月14日付のGreenhillの意見書の全文は、特に、実施された前提、それに伴う手続、考慮された要因、及び実施

されたレビューの制限について記述されており、本株主総会参考書類に付属書類Cとして添付され、これを参照することによりその全体が組み込まれます。*［翻訳注：付属書類をご覧になりたい場合には、www.sec.gov（英文）又はhttps://www.techpoint.co.jp/ir/（日本語訳）より入手してください。］*Greenhillは、財務的見地から当社普通株式１株当たり20.00米ドルの現金対価を評価する目的とそれに関連して、当社取締役会の利益と利用のために、当社取締役会（その職務権限において）に意見書を提出しました。Greenhillの意見書は、本合併のその他の側面については一切言及しておらず、当社が利用可能な、又は当社が関与する可能性のある、その他の戦略や取引と比較した場合の本合併の相対的なメリット、又は本合併を進める、又は本合併を実施するという当社の根本的な経営判断についても、意見又は見解を一切表明していません。Greenhillの意見は、当社株主に対して、本合併案又はその他の事項に関してどのように投票又は行動すべきかを推奨するものではありません。

詳細については、「第１号議案：本合併契約の承認―Greenhillの意見」をご参照ください。

本合併における取締役及び執行役員の利害関係（「第１号議案：本合併契約の承認―本合併における当社の取締役及び執行役員の利害関係」をご参照ください。）

当社の執行役員及び当社取締役会の一部のメンバーは、本合併において、当社株主の利害とは異なる、又は当社株主の利害に加えて、利害を有する可能性があります。

株式買取請求権（「第１号議案：本合併契約の承認―株式買取請求権」をご参照ください。）

本合併が完了した場合、本合併の効力発生日まで当社普通株式を継続的に保有又は実質的に所有し、本合併契約の採択に賛成票を投じることなく株式の買取請求を適切に行い、その請求を撤回しないなど、株式の評価を求める権利を喪失していない当社株主及び実質保有者は、DGCL第262条に基づき、その株式に関して株式買取請求権を行使する権利を有します。つまり、かかる当社株主及び実質保有者は、デラウェア州衡平法裁判所によって株式の評価を受け、デラウェア州衡平法裁判所が決定する、本合併の達成又は期待に帰属する価値を除いた、当社普通株式の「公正価値」に相当する現金と、公正価値と決定された金額に対して支払われる利息がある場合はその利息、また「第１号議案：本合併契約の承認―株式買取請求権」に詳しく記載されている特定の状況においては、公正価値と本合併において存続会社が当社の各株主に支払った金額との差額を、株式買取請求手続において判決を下す前であれば、受領する権利が与えられる可能性があります。株式買取請求手続は複雑であるため、株式の買取を希望する当社株主及び実質保有者は、DGCL第262条を注意深く検討し、株式買取請求権の行使に関して法律顧問の助言を求めることをお勧めします。

DGCL第262条に基づく株式買取請求権の行使を検討している当社株主又は実質保有者は、保有株式のDGCL第262条に従って決定される公正価値が、買取りを求めなかった場合に本合併契約に従って受け取ることになる対価の価値を上回る可能性も、下回る可能性もあることに留意する必要があります。

株式買取請求権を行使するには(a) 本合併契約の採択に関する投票が行われる前に、当社に対して書面による株式買取請求を行い、(b) 委任状を提出しない、又はその他の方法で本合併契約の採択案に賛成票を投じないこと、(c) 本合併の効力発生日まで、該当する場合は、当社普通株式を引き続き保有又は実質的に所有すること、(d) DGCL第262条に基づく株式買取請求権の行使に関するその他のすべての手続を遵守すること。DGCL第262条に規定された手続に従わない場合、株式買取請求権が失われる可能性があります。また、デラウェア州衡平法裁判所は、株式買取を求める当社株主及び実質保有者が一定の株式所有条件を満たさない限り、本合併に関する株式買取手続を却下することができます。株式買取請求権を行使するためのDGCLの要件については、「第１号議案：合併契約の承認―株式買取請求権」でさらに詳しく説明されており、その全文は、株式買取請求権に関するDGCLの関連条文であるDGCL第262条を参照することにより全体が組み込まれます。DGCL第262条の写しは、Delaware Code Online（https://delcode.delaware.gov/title8/c001/sc09/index.html#262から入手可能）で購読料や費用を支払うことなく閲覧することができます。銀行、ブローカー、又はその他の名義人を通じて当社普通株式を保有する実質保有者で、株式買取請求権の行使を希望する場合は、ご自身の名義で書面による株式買取請求を行うことができますが、上記の条件を満たす必要があり、また書面による請求は、請求の対象となる株式の登録名義人を合理的に特定する必要があるため、株式の実質保有者であることを示す証拠書類（係る情報が記載されたブローカーや証券口座の明細書、又は係る情報を確認できるブローカーやその他の記録保持者からの書簡など）、及び当該証拠書類が真実かつ正確な写しであることを示す陳述書を添付し、DGCL第262条に基づき存続会社からの通知を受け取ることに合意し、DGCL第262条(f) で義務付けられている確認済リストに記載される住所を提供しなければなりません。詳細については、「第１号議案：本合併契約の承認―株式買取請求権」をご参照ください。

本合併による米国連邦所得税の重大な影響（「第１号議案：合併契約の承認―合併による米国連邦所得税の重要な影響」をご参照ください。）

本合併における当社普通株式と現金の交換は、米国連邦所得税法上、課税対象となる取引であり、また、州・地方税法及びその他の非米国税法上も課税対象となる可能性があります。従って、米国連邦所得税法上、本合併に従って当社普通株式と引き換えに現金を受け取る米国人保有者（「第１号議案：本合併契約の承認―本合併による米国連邦所得税の重要な影響」で定義されます。）は、本合併で受け取る現金の金額と、本合併に従って引き渡される当社普通株式の米国人保有者の調整課税標準額との差額（もしあれば）に相当する金額の損益を認識することになります。非米国居住者（「第１号議案：合併契約の承認―本合併による米国連邦所得税の重大な影響」で定義されます。）である株主が、本合併に従って当社普通株式と引き換えに現金を受領する場合、当該非米国居住者が米国と一定の関係を有していない限り、通常、米国連邦所得税は課税されません。株主又はその他の受取人が有効な納税者番号を提供し、特定の証明手続（一般的には、米国内国歳入庁の様式W-9又は米国内国歳入庁の様式W-8又は該当する後継フォームを適切に記入し署名します。）を遵守しない限り、本合併に従って行われる現金支払いにはバックアップ源泉徴収が適用される可能性があります。本株主総会参考書類には、本合併が特定の米国連邦所得税に及ぼす影響に関する一般的な考察が含まれています。本考察では、所得税以外の米国連邦税（相続税、贈与税、その他所得税以外の税金への影響など）、又は、州税、地方税、米国以外の所得税又は所得税以外の税効果については言及していません。従って、本合併による特定の税務上の影響については、ご自身の税務アドバイザーにご相談ください。

本合併が成立しなかった場合の当社への影響（「取引文書―本合併契約―特定の状況下で支払われるターミネーション・フィー」及び「第１号議案：本合併契約の承認―本合併が成立しなかった場合の当社への影響」をご参照下さい。）

当社株主が本合併契約を採択しない場合、又はその他の理由で合併が完了しなかった場合

- 当社株主は、本合併契約に基づき、当社普通株式の対価を受領する権利はなく、受領することもありません。
- (a) 当社は独立した公開会社のままとなり、(b) 当社のJDRは、引き続き東証に上場され、取引されるとともに、1934年証券取引所法（改正を含み、以下「取引所法」といいます。）に基づく登録証券に該当し、(c) 当社は米国証券取引委員会（以下「SEC」といいます。）に定期的な報告及びその他の報告を続けます。
- 本合併契約が、特定の状況下で解除された場合
  - o 当社は親会社に対し、総額7,520,000米ドルのターミネーション・フィーを支払う義務を負います。
  - o 親会社は当社に対し、総額12,000,000米ドルのターミネーション・フィーを支払う義務を負います。

  いずれも、「取引文書―本合併契約―特定の状況下で支払われるターミネーション・フィー」に記載されています。

「取引文書―本合併契約―特定の状況下で支払われるターミネーション・フィー」をご参照ください。

SEC又はいかなる州の証券監督機関も、本合併を含む本書に記載された取引を承認又は不承認しておらず、本書に記載された情報が正確又は適切であるかどうかを判断していません。これに反するいかなる表明も犯罪行為です。

質問と回答

以下は、本合併及び本臨時株主総会での検討事項について、当社株主から予想される一部の質問について簡単な回答を記載しています。本セクションでは、これらの事項に関して、皆様にとって重要な情報のすべてが記載されていない可能性があるため、本株主総会参考書類、及び本株主総会参考書類で参照される、又は参照により組み込まれるその他の文書全体を注意深くお読みになるよう強くお勧めします。本合併に関する重要情報の要約については「概要」をご参照ください。その他の重要な情報は、本株主総会参考書類の付属書類、及び参照により組み込まれる書類に記載されています。［翻訳注：付属書類をご覧になりたい場合には、www.sec.gov（英文）又はhttps://www.techpoint.co.jp/ir/（日本語訳）より入手してください。］本株主総会参考書類を補完する参照書類の情報は、「詳細情報の入手先：参照による組込み」の説明に従って、無料で入手することができます。

Q：本合併とはどういうものですか？

A：2025年１月15日、当社は親会社及びMerger Subとの間で本合併契約を締結しました。本合併契約では、本合併契約に定める条件に従い、Merger Subは当社に吸収合併され、当社は本合併後に存続し、親会社の完全子会社となることが規定されています。

本合併契約に基づき、効力発生時において、

- 本合併の効力発生時の直前における当社の１株当たり額面0.0001米ドルの各発行済普通株式は、（本合併契約に定める一定の例外を除き）１株当たり20.00米ドル（源泉徴収税が課されることがあります。）の本合併対価を無利息で現金により受領する権利に転換されます。
- 効力発生日の直前において当社が自社株式として保有していた各当社普通株式、又は親会社若しくはMerger Sub（又は当社、親会社若しくはMerger Subの直接の若しくは間接の完全子会社）が直接保有していた各当社普通株式は、いずれの場合も効力発生時の直前に自動的に消却され消滅するものとし、当該当社普通株式と引き換えに又は当該当社普通株式に関していかなる対価の交付又は支払いも行われません。
- 効力発生時の直前において保有されていたMerger Subの発行済株式はすべて、まとめて新規にかつ有効に発行された全額払込済みで追加払込義務のない存続会社の（合計して）普通株式１株に転換され、これは効力発生時の直後における存続会社の唯一の発行済株式となります。

効力発生時の直前に有効となるものとして、

- 効力発生時の直前において権利が確定していた発行済みの株式（もしあれば）を購入する各オプション（以下それぞれを「当社オプション」といいます。）は自動的に消却され、(x) 当社オプションの対象となる株式の総数に、(y) 本合併対価が当該当社オプションの１株当たりの行使価格を超過する金額（もしあれば）を乗じた金額に相当する金額（適用税額の源泉徴収分控除後）を、現金一括払いで（無利息で）受領する権利に転換されます。但し、その対象となる当社オプションの１株当たりの行使価格が本合併対価以上である場合、当社オプションは、効力発生時に無償で消却されます。
- 効力発生時の直前において権利が未確定であり発行済みの株式（もしあれば）を購入する核オプションは、効力発生時をもって自動的に無償で消却されます。
- 効力発生時の直前において当社持株制度（本合併契約で定義されます。）に基づき発行されている、時間ベースの権利確定制限の対象となる各制限付株式ユニット報奨（確定済か未確定かを問いません。）（以下、個々に「当社RSU」といいます。）は、自動的に現金を受領することができる権利に転換されます。その保有者は、権利が確定した場合に、当該当社RSUに適用されるものと同じ条件（権利確定スケジュールを含みます。）により、(x) 当該当社RSUが表章する当社普通株式の総数に、(y) 本合併対価を乗じた金額に相当する現金（適用税額の源泉徴収分控除後）を受領することができます。

効力発生時後、当社JDRの保有者の権利について定めたJDR信託契約に基づいて設定された信託の清算をもって、当社JDRの各保有者は、JDR信託契約に従い信託受託者から分配金を受領します。
効力発生時をもって当社持株制度は終了し、以後同制度に基づく当社の新たな当社普通株式、当社オプション、当社RSU、その他の株式持分（本合併契約でします。）、又は当社普通株式に関するその他の権利は一切付与されません。効力発生時の後は、効力発生時の直前に未行使であった当社オプション、当社RSU、株式持分、又はその他の権利は未行使のまま残ることはなく、かかる当社オプション、当社RSU、株式持分、又はその他の権利の元保有者はそれぞれ、前述の対価を受領する権利を除き、これに関する一切の権利を喪失します。

本合併契約は、本書に付属書類Aとして添付されています。*［翻訳注：付属書類をご覧になりたい場合には、www.sec.gov（英文）又はhttps://www.techpoint.co.jp/ir/（日本語訳）より入手してください。］*

Q：なぜこの株主総会参考書類が送られてくるのですか？

A：本合併には、株主の投票が必要です。当社は、株主が本合併契約議案、本報酬議案、及び本延会議案の投票方法を決定できるよう、本株主総会参考書類を送付しています。

Q：株主はどのような事柄について投票を求められているのですか？

A：本合併を実施するため、当社株主は、以下の事項を検討し、投票することが求められています。

- 本合併契約の採択及び本合併を含む本合併契約により企図される取引を承認するための本合併契約議案
- 本合併に関連して、当社が指名執行役員に支払われる可能性のある「ゴールデン・パラシュート」報酬を（拘束力のない）推奨ベースで承認する本報酬議案
- 本臨時株主総会の開催時に本合併契約議案を承認するための議決権数が不足している場合、追加的な委任状勧誘を行うことが必要又は適切であるときに、本臨時株主総会の延会を承認する本延会議案

本合併契約議案は当社株主の承認が不可欠であり、本合併契約により企図される取引を完了させるために必要です。

Q：臨時株主総会の開催日と開催場所はどこですか？

A：臨時株主総会は2025年５月２日午前９時（太平洋標準時）に当社の本社（2550 N. First Street #550, San Jose, California 95131, U.S.A.）で開催されます。

当社は、臨時株主総会へのインターネット又は音声によるアクセスを提供しません。本臨時株主総会に出席するには、基準日の時点で当社の株主名簿上の株主である必要があります。また、株式をブローカー、銀行、信託、又はその他の名義人を通じて保有している場合は、当該名義人から法的委任状を取得し、この株主総会参考書類に記載されている指図に従って下さい。JDRを保有している場合、有効な方法で適宜、議決権の行使を指図しなければなりません。「日本型預託証券（JDR）を保有している場合、どのように議決権を行使すればよいですか？」をご参照ください。

Q：臨時株主総会のライブ中継はありますか？

A：臨時株主総会のライブ中継はございません。

Q：臨時株主総会の定足数とは何ですか？

A：本臨時株主総会で議事を処理するためには、本臨時株主総会で議決権を行使できる当社の発行済普通株式の議決権の過半数が、直接又は委任状によって出席する必要があります。これを「定足数」といいます。当社株主が、インターネットにより、適切に作成された委任状又は議決権行使書を提出した場合、定足数の算出において当該当社株主は本臨時株主総会に出席したものとみなされます。定足数の算入上、棄権は出席及び投票権を有する票としてカウントされますが、ブローカー不投票はカウントされず、それ以外では特定の議案に対して影響を及ぼしません。株式がブローカーの口座、又は銀行やその他の名義人によって保有されている場合、ブローカー、銀行、信託、又はその他の名義人がその株式の株主名簿上の株主とみなされます。しかし、当該株主はこれらの株式の実質保有者であるとみなされ、係る株式は「ストリートネーム」で保有されている、とみなされます。ストリートネームの保有者は通常、委任状の提出や株式の直接投票を行うことができず、代わりにブローカー、銀行、信託、又はその他の名義人に、上記の方法で株式の投票方法を指図しなければなりません。本議案は「非定型的な事項」であるため、ブローカー、銀行、信託、又はその他の名義人が、本議案について保有株式を議決する裁量権をもちません。株式をストリートネームで保有している場合、かかるブローカー、銀行、信託、又はその他の名義人が、委任状とともに議決権行使指図書を同封しています。当社株主に提示されている議案は非定型的と見なされるため、本臨時株主総会で、ブローカー不投票は予想していません。保有株式の議決権行使方法をブローカーに指図しなかった場合、本合併契約議案に対する「反対」票としてあつかわれます。本臨時株主総会の定足数が満たされない場合は、本臨時株主総会を延会して追加的な委任状勧誘を行う予定です。

Q：本臨時株主総会では誰が議決権を行使できますか？

A：当社取締役会は、2025年３月13日の営業終了時を本臨時株主総会の基準日と定めました。したがって、基準日における当社の株主名簿上の株主のみが、本臨時株主総会、又は本臨時株主総会の延会又は延期について通知を受け、投票する権利を有します。基準日の営業終了時において、臨時株主総会で議決権を有する当社の発行済普通株式は約18,720,571株でした。

Q：日本型預託証券（JDR）を保有している場合、どのように議決権を行使すればよいですか？

A：JDR保有者は、三菱UFJ信託銀行株式会社及び日本マスタートラスト信託銀行株式会社（以下「信託受託者」といいます。）に指図することによって、当該JDRの裏付けとなる普通株式に係る議決権を行使することができます。指図を行わない場合、当該JDRの裏付けとなる普通株式を引き出さない限り、議決権を行使することはできません。但し、本臨時株主総会のために当該JDRの裏付けとなる普通株式を引き出す十分な時間がありません。本臨時株主総会で普通株式の議決権を直接行使するためには、基準日までに当該JDRの裏付けとなる普通株式を引き出す必要があります。

信託受託者は、予定されている投票についてJDR保有者に通知し、投票に必要な書類の送付を手配します。*［翻訳注：本臨時株主総会招集通知の翻訳文とともに送付されています。］*当該資料には、(1) 信託受託者によって作成された株主総会に関する招集通知と議決権行使等指図書、又は信託受託者によって作成された、同意事項又は委任事項を記載した文書、及び同意に基づく指図書又は委任状、(2) 法令、信託受託者とのJDR信託契約の規定又は改正及び再記述された基本定款及び付属定款に従い、JDRの裏付けとなる株式をどのように投票するかについて、JDR保有者が信託受託者に指図する権利があることを説明した文書、(3) 議決権関連の手続の概要を記載した文書を含みます。指図が有効なものとなるよう、当社は合理的な時間の余裕をもって、信託受託者に対し、書面で本臨時株主総会の日付を通知します。

信託受託者は、JDRの裏付けとなる普通株式について、JDR保有者から受領した議決権行使の指図に従って議決権を行使し又は代理人に議決権を行使させます（次のパラグラフに従い、当社が指名した者に対して裁量のある委任権を与えるみなし指図を含みます。）。但し、かかる議決権行使及び指図が、法令、信託受託者とのJDR信託契約の規定又は、改正及び再記述された基本定款及び付属定款に抵触すると信託受託者が判断した場合を除きます。信託受託者は、JDR保有者に議決権行使又は指図されたものとみなされたもののみ、議決権の行使を行う予定です。

当社は、JDR保有者が信託受託者に対してJDRの裏付けとなる株式の議決権行使を行うべく指図できるよう、JDR保有者が期限内に議決権行使等指図書等を受領することを保証するものではありません。また、信託受託者及びその代理人は、指図された議決権が行使できなかったこと又はその行使方法について、責任を負いません。このため、JDR保有者による議決権の行使ができない可能性があり、また、JDRの裏付けとなる普通株式がJDR保有者の依頼したとおりに投票されないことについて、JDR保有者がとりうる手段がない可能性があります。

信託受託者に対して、JDRの裏付けとなる普通株式の投票を指図する合理的な機会をJDR保有者に与えるため、当社は、株主総会に先立ち十分な時間の余裕をもって、信託受託者に対し、本臨時株主総会の招集及び議案の詳細を通知します。

Q：JDRは議決権の投票結果に算入されますか？

A：JDR保有者から信託受託者への指図が有効で期限内に受領された場合、JDRは議決権の行使結果に算入されます。

Q：明確又は具体的な指図が行われていないJDRは、定足数に算入されますか？

A：信託受託者が、明確又は具体的な指図のない指図文書を受領した場合、信託受託者はかかる指図文書を、当社のJDR信託契約に基づき白票とみなすものとします。但し、JDR保有者に配布された議決権行使等指図書等に、具体的又は明確な指図がない場合にJDRがどのように投票されるかの記載がある場合を除きます。白票は棄権と同様に、定足数の算入でのみカウントされ、議案に対する「反対票」としてあつかわれます。

Q：各議案の承認にはどのような投票が必要ですか？

A：本合併契約議案―本合併契約議案の承認には、定足数を満たした本臨時株主総会における、当社の発行済普通株式の過半数の賛成票が必要です。

本報酬議案―本報酬議案を拘束力のない推奨ベースで承認するには、定足数が満たされた本臨時株主総会において、直接出席又は委任状による出席による、議決権が付された当社普通株式の議決権の過半数の賛成票が必要です。

本延会議案―本延会議案を承認するには、定足数が満たされた本臨時株主総会において、直接出席又は委任状による出席による、議決権が付された当社普通株式の議決権の過半数の賛成票が必要です。*［翻訳注：すなわち、本報酬議案及び本延会議案については、投票総数（賛成する議決権数、反対する議決権数及び棄権する投票数の合計をいいます。）の単純多数の賛成をもって可決されます。白票の議決権の数は、投票総数には算入されませんが、定足数の計算に際しては出席した議決権の数として算入されます。］*

各議案の承認は、他の議案の承認を条件とするものではありません。本合併が実行されなかった場合、当社株主が本報酬議案を承認しない場合でも、本報酬議案に記載された報酬は、それぞれの報酬契約及び契約条項に従って支払われる範囲で、当社の指名執行役員に支払われる可能性があります。

本臨時株主総会が定足数を満たす場合、当社の株主名簿上の株主が(a) 署名入りの委任状を提出する、(b) （「本臨時株主総会―委任状による投票又は本臨時株主総会出席での投票」に詳述されている指図に従って）インターネットで委任状を付与する、又は(c) 本臨時株主総会に出席する、のいずれかを行わなかった場合、本合併契約議案に対する「反対」票として扱われますが、本報酬議案や本延会議案には影響を与えません。本臨時株主総会が定足数を満たす場合、本臨時株主総会に出席した当社株主、又は委任状によって代理された当社株主が投票を棄権した場合、その棄権は、当該当社株主が本合併契約議案、本報酬議案、及び本延会議案に対する「反対」票として扱われます。

株主が株式をストリートネームで保有し、本臨時株主総会が定足数を満たす場合、銀行、ブローカー、又はその他の名義人に株式の投票方法を指図しなかった場合（「ブローカー不投票」となります。）は、本合併契約議案に対する「反対」票として扱われますが、定足数を満たしている場合には本報酬議案や本延会議案には影響しません。ブローカー不投票は、定足数の算入上、出席したとはみなされず、本臨時株主総会での投票数にカウントされません。株主の株式が株式ブローカー口座、銀行又はその他の名義人により保有されている場合、ブローカー、銀行、信託、その他の名義人が、当該株式の株主名簿上の株主であると判断されます。しかし、当該株主は当該株式の実質保有者とみなされ、当該株式はストリートネームで保有されていると言われます。ストリートネームで株式を保有する株主は通常、委任状を提出したり、株式を直接議決権行使したりすることはできず、代わりにブローカー、銀行、信託、又はその他の名義人に、上記の方法で株式の議決権行使方法を指図しなければなりません。本議案は「非定型的な事項」であるため、ブローカー、銀行、信託、その他の名義人は、本議案に対する議決権行使の裁量権を持ちません。株式をストリートネームで保有している場合、かかるブローカー、銀行、信託、又はその他の名義人が、委任状とともに議決権行使指図書を同封しています。当社株主に提示される議案はすべて非定型的な事項とみなされるため、本臨時株主総会でブローカー不投票は想定していません。ブローカーに株式の投票方法を指図しなかった場合、本合併契約議案に対する「反対」として扱われます。**株主が委任状に適切に署名したにもかかわらず、議案に対する投票方法を選択する欄に印をつけなかった場合、適切に署名された委任状によって表章された株式は、(1) 本合併契約議案に「賛成」票を、(2) 本報酬議案に「賛成」票を、また(3) 本延会議案に「賛成」票を投じることになります。**

棄権や「ブローカー不投票」の扱い、及び特定の議案に投票しなかった場合の影響については、後述の「株主が投票しなかったり、棄権した場合はどうなりますか？」をご参照ください。

Q：なぜ当社株主は、拘束力のない推奨ベースで本報酬議案を検討及び承認するよう求められているのですか？

A：SECは、当社に対し、「ゴールデン・パラシュート」報酬に関する推奨的投票（拘束力のない投票）を求める規則を採択しました。「ゴールデン・パラシュート」報酬とは、本合併に関連し、又は本合併に基づき、当社が指名執行役員に支払う、又は支払う可能性のある特定の報酬を指します。

Q：本臨時株主総会で本報酬議案が承認されなかった場合はどうなりますか？

A：本報酬議案の承認は、本合併契約のクロージング条件ではありません。従って、当社株主は、本報酬議案に反対票を投じ、本合併契約議案に賛成票を投じることができます。本報酬議案の投票は推奨ベースで行われる投票（拘束力のない投票）です。本合併が実行されない場合、当社株主が本報酬議案を承認しなくても、本報酬議案に記載された報酬は、それぞれの報酬契約及び契約条項に従って支払われる範囲で、当社の指名執行役員に支払われる可能性があります。

Q：株主名簿上の株主はどのように投票したらよいですか？

A：当社株主は、以下のいずれかの方法で議決権を行使することができます：

- インターネットによる方法―株主名簿上の株主は、委任状に記載されたウェブサイト（www.voteproxy.com）にアクセスするなど、委任状に記載されたインターネット投票指図に従って委任状を提出することができます。また、ストリートネームで株式を保有するほとんどの株主は、ブローカー、銀行、信託、その他の名義人から提供された議決権行使指図書に記載されているウェブサイトにアクセスすることにより、議決権行使の指図を行うことができます。インターネットによる議決権行使の可否については、議決権行使指図書をご確認ください。インターネットにより議決権を行使される場合、インターネット接続料金等の実費をご負担いただく場合がありますのでご了承ください。インターネットによる議決権行使は、本臨時株主総会開催日の前日午後11時59分（米国東部標準時）に終了いたします。
- 郵送による方法―株主名簿上の株主は、受領した委任状に必要事項を記入、署名、日付を入れ、委任状に同封されている返信用封筒で返送することで、委任状を提出することができます。委任状に記載されているお名前どおりに署名してください。署名入りの委任状を返送されたにもかかわらず、賛否の選択が記入されていない場合、株主の株式は、株主に代わって、本合併契約議案について「賛成」、本報酬議案について推奨ベースで「賛成」、本延会議案について「賛成」に投票されます。また、ストリートネームで株式を保有する株主は、ブローカー、銀行、信託、又はその他の名義人から提供された議決権行使指図書に必要事項を記入し、署名、日付を入れ、郵送によって議決権行使の指図を行うことができます。
- 本臨時株主総会に直接出席する方法―株主名簿上の株主として、株主名義で保有されている株式は、本臨時株主総会で投票することができます。但し、ストリートネームで保有されている株主は、当該株式を保有するブローカー、銀行、信託、又はその他の名義人から、係る株式について投票する権利を付与する法的委任状を取得した場合に限ります。本臨時株主総会にご出席される場合であっても、委任状又は議決権行使指図書をご提出いただくか、インターネットによる議決権行使を推奨します。

JDRを保有している場合、信託受託者に対して、保有するJDRの裏付けとなる当社普通株式の議決権を行使するよう指図する必要があります。「日本型預託証券（JDR）を保有している場合、どのように議決権を行使すればよいですか？」をご参照ください。

Q：委任状とは何ですか？

A：委任状とは、当社株主が、所有する株式を代理で議決権行使するよう、他の者に委任する法的書類です。当社の株主名簿上の株主であれば、同封の委任状に記載された指図に従って、インターネット、又は郵送で委任状による議決権行使を行うことができます。また、株式をストリートネームで所有している場合は、ブローカー、銀行、信託、又はその他の名義人からの議決権行使の指図に従ってください。

Q：実質保有者はどのように議決権を行使したらよいですか？

A：ブローカー、銀行、信託、又はその他の名義人を通じて当社株式をストリートネームで保有している実質保有者である株主は、当該名義人に代理で議決権を行使するよう指図する必要があります。当該株式を保有しているブローカー、銀行、信託、又はその他の名義人からの議決権行使の指図に従ってください。

Q：株式をブローカー、銀行、信託、又はその他の名義人を通じて「ストリートネーム」で保有している場合、ブローカー、銀行、信託、又はその他の名義人が株主に代わって当該株式の議決権を行使しますか？

A：ブローカー、銀行、信託、その他の名義人を通じてストリートネームで保有されている株式に適用される規則では、実質保有者から指図を受けていない場合、定型的な議案に対する議決権を行使する権限を有します。しかし、ブローカー、銀行、信託、その他の名義人は、実質保有者からの特段の指示がない限り、非定型的な議案に対して議決権を行使することができません。本合併契約議案、本報酬議案及び延会議案は非定型的な議案であるため、実質保有者からの具体的な指図がない限り、ブローカー、銀行、信託及びその他の名義人は、これらの議案に対して、ストリートネームの株式の議決権を行使する権限を持ちません。銀行、ブローカー、その他の名義人が示す手続に従って議決権を行使してください。議決権行使の指図がない場合、株主の株式は当該議案に対して投票されませんので、本合併契約議案に「反対」票を投じた扱いになりますが、定足数を満たしていることを前提に、本報酬議案及び本延会議案に対しては何の影響も生じません。

Q：基準日後、本臨時株主総会の前に当社普通株式を売却又は譲渡した場合、どうなりますか？

A：本臨時株主総会の基準日は、本臨時株主総会の開催日及び本合併の実行予定日より前です。基準日以降、本臨時株主総会の前に当社普通株式を売却又は譲渡する場合、株主と、株式を売却又は譲渡する相手との間で特別な取り決め（委任状の提供など）がなされ、各自がそのような特別な取り決めを書面で当社に通知しない限り、本合併が実行された場合、合併対価を受け取る権利は株式を売却又は譲渡する相手に譲渡されることになりますが、本臨時株主総会で当該株式の議決権を行使する権利は保持されます。基準日以降に当社普通株式を売却又は譲渡した場合でも、同封の委任状に署名、日付をご記入の上、同封の返信用封筒に入れて返送するか、インターネットで電子的に委任状を提出することを推奨します（「臨時株主総会―委任状による投票又は本臨時株主総会出席での投票」に詳述されている指図に従ってください）。

Q：株主が本臨時株主総会に出席しない場合、委任状は返却すべきですか？又は、株式の議決権を行使するため提出すべきですか？

A：そのようにして下さい。委任状に必要事項を記入し、署名、日付をご記入の上、郵送でご返送いただくか、委任状に記載されたウェブサイトにアクセスするか、委任状に記載されたフリーダイヤルにお電話の上、委任状をご提出いただければ、ご本人が本臨時株主総会に出席できない場合、又は出席されない場合でも、株主の株式が本臨時株主総会で代表され、議決権を行使されることになります。

Q：本臨時株主総会には誰が出席できますか？

A：本臨時株主総会に出席できるのは、2025年３月13日営業終了時における当社の株主名簿上の株主、又はその委任状所有者、若しくはその実質所有者のみです。但し、座席には限りがあり、先着順となります。

本臨時株主総会にご出席される方は、以下の要領でお手続きください。

- 当社普通株式を所有していることを証明する書類及び写真付き身分証明書をご持参ください。
- ブローカー、銀行、信託、又はその他の名義人が株式を保有している場合は、当該ブローカー、銀行、又は名義人を通じて基準日又はその前後に、当社普通株式を所有していることを証明する書類（又は当該名義人から受領した委任状）及び写真付き身分証明書をご持参ください。

Q：株主は投票内容を変更できますか？

A：変更することができます。委任状カード、又はインターネットによる委任状を適切に記入して提出した当社普通株式の株主名簿上の株主は、以下のいずれかの方法で投票内容の変更や撤回が可能です。

- 本株主総会参考書類に記載されている当社の住所の秘書役宛てに署名入りの取消通知を提出する方法。当該通知には、委任状が撤回された旨が記載され、本臨時株主総会の前に受領される必要があります。
- 最新の投票のみが集計されるため、（本臨時株主総会の開催日前日の午後11時59分（米国東部標準時）までに）インターネットによる再投票を行う方法。
- 同封の委任状カードの指図に従って、本臨時株主総会で従前の委任状が行使される前に、従前の委任状の日付より後の日付を記入した、別の委任状カードに署名して返送する方法。
- 本臨時株主総会に出席して投票する方法。本臨時株主総会へのご出席のみでは、既にご提出いただいた委任状は無効となりません。

株主の株式がブローカー、銀行、信託、又はその他の名義人によってストリートネームで保有されている場合は、ブローカー、銀行、信託、又はその他の名義人の指図に従って議決権行使の指図を変更することができます。また、本臨時株主総会への出席を事前に登録し、ブローカー、銀行、信託、又はその他の名義人から有効な法的委任状を提出すれば、本臨時株主総会で投票することもできます。本臨時株主総会に出席しただけでは委任状は無効になりません。

Q：株主が投票しなかったり、投票を棄権した場合はどうなりますか？

A：本臨時株主総会の基準日における株主名簿上の株主は、各議案に対して「賛成」、「反対」、又は「棄権」のいずれかの投票を行うことができます。本臨時株主総会が定足数を満たしている場合、当社の株主名簿上の株主が(a) 署名入りの委任状カー

ドを提出する、(b) （「臨時株主総会―委任状による投票又は本臨時株主総会出席での投票」に詳述されている指図に従って）インターネットで委任状を交付する、又は(c) 本臨時株主総会に出席する、のいずれも行わない場合、本合併契約議案に「反対」票を投じたとして扱われますが、本報酬議案及び本延会議案には影響を与えません。本臨時株主総会が定足数を満たしている場合、本臨時株主総会に出席した当社株主、又は委任状により代表する当社株主が投票を棄権した場合、係る棄権は、当該株主が本合併契約議案、本報酬議案、及び本延会議案に「反対」票を投じたとして扱われます。

各「ブローカー不投票」も本合併契約議案に対する「反対」票としてカウントされますが、定足数が満たされていることを前提で、「ブローカー不投票」はブローカーが投票していない議案に関し、出席株式数及び議決権数としてカウントされないため、本報酬議案及び本延会議案には影響しません。定足数の算入上、ブローカー不投票は出席したとはみなされず、本臨時株主総会における議決権行使としてカウントされないため、特定の議案に影響を及ぼすことはありません。株主の株式がブローカーの口座、又は銀行やその他の名義人によって保有されている場合、ブローカー、銀行、信託、又はその他の名義人が当該株式の株主名簿上の株主とみなされます。しかし、株主は当該株式の実質所有者とみなされ、株式がストリートネームで保有されていると言われます。ストリートネームで株式を保有する株主は通常、委任状を提出したり、株式の議決権行使を直接行うことはできず、代わりにブローカー、銀行、信託、又はその他の名義人に、上記の方法により株式の議決権行使方法を指図しなければなりません。本議案は「非定型的な事項」であるため、ブローカー、銀行、信託、その他の名義人は本議案に対する議決権行使の裁量権を持ちません。ストリートネームで株式を保有している場合、ブローカー、銀行、信託、又はその他の名義人が、委任状とともに議決権行使指図書を同封しています。当社株主に提示される議案はすべて非定型的な議案とみなされるため、本臨時株主総会でブローカー不投票が行われることは想定されておりません。ブローカーに株式の投票方法を指図しなかった場合、本合併契約議案に対して「反対」票を投じたものとして扱われます。特定の議案に関して、当社普通株式の議決権行使方法の指図が記載されていない委任状が返送された場合、委任状が表章する当社普通株式は、当社取締役会の推奨に従って議決権行使されます。したがって、かかる株式は、本合併契約議案について「賛成」票に、本報酬議案について「賛成」票に、また必要又は適切な場合には本延会議案について「賛成」票に投じられます。

Q：当社取締役会は本合併を支持していますか？

A：支持しています。当社取締役会は、本合併を含め、本合併契約及び本合併契約により企図される取引を承認しており、当社株主に対し、本合併契約に関する議案に「賛成」、本報酬議案に「賛成」、必要又は適切であれば本延会議案に「賛成」するよう推奨します。

Q：経営陣は合併を支持していますか？

A：当社は現在、各取締役及び執行役員が、当社普通株式をすべての議案に賛成するよう議決権行使することを期待していますが、議決権行使契約の当事者である小里文宏、Feng Kuo博士、Fun-Kai Liu以外は、各取締役及び執行役員は議決権行使契約を締結していません。基準日現在、当社の取締役及び執行役員は、当社普通株式を6,617,242株保有しており、これは当該日現在の発行済株式総数の約34.9%に相当します。

Q：議決権行使契約とは何ですか？

A：本合併契約に関し、当社、親会社、及び署名株主（小里文宏氏、Feng Kuo博士及びFun-Kai Liu氏を含みます。）は、本議決権行使契約を締結しました。当該契約には特に、各署名株主が、議決権行使契約対象株式について、(i) 本合併及び最終の本合併契約、本合併を含む本合併契約により企図される取引、並びにその他の取引文書の承認に対して賛成票を、また、(ii) 本合併の完了を妨げ、妨害し、これに干渉し、これを遅延させ、又は重要な点でこれに悪影響を及ぼすことが合理的に予想される行為、提案、取引又は合意に対して反対票を、自ら又は代理人により投じることに対する同意が含まれています。2025年２月28日現在、署名株主は、合計で当社の発行済普通株式総数の約43.3%を実質的に所有しており、そのうち合計約33.8%は、小里文宏氏、Feng Kuo博士及びFun-Kai Liu氏によって実質的に所有されています。本議決権行使契約に基づき、署名株主が保有する当社普通株式の一部、すなわち2025年２月28日現在の当社の発行済普通株式（JDRの裏付けとなる当社普通株式を適宜含みます。）の合計約32.1%（うち合計22.5%は、小里文宏氏、Feng Kuo博士及びFun-Kai Liu氏が保有）に相当する部分が議決権行使契約の対象となります。

Q：当社普通株式を保有している株主は、今何をすべきでしょうか？

A：本株主総会参考書類に記載されている情報を注意深く読み、検討した上で、当社普通株式の株主は、本臨時株主総会でご自身

の株式を代表し、議決権を行使できるよう、できるだけ早く郵送又はウェブサイト経由で委任状を提出してください。株主は、同封の委任状カード又は委任状フォームに記載されている指図、若しくは株主の株式がブローカー、銀行、信託、又はその他の名義人の名義で保有されている場合は、株主名簿上の株主が提供する議決権行使指図書に記載されている指図に従ってください。

Q：当社普通株式の株主は、今すぐ保有する株券又は振替株式を引き渡すべきでしょうか？

A：いいえ。本合併完了後、当社が指名し、親会社が支払代理人として合理的に満足できる全国的に認知された銀行又は信託会社（以下「支払代理人」といいます。）が、発行済登録証券の株主に対し、当該株主の証券によって表章される当社普通株式を、本合併対価に交換する方法を説明する通達書及び指図書を送付します。また、本合併の完了後、支払代理人は、当該支払代理人による「代理人メッセージ」（又は、支払代理人が合理的に要求する譲渡に関するその他の証拠書類（もしあれば））の受領後、振替株式によって表章される株券無発行株式の株主に対し、当該振替株式１株につき本合併対価を送金します。「取引文書―本合併契約―有価証券代金の支払い／株券の提出」をご参照ください。

Q：効力発生時の経過後、当社のJDRはどうなりますか？

A：当社のJDRは、効力発生時の２営業日前に東証から上場廃止となる予定です。効力発生時の経過後、JDR信託契約に基づいて設定された信託が清算された時点で、当社のJDRの各保有者は、JDR信託契約に従って受託者から分配金を受領します。「第１号議案：本合併契約の承認―概要」をご参照ください。

Q：この株主総会参考書類に記載されている本合併とはどのようなものですか？

A：本合併は、親会社による当社の買収を予定しており、当社は本合併後も親会社の完全子会社として存続します。

効力発生時において、

- 各当社普通株式は、（本合併契約に定める一定の例外を除き）１株当たり20.00米ドル（源泉徴収税が課されることがあります。）の本合併対価を無利息で現金により受領する権利に転換されます。
- 効力発生時の直前において当社が自社株式として保有していた各当社普通株式、又は親会社若しくはMerger Sub（又は当社、親会社若しくはMerger Subの直接の若しくは間接の完全子会社）が直接保有していた各当社普通株式は、いずれの場合も効力発生時の直前に自動的に消却され消滅するものとし、当該当社普通株式と引き換えに又は当該当社普通株式に関していかなる対価の交付又は支払いも行われません。
- 効力発生時の直前において保有されていたMerger Subの発行済株式はすべて、まとめて新規にかつ有効に発行された全額払込済みで追加払込義務のない存続会社の（合計して）普通株式１株に転換され、これは効力発生時の直後における存続会社の唯一の発行済株式となります。

効力発生時の直前に有効となるものとして、

- 効力発生時の直前において権利が確定していた発行済みの株式（もしあれば）を購入する各オプション（以下それぞれを「当社オプション」といいます。）は自動的に消却され、(x) 当社オプションの対象となる株式の総数に、(y) 本合併対価が当該当社オプションの１株当たりの行使価格を超過する金額（もしあれば）を乗じた金額に相当する金額（適用税額の源泉徴収分控除後）を、現金一括払いで（無利息で）受領する権利に転換されます。但し、その対象となる当社オプションの１株当たりの行使価格が本合併対価以上である場合、当社オプションは、効力発生時に無償で消却されます。
- 効力発生時の直前において権利が未確定であり発行済みの株式（もしあれば）を購入する各オプション（もしあれば）は、効力発生時をもって自動的に無償で消却されます。
- 各当社RSUは、権利が確定した場合に、その保有者が、(x) 当該当社RSUが表章する株式の総数に(y) 本合併対価を乗じた金額に相当する現金（適用税額の源泉徴収分控除後）を受領することができる権利に、当該当社RSUに適用されるのと同じ条件（権利確定のスケジュールを含みます。）で、自動的に転換されます。

効力発生時後、当社JDRの保有者の権利について定めたJDR信託契約に基づいて設定された信託の清算をもって、当社JDRの各保有者は、JDR信託契約に従い信託受託者から分配金を受領します。

効力発生時をもって当社持株制度は終了し、以後同制度に基づく当社の新たな当社普通株式、当社オプション、当社RSU、その他の株式持分（本合併契約されているとおり）、又は当社普通株式に関するその他の権利は一切付与されません。効力発生時の後は、効力発生時の直前に未行使であった当社オプション、当社RSU、株式持分、又はその他の権利は未行使のまま残ることはなく、かかる当社オプション、当社RSU、株式持分、又はその他の権利の元保有者はそれぞれ、前述の対価を受領する権利を除き、これに関する一切の権利を喪失します。

これらは、それぞれ、本合併契約の条件に基づいて有効なものであり、また、当社普通株式の本合併対価を受領する権利への転換、当社オプション及び当社RSUを本合併対価の受領権利を表章する現金建て報酬への転換は、株式又は受益権の分割、持分の分割、株式配当、リバース・ストック・スプリット、株式併合、株式の種類変更、資本再構成、又はその他類似の取引について、当該措置の前に本合併契約によって意図されたのと同じ経済効果を提供するために適切な範囲内で、調整（無利息で必要な源泉徴収税の対象になります。）が行われます「第１号議案：本合併契約の承認―概要」をご参照ください。

Ｑ：当社の合併理由は何ですか？

Ａ：本合併契約及び本合併（及び本合併に伴うJDRの東証における上場廃止）を含む本合併契約で企図される取引並びにその他の取引文書を承認する決定、並びに本合併契約を承認するよう当社株主に推奨する決定を下すにあたり、当社取締役会は特に、本合併において当社株主に提示された本合併対価の金額、当社の業績及び見通し、本合併に伴うリスク及び不確実性、並びに当社単独での事業継続を含む本合併以外の選択肢について検討しました。

当社取締役会は、その決定に至る過程で、当社のフィナンシャルアドバイザー及びリーガルアドバイザーと協議し、その決定を全般的に裏付ける要因として、特に以下を含むさまざまな要因を考慮しました。

- 本合併対価が、(i) 当社取締役会が本合併を承認した当社取締役会の開催日の前営業日である2025年１月14日（日本標準時）におけるJDRの終値である7.38米ドルに対して171%のプレミアム、(ii) 2025年１月14日（日本標準時）までの90暦日間のJDRの売買高加重平均価格に対して161%のプレミアムに相当すること
- 本合併が、当社の単独の成長見通しと株主価値の最大化の機会について当社取締役会が徹底的に検討した結果であること
- 株主に支払われる１株当たり20.00米ドルの本合併対価が現金で支払われ、当社株主に早期の価値と流動性をもたらすことにより、当社の事業に内在する事業リスクと取引実行リスクを排除しながら当社株主の当社に対する持分価値を実現できること
- JDR保有者の権利について定めたJDR信託契約に基づき、JDRの各保有者は、JDR信託契約に従って信託受託者から残余財産の分配を受けることとなり、かかる残余財産財産の分配の価値は、JDR信託契約に基づく為替レート、源泉徴収税及び手数料に従うことを条件に、当社株主に提供される１株当たりの価値と同じであること
- 特に、株主に支払われる１株当たり20.00米ドルの本合併対価が現金で支払われ、当社株主に早期の価値と流動性をもたらすことにより、当社の事業に内在する事業リスクと取引実行リスクを排除しながら当社株主の当社に対する持分価値を実現できることを理由として、本合併により当社株主（及びJDR信託契約の結果としてJDRの保有者）に提供される価値が、当社が合理的に利用可能な他の選択肢（引き続き独立した上場会社として存続し、東証においてJDRの上場を継続することを含みます。）から得られる潜在的な価値よりも、当社株主（及びJDR信託契約の結果としてJDRの保有者）にとってより有利であると当社取締役会が考えていること
- 本合併対価が独立当事者間取引条件による交渉の結果であること、及び、親会社の代表者が当社の代表者に対し、本合併対価は親会社が支払う意思を有する最大限の価格であることを伝えたこと
- 当社は、本合併契約上、慣習的な制限に従うことを条件に、第三者からの代替的買収提案が優位提案であると判断された場合又は優位提案につながると合理的に予想される場合において、当該提案に対応し、交渉することができること
- 本合併の規模や類似取引におけるターミネーション・フィーのレンジを考慮すると、現況下では、当社が負う7.52百万米ドルのターミネーション・フィーは妥当であり、潜在的な優位提案を排除したりこれを実質的に妨げたりすることはないと当社取締役会が考えていること
- 当社取締役会は、本合併契約上、本合併契約の条件（親会社が一定の状況下で本合併契約を解除することを選択した場合に、当社が7.52百万米ドルのターミネーション・フィーを支払うことを含みます。）に従うことを前提に、一定の状況下で、当社株主が本合併契約を採択する投票を行うことの推奨を行わず、あるいは、撤回、限定、修正又は変更する権利を有すること
- 独立当事者間の交渉により、当社が、2024年９月18日の親会社の最初の提案である１株当たり約16.00米ドル～18.00米ドルの提案価格を、かかる最初の提案を当社が拒絶した後に、2024年10月28日の親会社の修正提案である約19.00米ドル～20.00米ドルに引き上げることに成功し、さらにその後交渉を重ねた結果、最終的には20.00米ドルに引き上げることがで

きたこと
- Greenhillとその見解について協議を行った結果、当社取締役会が本合併契約及び同契約により企図される取引の承認を拒否した場合には、当社株主（及びJDR信託契約に基づくJDRの保有者）が近い将来、同等の取引確実性を有するより良い又は同等の価格のオファーを受ける機会を再び得られる可能性は低いと当社取締役会が考えていること
- 親会社の事業上の評判及び能力
- 親会社は本合併を完了するために必要なリソースを入手できると当社取締役会が考えていること、並びに、本合併が、とりわけ、資金調達条件がない等条件が限定的であることを踏まえると実行される可能性が高いこと、及び、親会社による違反が生じた場合には本合併契約に基づいて当社に特定履行や損害賠償等の救済が与えられること
- Greenhillから当社取締役会に提出された財務分析、及び、本合併契約に基づき本合併において当社株主（(i) 本合併契約に基づき消却又は転換される株式の株主、及び(ii) 当社の関連会社を除きます。）が受領する本合併対価は財務的見地から当該株主にとって妥当であるとの、2025年１月14日付けで当社取締役会に対し述べられたGreenhillの口頭意見（同意見については、2025年１月14日にGreenhillから当社取締役会宛てに交付された意見書により書面で確認されております。）（詳細は「第１号議案：本合併契約の承認―Greenhillの意見」に記載しています。）
- 当社経営陣が本合併を推奨していること

「第１号議案：本合併契約の承認―当社取締役会の推奨及び本合併の理由」をご参照ください。

Q：合併が完了した場合、当社株主は何を受け取ることになりますか？

A：当社普通株式（本合併契約に規定されている一定の例外を除きます。）のうち発効日の直前に発行され残存している各株式は消却され、本合併対価である当社普通株式１株当たり現金20.00米ドルを受け取る権利に自動的に転換されます。また、すべての発行済の当社オプション及び当社RSUは、それぞれ、本合併契約の条件に従い、本合併対価を受け取る権利に転換されます。また、本合併契約に記載された条件に従い、株式分割又は持分分割、株式の区分又は細分化、株式配当、株式併合、株式統合、再分類、資本再編、又はその他類似の取引について、当該措置の前に本合併契約で意図されたのと同じ経済効果を提供するために適切な範囲で調整され、無利息であり、源泉徴収税が課されることがあります。「取引文書―本合併契約―本合併における有価証券の転換」をご参照ください。クロージング後、当社株主は当社普通株式を保有しなくなります。

Q：本合併対価は、本合併契約発表前の当社JDRの市場価格と比較してどうなりますか？

A：本合併対価である当社普通株式１株当たり20.00米ドルは、本合併契約締結前の最終取引日である2025年１月14日の当社JDR１株当たりの終値に対して171％のプレミアムを加えた金額となります。また、本合併対価は、2025年１月14日までの当社JDRの90暦日間の売買高加重平均価格に対して161％のプレミアムを加えた金額となります。本株主総会参考書類の日付に先立つ、実務上可能な直近の日付である2025年３月14日の東証における当社JDRの１株当たりの終値は、＄17.62でした。当社普通株式の議決権行使に関連して、当社JDRの現在の市場価格を入手することをお勧めします。

Q：クロージング後、当社は公開会社ではなくなりますか？

A：はい、当社JDRは本効力発生時の２営業日前に東証から上場廃止となり、効力発生時の経過後、当社は取引所法上の登録を廃止し、SEC報告企業ではなくなります。

Q：本合併の結果、当社株主が受ける米国連邦所得税の重大な影響は何ですか？

A：本合併における当社普通株式と現金の交換は、米国連邦所得税法上、課税対象となる取引であり、州税法及び地方税法やその他の非米国税法上でも課税対象となる可能性があります。一般的に、米国連邦所得税法上、本合併に従い当社普通株式と引き換えに現金を受け取る米国人保有者は、本合併で受け取る現金の金額と、本合併に従って引き渡される当社普通株式の米国人保有者に係る調整課税標準額との差額がある場合は、その差額に相当する金額の損益が生じることになります。本合併に従って当社普通株式と引き換えに現金を受け取る非米国人保有者は、米国と一定の関係がない限り、通常、米国連邦所得税の課税対象とはなりません。本株主総会参考書類には、本合併による特定の米国連邦所得税の影響に関する一般的な考察が含まれています。本論点は、所得税以外の米国連邦税に関する考察（相続税、贈与税、その他所得税以外の影響など）、又は州税、地方税、米国以外の所得税若しくは所得税以外の税に関する考察を扱うものではありません。従って、本合併による特定の税務上の影響については、税務アドバイザーにご相談ください。

「第１号議案：本合併契約の承認―本合併による米国連邦所得税の重要な影響」をご参照ください。

Q：親会社にはどのような議決権行使が求められますか。

A：本合併に親会社の承認は必要ありません。

Q：不確定要素やクロージングに伴うリスクはありますか？

A：はい。本合併は、規制当局の承認や当社株主による本合併契約議案の承認など、慣習的なクロージング条件が満たされることを条件としています。また、現在、親会社は本合併の資金を手元資金で賄う予定ですが、親会社が本合併対価の支払いに資金を充当できない場合、本合併は完了しません。

Q：本合併が完了しなかった場合はどうなりますか？

A：本合併契約が当社株主によって承認されなかった場合、又はその他の理由で本合併が完了しなかった場合、当社株主は、保有する当社普通株式の対価を受け取ることはありません。その代わり、当社は独立した公開企業として存続し、当社JDRは引き続き東証に上場されて取引が行われ、取引所法に基づいて登録されます。また、当社は引き続きSECに定期報告書その他の報告書を提出します。

Q：本合併契約が解除された場合、当社、親会社、又はMerger Subのいずれかが、他の当事者に対して何らかの支払いをしなければならないのでしょうか？

A：特定の状況下では、本合併契約の解除に関連して、

- 当社は親会社に対し、総額7,520,000ドルのターミネーション・フィーを支払う必要があります。
- 親会社は当社に対し、総額12,000,000ドルのターミネーション・フィーを支払う必要があります。

「概要―特定の状況下で支払われるターミネーション・フィー」及び「取引文書―本合併契約―特定の状況下で支払われるターミネーション・フィー」をご参照ください。

Q：当社株主及び実質保有者は、その所有株式につき株式買取請求権を請求することができますか？

A：はい。本合併が完了した場合、本合併の効力発生日まで当社普通株式を継続して保有又は実質的に所有し、本合併契約の採択に賛成票を投じず、株式の買取請求を適切に行い、その請求を撤回せず、またその他の理由により株式の買取りを求める権利を喪失していない当社株主及び実質保有者は、DGCL第262条に基づき、その株式に関して株式買取請求権を行使する権利を有します。つまり、かかる当社株主及び実質保有者は、デラウェア州衡平法裁判所によって株式の評価を受け、デラウェア州衡平法裁判所が決定する、本合併の達成又は期待に帰属する価値を除いた、当社普通株式の「公正価値」に相当する現金と、公正価値と決定された金額に対して支払われる利息がある場合はその利息、また「第１号議案：本合併契約の承認―株式買取請求権」に詳しく記載されている特定の状況においては、公正価値と本合併において存続会社が当社の各株主に支払った金額との差額を、株式買取請求手続において判決を下す前であれば、受領する権利が与えられる可能性があります。株式買取請求手続は複雑であるため、株式の買取りを希望する当社株主及び実質保有者は、DGCL第262条を注意深く検討し、株式買取請求権の行使に関して法律顧問の助言を求めることをお勧めします。

DGCL第262条に基づく株式買取請求権の行使を検討している当社株主又は実質保有者は、保有株式のDGCL第262条に従って決定される公正価値が、買取りを求めなかった場合に本合併契約に従って受け取ることになる対価の価値を上回る可能性も、下回る可能性もあることに留意する必要があります。

株式買取請求権を行使するには、(a) 本合併契約の採択に関する投票が行われる前に、当社に対して書面による株式買取請求書を提出し、(b) 委任状を提出しない、又はその他の方法で本合併契約の採択案に賛成票を投じず、(c) 本合併の効力発生日まで、該当する場合は当社普通株式を引き続き保有又は実質的に保有し、(d) DGCL第262条に基づく株式買取請求権の行使に関するその他のすべての手続を遵守しなければなりません。DGCL第262条に規定された手続に従わない場合、株式買取請求権が失われる可能性があります。また、デラウェア州衡平法裁判所は、株式の買取を求める当社株主及び実質保有者が一定の株式所

有条件を満たさない限り、本合併に関する株式買取請求手続を却下します。株式買取請求権を行使するためのDGCLの要件については、「第１号議案：本合併契約の承認―株式買取請求権」で詳しく説明されており、その全体の内容は、株式買取請求権に関するDGCLの関連条文であるDGCL第262条によって補完されます。DGCL第262条の写しは、Delaware Code Online(https://delcode.delaware.gov/title8/c001/sc09/index.html#262から入手可能）で購読料や費用を支払うことなく閲覧することができます。銀行、証券会社、又はその他の名義人を通じて保有する当社普通株式の実質保有者で、株式買取請求権の行使を希望する場合は、ご自身の名前で書面による株式買取請求を行うことができますが、上記の条件を満たす必要があり、また書面による請求は、請求が行われた株式の株主名簿上の保有者を合理的に特定する必要があるため、株式の実質保有者であることを示す証拠書類（そのような情報が記載された証券会社や証券口座の明細書、又はそのような情報を確認するブローカーやその他の記録保持者からの書簡など）、及びそのような証拠書類が真実かつ正確な写しであることを示す陳述書を添付する必要があり、DGCL第262条に基づき存続会社が行う通知を受け取る、DGCL第262条(f)で義務付けられている確認済リストに記載される住所を提供する必要があります。詳細については、「第１号議案：本合併契約の承認―株式買取請求権」をご参照ください。

Q：親会社、Merger Sub、当社の現在の関係は？

A：Merger Subは現在、親会社の直接の完全子会社であり、本合併を実現するためにデラウェア州において設立されました。上記及び本合併に関連する以外に、親会社又はMerger Subと当社との間に関係はありません。

Q：本合併はいつ完了するのですか？

A：本合併は、本株主総会参考書類に記載されている特定のクロージング条件の充足又は免除を条件として、2025年第２四半期又は第３四半期の初めに完了する予定です。当社、親会社、及びMerger Subは、これらのクロージング条件が充足又は免除された後、可能な限り迅速に本合併を完了させるべく取り組んでいます。本臨時株主総会において、本合併契約議案が、本合併の必要条件である当社株主の投票により承認されることを前提に、本合併の完了にはその他の重要な条件が存在します。但し、両当事者がコントロールできない要因によって、本合併の完了時期が遅れる、又は完了しない可能性もあります。さらに、本合併契約は、特定の規制当局の承認を受ける前に本合併を行うことができない旨を定めています。上記の結果、本臨時株主総会における株主投票から本合併の完了までに予想以上の期間がかかる可能性があります。「第１号議案：本合併契約の承認―規制当局の承認」及び「取引文書―本合併契約―本合併の条件」をご参照ください。

Q：本臨時株主総会の議決権行使勧誘の費用は誰が負担するのですか？

A：本株主総会参考書類は、当社取締役会による委任状勧誘に関連して提供されるものです。当社は、実質保有者から投票の指図を得るための、特定のブローカー、銀行、信託、及びその他の名義人の費用の払戻しを含む、委任状勧誘の費用、及び本株主総会参考書類の準備及び作成の費用を負担します。本株主総会参考書類及び当社株主に提供される追加資料の印刷及び郵送に関連する費用は、すべて当社が負担します。委任状は、郵便、電話、ファクシミリ、その他の電子送信の形態で勧誘することができ、また、追加報酬を支払うことなく、当社の取締役、役員、従業員が勧誘することもできます。委任状勧誘資料の写しは、他人が実質的に保有する株式を自己名義で保有するブローカー、銀行、信託、及びその他の名義人に提供され、実質保有者に転送することができます。また、要請があれば、当社は、SEC及び東証の規則に従い、これら名義人が本株主総会参考書類を実質保有者に転送するために発生した合理的な費用を負担します。当社は、ブローカー、銀行、信託、及びその他の名義人に対して、保有する登録株式の実質保有者にすべての勧誘資料を転送するよう求めています。

Q：複数の投票用紙を受け取った場合はどうすればよいですか？

A：これは、株主が、ご本人と異なる名義、又は複数の口座で当社普通株式を所有していることを意味します。例えば、当社の株主名簿上の株主として一部の株式を直接所有し、他の株式はブローカーを通じて所有している場合や、複数のブローカーを通じて株式を所有している場合があります。このような場合、複数の委任状資料を受け取ることになります。所有するすべての株式に投票するためには、すべての委任状について、投票、署名、返送するか、又は、受け取った委任状カードに記載されている代替投票手続の指図に従わなければなりません。お受け取りになる委任状カードには、それぞれ専用の返信用封筒が同封されています。郵送で委任状を提出される場合は、必ず委任状に同封されている返信用封筒で各委任状カードをご返送ください。

Q：他の当社株主と住所を共有している場合、本株主総会参考書類及び関連する議決権行使資料を何部受け取ればよいですか？

A：SECは、ブローカーなど企業や仲介業者が、同じ住所を共有する２人以上の株主に対して、株主宛てに株主総会参考書類を１冊のみ交付することで、株主総会参考書類の交付要件を満たすことを認める規則を採択しました。一般的に「ハウスホールディング」と呼ばれるこのプロセスは、株主の利便性を高め、企業のコスト削減をもたらす可能性があります。当社と一部のブローカーは、株主総会参考書類を共有し、該当する株主から反対の指図がない限り、住所を共有する複数の株主に対して、株主総会参考書類を１冊のみ交付します。書面又は口頭による要請があった場合、当社は、株主総会参考書類が１冊のみ送付された共有住所の株主に対し、該当する委任状関連資料のそれぞれの写しを無料で送付します。ブローカー又は当社から、委任状関連資料を送付する旨の通知を受け取ったら、別段の通知があるまで、又はご自身で同意を取り消すまで、委任状関連資料の送付は継続されます。ハウスホールディングによる送付を希望せず、個別に株主総会参考書類の送付を希望する場合、又は複数の株主総会参考書類を送付されており、１冊のみの送付を希望する場合は、証券口座で株式を保有されている株主はブローカーに、登録株式を保有されている株主は当社にお知らせください。Techpoint, Inc., 2550 N. First Street #550, San Jose, California 95131, U.S.A.インベスター・リレーションズ宛てに郵送でご請求いただくか、+1 (408) 324-0588までお電話いただければ、当社が速やかに株主総会参考書類の追加製本をお届けいたします。

Q：本臨時株主総会の議決権行使の結果はどこで確認できますか？

A：本臨時株主総会の議決権行使の速報結果は、本臨時株主総会において公表される予定です。また、最終投票結果の認定後４営業日以内に、当社は臨時株主総会の最終投票結果（最終投票結果がまだ認定されていない場合は暫定結果）を、フォーム8-Kの最新報告書としてSECに提出します。

Q：誰が質問に答えてくれますか？

A：本合併、本臨時株主総会、又は本株主総会参考書類に関するご質問、本株主総会参考書類の追加製本をご希望の場合、又は委任状カードの入手や当社普通株式の議決権行使についてサポートが必要な場合は、Techpoint, Inc., 2550 N. First Street #550, San Jose, California 95131, U.S.A.インベスター・リレーションズ宛てに質問状を郵送するか、又は+1 (408) 324-0588までお電話ください。

Q：当社、親会社、Merger Sub、及び本合併に関する詳細情報はどこで入手できますか？

A：当社、親会社、Merger Sub、及び本合併に関する詳細情報は、本株主総会参考書類をお読みになり、また、当社に関しては、「詳細情報の入手先：参照による組込み」に記載されている様々な情報源から入手することができます。親会社及びMerger Subに関する追加情報については、「第１号議案：本合併契約の承認―本合併の当事者に関する情報」をご参照ください。本合併に関する追加情報については、「第１号議案：本合併契約の承認―概要」をご参照ください。

将来予想に関する記述についての注意事項

本株主総会参考書類には、1933年証券法（以下「証券法」といいます。）第27条A項及び取引所法第21条E項に規定される意義の範囲内で、将来予想に関する記述が含まれています。これらの将来予想に関する記述には、将来の計画、目的、期待、意図を含む本合併により期待される利益、本合併のクロージング時期、当社普通株式の上場廃止及び登録抹消の予定、本合併に関連して親会社が負担する債務、本合併に関連する当社の潜在的又は予測される将来の業績及び支出、本合併による潜在的な税務上及び会計上の影響、その他歴史的事実ではない期待及び見積もりが含まれますが、これらに限定されるものではありません。将来予想に関する記述は、「予想する」、「考える」、「可能性がある」、「推定する」、「期待する」、「予測する」、「予見する」、「意図する」、「ありえる」、「計画する」、「予定する」、「はずである」、「するであろう」、「だろう」、などの用語と、それらの用語の否定的な表現又はその他の類似表現によって識別することができます。これらの将来の見通しに関する記述は、当社が現在入手可能な情報に基づくものであり、様々なリスク、不確実性、及びその他要因の影響を受けます。実際の結果が、本株主総会参考書類の中の将来予想に関する記述で言及されている結果と大きく異なる原因となり得る重要な要因には、特に以下が含まれます。

- 本合併のクロージング条件が満たされない可能性
- 本合併に関連して必要とされる規制当局若しくは株主の承認、又は必要なライセンス若しくはその他の契約を含む必要な免除、同意若しくは譲渡を、予想される期間内に取得できなかった場合、取得が遅れた場合、又は取得に関連する不利な条件が発生した場合
- 本合併の発表又は保留が、当社普通株式の取引価格、及び当社事業と経営成績に及ぼす影響
- 本合併契約の解除の原因となりうる事象、変化、その他の状況の発生
- 当社事業や経営成績、又は予想されるあるいは目標とする将来の財務成績・営業成績及び業績に影響を与える可能性のある、多額の取引コスト、手数料、費用、使用料（負債、将来の資本支出、収益、費用、シナジー効果、債務、財務状況、損失、将来見通しに対する、予期せぬ変更や影響に関する、未知の負債及びリスクを含みます。）
- 営業コスト、顧客の損失、事業の混乱（本合併の発表後、従業員、顧客、その他の事業、契約、又は運営上の関係を維持することが困難になること、及び継続中の事業から当社経営陣の注意が外れることを含みますが、これらに限定されません。）
- 理由の如何を問わず、本合併の不履行又は完了の遅延
- 本合併が保留中の期間、主要な執行役員及び従業員を保持する能力
- 本合併に関連する規制及び訴訟に関連するリスク、又はその他当事者に影響を及ぼすリスク
- 競争環境又は規制環境の変化
- 重要なライセンス契約、顧客、その他の第三者への依存
- 新型コロナ・パンデミックの再発又は類似の公衆衛生危機に関するリスク
- 買収や処分から生じる問題や費用、会計上の調整のタイミングや影響
- １つ又は複数の市場における、大幅又は長期的な下落
- 製品需要の減少、為替レート、インフレ、金利、景気後退、半導体産業に影響を与える政策変更を含む政府政策、税制、貿易、関税、移民、税関、国境措置など、グローバル市場における経済的又は地政学的変化、その他本合併当事者がコントロールできない外部要因
- 知的財産権、プライバシー問題、サイバーセキュリティ（情報技術インフラやデータに関連する、障害、侵害、攻撃、開示による損失やその他の結果を含みます。）に関するリスク
- その他の事業への影響（業界、市場、経済、政治、規制の状況による影響を含みます。）
- これには、SECに提出された当社のフォーム10-Kの年次報告書や、フォーム10-Qの当社の四半期報告書など、その他の提出済報告書に随時記載されているその他のリスク及び不確実性が含まれますが、これらに限定されるものではありません。

当社に関連するリスク要因の詳細については、当社の2024年12月31日を末日とする年次報告書（フォーム10-K）及びその後のSEC提出書類をご参照ください。株主、出資持分保有者、投資をご検討中の方、及びその他の読者は、将来予想に関する記述を評価する際に、これらの要因をご考慮いただき、こうした将来予想に関する記述に過度に依存しないよう注意してください。本株主総会参考書類に含まれる将来予想に関する記述は、本株主総会参考書類の日付時点のものであり、当社は、本株主総会参考書類に含まれる将来予想に関する情報について、その後の出来事や状況を反映させ更新する義務を負いません。

臨時株主総会

本株主総会参考書類は、2025年５月２日に開催される当社の臨時株主総会で使用するため、当社取締役会による委任状の勧誘に関連して提供されるものです。本株主総会参考書類が本臨時株主総会に言及している場合は、本臨時株主総会の休会又は延期にも言及しています。当社は、この委任状、添付の臨時株主総会招集通知、及び添付の委任状カードの郵送を、2025年３月17日頃に開始する予定です。

臨時株主総会の開催日時と開催場所

本臨時株主総会は2025年５月２日午前９時（太平洋標準時）に当社本社（2550 N. First Street #550, San Jose, California 95131, U.S.A.）で開催されます。

当社は、本臨時株主総会へのインターネット又は音声アクセスを提供しません。本臨時株主総会に出席するには、基準日の時点で当社の株主名簿上の株主である必要があります。また、株式をブローカー、銀行、信託、又はその他の名義人を通じて保有している場合は、係る名義人から法的委任状を取得し、当該株主総会参考書類に記載されている指図に従う必要があります。

本臨時株主総会の目的

本臨時株主総会において、当社株主は以下のことを問われます。

1．*本合併契約議案*：本合併契約及び本合併を含む本合併契約により企図される取引について検討し、決議すること。
2．*本報酬議案*：本合併に関連して当社が指名執行役員に支払う、又は支払う可能性のある「ゴールデン・パラシュート」報酬について、拘束力のない推奨ベースで承認する案を検討し、決議すること。
3．*本延会議案*：本臨時株主総会の開催時に本合併契約議案を承認するための議決権数が不足している場合に、追加的な委任状勧誘を行うため、必要又は適切な場合、本臨時株主総会を延会する案を検討し、決議すること。

本合併契約議案の承認は、本合併契約によって企図された取引の完了に必要な当社株主の唯一の承認です。

当社取締役会は、本合併契約、本合併、「ゴールデン・パラシュート」報酬の支払い、及び必要又は適切な場合には、本延会議案を含む、本合併契約により企図される取引を承認しており、当社株主に対し、上記の各議案にそれぞれ「賛成」票を投じることを推奨します。

基準日及び発行済株式総数

当社取締役会は、2025年３月13日の営業終了時を臨時株主総会の基準日（以下「基準日」といいます。）と定めました。したがって、基準日における当社の株主名簿上の株主のみが、臨時株主総会又は臨時株主総会の延会若しくは延期に関する通知を受け取り、議決権を行使できます。当社普通株式１株あたり、臨時株主総会で審議される各議案について１票を投じる権利が与えられます。

基準日の営業終了時において、本臨時株主総会で議決権を行使する権利が付された当社普通株式は約18,720,571株発行されています。

基準日における当社普通株式の株主名簿上の株主は、以下の「委任状による投票又は本臨時株主総会出席での投票」に記載されているとおり、本臨時株主総会で直接出席して、又は代理人によって、当社普通株式の議決権を行使することができます。

定足数

本臨時株主総会を実施するには、直接出席又は委任状による代理人によって、本臨時株主総会で議決権を行使できる当社の発行済普通株式の過半数の出席が必要です。これを「定足数」といいます。当社株主が適切に作成された委任状カードを提出した場合、又はインターネットによって投票した場合、当該当社株主は、定足数として算入され、本臨時株主総会に出席したものとみなされます。棄権は定足数の算入上、出席し投票する権利があるものとしてカウントされますが、「ブローカー不投票」はカウントされません。「ブローカー不投票」とは、株主に代わって株式を保有するブローカー、銀行、信託、その他の名義人が、株式の所有者

から議決権行使の指図を受けておらず、議案に対する議決権行使の裁量権を有していない場合に発生するものです。銀行、ブローカー、その他の名義人に適用される規則では、ブローカーは「定型的」と見なされる議案についてのみ議決権行使の裁量権を与えられており、本臨時株主総会に提出される各議案は「非定型的」と見なされるため、当社は臨時株主総会での「ブローカー不投票」は想定していません。そのため、いかなるブローカーも、本臨時株主総会において、株主から指図を受けていない場合は当社普通株式の議決権を行使することはできません。

必要な投票：棄権及び「ブローカー不投票」

本臨時株主総会の基準日における当社の株主名簿上の株主は、各議案に対して「賛成」、「反対」、「棄権」のいずれかの投票を行うことができます。

必要な投票

本合併契約議案。本合併契約議案の承認するためには、定足数が満たされた本臨時株主総会における、当社普通株式の過半数の賛成票が必要です。

本報酬議案。本報酬議案を拘束力のない推奨ベースで承認するためには、定足数が満たされた本臨時株主総会において、直接出席又は代理人によって、議決権が付された当社普通株式の議決権の過半数の賛成票が必要です。

本延会議案。本延会議案を承認するためには、定足数が満たされた本臨時株主総会において、直接出席又は代理人によって、議決権が付された当社普通株式の議決権の過半数の賛成票が必要です。*［翻訳注：すなわち、本報酬議案及び本延会議案については、投票総数（賛成する議決権数、反対する議決権数及び棄権する投票数の合計をいいます。）の単純多数の賛成をもって可決されます。白票の議決権の数は、投票総数には算入されませんが、定足数の計算に際しては出席した議決権の数として算入されます。］*

不出席、棄権及び「ブローカー不投票」、日本型預託証券

一般

当社の付属定款及び適用されるデラウェア州法では、棄権は本合併契約議案、本報酬議案及び本延会議案に「反対」票を投じたものとみなされます。株式の「ストリートネーム」名義人であるブローカー、銀行、信託、及びその他名義人が、実質保有者から指図を受けていない場合、定型的の議案の議決権を行使する権限を有します。ブローカー、銀行、信託、及びその他名義人は、本合併契約議案、本報酬議案及び本延会議案のような非定型的な議案の承認に関して、議決権行使について裁量権をもちません。その結果、実質保有者からの具体的な指図がなければ、ブローカー、銀行、信託、及びその他の名義人は、本合併契約議案、本報酬議案又は本延会議案に関連して、ストリートネームで保有される株式の議決権を行使する権限が与えられず、委任状を提出する限りでは、定足数の算入上、本臨時株主総会に出席したとはみなされません。

当社普通株式の実質保有者の皆様は、議決権行使を示す委任状を提出するか、議決権行使方法について決めるため株式の株主名簿上の株主に連絡するようお願い致します。

不出席：棄権

本臨時株主総会の定足数が満たされている場合、当社の株主名簿上の株主が(a) 署名入りの委任状カードを提出しない場合、(b)（「委任状による投票又は本臨時株主総会出席での投票」に詳述されている指図に従って）インターネットで委任状を提供しない場合、又は(c) 本臨時株主総会に出席しない場合、本合併契約議案に「反対」票を投じたとして扱われますが、本報酬議案又は本延会議案には影響を与えません。

臨時株主総会の定足数が満たされている場合、本臨時株主総会に出席した当社株主、又は委任状による代理人が、投票を棄権した場合、かかる棄権は、当該当社株主が本合併契約議案、本報酬議案及び本延会議案に「反対」票を投じたものとして扱われます。

「ブローカー不投票」

各「ブローカー不投票」も本合併契約議案に対する「反対」票としてカウントされますが、定足数が満たされている場合、「ブローカー不投票」は、ブローカーが議決権を行使していない議案は、出席株式数及び議決権数としてカウントされないため、本報酬議案及び本延会議案には影響しません。ブローカーによる棄権票は、定足数の算入上、出席したとはみなされず、本臨時株主総会における議決権行使としてカウントされないため、特定の議案に影響を及ぼすことはありません。株式が証券会社の口座、又は銀行やその他の名義人によって保有されている場合、ブローカー、銀行、信託、又はその他の名義人がその株式に関する株主名簿上の株主とみなされます。しかし、株主はこれらの株式の実質所有者とみなされ、株式はストリートネームで保有されていると言われます。ストリートネームの保有者は通常、委任状を提出したり、株式を直接議決権行使したりすることはできず、代わりにブローカー、銀行、信託、又はその他の名義人に、上記の方法で株式の議決権行使方法を指図しなければなりません。本議案は「非定型的な事項」であるため、ブローカー、銀行、信託、その他の名義人は本議案に対する議決権行使の裁量権を持ちません。株式をストリートネームで保有している場合、係るブローカー、銀行、信託、又はその他の名義人は、株主総会参考書類と一緒に議決権行使指図書を同封しています。当社株主に提示される議案はすべて非定型的な議案とみなされるため、本臨時株主総会でブローカー不投票は想定していません。ブローカーに株式の投票方法を指図しなかった場合、本合併契約議案に「反対」票を投じたとみなされます。

JDR

当社JDRの保有者は、信託受託者に対して、保有するJDRの裏付けとなる当社普通株式の議決権を行使するよう指図する必要があります。「Q&A－日本型預託証券（JDR）を保有している場合、どのように議決権を行使すればよいですか？」をご参照ください。

本合併契約議案が承認されない限り、本合併は行われません。各議案の承認は、他の議案の承認を条件とするものではありません。さらに、本合併が完了した場合、当社株主が本報酬議案を承認しない場合でも、本報酬議案に記載された報酬は、それぞれの報酬契約及び契約条項に従って支払われる範囲で、当社の指名執行役員に支払われる可能性があります。

委任状による投票又は本臨時株主総会出席での投票

委任状を与えるとは、当社株主が、同封の委任状カードに記載された者に対し、当該株主が指図する方法で、本臨時株主総会において保有株式の議決権を行使する権限を与えることを意味します。当社株主は、本臨時株主総会の前に委任状を交付することにより、又は臨時株主総会に出席する際に議決権を行使することにより、保有株式の議決権を行使させることができます。本臨時株主総会に直接出席する予定であっても、同封の委任状カードに記載された指図に従って、臨時株主総会で審議される事項について速やかに議決権を行使するようお願い申し上げます。

当社株主は、以下の方法で議決権を行使することができます。

1．***インターネット***—同封の委任状カードに記載されているウェブサイト（www.voteproxy.com）にアクセスし、委任状カードの表紙に記載されている情報を使用して、保護されたウェブサイト上で指図に従ってください。インターネットを利用して議決権を行使される場合は、委任状の郵送は不要です。
2．***委任状カード***—委任状カードに必要事項を記入し、署名、日付を入れて、同封の返信用封筒で返送してください。
3．***本臨時株主総会への直接出席***—株主名簿上の株主である場合、又は実質保有者で株主名簿上の株主から法的委任状を得ている場合は、本臨時株主総会に直接出席して投票できます。

インターネットによる委任状の提出は、株主が委任状を郵送で返送する場合と同様の株式の議決権行使が与えられます。

本臨時株主総会の前に受領し、本臨時株主総会において行使される前に撤回されていない、適切に署名された各委任状は、委任状に記載された指図に従って本臨時株主総会で投票されます。また、**適切に署名された委任状に指図がない場合には、当該委任状により表章された株式は、本合併契約議案に「賛成」、本報酬議案に「賛成」、及び必要又は適切な場合には、本延会議案に対して「賛成」に投票することになります。**

当社株主の皆様におかれましては、添付の委任状カードに必要事項、日付、署名を記入し、同封の返信用封筒にて当社にご返送いただくか、インターネットにてできるだけ早く委任状をご提出くださいますようお願い申し上げます。

当社株主の株式がブローカー、銀行、信託、又はその他の名義人によって「ストリートネーム」で保有されている場合、当該株主は、当該株式を保有する名義人から議決権行使指図書を入手し、その名義人から与えられる議決権行使の指図に従わなければなりません。

当社JDRの保有者は、当該JDRの裏付けとなる当社普通株式に係る議決権行使を信託受託者に指図を行う必要があります。「Q&A－日本型預託証券（JDR）を保有している場合、どのように議決権を行使すればよいですか？」をご参照ください。

当社株主は、希望する場合、出席を予定している本臨時株主総会で投票することができます。当社株主の株式をストリートネームで（ブローカー、銀行、信託、又はその他の名義人を介して）保有している場合、当該株主は、本臨時株主総会に出席して当該株式の議決権を行使するために、ブローカー、銀行、信託、又はその他の名義人から法的委任状を取得する必要があります。当社株主が本臨時株主総会に直接出席する予定があるかどうかにかかわらず、当社は、各当社株主に対して、同封の委任状に必要事項、署名及び日付を記入し、同封の返信用封筒で返送するか、本株主総会参考書類に添付されている指図書に記載されているとおりに、できるだけ早くインターネットで委任状を提出するようお願い申し上げます。これにより、当社株主は、本臨時株主総会に出席して議決権を行使することを妨げるものではありませんが、当該株主が臨時株主総会に直接出席できない場合でも、当該株主の議決権がカウントされることが保証されます。

委任の取消し及び当社株主の投票内容の変更

当社の株主名簿上の株主は、本臨時株主総会での投票までの時点であればいつでも、委任状を取り消し、投票内容を変更することができます。当社株主は、以下のいずれかの方法で委任状の取り消し、又は投票内容の変更を行うことができます。

- 本株主総会参考書類に記載されている当社の住所の秘書役宛てに署名入りの取消通知を提出する方法。当該通知には、委任状が撤回された旨が記載され、本臨時株主総会の前に受領される必要があります。
- 最新の投票のみが集計されるため、（本臨時株主総会の開催日前日の午後11時59分（米国東部標準時）までに）インターネットによる再投票を行う方法。
- 同封の委任状カードの指図に従って、本臨時株主総会で従前の委任状が行使される前に、従前の委任状の日付より後の日付を記入した、別の委任状カードに署名して返送する方法。
- 本臨時株主総会に出席して投票する方法。本臨時株主総会へのご出席のみでは、既にご提出いただいた委任状は無効となりません。

新しい委任状カード若しくはインターネット・電話による議決権行使指図又は書面による撤回通知は、本臨時株主総会の前までに当社の秘書役が受領していなければ効力を生じませんので、ご注意ください。

株主の株式がブローカー、銀行、信託、又はその他の名義人によってストリートネームで保有されている場合は、ブローカー、銀行、信託、又はその他の名義人の指図に従って、議決権行使の指図を変更することができます。また、本臨時株主総会の出席を事前に登録し、ブローカー、銀行、信託、又はその他の名義人から有効な法的委任状を提出すれば、本臨時株主総会で投票することもできます。当社に登録されている株主は、先の委任状がどのように提出されたかにかかわらず、これらの方法のいずれによっても委任を取り消すことができます。

追加的な委任状勧誘の目的で本臨時株主総会を延会、中断、延期する場合、すでに委任状を提出した当社株主は、延会、中断、延期された本臨時株主総会が開催される前であれば、いつでも委任状を撤回することができます。

委任状の撤回に関する書面による通知及びその他の連絡は、以下の宛先（当社本社の秘書役宛て）にお送りください。

Techpoint, Inc. 2550 N. First Street #550, San Jose, California 95131, U.S.A. Attention: Secretary

当社取締役会の推奨

当社取締役会は、全会一致で、(a) 本合併契約及び本合併を含む本合併契約により企図される取引並びにその他の取引文書が、当社及び当社株主にとって望ましく、公正であり、最善の利益となることを確認し、(b) 本合併契約及びその他の取引文書の締結、交付及び履行、並びに本合併契約により企図される取引を承認し、(c) 当社株主が本合併契約を承認することを推奨し、(d) 本合併契約及び本合併を含む本合併契約により企図される取引の採択を、臨時株主総会において当社株主に審議を付議することを指図しました。

当社取締役会は全会一致で(1) 本合併契約議案に「賛成」票、(2) 本報酬議案に「賛成」票、(3) 本延会議案に「賛成」票を投じることを推奨しています。

委任状の勧誘

本株主総会参考書類は、当社取締役会による委任状勧誘に関連して提供されるものです。当社は、実質保有者から投票の指図を得るための、特定のブローカー、銀行、信託、及びその他の名義人の費用の払戻しを含む、委任状勧誘の費用、及び本株主総会参考書類の準備及び作成の費用を負担します。本株主総会参考書類及び当社株主に提供される追加資料の印刷及び郵送に関連する費用は、すべて当社が負担します。

委任状は、郵便、電話、ファクシミリ、その他の電子送信の形態で勧誘することができ、また、追加報酬を支払うことなく、当社の取締役、役員、従業員が勧誘することもできます。委任状勧誘資料のコピーは、他人が実質保有者となっている株式を自己名義で保有するブローカー、銀行、信託、及びその他の名義人に提供され、これらの実質保有者にこの勧誘資料を転送できるようにします。また、要請があれば、当社は、SEC及び東証の規則に従い、これら名義人が本株主総会参考書類を実質保有者に転送するために発生した合理的な費用を負担します。当社は、ブローカー、銀行、信託、及びその他の名義人に対して、登録株式の実質保有者にすべての委任状勧誘資料を転送するよう求めています。

当社普通株式の一定の所有

基準日現在、当社の取締役及び執行役員は、当社普通株式を6,617,242株保有しており、これは基準日現在の発行済株式総数の約34.9%に相当します。

当社は現在、各取締役及び執行役員が、保有する当社普通株式の議決権を、本合併契約議案に「**賛成**」、報酬議案に「**賛成**」、必要で適切であれば、本延会議案に「**賛成**」で行使することを期待していますが、議決権行使契約の当事者である小里文宏、Feng Kuo博士、Fun-Kai Liu以外の各取締役及び執行役員は議決権行使契約を締結していません。

本合併後の当社の所有権

当社株主は当社の株式を保有しなくなり、当社は本合併後も親会社の完全子会社として存続します。「取引文書―本合併における有価証券の転換」をご参照ください。

本合併の完了予定日

当社株主による本合併契約議案の承認を含め、必要なクロージング条件が適時に満たされれば、現時点で、本合併は2025年第２四半期又は第３四半期前半に完了すると予想しています。但し、本合併は、本合併契約に規定され、本株主総会参考書類に要約されている、クロージング条件の対象となるため、本合併の正確な完了時期を予測することはできません。

株式買取請求権

本合併が完了した場合、本合併の効力発生日まで当社普通株式を継続的に保有又は実質的に所有し、本合併契約の採択に賛成票を投じず、株式の買取請求を適切に行い、その請求を撤回せず、またその他の理由により株式の買取りを求める権利を喪失していない当社株主及び実質保有者は、DGCL第262条に基づき、その株式に関して株式買取請求権を行使する権利を有します。つまり、かか

る当社株主及び実質保有者は、デラウェア州衡平法裁判所によって株式の評価を受け、デラウェア州衡平法裁判所が決定する、本合併の達成又は期待に帰属する価値を除いた、当社普通株式の「公正価値」に相当する現金と、公正価値と決定された金額に対して支払われる利息がある場合はその利息、また「第１号議案：本合併契約の承認―株式買取請求権」に詳しく記載されている特定の状況においては、公正価値と本合併において存続会社が当社の各株主に支払った金額との差額を、株式買取請求手続において判決を下す前であれば、受領する権利が与えられる可能性があります。株式買取請求手続は複雑であるため、株式の買取りを希望する当社株主及び実質保有者は、DGCL第262条を注意深く検討し、株式買取請求権の行使に関して法律顧問の助言を求めることをお勧めします。

DGCL第262条に基づく株式買取請求権の行使を検討している当社株主又は実質保有者は、保有株式のDGCL第262条に従って決定される公正価値が、買取りを求めなかった場合に本合併契約に従って受け取ることになる対価の価値を上回る可能性も、下回る可能性もあることに留意する必要があります。

株式買取請求権を行使するには(a) 本合併契約の採択に関する投票が行われる前に、当社に対して書面による株式買取請求を行い、(b) 委任状を提出しない、又はその他の方法で本合併契約の採択案に賛成票を投じないこと、(c) 本合併の効力発生日まで、該当する場合は、当社普通株式を引き続き保有又は実質的に所有すること、(d) DGCL第262条に基づく株式買取請求権の行使に関するその他のすべての手続を遵守すること、が義務付けられています。DGCL第262条に規定された手続に従わない場合、株式買取請求権が失われる可能性があります。また、デラウェア州衡平法裁判所は、株式の買取を求める当社株主及び実質保有者が一定の株式所有条件を満たさない限り、本合併に関する株式買取請求手続を却下することができます。株式買取請求権を行使するためのDGCLの要件については、「第１号議案：本合併契約の承認―株式買取請求権」でさらに詳しく説明されています。

DGCL第262条の写しは、Delaware Code Onlineで購読料や費用を支払うことなく閲覧することができます（https://delcode.delaware.gov/title8/c001/sc09/index.html#262から入手可能です。）。銀行、ブローカー、又はその他の名義人を通じて当社普通株式を保有する実質保有者で、株式買取請求権の行使を希望する場合は、ご自身の名義で書面による株式買取請求を行うことができますが、上記の条件を満たす必要があり、また書面による請求は、請求の対象となる株式の登録名義人を合理的に特定する必要があるため、株式の実質保有者であることを示す証拠書類（係る情報が記載されたブローカーや証券口座の明細書、又は係る情報を確認できるブローカーやその他の記録保持者からの書簡など）、及び当該証拠書類が真実かつ正確な写しであることを示す陳述書を添付し、DGCL第262条に基づき存続会社からの通知を受け取ることに合意し、DGCL第262条(f)で義務付けられている確認済リストに記載される住所を提供しなければなりません。詳細については、「第１号議案：本合併契約の承認―株式買取請求権」をご参照ください。

上場廃止と登録抹消

本合併が完了した場合、当社JDRは、効力発生時の２営業日前に東証から上場廃止となり、公開市場での取引ができなくなる予定です。また、本合併のクロージングに伴い、効力発生時の経過後、当社は証券取引法上の登録が抹消され、SEC報告企業ではなくなります。

本臨時株主総会資料の共有（ハウスホールディング）

米国証券取引委員会（SEC）は、ブローカーなど企業や仲介業者が、同じ住所を共有する２人以上の株主に対して、株主宛てに株主総会参考書類を１冊のみ交付することで、株主総会参考書類の交付要件を満たすことを認める規則を採択しました。一般的に「ハウスホールディング」と呼ばれるこのプロセスは、株主の利便性を高め、企業のコスト削減をもたらす可能性があります。当社と一部のブローカーは、株主総会参考書類を共有し、該当する株主から反対の指図がない限り、住所を共有する複数の株主に対して、株主総会参考書類を１冊のみ交付します。書面又は口頭による要請があった場合、当社は、株主総会参考書類が１冊のみ送付された共有住所の株主に対し、該当する委任状関連資料のそれぞれの追加製本を無料で送付します。ブローカー又は当社から、委任状関連資料を送付する旨の通知を受け取った場合、別段の通知があるまで、又はご自身で同意を取り消すまで、委任状関連資料の送付は継続されます。ハウスホールディングによる送付を希望せず、個別に株主総会参考書類の送付を希望される場合、又は複数の株主総会参考書類を送付されており、１冊のみの送付を希望される場合は、証券口座で株式を保有されている株主はブローカーに、登録株式を保有されている株主は当社本社インベスター・リレーションズ宛て（Techpoint, Inc., 2550 N. First Street #550, San Jose, California 95131, U.S.A., Attention: Investor Relations）に依頼するか、+1 (408) 324-0588までお電話いただければ、当社は速やかに本株主総会参考書類をお届けいたします。

ご質問と追加情報

本合併、本臨時株主総会、又は本株主総会参考書類に関してご質問がある場合、本株主総会参考書類の追加製本をご希望の場合、又は当社普通株式の議決権行使についてサポートが必要な場合は、当社の本社宛て（Techpoint, Inc., 2550 N. First Street #550, San Jose, California 95131, U.S.A., Attention: Investor Relations）に手紙で依頼するか、+1（408）324-0588までお電話ください。

その他の事項

DGCL及び当社の付属定款に従い、法律で義務付けられている場合を除き、本臨時株主総会の招集通知に記載されている事項のみが、本臨時株主総会に付議することができます。本株主総会参考書類の日付の時点で、当社取締役会は、本株主総会参考書類に記載されている事項以外に、本臨時株主総会で審議に付される事項を把握していません。

本株主総会参考書類及び委任状カードは、2025年３月17日頃に当社株主に初めて送付されます。

本臨時株主総会で検討される事項は、当社株主にとって非常に重要です。したがって、当社株主の皆様には、本株主総会参考書類及び付属書類に記載されている情報をお読みになり、慎重にご検討いただくとともに、同封の委任状カードに必要事項、署名及び日付を記入し、同封の返信用封筒にて速やかにご返送いただくか、同封の委任状カードに記載されている指図に従って、インターネットにて議決権を行使していただくようお願い申し上げます。*［翻訳注：付属書類をご覧になりたい場合には、www.sec.gov（英文）又はhttps://www.techpoint.co.jp/ir/（日本語訳）より入手してください。］*

第１号議案：本合併契約の承認

本臨時株主総会において、当社株主は、本合併契約及び本合併を含む本合併契約により企図される取引を承認する議案に対する投票を求められます。本合併の完了には、第１号議案の承認が必要です。当社取締役会は、本合併を行うことが当社及び当社株主にとって最善の利益であると考えているため、当社株主が第１号議案を承認することを推奨しています。本合併契約議案の承認には、定足数を満たした本臨時株主総会において、当社の発行済普通株式の過半数の株主の賛成票が必要となります。

本合併に関する以下の説明は、本合併契約を参照することにより全体が適切なものとなります。本合併契約の写しは、本株主総会参考書類の付属書類Aとして添付されており、参照することにより本株主総会参考書類に組み込まれます。本合併を規定する法的文書である本合併契約には、本合併及び本合併が株主に与える影響について重要な情報が含まれているため、本合併契約全体を注意深く読み、検討する必要があります。*［翻訳注：付属書類をご覧になりたい場合には、www.sec.gov（英文）又はhttps://www.techpoint.co.jp/ir/（日本語訳）より入手してください。］*

概要

2025年１月15日、当社は親会社及びMerger Subとの間で本合併契約を締結しました。本合併契約では、本合併契約に定める条件に従い、Merger Subは当社に吸収合併され、当社が存続会社となり、親会社の完全子会社となることが規定されています。

本合併契約に基づき、効力発生時において、

- 各本株式は、（本合併契約に定める一定の例外を除き）１株当たり現金20.00米ドル（源泉徴収税が課されることがあります。）を無利息で現金により受領する権利に転換されます。
- 効力発生時の直前において当社が自社株式として保有していた各当社普通株式、又は親会社若しくはMerger Sub（又は当社、親会社若しくはMerger Subの直接の若しくは間接の完全子会社）が直接保有していた各当社普通株式はすべて、いずれの場合も効力発生時の直前に自動的に消却され消滅するものとし、当該当社普通株式と引き換えに又は当該当社普通株式に関していかなる対価の交付又は支払いも行われません。
- 効力発生時の直前において保有されていたMerger Subの発行済株式はすべて、新規にかつ有効に発行され、全額払込済みで追加払込義務のない存続会社の（合計して）普通株式１株に転換され、効力発生時の直後における存続会社の唯一の発行済株式となります。

効力発生時の直前に有効となるものとして、

- 各当社オプションは自動的に消却され、(x) 当社オプションの対象となる株式の総数に、(y) 本合併対価が当該当社オプションの１株当たりの行使価格を超過する金額（もしあれば）を乗じた金額に相当する金額（適用税額の源泉徴収分控除後）を、現金一括払いで（無利息で）受領する権利に転換されます。但し、その対象となる当社オプションの１株当たりの行使価格が本合併対価以上である場合、当社オプションは、効力発生時に無償で消却されます。
- 効力発生時の直前において権利が未確定であり発行済みの株式（もしあれば）を購入する各オプションは、効力発生時をもって自動的に無償で消却されます。
- 各当社RSUは自動的に現金報奨に転換されます。その保有者は、権利が確定した場合に、当該当社RSUに適用されるものと同じ条件（権利確定スケジュールを含みます。）により、(x) 当該当社RSUが表章する当社普通株式の総数に、(y) 本合併対価を乗じた金額に相当する現金（適用税額の源泉徴収分控除後）を受領することができます。

効力発生時の後、当社JDRの保有者の権利について定めたJDR信託契約に基づいて設定された信託の清算をもって、当社JDRの各保有者は、JDR信託契約に従い信託受託者から分配金を受領します。

効力発生時をもって当社持株制度は終了し、以後同制度に基づく当社の新たな当社普通株式、当社オプション、当社RSU、その他の株式持分（本合併契約されているとおり）、又は当社普通株式に関するその他の権利は一切付与されません。効力発生時の後は、効力発生時の直前に未行使であった当社オプション、当社RSU、株式持分、又はその他の権利は未行使のまま残ることはなく、かかる当社オプション、当社RSU、株式持分、又はその他の権利の元保有者はそれぞれ、前述の対価を受領する権利を除き、これに関する一切の権利を喪失します。

本合併の当事者に関する情報

テックポイント・インク

Techpoint, Inc.
2550 N. First Street #550,
San Jose, California 95131, U.S.A.
+1 (408) 324-0588

当社は、自動車市場及びセキュリティ監視市場における複数のビデオ・アプリケーション用のミックスドシグナル集積回路の設計、マーケティング及び販売を行うファブレス半導体企業です。当社の集積回路により、自動車市場及びセキュリティ監視市場において、標準画質（SD）ビデオから高精細（HD）ビデオへの移行が可能となります。当社のソリューションは、カメラからHDビデオ信号を取り込み、信頼性の高い長距離伝送用にアナログ信号に変換し、HDアナログ信号をビデオ処理と表示に適したフォーマットに変換します。当社のHDアナログ技術は、デジタルHDと同じ1080pのHD解像度で動作しますが、HDアナログ形式でビデオを処理し、この同じアナログ形式でビデオを伝送するため、圧縮や解凍の必要がありません。当社の集積回路は、当社独自のアーキテクチャとミックスドシグナル技術に基づいており、高いビデオ品質を提供し、高集積を可能にし、コスト効率に優れていると確信しています。

当社の収益は、自動車市場及びセキュリティ監視市場向けのミックスドシグナル集積回路の販売によるものです。当社は、当社製品の第三者からの注文を受ける販売代理店に製品を販売しています。また、OEMやODMにも直接販売しています。当社はファブレス製造戦略を採用しており、ウェハー製造、組立、テスト、パッケージングを含む製造プロセスの全行程において、市場をリードするサプライヤーを利用しています。この戦略により、自社の製造施設に必要な資本投資を大幅に削減することができます。

当社JDRは、東京証券取引所（以下「東証」といいます。）に上場されており、証券コードは「6697」です。

ASMedia Technology Inc.（以下「親会社」といいます。）

ASMedia Technology Inc.
6F, No. 115, Minquan Road
Xindian District, New Taipei City 231
Taiwan
(886) 2-2219-6088

親会社は2004年に台湾で設立され、高速伝送インターフェースIC設計に特化したファブレス半導体のリーディングカンパニーです。親会社は、USBコントローラチップ、PCIeブリッジコントローラチップ、SATAコントローラチップ、高速スイッチコントローラチップ、特定用途向け集積回路など、高速物理層の強力な研究開発能力を有します。

親会社は2012年に台湾証券取引所に上場し、証券コードは5269です。

Apex Merger Sub Inc.（以下「Merger Sub」といいます。）

Apex Merger Sub Inc.
c/o ASMedia Technology Inc.
6F, No. 115, Minquan Road
Xindian District, New Taipei City 231
Taiwan
(886) 2-2219-6088

Merger Subはデラウェア州法人であり、本合併契約を締結し、その条件に従い、本合併契約により企図される取引を完了することのみを目的として、親会社の完全子会社として2024年12月13日に設立しました。Merger Subは、本合併契約及び関連契約により企図される取引に関連しない事業活動を一切行っておりません。

本合併による一定の影響

本合併契約の定める条件の下、DGCLに従って、効力発生時において、Merger Subは当社と合併し、別個の法人格としてのMerger Subは消滅し、当社が親会社の完全子会社として存続する予定です。また、本合併に伴い、当社JDRは公開市場で取引できなくなり、東証から上場廃止となる予定です。なお、JDRは、本合併の効力発生時の２営業日前に東証から上場廃止となる予定です。また、本合併に伴い、当社は取引所法に基づく登録が抹消され、SECへの定期報告書等の提出も行われなくなる見込みです。本合併が完了した場合、株主は当社の資本株式を一切所有しなくなります。「取引文書―本合併契約―本合併に伴う有価証券の転換」をご参照ください。

当社株主のうち、買取請求を適切かつ有効に行使し、撤回しない株主は、DGCL第262条に基づく株式買取請求権を取得することになります。「第１号議案：本合併契約の承認―株式買取請求権」をご参照ください。効力発生時とは、本合併に関連するDGCL第251条の要件を満たす合併証明書がDGCLに従って適切に作成され、デラウェア州の州務長官に対して提出された時点、又はそれ以降で、当事者間で相互に合意のうえ、DGCLに従って合併証明書の効力発生時として合併証明書で指定した日付となります。

本合併が完了しなかった場合の当社への影響

当社株主により本合併契約が採択されなかった場合、又はその他の理由で本合併が完了しなかった場合

- 当社株主は、本合併契約に基づく当社普通株式の対価を受領する権利はなくなり、受領することもありません。
- (a) 当社は独立した公開会社のままとなり、(b) 当社のJDRは、引き続き東証に上場され、取引されるとともに、取引所法に基づく登録が継続し、(c) 当社はSECに定期的な報告及びその他の報告を続けます。
- 本合併契約が、特定の状況下で解除された場合
  - o 当社が親会社に対し、総額7,520,000米ドルのターミネーション・フィーを支払う義務を負う場合があり、また
  - o 親会社が当社に対し、総額12,000,000米ドルのターミネーション・フィーを支払う義務を負う場合があります。

「取引文書―本合併契約―特定の状況下で支払われるターミネーション・フィー」をご参照ください。

本合併対価

当社普通株式及び当社株式報奨

効力発生時の直前に発行済の当社普通株式（本合併契約に定める一定の例外を除きます。）は、DGCLに従い、効力発生時に、当社、Merger Sub、又は当社若しくはMerger Subの有価証券の保有者による行為を必要とすることなく、本合併により、消却され、現金20.00ドルの本合併対価を受け取る権利に自動的に転換され、また、未行使の当社オプション及び当社RSUはすべて、本合併対価の受領権を表章する現金建ての報奨に転換されます。いずれについても、本合併契約に規定された条件に従うことになり、株式又は受益権の分割、持分の分割、株式配当、リバース・ストック・スプリット、株式併合、株式の種類変更、資本再構成、又はその他類似の取引が行われる場合は、当該措置の前に本合併契約によって意図されたのと同じ経済効果を提供するために適切な範囲内で調整がなされ、また、無利息かつ必要な源泉徴収税の対象になります。「取引文書―本合併契約―本合併における有価証券の転換」をご参照ください。

本合併の完了後、効力発生時の直前において発行済であった当社普通株式は１株当たり合併対価（源泉徴収税が課されることがあります。）を受領する権利を有しますが（本合併契約に定める一部の例外を除きます。）、当社株主としての権利は消滅します（但し、公正価値の評価請求を適切かつ有効に行い、撤回しなかった株主は、DGCL第262条に基づき、株式買取請求権を取得することができます。）。「第１号議案：本合併契約の承認―株主買取請求権」をご参照ください。

当社エクイティ・プラン

効力発生時をもって、当社エクイティ・プランは終了することとなり、それ以降、当社において新たな株式、当社オプション、当社RSU、その他の株式持分、又は株式に関するその他の権利は一切付与されません。効力発生時以降、効力発生時の直前に残存する当社オプション、当社RSU、株式持分、又はその他の権利は残存したままとはならず、当該当社オプション、当社RSU、株式持分、又はその他の権利の各元保有者は、上記の対価を受領する権利を除き、それらに関する権利を失うことになります。

本合併の背景

以下の沿革は、当社による戦略的代替案の特定及び評価並びに本合併契約の交渉等、本合併契約の締結に至るまでの重要な会議と出来事をまとめたものです。以下の沿革は、当社取締役会、本合併契約の各当事者の代表者、それぞれのアドバイザー又はその他の関係者のすべての会話を網羅するものではありません。なお、特に記載がない限り、日付はすべて太平洋標準時です。

当社取締役会は、当社の執行役員ら（以下「当社経営陣」といいます。）の助言を受けながら独立して、通常の業務過程において、現在及び将来予想される事業動向及び業界動向、規制条件、将来の成長の見通し、現在及び予想される資金調達環境、並びに各事業セグメントの全般的な戦略の方向性を含む全体的な状況に照らし、常に株主の価値を最大化することを目標としつつ、当社の事業、財務業績、流動性、将来の成長の見通し、市場認識、及び業界の状況を審査し、評価しています。

当社取締役会及び当社経営陣は、業界の動向や経済及び市場の状況の変化を踏まえ、業績と株主価値の向上を目的として財務上及び戦略上の潜在的なさまざまな選択肢を随時評価し、検討してきました。その評価には、とりわけ、企業結合、株式発行や負債によるさまざまな資金調達取引、パートナーシップ、投資、買収、特定資産の売却、並びにその他の財務上及び戦略上の代替手段に係るさまざまな潜在的機会を随時検討することが含まれており、独立した上場会社として事業を継続することのメリットとリスクを比較した上で、当社の事業セグメントを個別に及び集合的に、また実際の業績と市場認識の双方に焦点を当てて、継続的に分析しています。

2024年７月、親会社の代表者は当社の代表者と会合し、業界及びそれぞれの会社について意見を交換しました。

2024年８月７日、当社取締役会が開催されました。Pillsbury Winthrop Shaw Pittman LLP（以下「Pillsbury」といいます。）の代表者が会合に出席しました。当社の社長兼最高経営責任者である小里文宏氏は、当社が米国や台湾を含む特定の法域で当社普通株式を上場し、東証におけるJDRの上場を廃止する可能性について論じました。当社取締役会は、東証におけるJDRの取引よりも流動性の高い市場で株主価値をさらに高めることを目的として、当社の主要上場市場を変更する提案について議論しました。

2024年９月18日、親会社の代表者は、以下の各事項を前提として、当社に対し、交渉によって合意する本合併契約の下で実行される現金対価取引により当社の発行済株式のすべてを取得すること、及び、１株当たりの対価案を16.00米ドルから18.00米ドル（為替相場を１米ドル＝140.79円と仮定した場合、１JDR当たり2,253円から2,534円相当）とすることを内容とする拘束力のない意向表明書を送付しました。

- 法律上、会計上、税務上又は財務上の重大な問題がないこと
- 提案されている取引が、顧客又はサプライヤーに重大な損失をもたらさず、また当社に重大な悪影響を及ぼさないこと
- デュー・デリジェンス及び通常の取引文書の交渉が適切に完了すること
- 45日間の独占交渉期間があること

2024年９月18日から2024年10月28日にかけて、小里氏は親会社との取引案について当社取締役会に最新情報を提供しました。

2024年10月７日、親会社は当社との間で秘密保持契約（以下「秘密保持契約」といいます。）を締結しました。この秘密保持契約には、標準的なスタンドスティル条項が含まれており、これには、親会社が当社又はその代表者にスタンドスティル条項の修正又は放棄を公に求めることを制限する条項も含まれていました。

秘密保持契約の締結後、2024年10月７日から10月17日にかけて、親会社と当社の代表者は秘密情報を交換し、親会社が当社の全発行済株式を取得する可能性について初期的な協議を行いました。また親会社と当社の代表者は、2024年10月７日と８日に対面でマ

ネジメント会議を行いました。

2024年10月17日、当社の代表者は、親会社に対し、2024年９月18日付の意向表明書に記載された価格レンジで親会社との取引を進める意思がないことを通知し、親会社に提示価格の引き上げを検討するよう要請しました。

2024年10月28日、親会社は、以下の各事項を前提として、当社に対し、交渉によって合意する本合併契約の下で実行される現金対価取引により当社の発行済株式のすべてを取得すること、及び、１株当たりの修正対価案を19.00米ドルから20.00米ドル（為替相場を１米ドル＝152.04円と仮定した場合、１JDR当たり2,889円から3,041円に相当）とすることを内容とする拘束力のない修正意向表明書を提出しました。

- 法律上、会計上、税務上又は財務上の重大な問題がないこと
- 提案されている取引が、顧客又はサプライヤーに重大な損失をもたらさず、また当社に重大な悪影響を及ぼさないこと
- デュー・デリジェンス及び通常の取引文書の交渉が適切に完了していること
- 2024年12月31日までの独占交渉期間があること

2024年10月29日、当社取締役会が開催され、Pillsburyの代表者が同会議に出席しました。小里氏は、潜在的な取引に関する親会社との最近の協議について言及し、その直近のオファーについて説明しました。当社取締役会は、戦略的代替案につき、それによってもたらされる価値創造の可能性を含め協議するとともに、当該代替案のリスクや実現時期についても議論しました。また当社取締役会は、親会社との独占交渉契約締結前に当社に対する更なる戦略的関心を集めるための潜在的な戦略的プロセスについて議論しました。当社取締役会は、価格を含む親会社からのオファー条件について協議しました。Pillsburyの代表者は、当社取締役会の受託者責任について法的助言を提供しました。これについて質疑がなされ、議論が行われました。時間的な制約から、当社取締役会は、2024年10月31日に再度取締役会を開催し、引き続き親会社との潜在的取引について協議を行うことを決定しました。

2024年10月31日、当社取締役会が開催され、Pillsburyの代表者が同会議に出席しました。小里氏は、潜在的な取引に関する親会社との最近の協議について言及し、その直近のオファーについて説明しました。小里氏は、１株当たり20.00米ドル（為替レートを１米ドル＝152.04円と仮定すると、１JDR当たり2,889円から3,041円に相当）のカウンターオファーを行うことを提案しました。当社取締役会はこのカウンターオファー案を承認し、経営陣に指示を出しました。その後、当社取締役会は、フィナンシャルアドバイザーの起用と、フィナンシャルアドバイザーと行うであろうプロセスについて議論しました。議論の後、当社取締役会は、経営陣がフィナンシャルアドバイザー候補者と面談し契約条件案について議論することを承認しました。また当社取締役会は、親会社との独占交渉契約締結前に当社に対する更なる戦略的関心を集めるための潜在的な戦略的プロセスについて議論しました。これについてPillsburyの代表者が法的助言を提供し、質疑がなされ、議論が行われました。その後、当社取締役会は、親会社からのオファーと次のステップについて詳細に説明しました。議論の後、当社取締役会は、親会社との交渉を進めること、及び、デュー・デリジェンスのプロセスを継続することを当社経営陣に許可しました。また、当社取締役会は、現時点では親会社との間で独占契約を締結せず、まずフィナンシャルアドバイザーを起用し、フィナンシャルアドバイザーの支援を得て他の潜在的な買手を評価するプロセスを検討することを決定しました。

2024年11月２日から11月３日にかけて、追加の協議と交渉を経て、当社と親会社は、独占的契約を締結せず、１株当たりの対価について、20.00米ドル（１米ドル152.04円で換算すると、１JDR当たり3,041円に相当）の現金対価取引で、交渉によって合意する本合併契約を通じて、当社の発行済株式のすべてを取得することについて交渉を進めることで合意しました。

2024年11月６日、当社取締役会が開催され、Pillsburyの代表者が同会議に出席しました。小里氏は、当社の売却の可能性に関する親会社との協議の現状について最新情報を提供しました。これについて質疑がなされ、議論が行われました。

2024年11月13日、フィナンシャルアドバイザーとしての資格、コンフリクトの有無及び経験を審査した上で、Greenhillとのエンゲージメントレター（2025年１月14日付の変更を含みます。）の交渉を経て、当社取締役会は、全会一致の書面同意により、親会社との潜在的な取引に関してGreenhillを当社の専属フィナンシャルアドバイザーとして起用することを承認しました。

2024年11月14日、親会社は、潜在的取引の評価のため、当社が管理するバーチャルデータルームへのアクセスを許可されました。

2024年11月22日、当社取締役会が開催され、Greenhillの代表者が同会議に出席しました。当社取締役会の指示により、当社経営陣

との協議後にGreenhillの代表者は、当社の潜在的な買収に関与する可能性が最も高い潜在的な買収者としてGreenhillが特定した候補先６社のリスト案を提示しました。質疑が行われ、また、更なる候補先や当社の買収に関心を持つ可能性のある相手先等について議論が行われました。その後、当社取締役会は、Greenhillが当初提案された買収企業候補６社すべてに接触し当社との潜在的取引への関心度を評価することを承認し、Greenhillにその旨指示しました。その後、Greenhillの代表者が退席し、小里氏は、当社の売却案に関する親会社との協議の現状について、さらに最新情報を提供しました。これについて質疑がなされ、議論が行われました。

2024年11月22日の取締役会の後、Greenhillは当社取締役会の指示に従い、以前特定された買収企業候補６社に連絡することによって市場調査を開始しました。最初の議論の後、買収企業候補６社のうち５社が、当社との潜在的取引に関する協議を進める意思はなく、また秘密保持契約を締結するつもりはないことをGreenhillに伝えました。買収企業候補６社のうちの１社（以下「当事者A」といいます。）は、Greenhillとの最初の議論の後、当社に関する特定のデュー・デリジェンス情報、営業情報及び財務情報（特定の財務予測を含みます。）へのアクセスを要求し、これらを受領しました。当事者Aは、以前当社と商機の可能性を検討した際に、2022年10月31日付で当社と秘密保持契約を締結していましたが、これにはスタンドスティル条項は含まれていませんでした。

2024年11月26日、Pillsburyは親会社の社外リーガルアドバイザーであるDavis Polk & Wardwell LLP（以下「Davis Polk」といいます。）の代表者に、本合併契約の最初の草案を送付しました。この草案では、特に以下の事項が想定されていました。

- 取引案は、特に、当社が本合併について株主の承認を得ることを条件とすること
- 当社は、株主の承認を得る前に、一定の要件を満たす一方的買収提案に関して交渉を行う権利を有し、また当社取締役会は、株主への推奨内容を変更し、提案された取引案に反対票を投じてより優位な買収提案であり他の一定の要件を満たしていた買収を支持するよう推奨する権利、及び7.52百万米ドルのターミネーション・フィーを支払って本合併契約を終了し、かかる優位な提案を実行する権利を有すること
- 当社取締役会は、提案された取引が望ましくないものとなるような何らかの事象又は状況（一般に「想定外の事由」といいます。）を認識した場合には、株主への推奨内容を変更し、提案された取引案に反対票を投じるよう推奨する権利を有すること
- 当社取締役会が株主への推奨内容を変更し、より優位な提案又は想定外の事由の発生を理由に、提案された取引案に反対票を投じるよう推奨した場合、当社は提案された取引案を株主に付託する義務を負わないこと
- 規制当局の許認可が得られなかったこと又は本合併を禁止する命令が下されたことにより本合併が成立しなかった場合、親会社は当社に対し規制上のリバース・ターミネーション・フィーとして28.2百万米ドルを支払う義務を負うこと
- ターミネーション・フィー又はリバース・ターミネーション・フィーの支払いに遅延が生じた場合、年率５％にウォール・ストリート・ジャーナル紙に掲載されたプライムレートを加えた利率で遅延利息が発生すること
- 資金調達が条件とならないこと

2024年12月６日、Davis PolkはPillsburyに対し、2024年11月26日にDavis Polkに送付された本合併契約案の主要な論点を詳細に記載した論点リストを送付しました。この論点リストでは、特に以下の事項が記載されていました。

- 本件取引は、(i) 台湾DIR許認可（台湾の対外投資管理規則及び中国本土への投資又は技術提携に関する規制に基づき本合併に関して必要とされる、台湾のDIRからの承認、許可又は認可）を取得すること、(ii) 本合併に関する株式買取請求権の行使が発行済当社普通株式の10％を超えないこと、(iii) 当社及びその子会社全体の、又は親会社と当社及びその各子会社との統合事業の、業務、運営、財務状態又は経済的価値に重大な悪影響（例えば、本合併契約の締結日の時点で入手可能な当社の直近の財務情報に基づく当社の年間収益の15％以上の減少が予想される場合など）を及ぼすような過重な条件を課す規制当局が存在しないこと、並びに、(iv) 個々に又は全体として当社に重大な悪影響を及ぼしたか又は及ぼしたことが合理的に予想される事由が発生していないことを条件とすること
- 独占禁止法と関わりのない規制当局の承認が得られない場合は規制上のリバース・ターミネーション・フィーの支払義務は発生しないこと、また、規制上のリバース・ターミネーション・フィーの提案額は15百万米ドルであること
- 規制当局への申請料（親会社が負担する台湾DIR許認可関連のものを除きます。）は、当社と親会社が均等に負担すること
- ターミネーション・フィーの支払いに利息が発生しないこと

同じく2024年12月６日に、当事者Aは当社経営陣と会合し、その席で当事者Aは当社経営陣にデュー・デリジェンスに関する質問を行い、それに対する回答を受けました。その後、当事者Aと当社は、当社との潜在的取引に関する新たな秘密保持契約締結の可能性

等について更なる協議を行いましたが、秘密保持契約の締結には至りませんでした。当事者AはGreenhillに対し、当社との潜在的取引の追求を進める意思がないことを伝え、当事者Aとの協議は2024年12月17日に終結しました。

また2024年12月17日、Davis PolkはPillsburyの代表者に本合併契約の修正草案を送付しました。かかる修正草案では、特に以下の事項が記載されていました。

- 本件取引は、特に、(i) 台湾DIR許認可の取得、(ii) 本合併に関する株式買取請求権の行使が発行済当社普通株式の10%を超えないこと、(iii) 過度の負担条件を課す規制当局の不存在、及び(iv) 個別に又は全体として当社に重大な悪影響を及ぼしたか又は及ぼすことが合理的に予想される事由が発生していないことを条件とすること
- 当社は、株主の承認を得る前に、一定の要件を満たす一方的買収提案に関して交渉を行う権利を有し、また当社取締役会は、株主への推奨内容を変更し、提案された取引案に反対票を投じてより優位な買収提案であり他の一定の要件を満たしていた買収を支持するよう推奨する権利を有する一方で、かかる優位な提案を受け入れるために本合併契約を終了し親会社にターミネーション・フィーを支払わない限り、提案された取引案を株主に付託する義務を負うこと（「強制投票」条項）
- 当事者は、本合併契約の締結日から９ヶ月後の応当日に本合併契約を終了することができるが、一定の規制当局の許認可が得られなかったために本合併のクロージングが行われなかった場合は、本合併契約の締結日から９ヶ月後の応当日の10営業日前までに相手方に書面で通知することにより、契約終了日をさらに３ヶ月間延長することができること
- 親会社が関連政府機関との交渉のために合理的な最善の努力を行ったにもかかわらず、当該政府機関から過度の負担条件が課される旨の通知を受けた場合、親会社は一定の状況下で本合併契約を終了できること
- 二段階の規制上のリバース・ターミネーション・フィー体系により、一定の規制当局の許認可を取得できなかったこと又は本合併を禁止する命令が下されたこと（いずれの場合も独占禁止法とは無関係のもの）により本合併が成立しなかった場合、親会社は当社に対し規制上のリバース・ターミネーション・フィーとして7.52百万米ドルを支払う義務を負うこと、及び、独占禁止法上の承認を含むそれ以外の規制当局の許認可を取得できなかったことにより本合併が成立しなかった場合、親会社は当社に対し15.04百万米ドルを支払う義務を負うこと

2024年12月19日、当社取締役会が開催され、PillsburyとGreenhillの代表者が同会議に出席しました。Pillsburyの代表者は、親会社との本合併契約案の諸条件と交渉状況について当社取締役会に最新情報を提供しました。Greenhillの代表者は、市場調査と取引条件に関する最新情報を含め、親会社との取引案に関する最新情報を提供しました。これについて質疑がなされ、議論が行われました。その後、Greenhillと当社経営陣の代表者が、当社の財務モデル案と財務予測を提示しました。これについて質疑がなされ、議論が行われました。議論の後、当社取締役会は財務モデルと財務予測を承認しました。その後、当社取締役会はGreenhillが提出した利益相反開示を検討しました。かかる利益相反開示により、少なくとも過去２年間、Greenhillとその関連会社は、(i) 当社及び親会社のいずれに対しても投資銀行業務を提供しておらず、また現在も提供していないこと、(ii) 当社、親会社又はそれらの主要株主の証券を所有していないこと、並びに、(iii) 当社及び親会社のいずれに対しても融資を行っておらず、また信用リスクも負っていないことが確認されました。当社取締役会は、開示されたGreenhillと親会社の関係は、親会社に関してGreenhillに利益相反が生じるレベルには達していないと判断し、Greenhillは引き続き当社の専属フィナンシャルアドバイザーを務めることができるとしました。

2024年12月24日、PillsburyはDavis Polkの代表者に本合併契約の修正草案を送付しました。かかる修正草案では、特に以下の事項が記載されていました。

- クロージングの条件として、(i) 本合併に関する株式買取請求権の行使が発行済当社普通株式の10%を超えないこと、及び、(ii) 個々に又は全体として当社に重大な悪影響を及ぼしたか又は及ぼしたことが合理的に予想される事由が発生していないことを規定する条項を削除すること
- 親会社のクロージング条件について、過度の負担条件（必要な規制当局の許認可の付与条件として当該規制当局により課されるもの、又は親会社若しくは当社を管轄する政府機関の法律若しくは命令により課されるものを含む。）が生じていないことから、必要な規制当局の許認可の付与条件として過度の負担条件が課されていないことに変更すること
- リバース・ターミネーション・フィー体系を二段階から単一額に改定し、リバース・ターミネーション・フィーが支払われるべき各状況において親会社が当社に対し15.04百万米ドルを支払うべきこととすること
- 該当する政府機関が本合併の完了を差し止め若しくは禁止したこと、又は該当する政府機関が過度の負担条件につながるような措置を講じたことを理由として、いずれかの当事者が契約を終了した場合に、親会社が当社に対しリバース・ターミネーション・フィーを支払うべき状況を改定すること

2025年１月２日から2025年１月14日にかけて、PillsburyとDavis Polkの代表者らは、本合併契約の種々の草案を取り交わし、最終的な未解決の条件について交渉しました。かかる修正草案では、特に以下の事項が検討されていました。

- 重大な悪影響条件を追加すること
- 該当する政府機関が過度の負担条件につながるような措置を講じた場合、又は当該機関が親会社に対し、クロージングの条件として要求される規制当局の許認可が過度の負担条件を条件とする旨を通知した場合、親会社は本合併契約を終了できること（但し、いずれの場合も、かかる終了により親会社は当社にリバース・ターミネーション・フィーを支払う必要があります。）
- 過度の負担条件の発生の有無を判断する際の当社の収益減の量的基準値を15%から20%に引き上げること
- 親会社が当社に支払うべきリバース・ターミネーション・フィーは、その支払義務が発生するすべての場合において12百万米ドル相当であること
- 当社が親会社に支払うべきターミネーション・フィーは、その支払義務が発生するすべての場合において7.52百万米ドル相当であること

2025年１月12日、当社取締役会が２回開催され、最初の会議にはPillsburyの代表者が出席しました。当社取締役会は、本合併取引に関して当社がGreenhillに支払うフィーの改定案を検討しました。これについて質疑がなされ、議論が行われました。その後、当社取締役会はフィーの改定案を承認し、フェアネス・オピニオンが提出された時点で当社がGreenhillに支払うべき金額は最終的に増額されましたが、クロージングの時点で当社がGreenhillに支払うべき金額はさらに大きく減額され、その結果、当社がGreenhillに支払うべき総額は減少しました。２回目の会議には、PillsburyとGreenhillの双方の代表者が出席しました。Greenhillの代表者は、当該取引案が財務的観点から当社株主にとって公正であるか否かについて予備的な財務分析を行いました。これについて質疑がなされ、議論が行われました。Pillsburyの代表者は、親会社との本合併契約案の諸条件と交渉状況について当社取締役会に最新情報を提供しました。これについて質疑がなされ、議論が行われました。

2025年１月14日、当社取締役会が開催されました。当社取締役会はまず、2025年１月14日付のGreenhillの最新の利益相反開示（2024年11月13日に開示されたすべての開示事項から成るもの）を確認し、またさらに、みずほ証券株式会社（以下「みずほ証券」といいます。）はJDR信託契約に基づく信託の管理及び段階的終了に関して提供した業務につき少額の手数料を受領しており、今後も受領する可能性があること、及び、Greenhillとみずほ証券の関連会社である米国みずほ銀行（Mizuho Bank（USA））（旧米国みずほ信託銀行（Mizuho Trust & Banking Co.(USA))）は、活発に取引されているJDRの価値の源泉である当社普通株式のカストディアンであり、JDR信託契約に基づく信託の管理及び段階的終了に関して提供した業務につき少額の手数料を受領しており、今後も受領する可能性があることについて説明しました。当社取締役会は、開示されたGreenhillと親会社の関係は、親会社に関してGreenhillに利益相反が生じるレベルには達していないことを再確認し、Greenhillは引き続き当社の専属フィナンシャルアドバイザーを務めることができるとしました。その後、Pillsburyの代表者は、本件取引に関する受託者責任について当社取締役会のメンバーに助言を行いました。その後、Greenhillの代表者が会議に参加し、Pillsburyの代表者は、締結が提案されている本合併契約の主な条件、特に、取引の構造、親会社の債務不履行の場合の本合併契約に基づく救済措置、特定の規制当局の許認可が得られなかったか又は取引を禁止する命令が下されたことにより取引を完了できなかった場合の救済措置、表明保証、誓約事項（当社の規制上の義務並びに当社の期間中の事業上の誓約及びその例外事項を含みます。）、当社のフィデュシャリー・アウト（当社が特定の状況下で優位提案を追求するため本合併契約を終了できること、及び、かかる終了に伴う手数料を含みます。）、クロージング条件、並びに契約終了に係る規定について検討しました。これについて質疑応答が行われ、議論が続きました。この議論の中で、それまで雇用契約に関する議論は行われておらず、またそのような議論が行われるとしても、少なくとも正式な本合併契約が締結されるまではそのような議論は行われないであろうことが指摘されました。Greenhillの代表者は、１株当たり20.00米ドルの本合併対価に関するGreenhillの財務分析を発表しました。当社取締役会は財務分析に関する質問をしました。質疑応答が行われ、議論が続きました。議論の後、Greenhillは、当社取締役会の要請により、意見書を作成するにあたり考慮した前提事項、条件、制限その他の事項を前提として、親会社が当社株主（(i) 本合併契約に基づき消却又は転換される株式の株主、及び(ii) 当社の関連会社を除きます。）に対して支払う本合併対価が意見書に記載の要因及び前提条件に基づく財務的見地から当該株主にとって妥当である旨の意見を口頭で当社取締役会に表明しました（かかる口頭による表明は、その後、当社取締役会に宛てたGreenhillの2025年１月14日付の意見書の提出をもって書面で確認されました。）。単独での事業継続、又は米国を含む一部の法域における当社普通株式の上場及び東証におけるJDRの上場廃止を含む本合併以外の他の選択肢に対し、親会社と本合併契約を締結することのメリット、及び、本合併に関するその他の検討事項について、当社取締役、Pillsbury及びGreenhillの間で質疑応答が行われ、議論が交わされました。これは以下の点を含みます。

- 単独での事業継続について、当社の過去の業績及び成長計画の実行リスク等についての当社取締役会の議論
- 親会社が提示した１株当たり20.00米ドルの価額が、単独での事業継続による当社株主にとっての長期的価値を上回る可能性があること
- 親会社が提示する１株当たり20.00米ドルのプレミアム
- 親会社が規制上のリバース・ターミネーション・フィーとして、一定の条件の下で12.0百万米ドルを支払う義務を負うこと
- 親会社の業績に対する評判と期待
- 当社の最近の業績及び近い将来の業績見込み
- 当社が行い得る他の取引の選択肢
- 当社が支払う7.52百万米ドルのターミネーション・フィーは第三者からの優位提案を排除しないと当社取締役会が考えていること
- 本合併契約の条件（提案されている本合併契約には、優位提案があった場合の柔軟性（当社取締役会が推奨の変更を行う柔軟性、及び、契約を終了しターミネーション・フィーを支払って優位提案を受け入れることができること等）があることを含みます。
- 当社経営陣が本取引を推奨していること
- 親会社が当社株主（(i) 本合併契約に基づき消却又は転換される株式の株主、及び(ii) 当社の関連会社を除きます。）に対して支払う本合併対価が意見書に記載の要因及び前提条件に基づく財務的見地から当該株主にとって妥当であるとのGreenhillの意見
- 当社取締役会の各メンバーが保有する当社の株式及び／又は株式報奨は、本合併の対価と（他のすべての発行済株式及び株式報奨と同一の条件で）交換されること

これらの検討事項について、Pillsburyの代表者は当社取締役会に法的助言を提供し、Greenhillは財務的助言を提供しました。慎重な検証及び検討の末、当社取締役会は、本合併が望ましいものであり、当社株主の最善の利益につながると判断し、本合併及び最終の本合併契約、本合併契約で企図される本合併を含む取引、並びにその他の取引文書を全会一致で承認しました。

当社取締役会の承認を受けて、2025年１月15日（日本標準時）、当事会社は本合併契約及びその他の取引文書に署名しました。

当社取締役会の推奨及び本合併の理由

当社取締役会の推奨

当社取締役会は全会一致で(a) 本合併契約を締結することが、当社及び当社株主にとって最善であると判断し、そのことが望ましいと宣言し、(b) 本合併契約の締結、交付及び履行並びに本合併を含む本合併契約により企図される取引の実行を承認し、(c) 当社株主に対して本合併契約の承認を推奨し、(d) 本合併契約及び本合併を含む本合併契約により企図される取引の承認を本臨時株主総会において当社株主による審議に付すよう指図しました。

当社取締役会は、当社株主の皆様に対し、(1) 本合併契約議案に「賛成」票を、(2) 本報酬議案に「賛成」票を、また、(3) 本延会議案に「賛成」票を投じることを全会一致で推奨いたします。

当社取締役会が考慮した情報及び要素に関する以下の記述は網羅的なものではありません。取引案の評価に関して当社取締役会が考慮した要素の多様性及びこれらの事項の複雑性を踏まえ、当社取締役会は、決定を下すにあたり検討した特定の要素を数値化、順位付け又はその他の方法で相対的に重み付けをすることは現実的ではないと考え、またそのような試みも行っていません。むしろ、当社取締役会は、当社取締役会に提示され、当社取締役会が検討した情報全体に基づいて推奨を行いました。当社取締役会は、当社経営陣とそのリーガルアドバイザー及びフィナンシャルアドバイザーの協力を得て以下の要素を評価しました。以下の要素を考慮するにあたり、当社取締役会の各メンバーは、他の要素又は異なる要素に対して異なる重み付けをした可能性があります。

当社取締役会が考慮した要素についての本説明及びその要素自体は部分的に将来の見通しに関するものであることから、「将来の見通しに関する記述についての注意事項」に記載の要素を踏まえて読む必要があります。

本合併契約及び本合併（及び本合併に伴うJDRの東証における上場廃止）を含む本合併契約で企図される取引並びにその他の取引文書を承認する決定、並びに本合併契約を承認するよう当社株主に推奨する決定を下すにあたり、当社取締役会は特に、本合併にお

いて当社株主に提示された本合併対価の金額、当社の業績及び見通し、本合併に伴うリスク及び不確実性、並びに当社単独での事業継続を含む本合併以外の選択肢について検討しました。

当社取締役会は、その決定に至る過程で、当社のフィナンシャルアドバイザーであるGreenhill並びにリーガルアドバイザーであるPillsbury及びアンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業と協議し、期待される利点を検討しました。これは以下の点を含みます。

- 本合併対価が、(i) 当社取締役会が本合併を承認した当社取締役会の開催日の前営業日である2025年１月14日（日本時間）におけるJDRの終値である7.38米ドルに対して171%のプレミアム、(ii) 2025年１月14日（日本時間）までの90暦日のJDRの売買高加重平均価格に対して161%のプレミアムに相当すること
- 本合併が、当社の単独の成長見通しと株主価値の最大化の機会について当社取締役会が徹底的に検討した結果であること
- 株主に支払われる１株当たり20.00米ドルの本合併対価が現金で支払われ、当社株主に早期の価値と流動性をもたらすことにより、当社の事業に内在する事業リスクと取引実行リスクを排除しながら当社に対する持分価値を実現できること
- JDR保有者の権利について定めたJDR信託契約に基づき、JDRの各保有者は、JDR信託契約に従って信託受託者から残余財産給付金を受領すること、並びに、当該給付金の価値は、JDR信託契約に基づく為替レート、源泉徴収税及び手数料に従うことを条件に、当社株主に提供される１株当たりの価値と同じであること
- 特に、株主に支払われる１株当たり20.00米ドルの本合併対価が現金で支払われ、当社株主に早期の価値と流動性をもたらすことにより、当社の事業に内在する事業リスクと取引実行リスクを排除しながら当社に対する持分価値を実現できることを理由として、本合併により当社株主（及びJDR信託契約の結果としてJDRの保有者）に提供される価値が、当社が合理的に利用可能な他の選択肢（引き続き独立した上場会社として存続し、東証においてJDRの上場を継続することを含みます。）から得られる潜在的な価値よりも、当社株主（及びJDR信託契約の結果としてJDRの保有者）にとってより有利であると当社取締役会が考えていること
- 本合併対価が独立当事者間取引条件による交渉の結果であること、及び、親会社の代表者が当社の代表者に対し、本合併対価は、親会社が支払う意思のある最大限の価格であることを伝えたこと
- 当社は、本合併契約上、慣習的な制限に従うことを条件に、第三者からの代替的買収提案が優位提案であると判断された場合、又は優位提案につながると合理的に予想される場合において、当該提案に対応し、交渉することができること
- 本合併の規模や類似取引におけるターミネーション・フィーのレンジを考慮すると、現況下では、当社が負う7.52百万米ドルのターミネーション・フィーは妥当であり、潜在的な優位提案を排除したりこれを実質的に妨げたりすることはないと当社取締役会が考えていること
- 当社取締役会は、本合併契約上、本合併契約の条件（親会社が一定の状況下で本合併契約を解除することを選択した場合に、当社が7.52百万米ドルのターミネーション・フィーを支払うことを含みます。）に従うことを前提に、一定の状況下で、当社株主が本合併契約を採択する投票を行うことの推奨を行わず、あるいは、撤回、限定、修正又は変更する権利を有すること
- 独立当事者間の交渉により、当社が、2024年９月18日の親会社の最初の提案である１株当たり約16.00米ドル～18.00米ドルの提案価格を、かかる最初の提案を当社が拒絶した後に、2024年10月28日の親会社の修正提案である約19.00米ドル～20.00米ドルに引き上げることに成功し、さらにその後交渉を重ねた結果、最終的には20.00米ドルに引き上げることができたこと
- Greenhillとその見解について協議を行った結果、当社取締役会が本合併契約及び同契約により企図される取引の承認を拒否した場合には、当社株主（及びJDR信託契約の結果としてJDRの保有者）が近い将来、同等の取引確実性を有するより良い又は同等の価格のオファーを受ける機会を再び得られる可能性は低いと当社取締役会が考えていること
- 親会社の事業上の評判及び能力
- 親会社は本合併を完了するために必要なリソースを入手できると当社取締役会が考えていること、並びに、本合併が、とりわけ、資金調達条件がない等条件が限定的であることを踏まえると実行される可能性が高いこと、及び、親会社による違反が生じた場合には本合併契約に基づいて当社に特定履行や損害賠償等の救済が与えられること
- Greenhillから当社取締役会に提出された財務分析、及び、本合併契約に基づき本合併において当社株主（(i) 本合併契約に基づき消却又は転換される株式の株主、及び(ii) 当社の関連会社を除きます。）が受領する本合併対価は財務的見地から当該株主にとって妥当であるとの、2025年１月14日付けで当社取締役会に対し述べられたGreenhillの口頭意見（同意見については、2025年１月14日にGreenhillから当社取締役会宛てに交付された意見書により書面で確認されております。）（詳細は「第１号議案：本合併契約の承認―Greenhillの意見」に記載しています。）
- 当社経営陣が本合併を推奨していること
- 以下の事項を含む本合併契約のその他の諸条件

- o 本合併契約における当社の表明保証及び誓約が慣習的な内容であること
- o 当社取締役会は、本合併契約について株主の承認を得る前に、当社がフィナンシャルアドバイザー及び社外リーガルアドバイザーと協議した結果、優位提案に該当するか又は優位提案となることが合理的に予想されると誠実に判断する第三者から善意の一方的買収提案を受けた場合において、フィナンシャルアドバイザー及び社外リーガルアドバイザーと協議した結果、当該措置を講じないことが適用法上の当社取締役会の受託者責任に反することが合理的に予想されると判断した場合、一定の制限の下で当該提案に応じることができること
- o 当社取締役会は、優位提案を受け又は想定外の事由が発生した場合において、一定の制限の下で、本合併契約について株主の承認を得る前に、株主に本合併契約に賛成票を投じるよう促す推奨を撤回又は変更し、また（自らのフィナンシャルアドバイザー及び社外リーガルアドバイザーと協議した結果）かかる優位提案に応じないことが適用法上の当社取締役会の受託者責任に反することが合理的に予想されると判断した場合、親会社に対しターミネーション・フィーとして7.52百万米ドルを支払うことを条件に、優位提案を受け入れるために本合併契約を解除し、かかる優位提案について正式契約を締結できること
- o 本合併契約に基づき、また一定の制限に従って、当社は本合併契約の違反を防止するための特定履行その他の衡平法上の救済を受ける権利を有すること
- o 特定の規制当局の承認若しくは認可が得られなかったか、又は特定の規制当局の承認若しくは認可に関して本合併を禁止する命令が下されたことにより本合併が完了しなかった場合には、親会社が当社に対しターミネーション・フィーとして12.00百万米ドルを支払うことに同意した旨が本合併契約に定められていること
- o 本合併契約における最終期日は、本合併を完了するための十分な時間を確保することが意図されていること
- o 本合併は、発行済の当社普通株式の過半数を保有する当社株主が出席する本臨時株主総会における当社株主の保有する発行済当社普通株式の過半数による本合併契約の採択を条件として行われ、当社株主は、本臨時株主総会の前により高い買収提案がなされた場合を含め、いかなる理由であれ本合併契約の採択に反対票を投じることにより本合併を拒否できること（その後、当社が別の買収提案を完了させる場合には、当社は一定の状況下でターミネーション・フィーとして7.52百万米ドルを支払う義務が生じます。）

また、当社取締役会は、本合併（及び本合併によるJDRの東証における上場廃止）に関する審議において、想定されるリスクについても検討しました。これには以下の点を含みます。

- ・ 本合併後、当社は独立した上場会社ではなくなり、当社株主（及びJDRの保有者）は、当社の将来の利益又は成長に関与せず、価値の上昇による利益を享受できなくなること
- ・ 当社株主により本合併契約が採択された場合であっても、本合併を完了するために当事者らが負う義務のすべての条件が満たされる保証はないこと、並びに、親会社及びMerger Subが本合併を完了させるのに十分な資金を有していない可能性があるというリスク
- ・ 本合併（及び本合併によるJDRの東証における上場廃止）に関して発生すると予想される費用
- ・ 本合併により、経営陣の注意やリソースが他の戦略的機会や経営上の問題から逸れるリスク
- ・ 本合併を完了できない場合に、JDRの価格や当社の将来の事業、財務状態及び経営成績に悪影響が及ぶリスク
- ・ 本合併契約その他の取引文書の締結から本合併のクロージングまでの期間が長期化する可能性があり、その期間中に、当社、その従業員及び顧客に疑念が生じる可能性があること
- ・ 当社が重要な従業員を維持できないリスク
- ・ 本合併契約の特定の条項が、第三者が当社の買収を試みるのを思いとどまらせたり、買収の可能性がある場合にそのコストを増加させたりする可能性があること
- ・ 本合併契約の条項において、フィデュシャリー・アウト等の特定の例外を除き、当社による代替買収提案に関する勧誘や協議・交渉への参加が制限されること
- ・ 本合併契約に基づき、当社が一定の状況下で親会社に対し7.52百万米ドルの当社ターミネーション・フィーを支払う義務を負う可能性があること
- ・ 本合併契約で企図されている取引が発表され進行中であること、本合併を完了しないこと、及び／又は本合併契約の下で当社が行うことを要求され、若しくは親会社が行うことを許可される可能性のある作為若しくは不作為が、本合併が完了するか否かにかかわらず当社経営陣の一部の主要メンバーが本合併の完了前に当社との雇用関係を維持しないことを選択するリスクを含め、当社の顧客、小売業者その他の第三者との既存の及び将来の取引関係並びに当社の従業員に悪影響を及ぼす可能性があるという事実
- ・ 当社は、本合併のクロージングまでの間、本合併の完了前に生じる可能性のある事業機会の当社による遂行を遅延させ又は

妨げる可能性のある一定の制限及び例外に従うことを前提に、過去の慣行に合致した通常の方法で事業を遂行する義務を負うこと
- 本合併（及び本合併によるJDRの東証における上場廃止）が適時に又はまったく完了しない可能性があるリスク、並びに本合併が完了しなかった場合に多額の費用が発生し当社の信用が毀損される可能性があることを含む、潜在的な悪影響
- 本合併契約において企図される取引に関して株主が訴訟を起こす可能性があり、それを認めるに足る要因がまったくない場合でも、それによって混乱と費用が発生する可能性があること
- 本合併において当社の取締役及び執行役員が個人的利益を得る可能性があること、並びに一部の取締役及び執行役員が、当社株主又はJDRの保有者とは異なる、又はそれに加えて利益を究極的には得る可能性があること（例えば、存続会社での雇用等）

上述の期待される利点と想定されるリスクを検討した結果、当社取締役会は、本合併契約及び本合併（及び本合併に伴うJDRの東証における上場廃止）を含む本合併契約その他の取引文書で企図される取引を承認し、また、当社株主に対し本合併契約を承認するよう推奨することを決定しました。

当社取締役会が検討した情報及び要因に関する前述の議論はすべてを網羅するものではありませんが、本合併（及び本合併によるJDRの東証における上場廃止）を支持する要因及び本合併に反対する要因を含め、当社取締役会が考慮した重要な要因を含んでいます。本合併の評価に関して当社取締役会が検討した要因の多様性とその複雑性を踏まえ、当社取締役会は、決定を下す際に考慮した特定の要因を、数値化、順位付け、又はその他の方法でこれに相対的な重み付けをすることは現実的ではないと判断し、またそのような試みも行いませんでした。むしろ、当社取締役会は、提示を受け検討した情報の全体像に基づいて推奨を行いました。当社取締役会は、当社経営陣とそのリーガルアドバイザー及びフィナンシャルアドバイザーの支援を得て上記の要因を評価しました。上記の要因を考慮するにあたり、当社取締役会の各メンバーは、他の要因又は異なる要因に対し異なる重み付けをした可能性があります。

Greenhillの意見

「Greenhillの意見」の項で定義されているすべての大文字の用語は、文脈上別段の定めがない限り、本項に定める意味を有します。

当社とGreenhillの間の契約書に従い、当社はGreenhillを本合併の評価に係るフィナンシャルアドバイザーとして起用しました。2025年１月14日の当社取締役会において、Greenhillは当社取締役会に対し、Greenhillが意見書の作成にあたり採用した前提条件、実行した手続及び考慮した事項に従い、同日現在、当社株主（(i) 本合併契約の規定に従い消却又は転換される株式の保有者、及び(ii) 当社の関連会社を除きます。）に支払われる当社普通株式１株当たり20.00米ドルの現金対価が財務的見地から当該株主にとって妥当であるとの口頭意見を述べました。Greenhillは、当社取締役会に対し2025年１月14日付で、同日現在、本合併契約に従い当社株主（本合併契約の規定に従い消却又は転換される株式の保有者及び当社の関連会社を除きます。）に支払われる当社普通株式１株当たり20.00米ドルの現金対価が財務的見地から当該株主にとって妥当であるとの意見書を提出し、2025年１月14日に行った自らの口頭意見を追認しました。

ここに記載されるGreenhillの意見書の概要は、本議決権の行使に係る指図書に付属書類Cとして添付され、参照する形で本書に組み込まれる2025年１月14日付のGreenhillのフェアネス・オピニオン（特に、行った仮定、考慮した事項、及び実施した調査における制限事項を記したもの）の全文に従うものとします。*［翻訳注：付属書類をご覧になりたい場合には、www.sec.gov（英文）又はhttps://www.techpoint.co.jp/ir/（日本語訳）より入手してください。］*ここに記載されるGreenhillの意見書の概要は、当該意見書の全文を参照することにより、その全体が有効となります。当社株主は、当該意見書を注意深く、かつその全文を読むことが推奨されます。

Greenhillの意見書は、本合併の評価に関して、かつ本合併の評価を目的として、当社取締役会宛てに提出されたものであり、当社普通株式１株当たり20.00米ドルの現金対価について、当社株主（(i) 本合併契約の規定に従い消却又は転換される株式の保有者、及び(ii) 当社の関連会社を除きます。）にとっての財務的見地からの公平性のみを対象としており、本合併のそれ以外の側面については一切言及していません。Greenhillは、当社の他のクラスの証券の株主、債権者又はその他の関係者に対する対価の公平性、及び当社による本合併の決定の是非についてはいかなる意見表明もしていません。Greenhillの意見書は、同社内のフェアネス・オピニオン委員会によって承認されました。なお、この意見書は、当社株主に対し、本合併やその他の事項について株主がどのように投票すべきかを推奨するものではありません。

当該意見に至るにあたり、Greenhillは特に以下を実行しました。

- 本合併契約及び特定の関連文書の精査
- 当社の特定の公開財務諸表の精査
- 当社に関するその他の公開事業情報及び公開財務情報の精査
- 当社経営陣がGreenhillに提供し又はGreenhillと協議した、当社の財務予測並びにその他の財務データ及び営業データ等、当社に関する特定の情報（これには、本議決権の行使に係る指図書の「一定の財務予測情報」で定義される「本財務予測情報」が含まれます。）の精査
- 当社の過去及び現在の事業、財務状況及び見通しについての当社経営陣との協議
- 当社普通株式の過去の市場価格と取引状況の調査、及びその価値評価倍率の分析
- １株当たり20.00米ドルの現金対価と、Greenhillが関連性があると判断した特定の取引の金銭的条件（公開されているもの）に基づいて算定した当社普通株式の価値との比較
- 当社普通株式１株当たり20.00米ドルの現金対価と、Greenhillが関連性があると判断した特定の上場企業の財務情報及び取引評価に基づいて算定された当社普通株式の価値との比較
- 当社普通株式１株当たり20.00米ドルの現金対価と、Greenhillが適切と判断した割引率で当社の将来のキャッシュフローと最終価値を割り引いて算定した当社普通株式の現在価値との比較
- Greenhillが適切と判断したその他の分析の実施及びその他の要因の考慮

当該意見を述べるにあたり、Greenhillは、一般に利用可能な情報及びデータ、並びに当社経営陣から提供その他の方法で利用可能とされ、又は当社経営陣による検討若しくは当社経営陣との協議を経た情報及びデータについて、その正確性及び完全性を独自に検証することなく前提とし、依拠しました。本財務予測情報に関し、Greenhillは、それらが現時点で入手可能な当社経営陣の最善の見積りと誠実な判断を反映した合理的な根拠に基づいて作成されたものであると想定し、Greenhillの意見をまとめるにあたり、本財務予測情報に依拠しました。Greenhillは、本財務予測情報及びその根拠となる前提条件については意見を表明していません。Greenhillは、当社の資産及び負債（偶発性の有無を問いません。）について独自の評価や鑑定を行っておらず、また、そのような評価や鑑定の提供も受けていません。Greenhillは、本合併が本合併契約に定められた条件に従って、かつGreenhillの分析に重要な影響を与えるような条件の放棄や変更がなされることなく完了することを前提としました。さらに、Greenhillは、本合併の完了に必要な政府、規制当局その他の許認可が、Greenhillの分析にとって重要な影響を当社又は本合併に与えることなくすべて取得されることを前提としました。Greenhillは、法律、規制、会計又は税務の専門家ではないため、これらの事項については、当社及び親会社並びにそれぞれのアドバイザーによる評価に依拠しました。Greenhillの意見は、必然的に、その意見の日時点での財務状況、経済情勢、市況その他の状況と、同日時点でGreenhillが入手していた情報に基づいています。今後の展開がGreenhillの意見に影響を与える可能性があること、また、Greenhillはその意見を更新、修正又は再確認する義務を負わないことをご理解ください。

本財務予測情報は、当社経営陣により作成され、当社取締役会により承認されています。本財務予測情報は、本合併の実行を前提としたものではありません。当社は、Greenhillによる本合併の分析に関してGreenhillに提供したような内部の長期予測や見通しを公表しておらず、またかかる予測や見通しは一般に公開することを目的として作成したものではありません。本財務予測情報は、本質的に不確実であり当社経営陣が制御できない可能性のある多くの不確定要素と仮定（本質的に予測が困難な規制要因、政治的要因及びマクロ経済要因による影響を含みますが、これらに限定されません。）に基づいています。したがって、実際の結果は、かかる予測で示された内容と大幅に異なることがあります。なお、予測情報及びその他の将来の見通しに関する記述の使用についての詳細は、本議決権の行使に係る指図書の「一定の財務予測情報」をご参照ください。

Greenhillの意見書は、必然的に、その日付における経済情勢、市況その他の状況と、同日の時点でGreenhillが入手することのできた情報に基づくものです。Greenhillの意見書には、その後の展開がGreenhillの意見に影響を与える可能性があること、及びGreenhillにはその意見を更新、修正又は再確認する義務がないことが記されています。Greenhillの意見書は、本合併において当社の普通株主（(i) 本合併契約の規定に従い消却又は転換される株式の保有者、及び(ii) 当社の関連会社を除きます。）に支払われる当社普通株式１株当たり20.00米ドルの現金対価の、財務的見地からの公平性のみを対象としており、Greenhillは、当社の他のクラスの証券の保有者、債権者又はその他の関係者に対する対価の公平性、及び当社による本合併の決定の是非についてはいかなる意見表明もしておりません。またGreenhillは、本合併の当事者の役員、取締役若しくは従業員に対する報酬の金額若しくは内容、本合併における当社普通株式１株当たり20.00米ドルの現金対価との関係におけるこれらの者の地位、又は、当該報酬の公平性についてはいかなる意見も表明していません。Greenhillは、JDRの保有者に対する給付金の受領に関してJDRの保有者に請求される手数料の金額又は性質について、何ら意見を表明していません。Greenhillは、JDR信託契約に基づきJDRの株主に残余財産の給付の

受領に関して請求される手数料の金額又は内容について意見を表明しておらず、またその分析において当該手数料の請求を考慮していません。Greenhillは、当社普通株式の将来の取引価格についていかなる意見も表明していません。

本合併契約の条件は当社と親会社の間の独立当事者間交渉により決定され、本合併契約締結の決定は当社取締役会のみによるものでした。意見書及び財務分析は、当社取締役会が本合併を評価するにあたり考慮した多くの要因のうちの１つに過ぎず、本合併又は本合併において支払われる対価に関する当社取締役会又は当社経営陣の見解を決定づけるものとみなすべきではありません。Greenhillは当社取締役会に対し、特定の対価額を推奨しておらず、また、ある特定の対価額が本合併において支払われるべき唯一の適切な対価であるとの推奨も行っていません。

投資銀行業務の慣例に従い、Greenhillは、2025年１月14日に当社取締役会に対して行った意見表明及び同日に当社取締役会に対して行ったプレゼンテーションにおいて、一般に認められた評価方法を採用しました。財務分析の概要の一部には表形式で表示された情報が含まれています。これらの表は単独で使用することを意図したものではないため、Greenhillが使用した財務分析をより完全に理解するためにはこれらの表を各概要の全文と併せて読む必要があります。分析の基礎となる方法や仮定を含む財務分析の説明文すべてを顧慮することなく以下のデータを検討した場合、Greenhillの分析について誤解が生じたり不完全な見解を生み出す可能性があります。

Greenhillの財務分析の概要

類似企業比較倍率

Greenhillは、公開情報を使用して、当社の財務データと、Greenhillが当社と十分に類似していると判断した事業を展開する一部の上場企業の財務データを比較しました。Greenhillが選定した企業は以下のとおりです。

- NXP Semiconductors N.V.（以下「NXP」といいます。）
- Infineon Technologies AG（以下「Infineon」といいます。）
- On Semiconductor Corporation（以下「Onsemi」といいます。）
- Renesas Electronics Corporation（以下「Renesas」といいます。）
- STMicroelectronics N.V（以下「STMicro」といいます。）
- Allegro Microsystems, Inc.（以下「Allegro」といいます。）
- Melexis NV（以下「Melexis」といいます。）
- Elmos Semiconductor SE（以下「Elmos」といいます。）
- Indie Semiconductor, Inc.（以下「Indie」といいます。）

これらの企業は、Greenhillの分析の目的上、事業分野への参加、業務特性及び財務指標の観点から、その業務や事業が当社と十分に類似していると考えられる上場企業であることなどの理由で選定されました。検討対象となった選定企業は、いずれも当社と同一ではありません。これらの企業の中には当社とは著しく異なる性質を持つものもあり、例えば、当社は、その上場証券が東証に上場しているJDRのみであるという数少ない企業の１つであるという事実があります。これらの分析は、必然的に、比較対象企業の財務上及び事業上の特性の相違、並びに当社に対する影響とは異なる影響を及ぼす可能性のあるその他の要因に関する複雑な考察と判断を伴います。

Greenhillは、2025年１月14日時点での選定企業の公開提出書類及びファクトセット・リサーチ・システムズ（FactSet Research Systems）から取得した情報を使用して、選定企業毎に、当該企業の企業価値（当該企業の普通株式の市場価値を完全希薄化ベースで算出し、負債、少数株主持分及び資産化したリースを加算し、現金及び現金同等物を差し引いて計算したもの）の、(i) 当該企業の2024年度の予想EBITDA及び2025年度の予想EBITDA（当該企業の支払利息・税金・減価償却・償却控除前利益に関する株式調査アナリストのコンセンサス予想に基づくもの）に対する比率（Greenhillはこれを2024E EV／EBITDA及び2025E EV／EBITDAと表記しています。）、並びに、(ii) 当該企業の2024年度の予想収益及び2025年度の予想収益（当該企業の収益に関する株式調査アナリストのコンセンサス予想に基づくもの）に対する比率（Greenhillはこれを2024E EV／Revenue及び2025E EV／Revenueと表記しています。）を計算しました。Greenhillはまた、選定企業毎に、当該企業の株価の、2024年度の予想１株当たり利益及び2025年度の予想１株当たり利益（当該企業の１株当たり利益に関する株式調査アナリストのコンセンサス予想に基づくもの）に対する比率（Greenhillはこれを2024E P／E及び2025E P／Eと表記しています。）を計算しました。以下の表は、この分析結果をまとめたものです。

選定企業	2024E EV／EBITDA	2025E EV／EBITDA	2024E EV／Revenue	2025E EV／Revenue	2024E P／E	2025E P／E
NXP	12.6x	13.4x	4.9x	5.0x	16.2x	16.7x
Infineon	9.3x	10.0x	3.0x	3.0x	18.1x	20.0x
Onsemi	10.2x	10.2x	3.7x	3.6x	13.8x	13.2x
Renesas	10.2x	10.2x	3.6x	3.5x	10.9x	11.8x
STMicro	5.6x	6.2x	1.4x	1.5x	14.8x	18.8x
Allegro	25.5x	25.6x	5.7x	5.6x	43.2x	44.4x
Melexis	9.1x	10.1x	2.7x	2.8x	13.0x	14.8x
Elmos	6.7x	6.6x	2.1x	2.1x	13.3x	12.9x
Indie	NM	NM	4.6x	3.3x	NM	NM

注：０未満又は50.0倍を超える倍率は有意ではないとみなされ、NMと表記されています。

この分析結果及びGreenhillがその専門的判断において適切とみなしたその他の要因（各カテゴリーにおける25パーセンタイルから75パーセンタイルの範囲外の倍率を分析から除外することを含みます。）に基づき、Greenhillは、(i) 2024E EV／EBITDA倍率の基準範囲として7.3倍～12.0倍を、(ii) 2025E EV／EBITDA倍率の基準範囲として7.4倍～12.6倍を、(iii) 2024E EV／Revenue倍率の基準範囲として2.4倍～4.8倍を、(iv) 2025E EV／Revenue倍率の基準範囲として2.4倍～4.3倍を、(v) 2024E P／E倍率の基準範囲として13.1倍～17.6倍を、(vi) 2025E P／E倍率の基準範囲として13.0倍～19.7倍を選択しました。Greenhillは、これらの基準範囲を当社の2024年の実際の調整後EBITDA（21百万米ドル）、収益（71百万米ドル）及び１株当たり利益（1.01米ドル）、並びに本財務予測情報に基づく当社の2025年の予想調整後EBITDA（24百万米ドル）、収益（84百万米ドル）及び１株当たり利益（1.07米ドル）に当てはめ、以下の１株当たり株式価値を導き出しました。

2024E EV／EBITDA	11.58米ドル～16.61米ドル
2025E EV／EBITDA	12.97米ドル～19.33米ドル
2024E EV／Revenue	12.47米ドル～21.03米ドル
2025E EV／Revenue	14.28米ドル～22.18米ドル
2024E P／E	13.13米ドル～17.68米ドル
2025E P／E	13.90米ドル～21.15米ドル

上記の範囲は、(i) 2025年１月14日時点における当社普通株式の公表前１株当たり終値7.38米ドル、及び (ii) 当社普通株式１株当たりの現金対価20.00米ドルと比較されました。

類似取引比較分析

Greenhillは、公開情報を使用して、当社の事業又はその側面と十分に類似しているとGreenhillが判断した企業が関与する取引を選定し、調査しました。Greenhillは、選択した取引毎に、当該取引における対象会社の企業価値の、(i) 当該対象会社の直近12ヶ月間の収益に対する比率（GreenhillはこれをEV／LTM Revenueと表記しています。）、(ii) 当該対象会社の翌12ヶ月間の収益（当該対象会社の収益に関する株式調査アナリストのコンセンサス予想に基づくもの）に対する比率（GreenhillはこれをEV／NTM Revenueと表記しています。）、及び(iii) 当該対象会社の直近12ヶ月間のEBITDAに対する比率（GreenhillはこれをEV／LTM EBITDAと表記しています。）を計算しました。検討対象となった取引は以下のとおりです。

発表	対象企業	買収企業	EV／LTM Revenue	EV／NTM Revenue	EV／LTM EBITDA
2023年２月	GEO Semiconductor Inc.	Indie	NA	4.5x	NA
2021年８月	DSP Group	Synaptics Incorporated (以下「Synaptics」)	3.8x	3.3x	NM
2021年４月	Silicon Laboratories Inc.	Skyworks Solutions, Inc.	7.0x	6.8x	15.1x
2020年７月	Display Link Corporation	Synaptics	3.2x	NA	9.8x
2020年２月	Adesto Technologies Corporation	Dialog Semiconductor Plc (以下「Dialog」)	4.2x	3.6x	NM
2018年３月	Infineon	Cree, Inc.	NA	3.7x	NA
2017年10月	Silego Technology Inc.	Dialog	3.5x	NA	NA
2017年８月	IXYS Corporation	Littlelfuse, Inc.	2.0x	NA	13.5x
2017年６月	Conexant Systems, Inc.	Synaptics	3.1x	NA	16.7x
2017年３月	Exar Corporation	MaxLinear, Inc.	4.0x	3.8x	23.5x

注：倍率が50倍を超える場合、又は財務データが限定的若しくは信頼性を欠く場合はNMとしています。財務データが入手できない場合はNAとしています。

検討対象となった選定取引は、いずれも本合併と同一ではありませんでした。これらの取引の中には本合併とは著しく異なる性質を持つものもあります。しかしながら、かかる選定取引は、Greenhillによる分析の目的上、その参加企業及びその他の側面が本合併の参加企業及び側面と類似していると考えられるため選択されました。これらの分析は、必然的に、比較対象企業の財務上及び事業上の特性の相違、並びに本合併に及ぼす影響とは異なる影響を当該取引に及ぼす可能性のあるその他の要素に関する複雑な考察と判断を伴います。

この分析結果及びGreenhillがその専門的判断において適切とみなしたその他の要因（各カテゴリーにおける25パーセンタイルから75パーセンタイルの範囲外の倍率を分析から除外することを含みます。）に基づき、Greenhillは、(i) EV／LTM Revenue倍率の基準範囲として3.1倍～4.2倍を、(ii) EV／NTM Revenue倍率の基準範囲として3.6倍～5.1倍を、(iii) EV／LTM EBITDA倍率の基準範囲として11.7倍～20.1倍を選択しました。Greenhillは、これらの基準範囲を当社の2024年の実際の調整後EBITDA（21百万米ドル）及び収益（71百万米ドル）、並びに本財務予測情報に基づく当社の2025年の予想収益（84百万米ドル）に当てはめ、以下の１株当たり株式価値を導き出しました。

EV／LTM Revenue	15.05米ドル～18.79米ドル
EV／NTM Revenue	19.11米ドル～25.61米ドル
EV／LTM EBITDA	16.29米ドル～25.35米ドル

割引キャッシュフロー分析

Greenhillは、当社普通株式の完全希薄化後１株当たり株式価値を算出するため、割引キャッシュフロー分析を実施しました。割引キャッシュフロー分析とは、資産が生み出す将来のキャッシュフローの予測値を用い、当該資産が生み出すキャッシュフローの時価を計算することにより当該キャッシュフローに係る金銭的時間価値を考慮して資産を評価する方法です。これを現在価値といい、マクロ経済的な前提条件やリスクの推定、資本の機会費用及びその他の適切な要素を用いて、当該キャッシュフローを現在に割り戻すことにより得られます。当該資産が生み出す将来のキャッシュフローの、予測期間を超えた期間の現在価値を、最終価値といいます。

割引キャッシュフロー分析の目的上、Greenhillは、アンレバード・フリーキャッシュフローを、減価償却費及び償却費、株式報酬型報酬、見積税額、運転資本の変動並びに資本支出を調整した、支払利息・税金・減価償却・償却控除前調整後利益と定義しました。

Greenhillは、本財務予測情報を利用して当社の2025年度から2029年度までの予想アンレバード・フリーキャッシュフローを以下のとおり計算しました。

	2025E	2026E	2027E	2028E	2029E
アンレバード・フリーキャッシュフロー（百万米ドル）	17	23	30	33	34

同様に財務予測情報を利用してGreenhillは、Greenhillがその専門的判断において選択した３％～５％の永続的成長率を用いて238百万米ドルの最終価値を計算しました。次にこれらの値を、当社の推定加重平均資本コストの分析に基づいて選択した15.1％～17.1％の割引率で、2024年12月31日時点の現在価値に割り引きました。この分析により、普通株式１株当たりの内在価値は、１株当たり13.40米ドルから16.34米ドルという結果となりました。

前述の重要な財務分析の概要は、Greenhillが提供した分析とデータを完全に説明することを意図したものではありません。フェアネス・オピニオンの作成は複雑なプロセスであり、部分的な分析や概要説明に必ずしも適しているわけではありません。Greenhillは、前述の概要とその分析は全体として考慮される必要があり、その分析全体を考慮せずに前述の概要とその分析の一部を選択することは、当該分析及びフェアネス・オピニオンの基礎となるプロセスについて不完全な見解をもたらす可能性があると考えています。その結果、上述の特定の分析又は分析の組み合わせから得られた評価額の範囲は分析のための評価基準を設定するために利用されたものであり、当社の実際の価値に関するGreenhillの見解とみなされるべきではありません。また分析の記載の順序は、Greenhillによる分析の相対的な重要性や重みを示すものではありません。その意見を述べるにあたり、Greenhillは自らが考慮したいずれの分析や要因にも特定の重みを付けておらず、また、個別に検討した個々の分析や要因が（それが肯定的なものであれ否定的なものであれ）自らの意見の裏付けとなったか否かについては意見を表明しませんでした。それとは逆に、Greenhillは、その意見を決定するにあたり検討した要因と分析の全体を考慮しました。したがって、Greenhillは、前述の概要とその分析は全体として考慮される必要があり、その分析全体を考慮せずに前述の概要とその分析の一部を選択することは、当該分析及び意見の基礎となるプロセスについて不完全な見解をもたらす可能性があると考えています。

将来の業績予想に基づく分析は、当事者らとそのアドバイザーが制御しきれない数多くの要因や事象に左右されるため、本質的に不確実です。したがって、Greenhillが使用又は作成した予想及び分析は必ずしも実際の将来の業績を示すものではなく、実際の業績は、それらの分析が示すよりもはるかに好調な場合も、また逆にはるかに低調な場合もあり得ます。さらに、Greenhillの分析は、企業が実際に買収又は売却される価格を評価したりそれを反映したりするものではなく、またそれを意図するものでもありません。検討対象となった選定企業はいずれも当社とは同一ではなく、また、検討対象となった選定取引はいずれも本合併と同一ではありません。しかしながら、類似企業比較法の対象企業には、Greenhillの分析の目的上、その事業及び業務が当社と類似していると考えられる上場企業が選定されています。同様に、類似取引比較法の対象取引には、Greenhillの分析の目的上、その参加企業、規模その他の要素が本合併と類似していると考えられる取引が選定されています。これらの分析は、必然的に、比較対象企業の財務上及び事業上の特性の相違、並びに当社と比較される企業及び本合併と比較される取引に影響を及ぼす可能性のあるその他の要素に関する複雑な考察と判断を伴います。

Greenhillは国際的に認められた投資銀行であり、合併買収に関するフィナンシャルアドバイスサービスを定期的に提供しています。当社は、Greenhillの類似取引における経験、投資銀行業界での評判、及び当社が事業を展開する業界にGreenhillが精通していることを評価し、Greenhillを本合併の評価に係るフィナンシャルアドバイザーに選任しました。

通常の業務過程において、Greenhill及びその関連会社は、当社、親会社及びそれぞれの関連会社に対し、投資銀行業務その他の金融サービスを提供することができ、また、当社、親会社及びそれぞれの関連会社の株式、債券その他の証券及び金融商品（銀行ローンその他の債務を含みます。）並びにこれらに関連するデリバティブを、自己勘定及び顧客勘定で取得、保有又は売却することができます。さらに、Greenhill及びその関連会社並びにそれぞれの一部の従業員は随時、当社、その関連会社若しくは部門又はそれらの株式若しくは資産の買手候補者を含む多種多様な企業に対し、直接又は間接的に投資を行い、あるいはその他の方法でこれらに融資を行うことができます。

本合併の評価及び意見書の提出に関して提供されるサービスにつき、当社はGreenhillに75万米ドルの報酬を支払うことに同意しており、うち50万米ドルはGreenhillによるフェアネス・オピニオンの提出時に、残りは成功報酬として本合併の完了時に支払われることとなりました。さらに当社は、Greenhillがそのサービスに関して負担した費用（弁護士報酬及び費用を含みます。）をGreenhillに払い戻すことに同意しており、またGreenhillとの契約から生じる特定の債務についてGreenhillを補償します。Greenhillの関連会社であるみずほ証券株式会社は、JDR信託契約の当事者（当初委託者（JDR信託契約で定義されます。））であり、当社のJDR発行時の引受管理者です。当初委託者としての立場において、みずほ証券株式会社は、一定の事務管理業務を提供する対価として、当社から定期的に少額の報酬を得ています。さらに、Mizuho Bank（USA）（従前のTrust & Banking Co.（USA）であり、Greenhill及びみずほ証券株式会社の関連会社）は、実際に取引がなされているJDRの価値の源泉である当社の普通株式の管理人です。上記の関係を除き（かつGreenhillが本合併の評価に関して当社のフィナンシャルアドバイザーに起用されたエンゲージメントレターに基づいてGreenhillに支払われた金額を除き）、Greenhillの意見書の日付に先立つ２年間において、Greenhillは、当社、

親会社又はそれぞれの関連会社から業務を依頼されておらず、これらのためにいかなる業務も行っておらず、またこれらからいかなる報酬も受領していません。当社取締役会は、Greenhillが提出したコンフリクト開示について検討し、Greenhillと親会社の間の開示された関係は、親会社に関するGreenhillのコンフリクトを呈するレベルに達していないことを確認しました。これにより、Greenhillは引き続き当社の専属フィナンシャルアドバイザーを務めることが可能となりました。

一定の財務予測情報

当然ながら、将来の業績、収益、その他の結果については、長期的な基本的前提条件及び推定が本質的に予測不可能なため、当社は通常、定期的な四半期報告に係る年次ガイダンスと随時公表する長期的な財務目標以外は、長期的な予測を公表することはありません。

本合併を検討するにあたって、当社の経営陣は、本合併に関連して作成され、当社取締役会に提供された様々な財務予測情報を検討しました。特に、当社経営陣は、本合併による影響を考慮しない単独企業として、2025年12月期から2029年12月期までの、当社事業に関する非公開の財務予測情報（以下「本財務予測情報」といいます。）を作成し、2024年12月及び2025年１月の当社取締役会に提供しました。当社経営陣は、(a) 本合併の評価に関連して当社取締役会に、(b) 「Greenhillの意見」に意見を記載するために使用するGreenhillに、また(c) 本合併の評価に関連して親会社及びそのアドバイザーに、本財務予測情報を提出しました。

本財務予測情報は、当社取締役会による本合併の検討に関して利用可能であった特定の情報へ当社株主がアクセスできることのみを目的として本株主総会参考書類に記載されており、当社株主による本合併に関する投資又は議決権行使に影響を与えることその他の目的で本株主総会参考書類に記載されているものではありません。特に、本財務予測情報は、公的な指針とみなされるべきではありません。本財務予測情報は、「第１号議案：本合併契約の承認―Greenhillの意見」に記載された意見に関連して使用するためにGreenhillに提供することを当社取締役会が承認されたため、本株主総会参考書類に含まれています。

本財務予測情報は、当社経営陣により、又はその指図により作成されたものであり、作成責任は当社経営陣にあります（また、開示目的で作成されたものでも、SECの公表済ガイドライン又は米国公認会計士協会が将来の財務情報の作成と提示について定めたガイドラインに準拠して作成されたものでもありません。）。当社の独立公認会計事務所、又はその他の独立会計事務所も、本書に含まれる本財務予測情報に関して監査、レビュー、調査、編集、合意された手続業務を行っておらず、かかる情報又はその達成可能性について意見又はその他のいかなる形式の保証も表明しておらず、以下に記載される本財務予測情報に対していかなる責任も負わず、関連性も否認します。本株主総会参考書類の参照として組み込まれ、又はその他の箇所で組み込まれている独立公認会計事務所の報告書は、当社の過去の財務諸表に関するものであり、本財務予測情報に言及するものではなく、そのように読まれるべきでものではありません。

本財務予測情報は、数値的な具体性を持って作成されていますが、固有のリスクと不確実性を伴う将来の見通しになります。さらに、本財務予測情報は将来の複数年度を対象としており、予測はその性質上、四半期や年度を追う毎に信頼性が低下します。当社株主は、本財務予測情報のような将来の見通し情報に内在するリスクに関する追加情報については、「将来の見通しに関する記述に関する注意事項」をお読みください。また、当社株主は、2024年12月期の当社のForm 10-Kによる年次報告書の項目１Aや、それ以降にSECに提出された報告書を参照することにより、本株主総会参考書類に組み込まれたリスク要因も確認する必要があります。また、本財務予測情報は、変更される可能性のある特定のビジネス上の意思決定に関して、作成時点で利用可能な多数の変数、期待、及び仮定を反映しています。その結果、実際の業績は本財務予測情報に記載されたものと大きく異なる可能性があります。したがって、以下に要約した予測結果が実現する保証はありません。当社株主は、SECへの提出書類に含まれる当社の過去の財務諸表を含め、報告及び予想される経営成績、財務状況、資本資源に関する記述を確認することが強く推奨されます。

本株主総会参考書類における本財務予測情報の記載が、当社又はその関連会社、アドバイザー、役員、取締役若しくは代表者が、本財務予測情報を実際の将来の事象を必ずしも予見するものであると考えていた、又は考えていることを示唆するものとみなされるべきではなく、本財務予測情報は、そのようなものとして依拠すべきではありません。本財務予測情報を本書に記載することは、当社経営陣が本財務予測情報を重要な情報とみなしていることを認めるものでも、表明するものでもありません。

当社は、当該予測の基礎となる前提条件の一部又は全部が誤りであることが判明した場合、あるいは当該予測が実現しないことが判明した場合であっても、当該予測の作成日以降に存在又は発生する状況を、あるいは将来の事象の発生を反映するために、本財務予測情報を更新、改訂、修正する意向はなく、また、適用法により明示的に要求される場合を除き、そのような義務を負わない

ものとします。

本財務予測情報に含まれる財務情報の一部は、非GAAP財務指標とみなされます。これらの非GAAP財務指標は以下で定義されており、調整後EBITDA及びEBITを含みます。調整後EBITDA及びEBITと最も直接的に比較できるGAAPベースの財務指標は、総収入から総費用及び費用、支払利息（純額）、法人税等調整額を差し引いた純利益になります。当社経営陣は、当該財務情報の対象である事業を評価するために有用であると考え、当該情報を提供しています。非GAAP財務指標は、GAAPに準拠する財務情報から切り離して考えるべきではなく、又はその代わりとして考慮されるべきものでもありません。また、当社が使用する非GAAP財務指標は、他社が使用する同様の指標の金額と比較できない可能性があります。非GAAP財務指標は、公正意見を取得するため、当社のフィナンシャルアドバイザーに提供され依拠されたものであること、及び／又は、本合併の検討に関連して当社取締役会が使用したものであることから、本財務予測情報で使用されることが選択されました。このような状況でフィナンシャルアドバイザーに提供された財務指標は、公開を視野に入れて作成されたものではなく、適用されるSEC規則及び規制における非GAAP財務指標の定義から除外されています。そのため、かかる財務予測情報は非GAAP財務指標の開示に関するSEC規則の対象とはなりません。

本財務予測情報は、当社の業績及び財務状況、顧客要求及び競合を含む事業、一般的な事業、経済状況、市場環境、規制、財務状況、その他の将来の出来事に関する様々な推定や期待、信念、意見、仮定に基づいていますが、これらはすべて予測が困難で、その多くは当社が制御できず、実現しない可能性があります。本財務予測情報は、(a) 本合併、本合併に関連して発生した若しくは発生する費用及び経費、本合併により期待されるシナジー効果、又は期待されるシナジー効果の達成に必要な費用及び経費、又は本合併の不成立その他の本合併が生じることによる影響を含め、本財務予測情報の作成日以降に発生した取引、状況又は事象を考慮しておらず、(b) 必ずしも現在の市場の状況や価値、又は将来の業績を示すものではなく、将来の業績は本財務予測情報に示されたものよりも大幅に好転又は悪化する可能性があり、(c) 本財務予測情報に含まれる、又は本財務予測情報の一部を構成する結果又は期待が達成されることを表明するものではなく、またそのようにみなされるべきものでもありません。

当社経営陣は、本財務予測情報が、作成時点で当社経営陣が入手可能な情報に基づき、合理的な前提条件が用いられたと考えています。しかし、本財務予測情報は、実際の将来の業績を保証するものではありません。当社の将来の業績は、当社が制御又は予測できない要因により、本財務予測情報に記載されたものと大きく異なる可能性があります。

上記の理由により、また、本臨時株主総会は本財務予測情報が作成されてから３ヶ月以上経過した後に開催されること、及び、いかなる予測前提及び情報にも不確実性が内在していることを考慮し、当社株主及び本株主総会参考書類の読者は、以下に記載する本財務予測情報を根拠なく信頼しないようご注意ください。本株主総会参考書類における本財務予測情報の記載が、当社又はその関連会社、代表者若しくはアドバイザーが、本財務予測情報を実際の将来の事象を予見するものであると考えていた、又は考えていることを必ずしも示唆するものとみなされるべきではなく、本財務予測情報は、そのようなものとして依拠すべきではありません。本財務予測情報は、仮に評価するとしても、当社がSECに提出した公開書類に含まれる過去の財務諸表その他の情報と併せて評価されるべきです。当社は、すべての株主に対し、報告された財務成績の詳細について、最新のSEC提出書類を確認するよう強く推奨します。追加情報については、「詳細情報の入手先：参照による組込み」をご参照ください。

当社は、当社株主、親会社又はMerger Subに対して、本合併契約又はその他において、本財務予測情報や本財務予測情報に含まれる情報と比較した当社の最終的な業績、又は予測結果が達成されることについて表明を行っておらず、また表明を行うものでもありません。

以下の表は、2025年12月31日を最終日とする年度から2029年12月31日を最終日とする年度までの期間における本財務予測情報の要約です。四捨五入により表中の数値が一致しない場合があります。

	業績予想[1] 12月期決算				
(単位：百万米ドル)	2025年予想	2026年予想	2027年予想	2028年予想	2029年予想
収益	**84**	**101**	**120**	**132**	**139**
(売上原価)	(42)	(49)	(58)	(64)	(67)
売上総利益	**43**	**52**	**62**	**68**	**72**
利益率	*50.4%*	*51.8%*	*51.7%*	*51.7%*	*51.7%*
(営業費用)	(21)	(23)	(25)	(30)	(32)
EBIT[2]	**22**	**30**	**37**	**38**	**40**
利益率	*26.0%*	*29.6%*	*30.9%*	*29.0%*	*29.0%*
減価償却費及び償却費	0.5	0.6	0.7	0.8	0.8
株式報酬	1.8	1.9	2.0	2.2	2.3
調整後EBITDA[3]	**24**	**32**	**40**	**41**	**43**
利益率	*28.7%*	*32.0%*	*33.1%*	*31.3%*	*31.3%*
(+) その他の収入／(支出)	2.0	1.5	1.5	1.5	1.5
利払前利益	**24**	**31**	**39**	**40**	**42**
税金	(3)	(4)	(5)	(5)	(5)
税率	*12.0%*	*12.0%*	*12.0%*	*12.0%*	*12.0%*
当期純利益	**21**	**28**	**34**	**35**	**37**
利益率	*24.9%*	*27.3%*	*28.3%*	*26.5%*	*26.5%*
減価償却費及び償却費	0.5	0.6	0.7	0.8	0.8
資本支出	0.5	0.6	0.7	0.7	0.8
正味運転資本の増減額	2.1	3.6	3.1	0.9	1.3
正味運転資本	13.3	16.9	20.0	20.9	22.2

(1) 親会社及びそのアドバイザーに対して提供された本財務予測情報は、2025年予測から2027年予測の収益、売上原価、売上総利益、営業費用、EBIT、利払前利益及び当期純利益に関する本財務予測情報のみでした。本表に記載されている数値の一部は、親会社及びそのアドバイザーに提供された数値（親会社及びそのアドバイザーに提供された、2025年予測の売上原価41百万ドル及び2026年予測の売上原価47百万ドル、2025年予測の売上総利益42百万ドル、2027年予測の利払前利益38百万ドル、並びに2027年予測の当期純利益35百万ドルを含みます。）と僅かに差異があります。

(2) EBITは利払前・税引前利益を指します。

(3) 調整後EBITDAとは、金利・税金・減価償却費・償却前利益に株式報酬費用を調整したものです。

本合併における当社の取締役及び執行役員の利害関係

当社の一部の取締役及び執行役員は、本合併において、当社株主一般の利害とは異なる、又は当社株主一般の利害に加えて、利害を得る可能性があります。

概要

本合併に関連して、本合併契約議案、本報酬議案、及び本延会議案を承認する当社取締役会の推奨を検討するにあたり、当社株主は、この種の他の取引と同様に、当社の一部の取締役及び執行役員が、一般的な当社株主の利益とは異なる、又は、これに加えて本合併における利益を有していることに留意する必要があります。当社取締役会は、本合併契約及びその他の取引文書、並びに本合併契約によって企図される取引を承認し、当社株主が本合併契約を承認するよう推奨することについて、評価、交渉を行い決定するなかで、特に利害関係の内容について認識し検討しました。これらの利害関係については、以下の記述及び表で詳細に説明し、定量化しています。

以下の説明の対象となる当社の執行役員は、小里文宏（社長兼最高経営責任者）、Michelle P. Ho（暫定最高財務責任者）、Darron Ma（最高執行責任者兼営業担当副社長）、Feng Kuo博士（最高技術責任者）です。

2025年２月28日現在、当社の執行役員又は取締役は、親会社又はMerger Subの株式又は持分を実質的に保有していません。

本合併における株式報酬型報酬の取扱いについて

上記で説明したとおり、本合併契約の条件に従い、本合併の効力発生時の直前に、

- 各当社オプションは自動的に消却され、(x) 当社オプションの対象となる株式の総数に、(y) 本合併対価が当該当社オプションの１株当たりの行使価格を超過する金額（もしあれば）を乗じた金額に相当する金額（適用税額の源泉徴収分控除後）を、現金一括払いで（無利息で）受領する権利に転換されます。
- 効力発生時の直前において権利が未確定であり未行使である各株式購入オプション（もしあれば）は、効力発生時をもって自動的に無償で消却されます。
- 各当社RSUは、自動的に現金報奨に転換されます。その保有者は、権利が確定した場合に、当該当社RSUに適用されるものと同じ条件（権利確定スケジュールを含みます。）により、(x) 当該当社RSUが表章する当社普通株式の総数に、(y) 本合併対価を乗じた金額に相当する現金（適用税額の源泉徴収分控除後）を受領することができます。

これとは別に、当社の非従業員取締役に付与された時間経過により権利が確定する当社RSUの標準条件では、権利未確定の当該報酬は、当社の支配権の変更（当社エクイティ・プランの意義の範囲内で）が発生した時点で権利が確定することが規定されています。その結果、非従業員取締役に付与された権利未確定の当社RSUは、権利確定が早まり、クロージング時に決済されることになります。

当社の執行役員は、単独で又は雇用終了に関連するかにかかわらず、当社の支配権の変更によって権利確定が早まることはありません。

非従業員取締役及び執行役員が保有する株式報酬型報酬

以下の表は2025年２月28日（すなわち、本株主総会参考書類の提出前の直近の実務上可能な日）現在における、当社の非従業員取締役及び執行役員の各人について、(a) 時間経過による権利確定制限付きの未行使のオプション及び譲渡制限付き株式報酬の対象となる当社普通株式の数、及び(b) 当該株式報酬の対象となる当社普通株式１株当たりの価値が、本合併対価の金額と等しいと仮定した場合の、当該取締役又は執行役員の未行使の株式報酬の金額を示しています。

	オプション[1]		譲渡制限付株式ユニット	
	株式数	金額($)	株式数	金額($)
非従業員取締役				
Fun-Kai Liu	--	--	9,000	180,000
Robert Cochran	--	--	9,000	180,000
青島矢一博士	--	--	9,000	180,000
執行役員				
小里文宏	108,000	1,843,560	--	--
Michelle P. Ho	--	--	18,750	375,000
Darron Ma	--	--	23,000	460,000
Feng Kuo博士	88,000	1,502,160	--	--

(1) すべてのストック・オプションの行使価格は１株当たり2.93ドルです。

当社の非従業員取締役の保有株式についての詳細は、「特定の実質保有者及び経営陣の証券保有状況」をご参照ください。

当社執行役員の退職に関する取り決め

当社は、当社執行役員との間で、雇用終了時又は当社の支配権変更時に、退職慰労金を支払うことを定めた契約を結んでいません。

本合併に伴う当社の指名執行役員への支払可能額の定量化

以下の情報は、本合併に基づき又はその他の形で本合併に関連する当社の各指名執行役員の報酬に関する情報の開示を求める規則S-K第402(v)条に従うことを意図している。適用されるSEC規則において、当該目的における当社の指名執行役員は以下のとおりです。

- 小里文宏、社長兼最高経営責任者
- Michelle P. Ho、暫定最高財務責任者
- Darron Ma、最高執行責任者兼営業担当副社長
- Feng Kuo博士、最高技術責任者

「本合併における当社の取締役及び執行役員の利害関係」に記載されている指名執行役員の報酬の取り決めは、参照によりここに組み込まれます。

下表の「ゴールデン・パラシュート報酬」に記載された金額は、各指名執行役員の「ゴールデン・パラシュート」報酬の見積額であり、以下を前提としたものです。

- 2025年２月28日に本合併が完了すること（当該日は、本取引に関連する報酬の開示を行う目的のためだけに仮定する日付である）。
- 該当する本合併対価が当社普通株式１株当たり20.00米ドルであること
- 金額は2025年２月28日時点の報酬水準に基づいていること

記載されている金額は、複数の仮定に基づく見積もりであり、新たな雇用契約の締結、現在発行済の譲渡制限付株式報酬の権利確定、新たな株式報酬の付与やリテンションボーナスなど、本株主総会参考書類の日付以降、クロージングまでに発生する可能性のある報酬措置は反映されていません。その結果、指名執行役員が実際に受け取る金額は、「ゴールデン・パラシュート報酬」と題された以下の表に示された金額とは大きく異なる可能性があります。

ゴールデン・パラシュート報酬

指名執行役員	現金（$）	株式（$）(1)	手当／福利厚生（$）	合計（$）
小里文宏	--	1,843,560	--	1,843,560
Michelle P. Ho	--	--	--	--
Darron Ma	--	--	--	--
Feng Kuo博士	--	1,502,160		1,502,160

(1) 本欄の金額は、本取引関連報酬の開示のみを目的とし、本合併の完了想定日である2025年２月28日時点で、指名執行役員が保有する発行済のベスティング条項付きストック・オプションの価値を表し、上表の「非従業員取締役及び執行役員が保有する株式報酬型報酬」と同様の方法で算出されています。指名執行役員が保有するすべてのストック・オプションの１株当たりの行使価格は2.93米ドルで、権利確定済です。前述のとおり、本合併の効力発生直前には、発行済ベスティング条項付きストック・オプションは、(a) 本合併対価の額が当該ストック・オプションの１株当たりの行使価格を上回る場合、その超過額に(b) 当該ストック・オプションの裏付けとなる当社普通株式の総数を乗じた金額を、現金を受け取る権利（適用税額の源泉徴収分控除後）と引き換えに消却されます。指名執行役員が保有する当社RSUの価値は、効力発生時に当該報奨が転換される報奨金が「シングル・トリガー」及び「ダブル・トリガー」による権利確定加速の対象とならないため、この欄には含まれません。

補償

本合併契約の条件に従い、当社又はその子会社の特定の取締役及び役員は、本合併後、取締役及び役員の賠償責任保険ポリシー及び受託者賠償責任保険ポリシーの下、一定の継続的な補償、昇格、免責の権利及び補償の権利を有します。

- 効力発生時以降、存続会社は、効力発生時において、当社又はその子会社の現取締役又は元取締役、又は役員である者（以下「被補償当事者」といいます。）が、効力発行時前のいずれかの時点で行った、すべての作為又不作為の行動に対して（本合併契約又は本合併契約によって企図される取引に関連して発生するすべての事項を含みます。）、当社又はその子会社が適用法で許可される最大限の範囲まで、及び当社又はその子会社の組織文書及び本合併契約の日付時点で有効なその他の特定の契約によって要求される最大限の範囲まで、免責し、防御し、害を与えぬよう保護し、費用を立て替えます。
- 効力発生時から６年間、存続会社は、存続会社の基本定款及び付属定款に、本合併契約日時点の当社の修正再表示基本定款及び／又は付属定款に規定されている補償、費用の前払い、免責規定と少なくとも同程度に被補償当事者に有利な補償、費用負担、免責に関する規定を盛り込むようにし、親会社は存続会社にそのようにさせます。当該６年間は、適用法によって義務付けられている場合を除き、かかる条項を廃止、修正、又はその他の方法で変更することは禁じられます。
- 当社が適用法で許される最大限の範囲において、親会社は、以下の行為を行い、又は存続会社に行わせるものとする。(i) (A) 被補償当事者が当社又はその子会社の取締役、役員又は従業員としての立場で、効力発生時以前に行った又は行わなかったとされる行為に起因し、又は関連する場合、又は(B) 本合併契約又は本合併契約によって企図された取引に起因し、又は関連する場合において、民事、刑事、行政又は調査上のいずれであるかを問わず、請求、訴訟、訴追、手続又は調査に関連して発生するあらゆる費用又は経費（合理的な弁護士費用を含みます。）、判決、罰金、損失、請求、損害、責任又は和解金について被補償当事者に補償し、免責をすること、及び、(ii) 補償に必要な行動基準が満たされていないと最終的に判断された場合、被補償当事者が、自身に適用される補償に必要な行動基準を満たしたという誠実な信念を確認し、及び被補償当事者又は被補償当事者の代理人による支払った金額又は払い戻された金額を返済する慣例的な書面に基づいて、係る請求、訴訟手続、又は調査の最終処分に先立って、被補償当事者の費用（合理的な弁護士費用を含みます。）を支払うこと。被補償当事者の行為が適用基準に準拠しているか否かの判断は、被補償当事者が選択し、存続会社によって合理的に受け入れられる可能な独立した法律顧問によって行われるものとし、かかる法律顧問の報酬は被補償当事者が支払うものとします。本合併契約に別段の規定がある場合であっても、親会社は、当該和解、妥協、同意又は終了が請求、訴訟、訴追、手続又は調査の対象となるすべての被補償当事者について、当該請求、訴訟、訴追、手続又は調査に起因するすべての責任から無条件に解放される旨が含まれない限り、請求、訴訟、訴追、手続又は調査に関して、示談又は和解、あるいは、判決移行への同意、その他の終了を求めることを行わず、存続会社をして行わせないものとします。

本合併の資金調達

本合併の完了は、親会社が資金調達を受けることを条件とするものではありません。親会社は現在、本合併対価の支払いに、手元の現預金を用いる予定です。親会社が本合併対価の支払資金を調達できない場合、本合併は完了しません。

クロージングと効力発生時

当事者間で別の日時又は場所について書面による合意がなされない限り、クロージングは、本合併契約に定めるすべての適用されるクロージング条件（「本合併契約 ― 本合併の条件」に記載されます。）（その性質上クロージング時において充足される条件を除きますが、クロージング時において充足又は放棄されることを条件とします。）が充足し、又は当該条件の利益を享受する権利を持つ当事者によって放棄されてから３営業日目の日の午前８時（米国東部標準時）に行われる予定です。クロージングが実際に行われる日（以下「クロージング日」といいます。）（かつ、支払代理人が、効力発生時に株式（反対株式を除きます。）の保有者が権利を有することになる本合併対価総額を親会社から受領することを条件とし、合理的に実行可能な限り速やかに）又は、親会社と当社が合意したその他の日に、Merger SubはDGCLの関連条項に従って、本合併の証明書を作成及び提出し、また、Merger Sub及び当社は、DGCLの下で必要とされるその他のすべての届出を行います。本合併は、当該合併証明書がデラウェア州の州務長官に提出された時点で、又は、当事者間で合意した時点で、当該合併証明書に明記された日付で有効なものとなります。

会計処理

本合併は、会計基準コード化体系（ASC:Accounting Standard Codification）805「*企業結合*」の規定に従い、取得法を適用した企業結合として会計処理されます。

株式買取請求権

本セクションでは、本合併に関連する株式買取請求権に関するデラウェア州法を要約します。以下の考察は、デラウェア州法に基

づく株式買取請求権に関する法律の完全な記述ではなく、その全文は、デラウェア州法オンライン（https://delcode.delaware.gov/title8/c001/sc09/index.html#262から入手可能）で購読や費用なしでアクセスできるDGCL第262条（以下「第262条」といいます。）の全文によって修飾されています。以下の要約は、いかなる法的助言又はその他の助言でもなく、第262条に基づく株式買取請求権の行使を推奨するものでもありません。

このような株式買取請求権の行使を考えている人は、第262条の規定、特に当該権利を適切に要求し、行使するために必要な手続の手順を注意深く確認する必要があります。第262条で定められた鑑定請求権の要求及び行使に必要な手続を怠ると、当該権利を失う可能性があります。DGCL第262条及び本要約における(a)「株主」又は「保有者」とは、当社普通株式の株主名簿に記録された保有者を指し、(b)「実質保有者」とは、議決権信託又は名義人による代理として保有されている当社普通株式の実質株主である人を指し、(c)「人」とは、個人、法人、パートナーシップ、法人格のない団体、又はその他の事業体を指します。

第262条に基づき、株式買取請求権を行使しようとする株主及び実質保有者は、(1) 本合併契約の採択に関する株主投票が行われる前に、当社に対して、保有する当社普通株式の買取請求書を適切に提出すること、(2) 委任状を提出しない、又はその他の方法で本合併契約の採択に賛成票を投じないこと、(3) 上記(1)に基づく請求がなされた時点で、当社普通株式を記録上保有又は実質的に保有し、かつ、当該普通株式を本合併の効力発生日までそれぞれ保有又は実質的に保有し続けること、(4) その後、DGCLに従って、株式の株式買取請求の要請を撤回しないこと、又は、株式買取請求権を失わないこと、(5) その他、第262条に定める基準を満たし、かつ、手続に従うことが必要です。但し、当社普通株式が効力発生時の直前まで証券取引所に上場されていた場合（当社ではそうなると予想しています。）デラウェア州衡平法裁判所は、(x) 評価を受ける権利を有する当社普通株式の総数が、評価の対象となる当社普通株式の発行済株式数の１％を超えるか、(y) 当該株式総数に関して本合併契約に従って提供される本合併対価の価値が100万米ドルを超えない限り（以下、かかる条件を「最低条件」といいます。）、株式買取請求権を有する当社普通株式の株主及び実質保有者の買取請求手続をすべて却下します。

デラウェア州衡平法裁判所がその裁量において正当な理由があるとして別段の決定をしない限り、本合併の効力発生日から判決の支払期日までの評価評価額に対する利息が四半期毎に複利計算され、本合併の効力発生日から判決の支払日までの期間中、随時設定される連邦準備制度理事会のディスカウントレート（サーチャージを含みます。）に５％を上乗せして発生するものとします。但し、デラウェア州衡平法裁判所が買取請求手続において判決を下す前であればいつでも、存続会社は、株式買取請求権を有する各株主に対して、現金で支払いを行うことができます。この場合、当該利息は、(1) 支払われた金額とデラウェア州衡平法裁判所が決定した当社普通株式の「公正価値」との差額（もしあれば）と、(2) 既発生の利息（当該時点で支払われていない場合に限る。）の合計に等しい金額に対してのみ、当該支払いより後に発生します。存続会社には、当該判決が下されるまでは、かかる任意の現金支払いを行う義務はありません。株式買取請求を検討されている方は、DGCL第262条に従って決定されるご自身の株式の公正価値が、株式買取請求を行わなかった場合に本合併契約に従って提示される本合併対価を、上回る可能性、又は同等若しくは下回る可能性があることにご留意ください。

第262条に基づき、本合併契約が株主総会で承認及び採択のために提出される場合、会社は株主総会の20日前までに、株主総会の通知基準日に当該株主総会の通知基準日に当該株主総会に出席していた株主のうち、株式買取請求権が行使可能な株式について、各株主に株式買取請求権が行使可能であることを通知し、その通知に第262条の写し、又は購読や費用なしでオンライン上の第262条のアクセス先を案内する情報のいずれかを含めなければなりません。本株主総会参考書類は、本合併に関連して株式買取請求権が行使可能であることを通知するものであり、第262条の全文は、デラウェア州法オンライン（https://delcode.delaware.gov/title8/c001/sc09/index.html#262から入手可能）で購読料や費用なしにアクセスすることができます。本合併に関連して、株式買取請求権の行使を希望される方、又はその権利を保持されたい方は、第262条を注意深くご確認ください。第262条の要件に適時適切に従わない場合、DGCLに基づく株式買取請求権を失う可能性があります。株式買取請求権を失った者は、本合併契約の条項に従って本合併対価を受け取る権利を有します。また、株式買取請求権を行使するための手続は複雑であるため、かかる権利の行使を検討される場合には、法律顧問の助言を求めるべきであると考えます。

当社普通株式の評価を求める権利の行使を希望する株主及び実質保有者は、DGCL第262条に従わなければなりません。また、株主名簿上の株主、実質保有者、又は存続会社は、本合併の効力発生日から120日以内に、デラウェア州衡平法裁判所に株式の公正価値の決定を求める申立書を提出しなければなりません。存続会社にはいかなる申立の義務もなく、その意向もありません。

議決権行使の指図が記載されていない委任状は、適時に撤回されない限り、本合併契約の採用に賛成票を投じることになるため、委任状による議決権行使を行う株主のうち、株式買取請求権の行使を希望する株主は、白紙の委任状を返送するのではなく、本合

併契約の採用に反対票を投じるか、棄権するか、又は投票しない必要があります。実質保有者は、銀行、ブローカー、その他の名義人と議決権行使方法についてご相談ください。

請求書の提出

株式買取請求権の行使を希望する株主又は実質保有者は、本臨時株主総会における本合併契約の採択に関する議決権行使までに、当該株主又は実質保有者の株式の買取請求書を当社に提出する必要があります。本合併契約の採択に反対する投票、本合併契約及び本合併を採択する議案に対する投票を棄権すること、又は投票しないことは、それ自体、第262条の要件を満たす書面による買取請求にはあてはまりません。書面による買取請求は、委任状や本合併契約の採択に関する議決権行使とは別に行われる必要があります。株主又は実質保有者が、臨時株主総会で本合併契約の採択に関する投票が行われるまでに書面による買取請求を行わなかった場合、株式買取請求権を放棄したとみなされる可能性があります。

株主名簿上の株主

株主名簿上の株主による買取請求は、株主名簿上の株主によって、又は株主名簿上の株主を代理人によって行われる必要があり、当社に株主の身元を合理的に通知し、本合併に関連して保有株式の買取請求を要請する意図があることを明記しなければなりません。株主名簿上の株主が、受託者、後見人、カストディアンなど、受託者又は代理人の立場で株主名簿上の株主となっている株式について、買取請求を提出する場合、当該請求書がそのような立場の株主名簿上の株主によって、又は株主名簿上の株主の代理人によって、行使される必要があります。株式が、ジョイントテナンシー及びテナンシー・イン・コモンなど、二人以上の共同所有者に所有されている場合、当該請求は、共同所有者によって、又はその代理人によって行使されなければなりません。１人又は複数の共同所有者の認可エージェントは、登録株主に代わって買取請求を行うことができます。但し、当該エージェントは、当該登録株主を特定し、係る請求を行うにあたり、当該登録株主のためにエージェントとして請求を行っていることを明示的に開示する必要があります。証券会社、銀行、信託、その他の名義人など、１人又は複数の実質保有者の名義人又は仲介者として当社普通株式を保有している登録株主は、１人又は複数の実質保有者のために保有している当社普通株式に関して株式買取請求権を行使する一方で、他の実質保有者に対しては株式買取請求権を行使しないことができます。その場合、書面による要求には、買取請求を求める当社普通株式の数を記載する必要があります。当社普通株式の株式数が明示されていない場合、買取請求は、登録名義人の所有するすべての当社普通株式を対象とするものとして扱われます。

実質保有者

実質保有者は、上記に要約した第262条(d) (1)項の手続に従い、保有する株式の買い取り請求を書面で請求することができます。但し、(a) 実質保有者は、本合併の効力発生日まで継続して当該株式を保有し、その他第262条第(a)項前段の株主に適用される要件を満たし、また、(b) 当該実質保有者による請求が、請求の対象となる株式の登録名義人を合理的に特定して、当該実質保有者の株式の受益権所有の証拠書類と、当該証拠書類が真正かつ正確な写しである旨の陳述書を添付し、当該実質株主が第262条に基づき当社が行う通知の宛先である確認済リスト（以下定義します。）に記載される住所を提供する必要があります。

第262条に基づく書面による買取請求はすべて、当社本社（Corporate Secretary, Techpoint, Inc., 2550 N. First Street #550, San Jose, California 95131, U.S.A.）宛てに郵送又は配送してください。買取請求は電子送信では提出できません。

本合併完了後の対応

本合併が完了した場合、存続会社は、本合併の効力発生日から10日以内に、第262条に従って書面による買取請求を行い、本合併契約の採択に賛成票を投じていない当社普通株式の各保有者、及び適正に買取請求を行った実質保有者に対して、本合併が有効になった旨及びその効力発生日を通知します。

本合併の効力発生日後60日以内であればいつでも、買取請求手続を開始していない、又は当事者として手続に参加していない、株式買取請求権を有する者は、存続会社である当社に書面で買取請求の取下げ書を提供することにより、株式の一部又は全部について買取請求を取下げ、当該取下げに係る株式について本合併契約に従って提供される本合併対価を受領することができます。

本合併の効力発生日から120日以内に、存続会社又は第262条に従い、第262条に基づき株式買取請求権を有する者は、デラウェア州

衡平法裁判所に申立書を提出することにより株式買取請求手続を開始することができ、株主又は実質保有者が申立書を提出した場合には、その写しが存続会社に送達され、株式買取請求権を有するすべての株主が保有する株式の公正価値の決定を要求することができます。存続会社は、申し立てを行う義務を負っておらず、現在のところ申し立てを行う意向もありません。また、存続会社が申し立てを行ったり、当社普通株式の公正価値に関して交渉を開始することを想定してはなりません。従って、株式の買取を希望する株主又は実質保有者は、第262条に規定された期間内及び方法で、当社普通株式に関する株式買取請求権を行使するために必要なすべての行動を開始する必要があります。当社普通株式の登録株主又は実質保有者が第262条に規定された期間内にそのような申し立てを行わなかった場合、株式買取請求権が失われる可能性があります。

本合併の効力発生日から120日以内に、株式買取請求権を行使する要件を満たした者は、書面による請求により、本合併契約の採択に賛成しなかった株式数、及び当該株式を保有又は所有する株主又は実質保有者の総数（但し、実質株主が自己のために請求を行う場合、当該株式の株主名簿上の保有者は、当該総数においては、当該株式を保有する別個の株主とはみなされないものとします。）が記載された報告書を、存続会社から受領する権利を有します。存続会社は、このような陳述書を請求する書面を受け取ってから10日以内、又は買取請求の交付期間が終了してから10日以内のいずれか遅い日までに、請求した株主又は実質株主に対して当該報告書を提供しなければなりません。

当社普通株式の登録株主又は実質保有者から適切に請求申立書が提出され、その写しが存続法人に送達された場合、存続法人はその送達後20日以内に、株式の評価を要求し、株式の価値について合意に至っていないすべての人の名前と住所を含む、正式に検証されたリスト（以下「検証済リスト」といいます。）をデラウェア州衡平法裁判所に提出する義務を負います。このような申立てがあった場合、デラウェア州衡平法裁判所は、存続会社及び検証済リストに記載されたすべての人に対し、その申立てに関する審問の日時と場所の通知を、そこに記載された住所に郵送するよう命じることができます。郵送及び公示による通知の書式はデラウェア州が承認するものとし、その費用は存続会社が負担するものとします。

裁判所が要求するとおりに検証済リストに名前が記載されている者に通知が行われた後、デラウェア州衡平法裁判所は、第262条に従った者、及び第262条に基づき株式買取請求権を有する者を決定するために、申立てに関する審理を行う権限を有します。デラウェア州衡平法裁判所は、株式の買取請求を行った者、及び当該株式を表章する株券を保有する者に対し、デラウェア州衡平法裁判所の登記簿に株券を提出し、買取請求手続中であることを記載するよう求めることができます。その指図に従わない者がいる場合、デラウェア州衡平法裁判所はかかる者について手続を却下することができます。

また、当社普通株式が本合併の効力発生時の直前に証券取引所に上場されている場合（当社ではそうなると予想しています。）、デラウェア州衡平法裁判所は、最低条件のいずれかが満たされていない株式買取請求権を有するすべての人について、買取請求の手続を却下します。

公正価値の決定

株式買取請求権を有する者を決定した後、デラウェア州衡平法裁判所は、買取請求の対象となる当社普通株式の「公正価値」を、本合併の完了又は期待から生じる価値の要素を除き、利息がある場合はその利息とともに決定し、公正価値と決定された金額が支払われます（但し、利息の支払いについては、存続会社によって行われる任意の現金支払いが、DGCL第262条(h)項に従って行われ、上記のように発生する利息の合計額金額を制限する効果を持つことを条件とします。）。

デラウェア州衡平法裁判所は、公正価値を決定するにあたり、関連するすべての要素を考慮します。*Weinberger* v. *UOP, Inc.の事例*においては、デラウェア州最高裁判所は、株式買取請求手続において公正価値を決定する際に考慮する要因について議論し、「金融界で一般的に受け入れられ、その他裁判所でも認められるあらゆる手法や方法による価値の証明」が考慮されるべきであり、「公正価値は、明らかに企業価値に関わるすべての関連要因を考慮する必要がある」と述べています。デラウェア州最高裁判所は、この公正価値の決定に際し、裁判所は、市場価値、資産価値、配当、収益見込み、企業の性質、及び本合併日時点で把握できた、被合併企業の将来の見通しを明るくすることができるその他の事実を考慮しなければならない、と述べています。第262条は、公正価値は「合併の達成又は期待から生じる価値の要素を除く」と規定しています。*Cede & Co.* v. *Technicolor, Inc.*において、デラウェア州最高裁判所は、このような除外は「既知の価値要素を包含しない狭い範囲の除外」であり、むしろそのような達成又は期待から生じる価値の投機的要素にのみ適用されると述べています。*Weinberger*事案においても、デラウェア州最高裁判所は、「企業の性質を含む将来の価値の要素であって、本合併の日において既知であるか、証明可能であり、推測の産物ではないものは、考慮することができる」と述べています。

株式買取請求を検討されている方は、デラウェア州衡平法裁判所が決定する当社普通株式の公正価値が、株式買取請求を行わなかった場合に本合併契約に従って受け取ることになる本合併対価を上回る可能性もあれば下回る可能性もあること、また、投資銀行会社による公正性に関する意見書が提出される可能性があることにご留意ください、また、本合併契約に従って提示される本合併対価の財務的見地からの公正性に関する投資銀行会社の意見は、第262条に基づく「公正価値」に関する意見ではなく、いかなる形でもこれに対応するものではない可能性があります。当社は、本合併契約に従って提示された本合併対価が公正であると考えていますが、デラウェア州衡平法裁判所が決定する公正価値の評価結果について表明するものではなく、株式買取請求権の行使を検討されている方は、かかる株式買取請求の結果、本合併契約に従って提示された本合併対価よりも高い価値又は低い価値、若しくは本合併対価と同じ価値が決定される可能性があることを認識する必要があります。当社及び親会社のいずれも、株式買取請求権を行使する当社普通株式の保有者又は実質保有者に対して、本合併契約に従って提示された本合併対価を上回る対価を提供することは想定しておらず、当社及び親会社はそれぞれ、第262条(h)項に従って任意の現金支払いを行う権利、及び、第262条の適用上、当社普通株式１株の「公正価値」が本合併契約に従って提示された本合併対価を下回ることを、株式買取請求手続において主張する権利を留保します。株式買取請求が適法に撤回された場合、株式買取請求が適時に提出されなかった場合、最低条件のいずれも満たされなかった場合（当社普通株式が発効時直前まで全国証券取引所に上場していた場合を想定しています。）、又は第262条が課す、株式買取請求について対抗要件を具備し、株式買取請求を行うためのその他の要件が満たされなかった場合、株式買取請求権は消滅します。

デラウェア州衡平法裁判所は、存続会社による株式の公正価値と、利息がある場合はその支払いを、権利を有する者に指図します。支払いはデラウェア州衡平法裁判所が命じる条件に基づいて各人に行われます。デラウェア州衡平法裁判所の判決は、当該裁判所における他の判例と同様に扱われる可能性があります。

存続会社又は株式買取請求手続に参加する権利を有する者の申請により、デラウェア州衡平法裁判所はその裁量で、株式買取請求権を有する者の最終決定前に株式買取請求の審理を進めることができます。検証済リストに名前が記載されている者は、第262項に基づく株式買取請求権の権利がないと最終的に決定されるまでは、すべての手続に参加することができます。

株式買取請求手続の費用（弁護士費用及び専門家の報酬と費用を除きます。）は、デラウェア州衡平法裁判所が決定し、状況に応じて衡平とみなすように当事者に課税することができます。また、検証済リストに名前が記載されている者が訴訟手続に参加し、それに関連して費用を負担した場合、デラウェア州衡平法裁判所は、合理的な弁護士報酬及び専門家の報酬と費用が含まれますがそれに限らない、かかる費用の全部又は一部を、第262条第(k)項に従って却下されない、又は第262条第(k)項に基づく管轄権の留保に従って裁定を受ける権利を有するすべての株式の価値に対して、比例配分で請求することを命じることができます。このような命令がない場合、各当事者は自己の費用を負担します。

第262条に基づき当社普通株式の評価を請求する者が、当該者の株式買取請求権を行使しなかった場合、又は喪失若しくは撤回に成功した場合、当該者の当社普通株式は、効力発生時に、本合併契約に従って提供される本合併対価を無利息で受領する権利に転換されるものとみなされます。本合併の効力発生日から120日以内に評価の申立てが行われなかった場合、最低条件のいずれも満たされなかった場合（当社普通株式が効力発生時点の直前まで全国証券取引所に上場されていたと仮定します。）、又はDGCL第262条に従って書面による株式買取請求の撤回を存続会社に提出した場合、当該者の株式買取請求権は行使されず、事実上喪失又は撤回されます。

本合併の効力発生日以降、当社普通株式の一部又は全部に関して、株式買取請求権の行使を要求した者は、株主名簿上の株主に対して効力発生時前までに支払われる配当金その他の分配金を除き、いかなる目的であれ当該株式について議決権を行使する権利、又は当該株式に対する配当金その他の分配金の支払いを受ける権利を有しません。株式買取請求を行った者が、本合併の効力発生日後60日以内に、又は当該後存続会社の書面による承認を得て、当該者の株式の一部又は全部について株式買取請求の書面による撤回書を存続会社に提出した場合、当該者の当該株式の株式買取請求権は消滅します。但し、デラウェア州衡平法裁判所に株式買取申立書が提出された後は、デラウェア州衡平法裁判所の承認がない限り、いかなる者についても株式買取請求手続が却下されることはなく、かかる承認は、第262条第(j)項に基づきデラウェア州衡平法裁判所に申請する際の管轄権の留保を含みますがこれに限定されない、デラウェア州衡平法裁判所が正当とみなす条件を、条件とすることができます。但し、これは、株式買取請求手続を開始していない者の権利、又は当該手続に指定当事者として参加していない者が、当該者の株式の一部又は全部に関して当該者の要求を撤回する権利、及び当該撤回対象株式に関して本合併により提示される条件を本合併の効力発生日から60日以内に受け入れる権利に影響を与えるものではありません。

第262条に規定された手続に従わない場合、株主又は実質保有者の制定法上の株式買取請求権が失われる可能性があります。従って、株式買取請求権の行使を希望する株主又は実質保有者は、権利行使を試みる前に法律顧問に相談することをお勧めします。

本合併による米国連邦所得税の重要な影響

以下は、当社普通株式の米国人保有者及び非米国人保有者（それぞれ、以下で定義されます。）の、本合併に従い現金を受領する権利に転換される当社普通株式に関連する可能性がある、本合併の結果生じる重要な米国連邦所得税の影響に関する一般的な考察です。米国連邦所得税法上（日米間の租税条約の適用を含みます。）、JDR保有者は、JDRによって表章される当社普通株式の現物株式の所有者として扱われます。文脈上別段の定めがない限り、本セクションにおける当社の「普通株式」に関する言及はすべて、当社普通株式の株式持分権を表章するJDRについても同様に言及するものとみなされます。本考察は、これに関連する米国連邦所得税に関するすべての側面を取り上げるものではありません。本考察は、1986年米国内国歳入法（以下「歳入法」といいます。）第1221条の意味における「資本資産」（一般的には、投資のために保有される財産）として当社普通株式の持分を保有する保有者のみに限定したものです。本考察は、歳入法、歳入法に基づいて公布された財務省規則、米国内国歳入庁の裁定及びその他の公表見解及び司法判断に基づくものです。これらはすべて本株主総会参考書類の日付時点で有効なもので、すべての点において、いつでも変更される可能性又は異なる解釈が行われる可能性があり、またそうした変更又は異なる解釈は遡及的に適用される可能性もあります。このような変更又は解釈の相違は、本考察に記載された記述及び結論の正確性に影響を及ぼす可能性があります。本考察に記載された税務上の考慮事項に反する立場を、米国内国歳入庁が主張しない、又は裁判所が認めない保証はありません。以下に記載されているいかなる事項に関して、米国内国歳入庁に事前の裁定を求めておらず、その予定はなく、また、カウンセルによる意見書を取得したことも、取得する予定もありません。

本考察において「米国人保有者」とは、米国連邦所得税の対象となる当社普通株式の持分の実質保有者を意味します。

- 米国の市民又は居住者である個人
- 米国、米国の州又はコロンビア特別区の法律に基づいて設立又は組織された法人、又は法人として課税されるその他の組織又は団体
- 収入源にかかわらず、米国連邦所得税の総所得に含まれる遺産財団
- 信託のうち、(a) 米国内の裁判所が当該信託の管理について第一次的な監督に服し、かつ１人以上の「米国人」（歳入法の意味における）が信託のすべての重要な決定を支配する権限を有しているもの、又は(b) 信託が米国連邦所得上、米国人として扱われることを適法に選択したもの

「非米国人保有者」とは、米国人保有者ではない当社普通株式の実質保有者（パートナーシップ又はパートナーシップ扱いの事業体を除きます。）を指します。

本考察は、一般的な情報提供のみを目的としたものであり、以下に例を挙げる特定の保有者の特定の事実や状況に照らして関連する可能性がある米国連邦所得税上の考慮事項のすべて、又は、米国連邦所得税法上の特別規則の対象となる当社株主に関連する可能性のある米国連邦所得税上の考慮事項のすべての完全な分析をするものではありません。

- 銀行などの金融機関
- ミューチャル・ファンド
- 保険会社
- 証券、通貨、商品のブローカー又はディーラー
- 当社普通株式に関して、時価会計方式を適用する有価証券のディーラー又はトレーダー
- 規制下にある投資会社及び不動産投資信託
- 退職年金、個人退職金、その他の繰延口座
- 非課税組織、政府機関、団体、その他の政府組織及び年金基金
- 「ストラドル」、ヘッジ、コンストラクティブ・セール若しくはその他の統合取引、転換取引又は類似の取引の一環として、当社普通株式を保有する者
- 機能通貨が米ドルではない株主
- 米国連邦所得上、パートナーシップ、その他パートナーシップに分類される事業体、「Sコーポレーション」、その他米国連邦所得税法上のパススルー事業体（又はそのような事業体への投資家）

- 当社の株式を（直接的、間接的、又は実質的に）５％以上所有している、又は所有していた株主
- 普通株式（議決権又は金額による）
- 報酬取引、適格退職年金制度、又はオプションやワラントの行使により、当社普通株式を取得した株主
- 被支配外国法人、受動的外国投資会社、及び米国連邦所得税を回避するために利益を蓄積する法人
- 米国駐在員、米国元市民又は米国長期居住者
- 適用されるミニマム課税の対処となる株主
- DGCLに基づき株式買取請求権を行使する株主
- 財務諸表における考慮の結果、当社普通株式に関する総所得項目を早期に認識しなければならない者

本考察は、所得税以外の米国連邦税（相続税、贈与税、その他の所得税以外の影響など）や、州税、地方税、米国以外の所得税や所得税以外の税効果については言及していません。また、2010年医療及び教育費負担適正調整法（Health Care and Education Reconciliation Act of 2010）に基づく不労所得の医療保険税に関する事項や、2010年外国口座税務コンプライアンス法（the Foreign Account Tax Compliance Act of 2010）（米財務省規則及びこれに基づき公布された行政指導、これに従い又はこれに関連して締結された政府間協定、並びに、そのような協定に関連して採用された法律、規則、慣行を含みます。）に関する事項に言及するものでもありません。

米国連邦所得税法上、パートナーシップとして扱われる事業体又は組織体が当社普通株式の実質保有者である場合、そのようなパートナーシップのパートナーの米国連邦所得税法上の取扱いは一般的に、パートナーの地位、パートナー及びパートナーシップの活動、及びパートナー・レベルで行われる特定の決定によって異なります。したがって、当社普通株式を保有するパートナーシップとして扱われる事業体又は組織、及びそのパートナーは、本合併による特定の税務上の影響について、税務アドバイザーに相談する必要があります。

本書で説明されている本取引案の特定の当社株主に対する米国連邦所得税の取扱いは、当社株主の特定の税務状況によって異なります。米国連邦所得税、所得税、地方税、及び米国以外の所得税やその他の税金を含め、各自の特定の状況に照らして、本合併が各自に及ぼす具体的な税務上の影響については、税務アドバイザーにご相談ください。

米国人保有者

米国人保有者が本合併に従って、当社普通株式と引き換えに現金を受け取ることは、米国連邦所得上、課税対象となる取引となります。一般的に、米国連邦所得税法上、本合併に従って当社普通株式と引き換えに現金を受領した米国人保有者は、本合併で受領した現金の金額と、本合併に従って引き渡された当社普通株式に対する米国人保有者の調整課税標準額との差額がある場合には、その差額に相当する金額の損益を認識することになります。米国人保有者の調整後課税標準額は、通常、当該米国人保有者が当社普通株式に支払った金額と同額となります。当社普通株式の売却に伴う米国人保有者の損益は通常、キャピタルゲイン又はキャピタルロスとして処理されます。そのような利益又は損失は通常、本合併が完了した時点で、当該米国人保有者の当該株式の保有期間が１年以上である場合、長期キャピタルゲイン又は長期キャピタルロスが発生します。現在、個人を含む特定の非法人保有者の長期キャピタルゲインには、優遇税率が適用されます。キャピタルロスの損金算入には制限があります。米国人保有者が当社普通株式を異なる時期又は異なる金額で取得した場合、当該米国人保有者は、それぞれの当社普通株式に関して、調整後の課税ベース及び保有期間を個別に決定する必要があります。

非米国人保有者

「情報報告及びバックアップ源泉徴収」の見出しで後述しますが、非米国人保有者が本合併に従って当社普通株式と引き換えに現金を受領した場合、以下でない限り、通常、実現利益に対して米国連邦所得税が課されることはありません。

(a) その利益が非米国人保有者による米国における取引又は事業の遂行と実質的に関連する場合、かつ、米国及び非米国人保有者の居住国との間で適用される所得税条約により要求される場合は、かかる利益が非米国人保有者が米国内に維持する恒久的施設に帰属する場合
(b) 非米国人保有者が非居住者の個人であり、かつ、当社普通株式の売却、交換又はその他の処分が行われた課税対象年度において183日以上米国に滞在している場合で、その他の一定の要件が満たされた場合
(c) 外国不動産投資税法（FIRPTA）のルールが適用され、その利得が米国における取引又は事業の遂行と実質的に関連するも

のとして取り扱われる場合。

上記(a)に該当する非米国人保有者は、一般に、実現した純利益につき、通常の累進的な米国連邦所得税率により納税することを義務付けられます。また、上記(a)に該当する法人の非米国人保有者は、30％又は適用される所得税条約により定められるこれより低い税率により支店収益税がさらに賦課されることがあります。

上記(b)に該当する個人の非米国人保有者は、実現した利益につき、均一に30％又は適用される所得税条約により定められるその他の低い税率の税金を納付しなければなりませんが、かかる税金は（当該株主が米国の居住者とみなされない場合であっても）米国源泉資産売却損と相殺することができます。

上記(c)については、一般に、当社が現時点で米国不動産保有法人（USRPHC）であるか、又は処分がなされるまでの５年間と当該非米国人保有者の保有期間のうちいずれか短い期間内において米国不動産保有法人であった場合、外国人不動産投資税法ルールが適用されることがあります。一般に、当社が保有する米国不動産持分の公正市場価格が、当社の(i) 米国不動産持分、(ii) 米国外に所在する不動産持分、及び(iii) 当社の取引又は事業において使用又はかかる使用のために保有されるその他の資産の公正市場価格の合計の50％以上である場合に、当社は米国不動産保有法人となります。当社は米国不動産保有法人ではないと考えています。仮に当社が米国不動産保有法人となったとしても、(1) 当社普通株式が既存の証券市場において定期的に取引されている限り、かつ、(2) 非米国人保有者が、直接、間接又は内国歳入法におけるみなし所有規定の適用を通じてかを問わず、(i) 処分がなされるまでの５年間と(ii) 当該保有者の保有期間のうちいずれか短い期間内において常に発行済当社普通株式の直接的、間接的、実質的に所有が５％以下である場合、非米国人保有者による当社普通株式の処分により生じた利益は、米国連邦所得税の課税対象とはなりません。

情報報告及びバックアップ源泉徴収

当社普通株式と引き換えに行われる支払いは、保有者が「免除される受領者」でない限り、一般的に情報報告の対象となり、また24％のバックアップ源泉徴収が適用される可能性があります。バックアップ源泉徴収を回避するため、免除が認められない米国人保有者は、当該米国人保有者が米国人であること、提供された納税者番号が正しいこと、及び当該米国人保有者がバックアップ源泉徴収の対象とならないことを証明する米国内国歳入庁の様式W-9を記入し、提出する必要があります。非米国人保有者が該当する源泉徴収機関に米国内国歳入庁の様式W-8BEN、W-8BEN-E又はW-8ECIを提出した場合、通常、バックアップ源泉徴収の免除が認められます。

バックアップ源泉徴収ルールに基づき源泉徴収された金額は付加税ではなく、関連する情報が米国内国歳入庁に適時に提出されることを条件に、還付され、又は、保有者の米国連邦所得税債務に対する控除として認められる可能性があります。

本考察は現行法に基づいています。遡及的に適用される可能性のある現行法に対する立法、行政、又は司法の変更や解釈は、ここに記載された内容の正確性に影響を及ぼす可能性があります。本考察は一般的な情報提供のみを目的としています。個々の状況や、米国の所得税法以外の税法、州法、地方法、米国以外の法域の税法の適用によって異なる可能性のある、又は適用される可能性のある税務上の考慮事項については言及していません。株主は、当該事項及び本合併がもたらす税金について、ご自身の特定の状況に照らして税務アドバイザーに相談する必要があります。

規制当局の承認

本合併を完了させるために、当事者は様々な規制当局から必要な認可、承認、同意を得るために、追加的な届出、通知、待機期間が必要となります。両当事者は、かかる認可、承認、又は同意を取得するために、それぞれ合理的な最善の努力を払うことに合意しています。

いずれの場合も、当事者が本合併を完了させるためのクリアランス若しくは承認を得るか、又は、該当する待機期間が満了若しくは終了するまで、本合併を完了させることはできません。当事者は相互に協力し、これらの届出を実務上可能な限り速やかに行うために合理的な最善の努力を払うことに合意しています。関連規制当局は、適用される規制法のもとで、必要又は望ましいと考える措置を講じる可能性があります。これには、両当事者の重要な資産の売却を求めたり、両当事者に資産のライセンス供与や別個の保有を求めたり、既存の関係や契約上の権利を終了させたり、あるいは両当事者に本合併完了後の親会社又は統合会社の運営に

関して一定の約束を求めたりすることが含まれます。

HSR法と米国独占禁止法に関する事項

本合併は、HSR法及び同法に基づき公布された規則及び規制の要件に従うものであり、必要な情報が司法省及び連邦取引委員会に提供されるまで、また一定の待機期間が終了又は満了するまで、特定の取引を完了することはできないと規定されています。HSR法に基づき届出が必要な取引は、当事者によるHSR法届出書及び報告書の提出後、30日間の待機期間が満了又は終了するまで完了することができません。最初の待機期間が満了する前に、連邦取引委員会又は司法省が追加情報及び資料の提出を求める第二次要請を行った場合、当事者は２回目となる30日間の待機期間を遵守しなければなりません。この待機期間は、待機期間が早期に終了するか、当事者が待機期間の延長に合意しない限り、当事者が第二次要請に実質的に従った後にのみ開始されます。

本合併の完了の前後を問わず、HSR法に基づく待機期間の終了又は満了にかかわらず、連邦取引委員会又は司法省は、適用される独占禁止法に基づき、本合併の完了の差し止めを求めること、両当事者の重要な資産の売却を求めること、又は両当事者に別個の資産のライセンス若しくは保有を要求すること、又は既存の関係及び契約上の権利を終了させることを含め、公共の利益のために必要又は望ましいと考える措置を講じる可能性があります。本合併の完了の前後を問わず、いかなる州も、適用される独占禁止法に基づき、当該州が公共の利益のために必要又は望ましいと考える措置を講じる可能性があります。このような措置には、本合併の完了の差し止めを求めたり、当事者の実質的な資産の分割を求めたりすることが含まれます。また、一定の状況下において、私的当事者も適用される独占禁止法に基づく法的措置を求める可能性があります。当社は、本合併に対する異議申し立てが行われないこと、又は異議申し立てが行われた場合に当社が勝訴することを確信することはできません。当社は本合併が連邦反トラスト法に違反するとは考えていませんが、司法省や連邦取引委員会が異なる見解を示さないという保証はありません。HSR法の待機期間満了後12ヶ月以内に本合併が完了しない場合、当社と親会社は、司法省と連邦取引委員会に新たな情報を提出する必要があり、本合併が完了する前に新たなHSR法の待機期間が満了するか、早期に終了する必要があります。最初の30日間の待機期間は、別途終了又は延長されない限り、最初の申請から30日目の米国東部時間午後11時59分に終了します。

CFIUSの承認

HSR法への提出に加え、本合併及び本合併契約により企図される取引は、1950年国防生産法（Defense Production Act of 1950）第721条に基づくCFIUSによる審査の対象となります。両当事者は、CFIUSに通知の草案を提出し、CFIUSからコメントがないことを確認した後、速やかに正式なCFIUS通知を提出することに合意しました。両当事者は、追加情報の要請への対応に協力し、CFIUSの承認を円滑に進めるための適切な措置を講じます。CFIUSが通知を正式に受理した日から90日以内にCFIUSの承認が得られない場合、両当事者は、相互に別段の合意がない限り、通知を取り下げ、再提出することに合意しました。

両当事者はまた、CFIUSへの提出物や連絡事項の事前協議を行い、関連する提出物を確認しコメントする合理的な機会を相互に提供し、CFIUSの審査プロセスにおける重要な進展について相互に情報を提供し続ける義務があります。

台湾DIR承認

また、本合併及び本合併契約により企図される取引の完了には、台湾経済部投資審議司（DIR）の承認が必要です。両当事者は、別段の合意がない限り、本合併契約の締結後15営業日以内に台湾DIR承認を得るために必要なすべての届出書類を提出する必要があります。また、両当事者は、台湾当局からの追加情報の要求に対して適時に回答し、迅速な承認を得るために必要なあらゆる手段を講じることに協力しなければなりません。

また、当事者は、本合併及び本合併契約により企図される取引を阻止又は遅延させようとするあらゆる法的措置に対抗するために必要なあらゆる措置を講じることに合意しています。親会社は、政府当局から課される負担条件となる条件や救済措置に同意する必要はありません。

各当事者は、規制当局の承認に関連する申請費用の半分を負担します。当社と親会社は、本取引を適時に完了させるため、法的に許容される範囲での情報共有を含め、あらゆる規制関連事項について調整と協力を行います。

必要な投票

本合併契約議案の承認には、定足数が満たされている臨時株主総会における、当社普通株式の発行済株式総数の過半数の株主の賛成票が必要です。

定足数が満たされていると仮定した場合、(a) 代理人による代理出席又は本臨時株主総会への出席がなかった場合、(b) 棄権、及び(c) 「ブローカー不投票」がある場合、本合併契約議案に対して「反対」票を投じたものとして扱われます。適切に執行され、適時に受領され、撤回されていない委任状によって表章された当社普通株式（JDRの裏付けとなる株式を含みます。）は、ここに記載された指図に従って投票されます。当社株主が、署名入りの委任状を返送する際に議決権行使の希望を当該委任状に記載しなかった場合、当該委任状によって表章された当社の普通株式は、臨時株主総会の定足数の算入上、出席としてカウントされ、当該株式はすべて当社取締役会の推奨に従って議決権行使されます。

当社取締役会は、全会一致で本合併契約議案に「賛成」票を投じることを推奨しています。

本合併契約

以下は本合併契約の重要な条項の要約です。本要約は、本株主総会参考書類に組み込まれる本合併契約によって全体が組み込まれます。当社株主の皆様は、本合併契約の全文をお読みになることをお勧めします。本合併契約の要約は、当社株主にその条項に関する情報を提供するために記載されています。両当事者の権利及び義務は、本合併契約の明示的な条項に準拠するものであり、本要約又は本株主総会参考書類に含まれるその他の情報に準拠するものではありません。

本合併契約には、親会社及びMerger Subの利益のみを目的とする当社の表明保証と、当社の利益のみを目的とする親会社及びMerger Subの表明保証が含まれています。これらの表明保証に具体化された主張は、各当事者が本合併契約の締結に関連して取り交わした、特定の日付における機密のディスクロージャー・スケジュールの情報によって限定されています。さらに、本合併契約における表明保証は、本合併契約の他の当事者の利益のためだけになされたものであり、それぞれの当事者間でリスクを配分する目的で使用されたものです。したがって、当社株主は、これらを断定的な事実表明として扱うべきではありません。さらに、これらの表明保証は、当社株主にとって重要となり得るものとは異なる方法で、マテリアリティ基準を適用している可能性があり、本合併契約の締結日又は本合併契約に指定されているその他の日時点におけるものであり、その後の変更があり得ます。したがって、表明保証の主題に関する情報は、本合併契約の締結日以降に変更されている可能性があり、当社株主は、本合併契約における表明保証を単独で読むのではなく、本株主総会参考書類及び当社やその他の当事者がSECに提出するその他の報告書や声明書に含まれるその他の情報と併せて読む必要があります。

本合併

本合併契約に定める条件に従い、またDGCLに従って、本合併の効力発生時に、Merger Subは当社と合併します。本合併により、Merger Subの別個の法人格は消滅し、当社は存続会社として、また親会社の直接的な完全子会社として存続し、当社及びMerger Subの財産、権利、特権、免除、権限、及びフランチャイズのすべてが存続法人に帰属し、当社及びMerger Subの債務、負債、及び義務のすべてが存続会社の債務、負債、及び義務となります。

存続会社の定款は、本合併により、当社又はその他のいかなる者による追加措置もなく、その全文が本合併契約の付属書類Aに定められた形式で記載されるものとし、修正及び変更された場合、その後、修正及び変更されたものが存続会社の定款となります。さらに、効力発生時に、当社及び存続会社が必要なすべての措置を講じることにより、存続会社の付属定款は、本合併契約の付属書類Bに定める形式で全文が記載されるように修正され、その後、変更又は修正されるまでは、存続会社の付属定款となります。*［翻訳注：付属書類をご覧になりたい場合には、www.sec.gov（英文）又はhttps://www.techpoint.co.jp/ir/（日本語訳）より入手してください。］*

効力発生時の直前のMerger Subの役員及び取締役、又は効力発生時において親会社が指定したその他の個人は、本合併により、当社又はその他のいかなる者による追加的な措置もなく、効力発生時以降、それぞれ存続会社の役員及び取締役となり、存続会社の基本定款及び付属定款に従い、それぞれの後任が正式に選任若しくは任命され適格となるまで、又は死亡、辞任又は解任されるまで、存続会社の役員及び取締役となります。

本合併のクロージング及び効力発生時点

当事者間で別の日時又は場所について書面による合意がなされない限り、クロージングは、本合併契約に定められ適用されるすべてのクロージング条件（「本合併契約―本合併の条件」に記載）（その性質上、クロージングにおいて充足されるべき条件を除き、クロージングにおいて充足又は放棄される対象となります。）の利益を享受する権利を有する当事者又は当事者らによる充足又は放棄から３営業日後の午前８時（米国東部標準時）に行われる予定です。クロージングが実際に行われる日（以下「クロージング日」といいます。）（その後、合理的に実行可能な限り早い時期に、効力発生時に株式（反対株式を除きます。）の保有者が権利を有することになる、本合併対価の手付金を、支払代理人が親会社から受領します。）又は、親会社と当社が合意するその他の日に、Merger SubはDGCLの関連条項に従って合併証明書を作成及び提出し、Merger Sub及び当社はDGCLで必要とされるその他のすべての届出を行います。本合併は、当該合併証明書がデラウェア州の州務長官に提出された時点、又は、その後の当事者間で合意した日時に有効となります。

本合併に伴う有価証券の転換

有価証券の転換

効力発生時において、親会社、Merger Sub、当社、又はMerger Sub若しくは当社の以下の証券の保有者による行為を必要とすることなく、本合併により、

- 効力発生時の直前における当社の各発行済普通株式は、次項に従い消却又は転換される株式及び反対株式を除き、自動的に消却され消滅するものとし、以下の「有価証券代金の支払い／株券の提出」に記載するとおり、株券又は振替株式の提出をもって、正味額で支払われる１株当たり20.00ドルの本合併対価（源泉徴収税が課されることがあります。）を無利息で現金により受領する権利に自動的に転換されます。
- 効力発生時の直前において当社が自己株式として保有していた当社の各株式、又は親会社若しくはMerger Sub（又は当社、親会社若しくはMerger Subの直接の若しくは間接の完全子会社）が直接保有していた当社の各当社普通株式は、いずれの場合も自動的に消却され消滅するものとし、当該当社普通株式と引き換えに又は当該当社普通株式に関していかなる対価の交付又は支払いも行われません。
- 効力発生時の直前において発行済であったMerger Subの資本株式はすべて、新規にかつ有効に発行され、全額払込済で追加払込義務のない存続会社の普通株式１株に転換され、転換前の株式と同一の権利、権限、及び特権を有する、効力発生時の直後における存続会社の唯一の発行済株式となります。

有価証券代金の支払い／株券の提出

効力発生時又はそれより前に、当社は支払代理人を指定します。効力発生時又はその前に、親会社は支払代理人に対し、(x) 効力発生時直前の当社の発行済普通株式の株式数に（上記「有価証券の転換」の２番目の箇条書きに記載された消却又は転換される株式を除きます。）、(y) 上記の「有価証券の転換」の１番目の箇条書きに記載された、当社普通株式の保有者で効力発生時において権利を有する本合併対価を乗じた額（当該金額を「本合併対価総額」といいます。）と同等の金額を預託するか、又は預託させます。

効力発生時の経過後可能な限り速やかに（但し、いかなる場合でも効力発生時から２営業日以内に）、存続会社は、支払代理人に、(a) 親会社と当社が効力発生時までに合意する規定を記載した、慣習的な形式による送り状、及びその他親会社と支払代理人が合理的に合意する書式による送り状、並びに(b) 本合併対価総額の該当部分の支払いと引き換えに、株券（又は株券の代わりとなる紛失証明書）の提出を行うための指図書を、効力発生時の直前における、株券により表章される当社普通株式の株主名簿上の保有者に対して郵送させます。支払代理人に対して株券（又は株券に代わる紛失証明書）が提出され、適式に署名された適切な書式の送り状が交付された時点で、支払代理人は当該株券の保有者に対し、当該株券によって表章されていた当社普通株式１株当たりの本合併対価（無利息であり、源泉徴収税が課されることがあります。）を送金し、提出された当該株券は消却されます。本合併対価総額の一部の支払いが、当社の譲渡記録に登録されている名義人以外の者に対して行われた場合、当該合併対価総額の一部の支払いは、(a) 支払代理人が当該譲渡を証明し実行するために合理的に要求される書類が、提出された当該株券に適切に裏書され、又は添付されていること、(b) 支払いを請求する者が、提出された株券の登録名義人以外の者に本合併対価の該当部分に係る必要な譲渡税、売上税、使用税、印紙税、印紙税、登録税、付加価値税、その他これらに類する税金を支払済であり、かつ、かかる税金が支払済であるか、又は適用されないことを存続会社が満足するよう立証していることを条件とします。かかる提出又は支払いが行われるまでは、各株券は、効力発生時後は、本合併契約により企図された本合併対価を現金で受領する権利のみを表すものとします。

本合併契約に異なる規定があったとしても、振替株式で表章された当社普通株式の株券不発行株式の保有者は、本合併契約に従い当該保有者が受領する権利がある本合併対価総額の該当部分を受領するために、株券又は送り状を支払代理人に送付する必要はありません。代わりに、The Depository Trust Companyを通じて保有される１株以上の振替株式の登録保有者で、その株式が本合併対価を受領する権利に転換された者は、効力発生時に自動的に、当該振替株式１株につき本合併対価と同額の現金（無利息であり、源泉徴収税が課されることがあります。）を受領する権利を有することとなり、当該保有者の振替株式は消却されます。支払代理人が「代理人メッセージ」（又は支払代理人が合理的に要求できるその他の譲渡証拠）の受領をもって、The Depository Trust Companyを通じて保有されていない当社の振替株式の保有者は、それと引き換えに本合併対価と同額の現金（無利息であり、源泉徴収税が課されることがあります。）を受け取る権利を有することとなり、提出された当該振替株式は消却されます。払込み又は提

出がなされるまでの間、各振替株式は、効力発生時後は、本合併契約に定める本合併対価を現金で受け取る権利のみを表章します。

効力発生時において当社の株式譲渡記録簿は閉鎖され、当社の記録上、当社普通株式の譲渡は一切行われなくなります。効力発生時以降、効力発生時の直前に発行されていた当社普通株式の株券及び振替株式の保有者は、本合併契約又は適用される法律で定められている場合を除き、当該株式に関するいかなる権利も有しなくなります。効力発生時以降に株券が存続会社に提供された場合、当該株券は本合併契約に従って消却され、交換されます。

支払代理人に提供された本合併対価総額のうち、効力発生時の１年後の応当日の時点で株券又は振替株式の保有者によって請求されずに残っている部分は、請求に応じて、存続会社又は存続会社が指定する関連会社に返還されます。また、その時点までに（遺棄物、国庫帰属又はこれらに類する法律に従うことを前提として）本合併契約に従って、本合併対価のために株券又は振替株式を提出しなかった保有者は、以後、親会社及び存続会社に対してのみ、その株券又は振替株式の提出に関して本合併対価の交付を求めることになります（無利息でであり、源泉徴収税が課されることがあります。）。

株券が紛失、盗難、又は滅失した場合、その事実を証明する宣誓供述書を保有者が作成し、親会社が要求する場合には、親会社、Merger Sub、存続会社、又は支払代理人に対する紛失、盗難、又は滅失したとされる株券に関する請求に対する補償として、親会社が合理的に指図する妥当な金額の保証金が納付され、支払代理人は、かかる紛失、盗難、又は滅失したとされる株式に代わって、本合併契約に従い支払われる本合併対価の総額のうち該当する部分を提供します。

株式買取請求権

DGCL第262条に従い、本合併契約議案への賛成投票を行わず、当該当社普通株式の評価を適切に請求した株主又は実質保有者が保有する、効力発生時の直前で発行済の当社普通株式、すなわち反対株式は、本合併契約に従い、消却及び転換されず、本合併対価を受領する権利も行使されません。その代わり、かかる者は、DGCL第262条に基づき、当該反対株式の保有者又は実質株主に与えられる権利のみを有します。DGCL第262条に基づき、当該当社普通株式の株式買取請求権を行使することができなかった、又は事実上撤回した、若しくはその他の方法で権利を失うことになる株主又は実質保有者が保有する反対株式は、反対株式ではなくなり、効力発生時点において、本合併契約に規定された方法で引渡しを行うと、本合併対価を受領する権利に転換され、交換可能な状態に戻ります。「第１号議案：本合併契約の承認―株式買取請求権」をご参照ください。

源泉徴収

支払代理人、親会社、Merger Sub、及び存続会社はそれぞれ、本合併契約に従って支払われる、又はその他の方法で交付される対価から、歳入法、州税法、地方税法、外国税法、又はその他の適用される法律に基づいて控除又は源泉徴収が要求される金額を控除及び源泉徴収する権利を有します。控除又は源泉徴収され、適切な政府当局に支払われた金額は、本合併契約に基づくすべての目的のために、そのような金額が支払われるはずだった者に支払われたものとして扱われます。

表明保証

当社は本合併契約に定める一定の例外を除き、親会社及びMerger Subに対して、当社及びその子会社に関する表明保証を行っています。また、本合併契約の締結日時点で、親会社及びMerger Subは、当社に対して、親会社及びMerger Subに関する一定の表明保証を行っており、これらの表明保証は、重要度に応じて、「重大な悪影響」、認識及びその他の留保の下、以下に記載するとおり、クロージング日時点においても行われるものとします（特定の日付時点で行われる、当該日付時点における事項のみに関する特定の表明保証を除きます。）。これらの表明保証は、特に以下に関するものです。

- 設立と存続
- 業務を遂行する権限
- 資本構成（当社のみ）
- 本合併契約及び関連する付随契約を締結するための会社権限、正当な権限の付与、署名及び交付、並びにその執行可能性
- 組織文書、法律又はその他の義務に抵触又は違反しないこと
- 開示書類（当社のみ）
- 財務諸表（当社のみ）

- 開示されていない負債がないこと（当社のみ）
- 特定の変更や事由がないこと（当社のみ）
- 株主総会参考書類及び東証の発表
- 法的手続
- 財務能力（親会社及びMerger Subのみ）
- 当社の資本株式の所有権（親会社及びMerger Subのみ）
- 支払能力（親会社及びMerger Subのみ）
- Merger Subの所有権（親会社及びMerger Subのみ）
- 株主及び経営陣の取り決めがないこと（親会社及びMerger Subのみ）
- ブローカー
- 適用法の遵守（当社のみ）
- 適用される命令の遵守（当社のみ）
- 政府の許認可（当社のみ）
- 従業員給付制度（当社のみ）
- 従業員及び労働に関する事項（当社のみ）
- 環境問題（当社のみ）
- 不動産及び資産の所有権（当社のみ）
- 税務事項（当社のみ）
- 重要な契約（当社のみ）
- 知的財産（当社のみ）
- 保険（当社のみ）
- 関連当事者取引（当社のみ）
- 買収法及びライツプラン（当社のみ）
- フィナンシャルアドバイザーの意見（当社のみ）
- 顧客及びサプライヤー（当社のみ）
- その他の表明保証がないこと

本合併契約に含まれる当社の表明保証の多くは、「重大な悪影響」に係る基準の対象となります。これは、(a) 全体としては、当社及びその子会社全体の事業、業績、財務状況、資産、又は(b) 当社が本合併契約に基づく義務を適時に履行する能力、又は、適宜、本合併契約によって企図された取引を完了する能力に、個別又は全体として、重大な悪影響を及ぼすことが合理的に予想される、事象、状況、展開、発生、事実、状態、影響、又は変化（以下、それぞれ「影響」といいます。）を意味します。但し、上記(a) 項の適用上、「重大な悪影響」には、以下のいずれかに関連、又は起因する影響（単独又は複合的な影響）は含まれないものとみなされます。（また、以下の第１箇条、第３箇条、第４箇条、第５箇条、第６箇条、又は第10箇条で言及されている影響は、当社及びその子会社が事業を行っている業界の同業他社と比べ、全体として、当社及びその子会社に不均衡な影響を及ぼす場合、「重大な悪影響」が発生したかどうか、又は合理的に発生が予想されるかどうかを判断する際に考慮されます。）

- 経済、金融市場、証券市場、政治情勢、規制状況に一般的に影響を与える変動、又は上記のいずれかに一般的に影響を与える状況、あるいは当社及びその子会社が事業を展開する業界や地域のセグメントに影響を与える状況（金利や為替レートの変動、インフレ問題、関税や貿易を含みます。）
- 本合併契約で記載されている特定の例外を除き、当社とその従業員、顧客、パートナー、政府機関、サプライヤー、又はベンダーとの関係における不利な変化を含め、本合併契約によって企図されている取引の実行及び引渡し、発表、保留、又は完了
- 適用される法律、米国で適用される一般に公正妥当と認められた会計原則（GAAP）その他の適用される会計基準、又はそれらの施行、実施、解釈の変更
- 敵対行為、戦争行為（宣戦布告の有無を問いません。）、サボタージュ、テロリズム、軍事行動、内乱、又はそれらの拡大若しくは悪化
- 天災、不可抗力、自然災害又は人災、伝染病、パンデミック、疫病の流行
- 当社及びその子会社が事業展開している業界の一般的な状況
- 任意の期間における、当社による、収益、利益、又はその他の財務指標や営業指標に関して社内予測又は公表された見通し、予想、推計又は予測の未達成。但し、そのような変化をもたらす影響について一定の理解が得られるものとします。

- 当社の有価証券の市場価格や取引量の変更、そのような変化をもたらす影響。但し、そのような変化について一定の理解が得られるものとします。
- 当社の信用格付けの変更、そのような変化をもたらす影響。但し、そのような変化について一定の理解が得られるものとします。
- 政府機関による、又は政府が関わる、又は政府機関に影響を及ぼす、実際の、完全な、又は部分的な、隔離、停止、操業停止、不履行、又は類似の事象又は発生
- 本合併契約又は本合併契約により企図される取引に起因又は関連する株主訴訟又は派生訴訟（又はそれに準ずるもの）
- 当社のJDR信託契約の条項への準拠（かかる条項に従って当社が行うJDRの支払いや発行を含みます。）
- 本合併契約により要求され、若しくは特に許容された行為、又は親会社の同意を得て行われた行為若しくは不作為（又は後述の「本合併までの事業運営―当社」に記載される親会社の同意を必要とする行為について、親会社の同意が得られず行われなかった行為）

本合併までの事業運営

当社及び親会社はそれぞれ、本合併契約締結日から効力発生時又は本合併契約の条項に従った本合併契約の解除日のいずれか早い時点との間、当該当事者及びその子会社に制限を課す一定の慣例的な誓約を履行する約束をしました。

当社

当社は、本合併契約の日付から、効力発生時又は本合併契約の条項に従って本合併契約が終了する日のいずれか早い時点までの間、法律又は命令により要求される場合、本合併契約のその他の条項で明示的に企図されている場合、当社の機密のディスクロージャースケジュールに記載されている、又は親会社が書面により事前に同意している場合（この同意は、不合理に拒絶、留保又は遅延されないものとします。）を除き一定の合意された例外を除き、当社は、以下につき商業上合理的な努力を行い、また子会社をして行わせることに同意しました。

- 当社及びその各子会社の事業及び運営を、過去の慣行と一致する通常の事業過程でのみ実施し、当社及びその子会社の事業組織、資産、及び財産を維持及び保全すること
- すべての重要な政府ライセンス、許可、証明書、フランチャイズ、関税、補助金、地役権、特例許可、同意、命令、承認、クリアランス、免除、登録、登録番号、プロバイダー及びサプライヤー番号、認定、及び認可を有効に維持すること
- 当社及び各子会社の現在の役員、従業員、及びコンサルタントのサービスを利用できるように当社及び各子会社と、顧客、サプライヤー、販売業者、ライセンサー、ライセンシー、及び当社又はその子会社がビジネス関係をその他の者との営業権及び現在の関係を維持すること

加えて、上記を制限することなく、法律又は命令によって要求される場合、本合併契約のその他の条項によって明示的に意図される場合、又は当社の機密のディスクロージャースケジュールに記載される場合を除き、本合併契約の締結日から、効力発生時又は本合併契約の条項に従って本合併契約が解除される日のいずれか早い時点までの間、当社は、親会社の書面による事前の同意（不合理に拒絶、留保又は遅延されないものとします。）を得ることなく、以下の行為を行わないこと、及びその子会社に行わせないことに同意しています。

- 当社の子会社の組織文書に対する重要性の乏しい修正を除き、当社又はその子会社の組織文書を修正すること
- （ストック・オプションの行使に伴う株式の発行、期限付き権利確定条件付き譲渡制限付株式報酬の決済、又は、条件に従い本合併契約の日付時点で残存している業績権利確定条件付き譲渡制限付株式報酬を除きます。）、当社又はその子会社の資本株式又はその他の持分、又は転換可能若しくは行使可能な証券、かかる資本株式の持分又はその他のエクイティ持分、かかる資本株式又はその他のエクイティ持分を取得できるオプション、ワラント、その他のあらゆる種類の権利、又は当社あるいはその子会社の転換可能又は行使可能な有価証券（一定の許容される例外を条件とする当社オプション又は当社RSUを含みます。）を、発行、売却、質入れ、処分、付与又は担保設定すること
- (a) 特定の既存契約に基づく場合、(b) 過去の慣行に沿った通常の事業過程における商品又は在庫の売却又は処分、(c) 期限切れの、余剰の、又は摩耗した資産、在庫、設備、又は当社の通常の業務で使用されなくなった資産の処分、又は(d) その価値が合計で500,000ドルを超えず、個別又は合計で当社又はその子会社にとって重要でない財産又は資産を除く、当社又はそのいずれかの子会社の財産又は資産の売却、ライセンス、質入れ、処分、付与、又は担保設定を行うこと

- 資本株式又はその他の資本持分に関する、配当又はその他の配分の宣言、留保、提供、支払いを行うこと。但し、(a) 過去の慣行に沿った通常の業務過程における通常の配当又はその他の分配で、６暦月間の総額が１株当たり0.25ドルを超えないもの、及び(b) 当社の完全子会社が当社又は当社の別の完全子会社に支払った配当金又はその他の分配金を除きます。
- 当社の完全子会社に関するものを除き、その資本株式又はその他の資本持分の再分類、結合、分割、細分化、条件変更、又は償還、購入その他の取得を、直接的又は間接的に行うこと
- 当社又はその子会社と、（当社の完全子会社以外の）者との合併又は統合を直接的又は間接的に行うこと、あるいは当社又はその子会社の、完全若しくは部分的な清算計画、又は完全若しくは部分的な清算、解散、再編、資本再編、その他の組織再編を規定する決議の採択を行うこと
- いずれかの者又は資産を取得すること（合併、統合、又は株式若しくは資産の取得によるものを含みます。）。但し、(a) 当社によるその完全子会社からの若しくは当社の完全子会社間での取得、(b) 在庫、原材料、供給品、及びその他の財産の過去の慣行に沿った通常の事業過程における取得、又は(c) 総額500,000ドルを超えない金額の財産若しくは資産の取得を除きます。
- (a) 債務証券を発行、又はその他の形で債務を負うこと、(b) 引き受け、保証、裏書き、又はその他の便宜を図って（直接、偶発的、その他を問わず）、（当社の完全子会社以外の）者の責任を負うこと。但し、過去の慣行に沿った事業、あるいは、個別的にも総体としても、当社又はその子会社にとって重大でない金額、及び過去の慣例に従った条件を除きます。(c) （直接、偶発的、又はその他の方法で）債務を償還、買い戻し、帳消し、又は取得すること。但し、(c)の場合は、買入債務の資金調達に関連して、その他の通常の業務において、重要ではない金額で、過去の慣行と同じ条件で行うものとします。
- 当社の完全子会社以外の他の者への貸付、立替、資本拠出、投資を行うこと。過去の慣行に沿った通常の業務過程における出張費又はその他の関連業務費に関する従業員への重要性の低い金額の立替を除きます。
- 当社の特定の重要な契約の終了又は取りやめ、重要な修正への合意、権利放棄を行うか、又は本合併契約の締結日に存在する場合は、本合併契約に記載された当社の重要な契約となりうる契約を締結又は修正すること。(a) 過去の慣行に沿った通常の業務のもの（当社の重要な契約に関する新たな業務明細締結を含みます。）、又は(b) 過去の慣行に沿った通常の業務過程における、特定の当社の賃貸不動産に関連する当社の重要な契約のその他の延長又は更新を除きます。
- 本合併契約の締結前に親会社に開示された当社の年間資本支出予算を上回る、総額が50万米ドルを上回る資本支出、又はそれに関する義務や債務を負担すること
- 本合併契約、適用される法律、当社の給付制度又は契約の既存の条項によって要求される場合を除き、(a) 当社又はその子会社の現職取締役又は元取締役、役員、従業員、独立請負業者（以下「当社サービス・プロバイダー」といいます。）に対して支払われる、又は支払われる予定の報酬又は手当を増額すること（一定の割合を超えない基本報酬の増額を除きます。）、(b) 現在の当社サービス・プロバイダー又は元当社サービス・プロバイダーとの間で、退職金、解雇手当、支配権変更手当、取引手当、雇用維持手当、又は同様の支払いや手当を付与又は増額する（又は、前述のいずれかを規定する契約や取り決めを締結、修正、更新する）こと、(c) 当社の福利厚生制度を修正する、又は本合併契約日に有効であれば当社の福利厚生制度となるような新たな取り決め（労働協約を含みます。）を制定、採用、又は締結すること、(c) 株式又は株式報酬型報奨、若しくはその他の長期インセンティブ報奨を付与すること、又は、当社の福利厚生制度に基づき、当社サービス・プロバイダーが保有する当該報奨の権利確定、支払い、行使可能性、若しくは資金調達を裁量的に早めること、又は(d) 基本報酬が一定額以上の当社サービス・プロバイダーを雇用又は解雇すること（正当な理由による場合を除きます。）
- 法律又はGAAPで義務付けられている場合を除き、会計方針、慣行、原則、方法、又は手続を実施、採用、又は変更すること
- (a) 当社又はその子会社に対して衡平法上の救済を課すことなく、また、当社又はその子会社が不正行為を認めることなく、いかなる場合であっても、保険によって支払われた金額又は支払うべき金額を考慮した上で、当社又はその子会社が一定の総額を超えない金銭的損害賠償を支払うことのみを伴う訴訟、又は(b) 本合併契約によって企図された取引に関連する訴訟以外の訴訟について、妥協、和解、又は和解の合意をすること
- 1988年労働者調整再訓練予告法（Worker Adjustment and Retraining Notification Act of 1988）（その後の改正を含みます。）又は類似の法律に基づいて、通知義務又はその他の責任が生じるような、従業員の大量解雇、工場閉鎖、組織的な人員削減、自宅待機、一時解雇、給与又は賃金の引き下げ、勤務スケジュールの変更、又は他の措置を実施又は発表すること
- 当社及びその子会社全体にとって重要な、子会社の設立、又は新規の事業や製品ラインの立ち上げ、若しくは既存の事業や製品ラインの終了を行うこと

- 重要な税務上の選択の実施又は変更、年次税務会計期間の変更、税務会計方法の採用又は変更、重要な税務上の請求、監査、又は評価の解決、修正申告書の提出、重要な税金の還付請求権の放棄、過去の慣行に沿った通常の業務過程以外の重要な税金の発生、税金に関する税務当局の裁定を求める又は取得する、又は重要な税務上の請求又は評価に適用される時効期間の延長又は放棄に同意すること
- 過去の慣行に沿った通常の業務過程で締結した非独占的ライセンスに基づく場合を除き、当社が所有する重要な知的財産を、放棄し、失効させ、売却し、譲渡し、移転し、担保設定し、またその他の負担設定若しくは処分を行うこと、又は当社が所有する重要な知的財産に何らかの権利若しくはライセンスを付与すること
- 当社又はその子会社のプライバシーポリシーの改訂、当社又はその子会社の情報技術システムの完全性、セキュリティ、又はオペレーションを、個別又は全体的に、当社及びその子会社にとって重要であると合理的に予想される不利な方法で変更すること
- 当社の関連会社、又はSECが公布したレギュレーションS-Kの項目404に該当するその他の者との間で、当該項目404に従って開示が義務付けられた取引を行うこと、あるいは合意、取り決め、若しくは了解を締結すること
- (a) 特定の従業員に関して、労働団体と団体交渉協約又はその他の労働協約を締結こと、又は(b) そのような従業員に関して、カードチェック承認協約、中立保持協定、又はあらゆる種類の労働協約を締結すること
- 契約を承認又は締結すること、又はそれ以外の方法で前述のいずれかに取り組むことに同意すること

親会社

親会社及びMerger Subはそれぞれ、本合併契約の締結日から効力発生時及び本合併契約の条項に従って本合併契約が解除されるうちいずれか早い日までの間、適用される法律により義務付けられている場合を除き、本合併及び本合併契約により企図されるその他の取引を阻止し又は著しく遅延させることが合理的に予想されるいかなる行為も行わないこと、及び、そのような行為を行うことを子会社に許可しないことに同意しています。

本合併の条件

クロージングを実行するための各当事者の義務は、以下に記載する条件を含む多くの条件の充足又は放棄を条件とします。

共通の条件

本合併を実行する本合併契約の各当事者のそれぞれの義務は、以下の各条件の充足又は放棄（適用法に従って許容される場合）を前提とします。

- 本合併契約議案を当社株主が承認すること
- 必要な規制当局の認可を取得していること
- 本合併契約の当事者に対する管轄を有する政府機関による、本合併又は合併契約により企図される取引の実行を違法とし、差し止め、又は禁止する、不服申立不能の最終的な法律又は命令が発生しておらず、またこれらが適用されないこと

当社の条件

本合併を実行する当社の義務は、以下の追加の各条件の充足又は放棄を前提とします。

- 本合併契約で定める親会社及びMerger Subの表明保証が真実かつ正確であること。基本的に、本合併契約日時点及びクロージング日時点の両時点において表明され、いずれの場合においても、一定の重要性の基準が適用される。
- 親会社及びMerger Subが、本合併契約上、クロージング時又はそれ以前に履行又は遵守することが要求されるすべての義務、合意及び誓約を、すべての重要な点において、履行又は遵守していること
- 親会社の役員が署名した、前２項に定める事項を証明する証明書を当社が受領すること

親会社及びMerger Subの条件

本合併を実行する親会社及びMerger Subの義務は、以下の追加の各条件の充足又は放棄を前提とします。

- 本合併契約に記載された当社の表明保証が真実かつ正確であること（特定条件の除外項目が一部あります。）。基本的に、本合併契約日時点及びクロージング日時点の両時点において表明され、それぞれ特定の重要性の基準が適用される。
- クロージング日に又はクロージング日までに、当社によって履行又は遵守されることが予定されている、本合併契約で定められたすべての義務、契約、及び誓約事項の、当社によるすべての重要な点における履行及び遵守
- 本合併契約に定められているとおり、当社に継続的に生じている重大な悪影響が存在しないこと
- 当社の最高経営責任者（CEO）又は最高財務責任者（CFO）が署名した、前３項に定める事項を証明する証明書を親会社が受領すること
- 本合併契約及び本合併契約により企図される取引に関連する、必要な規制当局の認可又は政府の認可の条件として、又は本合併契約の当事者に対する管轄を有する政府機関による法律又は命令の結果として、総体的に、当社及びその子会社の事業、業績、財務状況、又は資産に重大な悪影響（本合併契約の締結日における当社の最新の財務情報に基づく年間収益の20%以上の減少が予測される場合を含みます。）を及ぼすこと、又は、親会社、当社及びそれぞれの子会社の複合事業の事業、営業、財務状況又は資産全体に重大な悪影響を及ぼすことが合理的に予想されるような、条件、制限、制約、限定又は状況（「過度の負担条件」）がないこと

勧誘禁止条項

本合併契約には、効力発生時又は本合併契約の有効な終了時のいずれか早い時点まで、当社が代替取引を求める能力を制限する条項が含まれています。これらの条項の下、当社は、自らが以下の行為を行わないこと、並びに当社若しくはその子会社を代表して、又は当社若しくはその子会社の指図により行動するそれぞれの各代表者に以下の行為を行わないように指図することに同意しました。

- 対抗買収提案（以下で定義されます。）の提出を促進又は奨励するような行為を、直接又は間接に、勧誘、開始又は故意に実行すること
- (a) 対抗買収提案、(b) 対抗買収提案につながると合理的に予想される問い合わせや提案に関連して、第三者（あるいは資金調達源となりうる者）に対する、協議又は交渉の継続、実施、又は開始、又は重要な非公開情報の開示、あるいは当社若しくはそのいずれかの子会社の事業、財産、資産、帳簿若しくは記録へのアクセスの許可、又はいかなる取組みに対する意図的な支援、参加、促進、参加
- 企業買収契約の締結又は対抗買収提案若しくは企業買収契約の承認、株主承認への提出又は推奨
- 親会社に適用されるあらゆるスタンドスティル契約又は同様の契約の権利放棄又は解除を認め、当社又はその子会社の資本持分に関して、スタンドスティル契約又は類似の契約に基づく権利放棄又は解除を故意に実施しない、又は付与しないこと。但し、当社取締役会が、(A) フィナンシャルアドバイザー及び社外リーガルアドバイザーと協議の上、これを行わないと当社取締役会の受託者責任と矛盾することが合理的に予想されると誠実に判断し、(B) かかる判断と実質的に同時である場合を除きます。
- DGCL第203条に基づく取引、又は第三者が「利害関係株主」になることを承認すること。但し、本合併契約に従い、会社不利推奨事項の変更に関連して必要とされる場合を除く。
- 上記のいずれかを行うことを承認、認可、同意又はその意思を公に発表すること

本合併契約では、「対抗買収提案」とは、以下のいずれかの取引又は一連の関連取引に関する、（親会社及びその子会社（Merger Subを含みます。）を除く）あらゆる個人、事業体、又はグループからの、（本合併契約によって企図される取引を除く）、誠実な問い合わせ、提案、若しくは申し出、又は提案若しくは提案することに関心の意思を表明しているものと規定しています。(a) 当社及びその子会社の連結資産の公正市場価値の20%以上、又は当社及びその子会社の連結ベースの純収益又は純利益の20%以上と同等価値の、当社又はその子会社の資産（子会社の議決権付き株式持分を含みますが、通常の事業過程における資産は除きます。）の直接的又は間接的な買収、(b) 当社又はその子会社の議決権付き株式持分の20%以上の直接又は間接的な買収で、全体で、その事業が当社及びその子会社の連結ベースの純収益、純利益、又は資産の20%を構成する場合、(c) 公開買付け又は交換買付けで、それが実行された場合、個人、事業体又はグループ（取引所法第13条(d) で定義されます。）が当社の議決権の20%以上を実質的に所有（取引所法第13条(d) の意味において）することになる場合、(d) 当社又はその子会社が関与する合併、統合、その他の企業結合、又は類似の取引で、当該個人、事業体又はグループ（取引所法第13条(d) で定義されます。）が、全体で、当社及びその連結純収益、純利益、又は資産の20%以上を所有することになる場合、(e) 当社又はその子会社の一者以上の清算、解散（あるいは清算計画又は解散計画の採択）、資本再編、又はその他の重要な企業再編で、個別に、又は全体として、当社及びその子会社の連結での純収益、純利益、資産の20%以上を創出又は構成する場合、又は(f) 上記の組み合わせ。

本セクションの最初の段落に記載された誓約にかかわらず、本合併契約議案に対する当社株主の承認を前に、当社取締役会は、直接又は代表者を通じて間接的に、以下の行為を行うことができます。(a) 当社取締役会が、フィナンシャルアドバイザー及び社外リーガルアドバイザーと協議した上で、優位提案（以下で定義されます。）に至ることが合理的に予想されると誠実に信じる、書面による対抗買収提案を行った（撤回しなかった）第三者との交渉又は協議に参加すること、(b) その後、本合併契約で認められる守秘義務を構成する締結済の秘密保持契約に従って、当社又はその子会社に関連する非公開情報を当該第三者に提供すること、また、(c) 対抗買収提案が優位提案に該当するか否かを判断するために、対抗買収提案を提出した者又は事業体と連絡を取り、その条件を明確にすること。但し、上記(a)、(b)及び(c)の各場合において、当社、その子会社、又はそれぞれの代表者のいずれも、当該対抗買収提案の受領に関連して本セクションの最初の段落につき重大な違反を犯していないこと、及び上記(a)及び(b)各場合に、当社取締役会が、フィナンシャルアドバイザー及び社外リーガルアドバイザーと協議の上、当該行動を取らないことが、適用される法律に基づいた当社取締役会の受託者責任と矛盾することが合理的に予想されると、最初に誠実に判断した場合に限ります。

当社取締役会は、当社が親会社に対して、当該行動をとる意向であることを事前に通知する書面を交付しない限り、上記(a)又は(b)のいずれの行動もとらないものとします。当社は、対抗買収提案、又は対抗買収提案に関する、若しくは対抗買収提案につながることが合理的に予想される問い合わせ、意思表示、提案、申し出、情報提供の要請を当社（又はその代理人）が受領した後、速やかに（遅くとも48時間以内に）親会社に通知するものとします。当社は、価格、資金調達案、その他の重要な条件に関する重要な修正又は修正案を含め、かかる買収提案、問い合わせ、意思表示、提案、申し出、又は要請の状況及び重要な条件について、合理的な最新の情報を親会社に提供します。

本合併契約では「優位提案」とは、本セクションの最初の段落に対する重大な違反行為により勧誘されていない書面による対抗買収提案で（なお、「対抗買収提案」の当該定義における「20%以上」は「50%超」と読み替えられます。）、提案の条件、完了の可能、及び優位提案の通知期間（以下で定義されます。）中に親会社が提案した本合併契約及び本合併の条件の修正など、当社取締役会が適切と判断する要素を考慮した後、（フィナンシャルアドバイザー及び社外リーガルアドバイザーと協議の上で）(a) 成立することが合理的に見込まれ、かつ、(b) 成立した場合には本合併契約により企図される取引よりも当社株主にとって有利であると当社取締役会が誠実に判断したものを意味します。

また、本合併契約は、一定の例外を除き、当社取締役会又はその委員会が、会社不利推奨事項の変更を行うこと、又は子会社が会社買収契約を締結すること、又は締結を許可することはできないと定めています。

当社株主による本合併契約議案の承認に先立ち、当社取締役会は以下を行うことができます。

- (a) 優位提案に関する会社不利推奨事項の変更を行うこと、又は(b) 当該優位提案について会社買収契約を締結するため、本合併契約を解除すること（いずれの場合も、本合併契約の勧誘禁止条項の重大な違反に直接的又は間接的に起因していないものとします。）。但し、以下の条件に従う場合に限ります。(i) 当社は、本項(a)又は(b)に記載された行動をとる前に、当該優位提案に関してかかる行動をとる意向を、少なくとも４営業日前（以下「優位提案の通知期間」といいます。）までに、親会社に書面で速やかに通知すること。この通知には、当社が、当社取締役会が優位提案を宣言する意向のある対抗買収提案を受領したこと、及び当社取締役会が本項(a)又は(b)に記載された行動をとる意向であることが明示的に記載されるものとします。(ii) 当社が、当該通知において、優位提案を行った当事者の身元及びその重要な条件を特定し、修正されていない対抗買収提案の写しを添付し、当該通知に、当該優位提案に関連して関連当事者から提供された範囲内で、当該優位提案、及び融資関連文書（融資関連文書には、慣例的な修正が含まれる場合があります。）など関連する文書に関する、契約案（変更があれば速やかに更新されます。）の最新版を含む関連文書を添付すること。(iii) 当社とその代表者が、優位提案の通知期間中に、親会社の裁量により、当該対抗買収提案が優位提案に該当しなくなるように本合併契約の諸条件を調整するよう提案がなされた場合には、調整を行うべく、親会社と誠実に交渉すること（優位提案の通知開始期間後に、買収価格の変更など、優先提案の条件に重大な変更があった場合、優位提案の通知期間は、当社が親会社に当該重大な変更を通知した時点から少なくとも２営業日の事前通知を行えるよう延長されることが認められます。）。(iv) 当社取締役会が、フィナンシャルアドバイザー及び社外リーガルアドバイザーと協議の上、当該対抗買収提案が引き続き優位提案に該当し（優位提案の通知期間中に親会社が行った本合併の諸条件の調整を考慮した上で）、かつ、当該措置を講じないことが、適用法令に基づく取締役の受託者責任に抵触することが合理的に予想されると、誠実に判断したこと。
- 想定外の事由（以下で定義します。）に関して、以下の場合に限り、会社不利推奨事項の変更を行うこと。(a) 当社が、当該想定外の事由に関して会社不利推奨事項の変更を行う意向であることを、会社不利推奨事項の変更を実施する少なくとも４営業日前までに（以下「想定外の事由の通知期間」といいます。）、親会社に対して、速やかに書面で（本合併契約の通

知規定に従い、親会社及び親会社の外部弁護士宛ての電子メールも含みます。）通知を行う場合。この通知では、当該想定外の事由が生じる原因となった根本的な事実と状況（及び当該行動を取る合理的な詳細な説明）を合理的に詳細に説明し、当社取締役会が会社不利推奨事項の変更を行う予定であることを含め、想定外の事由について親会社に通知するものとします。(b) 想定外の事由の通知期間中に、当社とその代表者が、当社取締役会が当社に会社不利推奨事項の変更を実施する必要がなくなるよう、合併契約の条件の調整を行うため、誠実に交渉する場合。(c) 当社取締役会が、フィナンシャルアドバイザー及び社外リーガルアドバイザーと協議した上で、想定外の事由が発生し、会社不利推奨事項の変更を実施しなければ、適用される法律に基づく当社取締役会の受託者責任と矛盾することが合理的に予想されると誠実に判断した場合。当社取締役会は、本合併又は本合併契約により企図される取引に関連する政府認可を取得するために必要な時間や、それに関連する要求又は提案される可能性のある条件、約束又はコミットメントに関連する事実又は状況に基づいて、会社不利推奨事項の変更を行うことはできません。

本合併契約では、「想定外の事由」とは、当社の事業、資産、又は運営に重大な影響を及ぼす事象、状況、変化、発生、進展、又は影響のことであり、(a) 本合併契約の日又はそれ以前に当社取締役会が知らなかった、又は合理的に予見できなかったもの（又は、知っていたとしても、その結果を本合併契約の日又はそれ以前に当社取締役会が知らなかった、又は合理的に予見できなかったもの）、及び(b) (i) 対抗買収提案若しくは優位提案、又は(ii) 単なる事実に関連するものではなく、当社が、本合併契約締結日以降に終了する期間における収益、利益、その他の財務指標若しくは営業指標に関する社内若しくは公表された見通し、予想、見積もり若しくは予測を達成若しくは上回った事実、又は本合併契約締結日以降に本資本持分の市場価格若しくは取引量若しくは信用格付けが変化した事実（但し、基礎となる事象、状況、変化、発生、発展若しくは影響は、想定外の事由が発生したか否かを判断する際に考慮されるものとみなされる場合があります。）を意味します。

また、本合併契約では、当社取締役会又はその委員会が、対抗買収提案に関して取引所法に基づき公布された規則14d-9及び規則14e-2(a)により企図される立場を当社株主に開示することができる旨規定していますが、当社がフィナンシャルアドバイザー及び社外リーガルアドバイザーと協議した上で、立場を開示しないことが、適用法に基づく当社取締役会の受託者責任と矛盾することが合理的に予想されると判断した場合、対抗買収提案に関する当社、当社取締役会、その委員会による決定、見解、又はその他の行動に関する当社、当社取締役会、又はその委員会による公開開示（取引所法の規則14d-9(f)に基づいて行われる「ストップ、ルック・アンド・リスン」ステートメントを除きます。）は、当該開示において当社取締役会が当社取締役会の推奨を明示的かつ公に再確認しない限り、会社不利推奨事項の変更とみなすものとします。本合併契約では、当社、又は当社取締役会、又は委員会が、(a) 当社が対抗買収提案を受領したことを示し、(b) 当該対抗買収提案を行っている個人又は企業、又はグループを特定し、(c) 当該対抗買収提案の重要な条件を提供すること、又は(d) 当該対抗買収提案に関する本合併契約の対応を説明する、事実に基づいて正確な公式声明をだすことを制限することは定められていません、かかる声明はいかなる場合においても(i) 当該対抗買収提案に関する採択、承認、又は推奨、又は(ii) 会社不利推奨事項の変更とはみなされません。

SECファイリング

本合併契約では、合理的に実行可能な限り速やかに、当社が本株主総会参考書類を作成し、準備段階の形式でSECに提出することが規定されています。

臨時株主総会

本合併契約の条件及び適用法に従い、本合併契約の締結日後、実行可能な限り速やかに、当社は、当社普通株式の保有者に本株主総会参考書類の最終版が初めて郵送された日から45日以内に、臨時株主総会を招集、通知、召集、開催します。上記にもかかわらず、(a) 当社は、(i) 定足数が満たされていない場合、(ii) 臨時株主総会において本合併契約議案に対する当社株主の承認を得るために十分であると合理的に考えられる数の委任状を当社が受領していない場合において、臨時株主総会までの期間を考慮し、追加的な委任状勧誘を行うための合理的な時間を確保するために、又は(iii) 適用される法律が要求する範囲内で、親会社と誠実に協議した上で、親会社の要請があれば、臨時株主総会を延会又は休会する権利を有し、親会社の要請があれば、臨時株主総会を延会又は開催することに同意しています。また、(b) 当社は、当社と親会社の間で双方合意の上、当該45日間の期間が経過した後に、臨時株主総会を開催することができます。

当社取締役会が会社不利推奨事項の変更を行ったとしても、本合併契約が臨時株主総会の前にその条項に従って解除されない限り（下記の「解除」のセクションでさらに説明します。）、本合併契約の採択、本合併及び本合併契約によって企図されるその他の

取引の承認を、臨時株主総会で当社株主に提出し、その検討に付すという当社の義務が変更されたり回避されたりすることはありません。

上場廃止と登録抹消

本合併契約では、効力発生時に先立ち、親会社の要請に応じて、当社は、親会社に合理的な協力を行い、適用される法律及び東証の規則、規制及び方針の下で、存続会社による当社JDRの東証からの上場廃止を実現するために、合理的に必要、適切又は望ましいと考えられるすべての事柄を、可能な限り速やかに、また、いかなる場合であっても、効力発生時から２日以内に、実施又は実現させる、合理的な最善の努力を払います。

また、本合併が完了した場合、当社JDRの株式は取引所法上の登録が抹消されます。

資金調達

本合併の完了は、親会社が資金調達を受けることを条件とするものではありません。親会社は現在、本合併対価の支払いを手元資金で賄う予定です。親会社が本合併対価の支払資金を調達できない場合、本合併は完了しません。

その他の特約及び契約

本合併契約には、以下の事項に関する誓約（本合併契約に規定された一定の例外を除きます。）を含む、その他の一定の誓約及び合意が含まれています。

- 当社は、その各子会社が、(a) 事前に当社に通知した上で、当社及びその各子会社の役員、従業員、会計士、代理人、財産、事務所、その他の施設、及びその帳簿、記録、特定の契約、その他の資産に対して、当社又はその各子会社の業務に不合理な支障をきたさない範囲で、通常の営業時間内に、親会社及びMerger Sub社とその各代表者が合理的にアクセスできるようにすること、並びに、(b) 事前に通知した上で、当社及びその各子会社の事業、財産、特定の契約、資産、及び負債に関して、親会社、Merger Sub、又はこれらの代理人が合理的に要求する情報を、通常の営業時間内に親会社、Merger Sub、又はこれらの代理人に提供することに対して、合理的な努力を行わせる義務を負います。
- 当社及び親会社は、本合併及び本合併契約により企図されるその他の取引に関する公表、声明、発表その他の開示を行う前に、相手方の書面による事前の同意を得る義務を負います。
- 親会社は、存続会社及びその各子会社（もしあれば）が、当社の各従業員及びその子会社に対し、効力発生時の直後から、一定水準の基本給又は賃金、年間目標賞与の機会、並びに退職金及び福利厚生制度の給付金を提供するようにさせる義務を負います。
- 存続会社（効力発生時における当社の利益の承継者）の、効力発生時点における当社又はその子会社の現職役員又は元役員に対する補償義務（「第１号議案：本合併契約の承認―補償」をご参照ください。）を負います。
- Merger Subは、本合併及び本合併契約により企図されるその他の取引、又は本合併契約に規定若しくは企図されている取引に関連若しくは推進する活動以外のいかなる活動も行わない義務を負います。
- 親会社、Merger Sub、当社、本合併、本合併契約により企図されるその他の取引に対して何らかの買収を禁止する法律が適用されるようになった場合、又は適用されるとみなされた場合、当社及び取締役は、本合併契約により企図される取引を完了するために必要な承認を与え、必要な措置を講じる義務を負います。
- 当社及び親会社は、取引所法第16条(a) 報告義務の対象となる当社の各取締役又は各役員により、当該規則の下で処分されたとして扱われ、本合併契約により企図された取引の結果として生じる当社普通株式（デリバティブ証券を含む。）の処分を、当該取引所法の下で公布された規則第16b-3の下で免除されるようになるために必要とされるすべての措置を講じる義務を負います。
- 親会社は、本合併契約又は本合併契約により企図される取引に関連して、当社株主が当社又はその取締役に対して開始した特定の訴訟手続について、防御及び和解に参加する権利を有します。

契約解除

本合併契約は、クロージング前であればいつでも、当社、親会社、及びMerger Subの書面による合意により解除させることがで

きます。

さらに、以下にあてはまる場合、当社又は親会社のいずれかが、本合併契約を解除することができます。

- 本合併が最終期日又は最終期日前に完了しない場合。但し、必要な規制当局の認可が得られなかった結果、当該日以前にクロージングが行われなかった場合、最終期日は、親会社又は当社のいずれか一方が、最終期日の10営業日前までに相手方に書面で通知することにより、１度に限り３ヶ月間延長することができます。但し、本合併契約を終了させるこの権利は、本合併契約に規定された表明保証、誓約、又は合意に対する重大な違反により、本合併が最終期日までに完了できなくした、又はその主な原因となった当事者には適用されません。
- 管轄権を有する政府機関が、本合併の完了又は本合併契約により企図されたその他の取引を、違法、永久に禁止、又はその他の方法で永久に禁止する法律又は命令を制定、発行、公布、施行、又は制定し、かかる法律又は命令が確定し不服申立不能となった場合。但し、本合併契約を終了させるこの権利は、本合併契約に規定された表明保証、誓約、又は合意に対する重大な違反が、かかる法律又は命令の発行、公布、施行、又は制定の主な原因、又は主要な結果をもたらした当事者には適用されないものとします。
- 本合併契約が、臨時株主総会で採択されるよう当社株主に提出され、当該株主総会で本合併契約議案に対する当社株主の承認が得られなかった場合（当該株主総会が延会又は延期された場合を除き、延会又は延期された場合は最終の延期又は延期時）、又は
- CFIUSターンダウン

さらに、親会社は、以下の場合に本合併契約を解除することができます。

- 会社不利推奨事項の変更が発生した場合、又は当社が会社買収契約を承認若しくは採択した場合、又は承認若しくは採択を推奨した場合
- 本合併のクロージング条件（上記の「本合併の条件」で記載されています。）が満たされないような、本合併契約に規定された当社側の表明保証、誓約、又は合意に対する違反があり、かつ当該違反が最終期日までに是正されない場合、又は、最終期日までに是正できる場合、(a) 親会社又はMerger Subによる書面の通知から30日以内、又は(b) 最終期日のどちらか早い日よりも前に是正することはできません。但し、さらに、親会社又はMerger Sub、本合併契約に基づく表明保証、誓約又は義務に重大な違反があり、かかる重大な違反により本合併の一定のクロージング条件が満たされない場合、親会社は本合併契約を解除する権利を有しません。
- 適用される管轄権を有する適用される政府機関が、過度の負担条件となる法律又は命令を制定、公布、施行、又は発令し、かかる法律又は命令が最終的かつ不服申立不能となった場合。但し、親会社又はMerger Subによる本合併契約に定める表明保証、誓約又は義務に対する重大な違反が、かかる法律又は命令の発行、公布、施行又は適用の主な原因となっている場合、又は主な結果となった場合は、親会社は本合併契約を解除する権利を有しません。
- 当社が書面で最終期日よりも短い期間に合意しない限り、最終期日まで親会社が管轄を有する適応される政府機関と誠実に交渉するために合理的な最善の努力を尽くした後、当該政府機関から、必要な規制当局の認可が、親会社が承諾したくない又は受けたくない過度の負担条件を強いられる条件が課されるものであると通知された場合。

さらに、当社は、以下の場合に本合併契約を解除することができます。

- 臨時株主総会において本合併契約議案に対する当社株主の承認を得る前に、当社取締役会が、本合併契約の勧誘禁止条項を厳格に遵守することを条件として、当社に優位な提案に関して会社買収契約を締結する権限を付与する場合。但し、かかる解除の前に、又は解除と同時に、当社は、下記の「特定の状況下で支払われるターミネーション・フィー」に記載されているターミネーション・フィーの支払いを完了しているものとします。
- 親会社又はMerger Subにおいて、本合併契約に定める表明保証、誓約又は合意のいずれかに違反し、当社のクロージング条件（上記の「本合併の条件」に記載されています。）が充足されない場合であって、当該違反が本合併終了日までに是正されない場合。当社が本合併契約に基づく表明保証、誓約又は義務に重大な違反があり、その重大な違反が一定のクロージング条件の不履行を生じさせる場合には、当社は本合併契約を解除する権利を有しません。
- (a) 親会社とMerger Subの共通のクロージング条件及びクロージングの条件（上記の「本合併の条件」に記載）が（その性質上、クロージング時に充足されるべき条件で、係る時点でクロージングが発生した場合、解除になる時点で充足される可能性のある条件を除きます。）、本合併契約に従って充足又は放棄された場合、(b) 当社が親会社に対して、本合併を完了

する用意があり、その意思があり、実行可能であることを書面で示した場合、(c) 親会社及びMerger Subが、本合併契約のクロージング条項に従って、クロージングが行われる予定であった日の翌日から４営業日以内（４営業日以内に最終期日が到来する場合は、最終期日まで）に、本合併を完了させることができない場合、また、(d) 上記(c)記載の４営業日以内（当該４営業日以内に最終日が到来する場合は、本合併契約のクロージング条項に従ってクロージングが行われる予定であった日から最終期日までの期間）に、当社が、本合併及び本合併契約により企図されるその他の取引を完了する用意、意思、及び能力がある場合。

本合併契約が、解除条項に従って適切かつ正当に解除される場合、本合併契約は効力を失って無効となり、本合併契約の当事者（又は、株主、取締役、役員、従業員、エージェント又は係る当事者の代表）は本合併契約に対する責任を一切負いません。但し、(a) 下記「特定の状況下で支払われるターミネーション・フィー」に記載される手数料を含む特定の条項、特定の秘密保持契約、及びその他の一般条項（及び当該条項に含まれる関連定義）で、完全に効力を維持する場合と、(b) 本合併契約の当事者による責務又は損害は、当該責務又は損害が他の当事者による本合併契約に定める表明保証、誓約、又はその他の合意の故意の違反（以下で定義されます。）又は詐欺（以下で定義されます。）に起因する場合については、この限りではありません。

特定の状況下で支払われるターミネーション・フィー

本合併契約では、以下の状況下でクロージング前に本合併契約が解除された場合、当社又は親会社は、他方の当事者にターミネーション・フィーを支払う義務を負う可能性があると定めています。本合併契約の解除後に支払うべき手数料及び費用を決定する目的で、対抗買収提案のその定義における「20%」は「50%」と読み替えられます。

以下により、本合併契約が解除された場合、当社は親会社に対して総額752万ドルのターミネーション・フィー（以下「当社ターミネーション・フィー」といいます。）を支払う義務を負います。

- 会社不利推奨事項の変更が発生した場合、又は当社が会社買収契約の承認又は採択、若しくは採択を推奨した場合に、親会社によって解除された場合
- 臨時株主総会において当社株主により本合併契約議案が採択される前に、当社取締役会が、本合併契約の勧誘禁止条項を重要な点において遵守することを条件として、優位提案に関する会社買収契約を締結する権限を付与した場合に、当社によって解除された場合
- 当社が本合併契約に定める表明保証、誓約、合意のいずれかに違反し、親会社及びMerger Subの一定のクロージング条件（上記の「本合併の条件」に記載）が充足されず、係る違反が当該最終期日までに是正されない場合、又は、最終期日までに是正可能な場合であっても、(a) 親会社から当社に書面による通知を行ってから30日後、又は、(b) 最終期日のいずれか早い日までに是正されず、かつ、(1) 解除される前に、対抗買収提案を公開するか、又はその他の方法で当社又は当社取締役会に対して開示し、若しくは伝達された場合、また、(2) 当該解除日から12ヶ月以内に、当社が、(x) (1)の対抗買収提案、又は本合併対価総額を上回る対価を伴う対抗買収提案について、正式契約を締結した場合、又は、(y) (1)の対抗買収提案、又は合併対価総額を上回る対価を伴う対抗買収提案を完了した場合に、親会社によって解除される場合
- 当社株主による本合併契約議案の先立ち、本合併が終了日までに完了せず、かつ、(1) 当該終了日より前に、当社又は当社取締役会に対して対抗買収提案が公に開示され、又はその他の方法でなされ、又は通知された場合、(2) 当該終了12ヶ月以内に、当社が、(x) (1)の対抗買収提案又は本合併対価総額を上回る対価の対抗買収提案に関して最終契約を締結した場合、又は(y) (1)の対抗買収提案又は本合併対価総額を上回る対価の対抗買収提案を完了した場合に、当社又は親会社によって解除される場合
- 本合併契約が本臨時株主総会で採択されるよう当社株主に提出され、当該株主総会で本合併契約議案に対する当社株主の承認が得られなかった場合で、かつ、(1) 当該終了の対抗買収提案が公に開示された場合、(2) 当該終了12ヶ月以内に、当社が、(x) (1)の対抗買収提案若しくは本合併対価総額を上回る対価の対抗買収提案に関して最終契約を締結した場合、又は(y) (1)の対抗買収提案若しくは本合併対価総額を上回る対価の買収を実行した場合に、当社又は親会社によって解除される場合

本合併契約が解除された場合、親会社は当社に対し、総額12,000,000米ドルのターミネーション・フィー（以下「規制上のターミネーション・フィー」といいます。）を支払う義務を負います。

- 本合併が最終期日及び当該解除日までに完了せず、かつ、共通のクロージング条件及び本合併を完了する親会社及びMerger

Subの義務に関する条件を満たしているか、充足することが可能である状況（但し、(X) 独占禁止法の届出、CFIUS認可、台湾DIR認可、及び特定政府機関（本合併契約において定義されます。）からの行政上の禁止事項に関する条件、(Y) その性質上、クロージング時に充足されるもの、及び(Z) 親会社又はその関連会社（本合併契約又は過度の負担条件において定義されます。）の作為（又は不作為）により、その全部又は一部が充足されない条件を除きます。）で、当社又は親会社によって解除される場合

- 特定政府機関による行政上の禁止事項により、当社又は親会社によって解除される場合
- CFIUSターンダウンによって当社又は親会社によって解除される場合
- 本合併契約の当事者に対して適用される管轄権を有する政府機関が、負担条件をもたらす最終的かつ不服申立不能な法律又は命令を制定、公布、施行、又は決定した状況で、親会社によって解除される場合
- 本合併契約の当事者に対して適用される管轄権を有する政府機関によって、必要な規制当局の認可が、親会社が当該政府機関と誠実に交渉するための合理的な最大限の努力を尽くした末に、親会社が受け入れ又は引き受けを望まない負担条件を課すことを条件とする旨を親会社に通告を行った状況で、親会社に解除される場合
- (a) 共通のクロージング条件及び本合併を完了する親会社及びMerger Subの義務に関する条件が満たされる、又は充足される可能性があり（その性質上、クロージング時に充足される条件を除きます。）、(b) 当社が本合併を完了する用意があり、その意思と能力があることを、親会社に書面で示し、(c) 親会社とMerger Subが、本合併契約に従って本合併のクロージング日の翌日から４営業日以内（最終期日が当該４営業日以内である場合は、終了日まで）に本合併を完了せず、及び(d) 当該４営業日以内（終了日が当該４営業日以内である場合は、最終期日まで）に、当社が本合併を完了した場合、また、(d) 当該４営業日以内（又は、当該４営業日以内に最終日が到来する場合は、本合併契約のクロージング条項に従ってクロージングが行われる予定であった日から最終期日までの期間）に、当社が本合併及び本合併契約により企図されるその他の取引を完了する用意があり、意思を有し、かつ実行可能であった状況で、当社によって解除される場合

両当事者は、(a) 本合併契約に基づき当社が当社ターミネーション・フィー又は規制上のターミネーション・フィーを受領する権利は、本合併契約に基づく当社、親会社、又はMerger Subの特定履行を制限せず、又はその他の影響を及ぼすものではないこと、及び(b) 当社による当社ターミネーション・フィーの支払義務、又は親会社による規制上のターミネーション・フィーの支払義務が複数回生じないことを認識し、合意しました。

当社による本合併契約の故意の違反若しくは詐欺があった場合（この場合、親会社は当社に対して金銭的損害賠償、回復、若しくは裁定額を求める権利を有します。）、又は親会社若しくはMerger Subによる本合併契約の故意の違反若しくは詐欺があった場合（この場合、当社は親会社若しくはMerger Subに対して金銭的損害賠償、回復、若しくは裁定額を求める権利を有します。）を除き、当事者らは以下について合意します。

- ターミネーション・フィーを受領する親会社の権利は、本合併契約により企図される取引が完了しなかったこと、又は本合併契約に違反若しくは不履行があったことにより親会社及びMerger Subが被ったすべての損失及び損害についての、当社、その子会社、及びそれらの関係者（以下「当社関係者」といいます。）に対する親会社及びMerger Subの唯一かつ排他的な金銭的救済であり、一部の例外を除き、かかる金額が支払われた時点で、いずれの当社関係者も、以後本合併契約又は本合併契約により企図される取引に関連又は起因するいかなる責任又は義務も負わないものとします。
- 規制上のターミネーション・フィーを受領する当社の権利は、本合併契約により企図される取引が完了しなかったこと、必要な規制当局の認可を取得できなかったため又は本合併若しくは本合併契約により企図されるその他の取引の完了を違法若しくは禁止とする法律若しくは命令によりクロージング条件若しくは過度の負担条件を充足できなかったために本合併契約により企図される取引に違反若しくは不履行が生じたこと、又は本合併及び本合併契約により企図されるその他の取引を完了するための政府への届出及び政府からの同意の取得（以下それぞれを「規制当局認可申請」といいます。）について適切な措置を講じなかったことにより当社が被ったすべての損失及び損害についての、親会社及びMerger Sub並びにそれらの関係者（以下「親会社等関係者」といいます。）に対する当社の唯一かつ排他的な金銭的救済であり、かかる金額が支払われた時点で、いずれの親会社等関係者も、以後規制当局認可申請に関連又は起因するいかなる責任又は義務も負わないものとします。
- 当社ターミネーション・フィー又は規制上のターミネーション・フィーが実際に全額支払われた場合、場合により、親会社及びMerger Sub、又は当社に対する唯一かつ排他的な救済となり、当該手数料が支払可能な状況においては、場合により、親会社及びその関連会社、又は当社及びその関連会社は、当社関係当事者に対して、その他の請求、法的措置、訴訟を提起又は維持する権利を有しません。又は、場合により、親会社関係当事者は、当社関係当事者又は親会社関係当事者に対して、法律上、衡平法上、契約上、不法行為上、その他において、他のいかなる救済手段も排除されるものとし、場合によって、

当社関係当事者又は親会社関係当事者に対する回復又は判決を求めないものとします。本合併契約又は付随契約の終了に関連又は起因して、当社関係当事者又は親会社関係当事者によるいかなる違反も、場合によっては、本合併契約の終了や、本合併契約又は付随契約（それ以外に特定の機密保持契約）に基づく履行義務に対し、本合併契約により企図される取引の不履行、当社関係当事者による不履行となる事由、又は、場合により、法律上の履行義務に対し、当社関係当事者又は親会社関係当事者の不履行となる事由になります。

本合併契約では、「故意の違反」とは、かかる行為又は不作為が本合併契約の重大な違反につながる、又はかかる違反を構成することを（合理的な調査を前提として）違反当事者が実際に認識した上での行為又は不作為によって引き起こされる、本合併契約における誓約又は合意の重大な違反又は重大な不履行を意味すると規定されています。

本合併契約では、「詐欺」とは、ある当事者に関し、当該当事者が本合併契約において行った表明又は保証に関するデラウェア州のコモンロー上の詐欺であって、(a) 当社に関しては当社の知る限りにおいて、又は(b) 親会社若しくはMerger Subに関しては親会社若しくはMerger Subの知る限りにおいて、ある重要な事実の虚偽性についての実際の意図的な虚偽表示を伴い、かつ相手方の行為を誘導する目的で行われるものを意味すると規定しています。疑義を避けるための付言として、詐欺には、衡平法上の詐欺、推定的詐欺、約束上の詐欺、不正取引詐欺、無責任な若しくは過失による虚偽表示による詐欺、又は過失による若しくは無責任な不法行為に係る請求は含まれないものとします。

準拠法

本合併契約はデラウェア州法に準拠し、デラウェア州法に従って解釈されるものであり、抵触法の原則によりデラウェア州以外の司法管轄区域の法律の利用をもたらすことがある衝突法の原則の下で適用される法律は考慮されていません。

裁判地

本合併契約の当事者は、本合併契約又は本合併契約により企図されるその他の取引に又は関連するいかなる訴訟手続においても、デラウェア州衡平法裁判所又はデラウェアに所在する連邦裁判所の専属管轄権に服することに合意し、各当事者は(a) かかる裁判所以外ではかかる訴訟手続を開始しないことに合意し、(b) かかる訴訟手続請求は、かかる裁判所において審理され、決定されることに同意し、(c) 当該訴訟手続の裁判地がかかる裁判所に置かれることについて、現在又は将来において、合法的かつ効果的にできる最大限の範囲において、異議を放棄し、(d) 当該訴訟手続がかかる裁判所で維持されることについて、法律で認められる最大限の範囲において、裁判地が不便であるという抗弁を放棄しました。各当事者は、当該訴訟手続における最終判決は決定的なものであり、判決に基づく訴訟又は法律で規定されたその他の方法により、他の司法管轄区において執行される可能性があることに同意しています。本合併契約の各当事者は、契約に規定された通知方法による送達に取消不能の形で同意しています。

また、各当事者は、本合併契約及び本合併契約に関連して締結された契約、又は本合併契約が企図する取引に直接的又は間接的に又は関連する訴訟手続に関して、陪審員による裁判を受ける権利を放棄することに同意しました。

譲渡

本合併契約では、親会社、Merger Sub、及び当社のいずれも、支配権の変更を生じさせる事象、合併（当該当事者が存続会社であるか否かを問いません。）、法律の運用、その他の方法を含め、他方当事者の事前の書面による同意なしに、本合併契約に基づく権利又は義務を、自発的又は非自発的に、直接的又は間接的に譲渡することはできません。当該同意書は、不合理に拒絶、留保又は遅延されません。但し、本合併の効力発生時前であれば、Merger Subは、当社の書面による事前承諾なしに、本合併契約に基づく権利の全部又は一部を、親会社又は親会社の直接的若しくは間接的な完全子会社に譲渡することができます。

第三者受益者の不存在

本合併契約は当事者及びその各承継人並びに許可された譲受人に対してのみ拘束力を有し、その利益のためのみに供するものとし、本合併契約には、補償及び保険、終了後の手数料及び費用に関する規定に関するものを含む特定の規定によらなければ、明示的であるか黙示的であるかを問わず、本合併契約の下で、又は本合併契約を理由として、いかなる性質の権利、利益、救済措置をも他の個人又は団体に付与する意図するものではなく、また付与するものでもありません。

権利放棄

効力発生時前に、親会社若しくはMerger Sub、又は当社は、それぞれ以下のことを行うことができます。

- 他方当事者（他方当事者ら）の義務を履行する期限を延長すること
- 本合併契約又は本合併契約に従って交付される契約書に含まれる、他方当事者の表明保証の不正確さを放棄すること
- 適用法により禁止されていない限り、本合併契約に含まれる誓約、合意、条件の遵守を放棄すること

延長又は権利放棄に関する当事者合意は、当該当事者が署名した書面に記載されている場合のみ有効となります。いずれの当事者も、本合併契約又はその他の契約に基づく権利又はその他の権利を主張しない場合は、かかる権利の放棄にはなりません。

特定履行

本合併契約の当事者は、本合併契約のその具体的な条項に従って履行されない場合には、回復不能な損害が発生し、法律上適切な救済手段を有しないこと、及び、本合併契約の当事者は、本合併契約の違反又はおそれを防止するため、又は、本合併契約の条項及び規定の履行を具体的に強制するために、いかなる保証書又は類似の証書も取得、提供、又は掲示することなく、差止命令又は差し止め命令を受ける権利を有することに合意しています。さらに、本合併契約の当事者は、当社が、本合併を完了させるための親会社及びMerger Subの義務を執行するために、差止命令、特定履行、その他の衡平法上の救済を求める権利を有することに明示的に合意しています。

修正

本合併契約は、効力発生時に先立って本合併契約に対して当事者が署名した書面による合意書によってのみ修正又は補足することができることを定めています。しかし、当社株主による本合併契約議案の承認の受領後は、かかる承認なしに、法律上当社株主による追加承認が必要とされる本合併契約の条項の修正又は補足は行われないものとします。

議決権行使契約

以下の議決権行使同意書の要約は、議決権行使同意書の内容によってその全体が組み込まれるものであり、その写しは本株主総会参考書類の付属書類Bとして添付され、参照により本株主総会参考書類に組み込まれています。［翻訳注：付属書類をご覧になりたい場合には、www.sec.gov（英文）又はhttps://www.techpoint.co.jp/ir/（日本語訳）より入手してください。］当社株主は、議決権行使契約の全文をお読みになるようお願いいたします。以下に記載する議決権行使契約の概要は、当社株主にその条項に関する情報を提供するために記載されたものです。これらの契約の当事者の権利と義務は、契約の明示的な条項によって支配されるものであり、本要約や本書に含まれるその他の情報によって支配されるものではありません。本要約は、当社、親会社、又はMerger Subに関するその他の事実情報を提供することを意図したものではありません。当社、親会社、及びMerger Subに関する情報は、本株主総会参考書類の他の箇所に記載されており、当社の場合は、参照により本株主総会参考資料に組み込まれる書類に記載されています。

本合併契約に関し、当社、親会社、及び署名株主（小里文宏氏、Feng Kuo博士及びFun-Kai Liu氏を含みます。）は、本議決権行使契約を締結しました。当該契約には特に、各署名株主が、議決権行使契約対象株式について、(i) 本合併及び最終の本合併契約、本合併を含む本合併契約により企図される取引、並びにその他の取引文書の承認に対して賛成票を、また、(ii) 本合併の完了を妨げ、妨害し、これに干渉し、これを遅延させ、又は重要な点でこれに悪影響を及ぼすことが合理的に予想される行為、提案、取引又は合意に対して反対票を、自ら又は代理人により投じることに対する同意が含まれています。署名株主はまた、一定の例外を除き、特に、議決権行使契約対象株式について、売却、移転、譲渡、担保設定、贈与、公開買付け若しくは交換買付けの申込み、又はこれらと同様の処分を行わないことに同意しています。本議決権行使契約は、効力発生時、本合併契約の有効な終了、会社不利推奨事項の変更、及び本合併契約の変更が実施された日又は本合併契約に基づく当社の権利が放棄された日のうち最も早い時点で、いずれの場合も署名株主の事前の書面による同意なしに自動的に終了し、その場合、(i) 当社株主が受領する本合併対価が減少するか、又は(ii) 当社株主に対する本合併対価の支払方法が変更されます。2025年２月28日現在、署名株主は、合計で当社の発行済普通株式総数の約43.3%を実質的に所有しており、そのうち合計約33.8%は、小里文宏氏、Feng Kuo博士及びFun-Kai Liu氏によって実質的に所有されています。本議決権行使契約に基づき、署名株主が保有する当社普通株式の一部、すなわち2025年２月28日現在の当社の発行済普通株式（JDRを裏付ける当社普通株式を適宜含みます。）の合計約32.1%（うち合計22.5%は、小里文宏氏、Feng Kuo博士及びFun-Kai Liu氏が保有）に相当する部分が議決権行使契約の対象となります。

第２号議案：報酬に関する件

本臨時株主総会において、当社株主は、本合併契約及び本合併契約により企図される取引に基づく、又はその他の形で関連する、当社の指名執行役員に支払われる可能性のある「ゴールデン・パラシュート」報酬を、拘束力のない勧告ベースで承認する議案に対する投票を求められます。取引所法第14条Aに基づき、当社は、「第１号議案：本合併契約の承認―本合併における取締役及び執行役員の利害関係―本合併に関連して当社の指名執行役員に対する支払う可能性がある報酬の定量化」及び「第１号議案：本合併契約の承認―本合併における当社の取締役及び執行役員の利害関係―当社の『ゴールデン・パラシュート』報酬」（「当社の『ゴールデン・パラシュート』報酬」と題された表及び添付の脚注を含みます。）に開示されているとおり、本合併に関連して当社が指名執行役員に対して支払う、又は支払う可能性のある報酬について、株主に対して、拘束力のない推奨ベースで投票及び承認する機会を提供することが義務付けられています。

「『第１号議案：本合併契約の承認―本合併における取締役及び執行役員の利害関係―本合併に関連して当社の指名執行役員に対する支払う可能性がある報酬の定量化』及び『第１号議案：本合併契約の承認―本合併における当社の取締役及び執行役員の利害関係―当社の“ゴールデン・パラシュート”報酬』（この開示には、レギュレーションS-Kの項402(t)に従って義務付けられている当社の“ゴールデン・パラシュート”報酬表が含まれます。）におけるギュレーションS-Kの項402(t)に従って開示されているように、本合併に関連して、テックポイント・インクの指名執行役員に支払われる可能性がある報酬は、ここに承認されます。」

当社取締役会は、「ゴールデン・パラシュート」報酬の支払いを実施することが当社及び当社株主にとって最善の利益であると考えているため、当社取締役会は、当社株主が第２号議案を拘束力のない推奨ベースで承認することを推奨します。推奨的投票であるため、本報酬議案は、当社、当社取締役会、又は当社取締役会の報酬委員会を拘束するものではなく、本議案の承認はクロージング条件ではありません。したがって、本合併が完了した場合、指名執行役員に対して当社に契約上支払いが義務付けられている、本報酬議案に記載されている報酬の支払いは、当社株主による拘束力のない推奨ベースの投票結果の内容にかかわらず、それに適用される既存の適用条件のみ従って、引き続き実施されます。

必要な投票

本報酬議案を拘束力のない推奨ベースで承認するには、定足数が満たされた本臨時株主総会において、直接出席又は委任状による代理人として出席し、議決権が付された当社普通株式の議決権の過半数の株主の賛成票が必要です。第２号議案の承認は、第１号議案及び第３号議案を含む、本臨時株主総会におけるその他の議案の承認に影響を与えるものではありません。*［翻訳注：すなわち、本報酬議案については、投票総数（賛成する議決権数、反対する議決権数及び棄権する投票数の合計をいいます。）の単純多数の賛成をもって可決されます。白票の議決権の数は、投票総数には算入されませんが、定足数の計算に際しては出席した議決権の数として算入されます。］*

定足数が満たされていると仮定した場合、(a) 代理人による代理出席又は本臨時株主総会への出席がなかったとしても、本報酬議案の結果に影響はなく、(b) 棄権は本報酬議案に「反対」票を投じたものとして扱われ、(c) 「ブローカー不投票」（もしあれば）は、本報酬議案の結果に影響はありません。当社株主に提示される議案はすべて非定型的な議案とみなされるため、本臨時株主総会ではブローカー不投票は想定していません。適切に執行され、適時に受領され、撤回されていない委任状によって表章された当社普通株式（JDRの裏付けとなる株式を含みます。）は、ここに記載された指図に従って投票されます。当社株主が、署名入りの委任状を返送する際に、当該委任状に議決権行使の希望を記載しなかった場合、当該委任状によって表章された当社普通株式は、臨時株主総会の定足数を決定する目的上、出席株式としてカウントされ、当該株式はすべて当社取締役会の推奨に従って議決権行使されます。

当社取締役会は、当社株主の皆様に対し、本報酬議案に「賛成」票を投じることを全会一致で推奨いたします。

第３号議案：本延会議案

本臨時株主総会において、当社株主は、本臨時株主総会の開催時に第１号議案を承認するのに十分な議決権数が得られなかった場合に、追加的な委任状勧誘を行うために本臨時株主総会を延会する議案について、必要な場合又は適切な場合に、議決権を行使するよう求められる可能性があります。第１号議案の承認は、本合併の完了のために必要です。当社取締役会は、本合併を実施することが当社及び当社株主にとって最善の利益であると考えているため、当社取締役会は、臨時株主総会の時点で第１号議案を承認するのに十分な票数が得られなかった場合に本臨時株主総会を延会することを可能にする第３号議案を当社株主が承認することを推奨します。

必要な投票

本延会議案を承認するには、定足数が満たされた本臨時株主総会において、直接出席又は委任状による代理人として出席し、議決権が付された当社普通株式の過半数の株主の賛成票が必要です。*［翻訳注：すなわち、本延会議案については、投票総数（賛成する議決権数、反対する議決権数及び棄権する投票数の合計をいいます。）の単純多数の賛成をもって可決されます。白票の議決権の数は、投票総数には算入されませんが、定足数の計算に際しては出席した議決権の数として算入されます。］*

定足数が満たされていると仮定した場合、(a) 代理人による代理出席又は本臨時株主総会への出席がなかったとしても、本延会議案の結果に影響はなく、(b) 棄権は本延会議案に「反対」票を投じたと扱われ、(c) 「ブローカー不投票」（もしあったとしても）は、本延会議案の結果に影響はありません。当社株主に提示される議案はすべて非定形的な議案とみなされるため、本臨時株主総会ではブローカー不投票は予想されません。適切に執行され、適時に受領され、撤回されていない委任状によって表章された当社普通株式（JDRの裏付けとなる株式を含みます。）は、そこに示された指図に従って投票されます。当社株主が、署名入りの委任状を返送する際に、当該委任状に議決権行使の希望を記載しなかった場合、当該委任状によって表章された当社普通株式は、本臨時株主総会の定足数を決定する目的上、出席株式としてカウントされ、当該株式はすべて当社取締役会の推奨に従って議決権行使されます。

当社取締役会は、当社株主の皆様に対し、本延会議案に「賛成」票を投じることを全会一致で推奨いたします。

特定の実質保有者及び経営陣による有価証券の保有

以下の表は、別段の記載がある場合を除き、2025年２月28日現在に当社普通株式の保有に関する一定の情報を記載したものです。

- 2025年２月28日現在、当社が把握している、当社の発行済普通株式の５％超を実質的に保有している者（以下「５％実質保有者」といいます。）
- 当社の現在の取締役
- 2024年12月期の当社の年次報告書フォーム10-Kの要約報酬表に記載されている者（以下「指名執行役員」といいます。）
- グループとして、当社の現在の取締役及び執行役員の全員

以下の保有比率情報は、2025年２月28日現在の当社の発行済普通株式18,712,175株（JDR 7,808,352株を含みます。）に基づいています。JDR１株は普通株式１株に相当します。以下の５％実質保有者に関する情報は、SECに提出された書類（スケジュール13D又はスケジュール13G）の情報のみに基づいています。実質的な保有の有無は、SECの規則に基づいて決定されます。これらの規則では一般的に、有価証券の実質的な保有は、その有価証券に関して単独又は共有の議決権又は投資権を有する者に帰属します。従って、下表の情報は他の目的による当該株式の保有とは一致しない可能性があり、またそれを示すものではありません。別段の記載がない限り、この表で特定されている個人又は法人は、適用される共有財産法に従って、実質的な保有として表示されているすべての株式に関して唯一の議決権及び投資権を有しています。SECの規則に従い、当社普通株式又はJDRに加えて、実質的に保有する当社普通株式数には、2025年２月28日から60日以内に即時行使可能又は行使可能なストック・オプション又はその他の転換証券の行使に従って発行可能な当社普通株式が含まれます。これらの株式は、オプション、有価証券又は譲渡制限付ストック・ユニットを保有する者の持株比率を計算する上では、その者が発行済株式かつ実質的に保有しているものとみなされますが、その他の者の持株比率を計算する上では発行済株式として取り扱われません。特定の日における個人の実質保有の割合は、その人が実質的に保有する株式数（そのような人がその日から60日以内に議決権又は投資権を取得する権利を有する株式数を含みます。）を、2025年２月28日現在の発行済株式数と、当該日から60日以内に議決権又は投資権を取得する権利を有する株式数の合計で除して計算されます。従って、実質的保有の割合の計算における分子及び分母は、実質保有者毎に異なる場合があります。別段の記載がない限り、各人の住所はc/o Techpoint, Inc., 2550 N. First Street #550, San Jose, California 95131, U.S.A.です。

氏名	実質保有者の株式数	実質保有者の保有株式数の割合
５％ 実質保有者		
小里顕子 (1)	1,788,888	9.6%
指名執行役員及び取締役：		
小里文宏 (2)	1,926,888	10.2%
Feng Kuo（博士） (3)	3,421,256	18.2%
Fun-Kai Liu (4)	1,053,146	5.6%
Robert Cochran	55,125	*
青島矢一（博士）	62,625	*
Michelle Ho (5)	6,333	*
Darron Ma (6)	90,494	*
グループとしてのすべての取締役及び現在の現執行役員（７名 (7)）	6,615,867	34.9%

＊　１％未満

(1) 小里顕子が2018年２月14日付けで提出したスケジュール13Gのみに基づき、小里顕子は1,788,888株に関して唯一の議決権及び唯一の処分権を有しています。小里顕子の主たる事務所の住所は、c/o Techpoint, Inc., 2550 N. First Street, #550, San Jose, CA 95131, U.S.A.です。

(2) 小里文宏と小里政子が共同保有する普通株式1,818,888株、及び小里文宏が保有する2025年２月28日から60日以内に行使可能な普通株式購入オプションの裏付けとなる108,000株。

(3) うち、(a) Feng Kuo博士が保有する、2025年２月28日から60日以内に行使可能な普通株式1,360,000株及び普通株式購入オプションの裏付けとなる普通株式88,000株、(b) Feng Kuo博士の娘であるEmily Kuが保有する、普通株式998,256株、2025年２月

28日から60日以内に行使可能な早期行使対象の普通株式購入オプションの裏付けとなる5,000株、及び(c) Feng Kuo博士の娘であるAmanda Kuが保有する普通株式970,000株。

(4) うち、普通株式1,029,500株、2025年２月28日から60日以内に行使可能な普通株式購入オプションの裏付けとなる株式23,646株。

(5) うち、普通株式5,396株及び2025年２月28日から60日以内に譲渡制限付株式ユニットの権利確定により発行される普通株式937株。

(6) うち、普通株式11,802株及びJDRの裏付けとなる78,692株。

(7) うち、普通株式6,311,592株及びJDRの裏付けとなる普通株式78,692株、2025年２月28日から60日以内に行使可能な普通株式購入オプションの裏付けとなる株式224,646株、及び2025年２月28日から60日以内に権利確定する譲渡制限付株式ユニットの権利確定により発行可能な普通株式937株。

今後の株主提案

本合併が完了した場合、当社には公開株式の株主は存在せず、当社の今後の株主総会に一般株主が参加することはありません。但し、本合併が完了しなかった場合、当社株主は引き続き株主総会に出席及び参加する権利を有します。

本合併が完了した場合、2025年の年次株主総会及び今後の当社の年次株主総会は開催されません。

2024年４月19日付けで提出された2024年年次株主総会に向けた当社の年次株主総会参考書類に記載されているとおり、株主が2025年年次株主総会に向けた当社の株主総会参考書類に記載を検討する議案を提出することを希望する場合、当該提案者及びその議案は当社の付属定款及びSECの委任状提出規則を遵守する必要があります。2025年年次株主総会に提案書を提出するための要件の１つとして、提案書は2024年12月20日までに当社の秘書役が受領する必要があります。それ以降に受領した提案は株主総会参考書類には記載されません。株主の皆様におかれましては、提案書を配達証明付き郵便（受領証返送条件で）でご提出くださいますようお願い申し上げます。

2025年年次株主総会の株主総会参考書類に記載されていない株主提案は、株主がその提案を書面にて当社の主要事業所にいる秘書役宛てに適時に通知し、その他当社の付属定款の規定に従わない限り、株主総会で提示されることはできません。適時であるためには、前年の年次株主総会に関連して株主総会参考書類が株主に提供された日から120日以上90日以内に株主からの通知を受領しなければならないと付属定款で定められているため、2024年12月20日から2025年１月19日の間に書面による提案の通知を受領する必要があります。但し、当社が前年に年次株主総会を開催していない場合、又は年次株主総会の開催日が前年の年次株主総会の１年後の応当日から30日以上前又は30日以上後の日に招集された場合は、予定されている年次株主総会の開催日の90日前と、年次株主総会の開催日に関する通知が郵送された日又は年次株主総会の開催日に関する最初の公告が行われた日のいずれか早い日から10日目のうち、最も遅い日の営業終了時までに株主からの通知を受領する必要があります。年次総会の延会又は延期によって、上記の株主通知で新たな期間が設定されたり、期間が延長されたりすることはありません。株主通知は、提案された各案件について、当社の付属定款で義務付けられている情報を記載する必要があります。株主総会の議長は、前述の手順に従っていない議案の承認を拒否することができます。

詳細情報の入手先：参照情報の組込み

当社は、年次報告書、四半期報告書、最新報告書、株主総会参考書類及びその他の情報をSECに提出しています。当社のSEC提出書類は、SECのウェブサイト（www.sec.gov）でも一般公開されています。さらに、当社のSEC提出書類は、当社のウェブサイト（https://www.techpoint.co.jp/en/ir/irnews.php）でも一般公開されています。当社のウェブサイトのアドレスは、非活動的なテキスト参照としてのみ提供されています。当社のウェブサイトに含まれる情報は、参照によって本株主総会参考書類に組み込まれるものではなく、同ウェブサイトに含まれる情報を本株主総会参考書類の一部とみなすべきではありません。

SECは、当社がこの株主総会参考書類に情報を「参照により組み込む」ことを認めています。これは、当社がSECに別途提出した別の文書を参照することで、重要な情報を開示できることを意味します。参照により組み込まれた情報は、本株主総会参考書類に直接含まれる情報又は本株主総会参考書類の参照により組み込まれた情報の日付以降にSECに提出された文書に含まれる情報によって置き換えられた情報を除き、本株主総会参考書類の一部と見なされます。

本株主総会参考書類は過去にSECに提出された以下の文書を参照することにより組み込みます。各場合において、提供され、SECの規則に従って提出されなかったとみなされる文書又は情報は除きます。これらの文書には、当社とその財務状況に関する重要な情報が含まれています。

当社SECファイリング（SECファイル番号001－32622）	提出期間又は提出日
フォーム10-Kの年次報告書	2024年12月期
フォーム8-Kの最新報告書	2025年１月15日提出
2024年12月31日に終了する年度のフォーム10-Kの別紙4.4に記載された有価証券の説明（当該説明を更新する目的で提出された修正又は報告書を含みます。）。	2025年３月５日

さらに、当社は、本株主総会参考書類の日付以降、臨時株主総会の日付までに、証券取引法第13条(a)、第13条(c)、第14条、又は第15条(d)に基づいてSECに提出する可能性のある追加文書も参照により組み込みます。これらの文書には、フォーム10-Kの年次報告書、フォーム10-Qの四半期報告書、フォーム8-Kの最新報告書、及び株主総会参考書類が含まれます。

上記にかかわらず、当社は、本株主総会参考書類の日付以降、フォーム8-Kによる当社の最新報告書の項目2.02又は項目7.01などに従って提出された情報を含め、SECに「提出」されたとはみなされない文書又はその一部を、当該最新報告書に明記されている場合を除き、参照により本株主総会参考書類に組み込むことはありません。

参照により組み込まれた文書、又は組み込まれたとみなされる文書に含まれる記述は、その後に提出された他の文書に含まれる記述が、当該記述を修正又は優先する限りにおいて、本株主総会参考書類の目的上、修正又は優先されたものとみなされます。そのように修正又は優先された声明は、そのように修正又は優先された場合を除き、この株主総会参考書類の一部を構成するものとはみなされません。

参照により組み込まれた文書は当社から入手できますが、別紙は本株主総会参考書類で特に参照によって組み込まれていない限り除かれます。本株主総会参考書類及び本株主総会参考書類で参照により組み込まれた文書の写しは、SECのウェブサイト又は上記の当社のウェブサイトから入手するか、当社の以下の住所及び電話番号に書面又は電話で請求して入手することができます。 *[翻訳注：JDR保有者に対する写しの提供は行っておりません。ご覧になる場合には、www.sec.gov又はhttps://www.techpoint.co.jp/en/ir/irnews.phpより入手してください。]*

Techpoint, Inc.
2550 N. First Street #550, San Jose, California 95131, U.S.A.
連絡先：インベスター・リレーションズ　電話番号：+1 (408) 324-0588

2025年５月２日に開催される当社の臨時株主総会、及びその延会又は延期（以下「本臨時株主総会」といいます。）に先立ち、本株主総会参考書類を適時に受領するためには、2025年４月22日までに情報を請求する必要があります。

請求された書類は、第一種郵便又はそれに準ずる迅速な手段で提供されます。

本合併、本臨時株主総会、又は本株主総会参考書類に関してご質問がある場合、本株主総会参考書類の追加製本をご希望の場合、又は当社普通株式の議決権行使についてサポートが必要な場合は、当社本社（2550 N. First Street #550, San Jose, California 95131, U.S.A.）のインベスター・リレーションズ宛てに郵送で問い合わせ頂くか、+1(408) 324-0588までお電話ください。

その他

当社に関連するすべての情報は当社が提供しており、本株主総会参考書類に含まれる親会社、Merger Sub、及びそれらの関連会社に関連するすべての情報は、親会社が提供していますが、当社による独自の検証は行われていません。本株主総会参考書類に記載された親会社及びその関連会社に関するすべての情報は、親会社が提供しており、当社による独自の検証は行われていません。

本合併に関する議決権行使にあたっては、本株主総会参考書類、本株主総会参考書類の付属書類、及び本株主総会参考書類に参考として組み込まれた書類に記載された情報のみに依拠してください。 *[翻訳注：付属書類をご覧になりたい場合には、www.sec.gov（英文）又はhttps://www.techpoint.co.jp/ir/（日本語訳）より入手してください。]* 当社は、本株主総会参考書類又は本株主総会参考書類に参照により組み込まれる資料に記載されている内容と異なる情報を提供する権限、本合併又は本臨時株主総会について表明する権限を誰にも与えていません。したがって、この種の情報を提供する者がいたとしても、それに依拠すべきではありません。本株主総会参考書類は2025年３月17日付のものです。本株主総会参考書類に記載されている情報は、別の日付が適用することを明記されている場合を除き、本書の日付時点のものです。本株主総会参考書類に記載されている情報が、その日付以外（又は、この株主総会参考書類に明記されている場合はそれ以前の日付）の日付で正確であると仮定すべきではありません。また、本株主総会参考書類に参照として組み込まれている文書に記載されている情報が、その文書の日付以外の日付で正確であると仮定すべきではありません。本株主総会参考書類は、委任状勧誘を行うことが違法とされる司法管轄区において、又はそのような者に対して、あるいはそのような者から、委任状の勧誘を行うものではありません。